

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年7月1日

【事業年度】 第62期（自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日）

【発行者の名称】 欧州投資銀行
(European Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 Richard Teichmeister
(資本市場部ヘッド・オブ・ディビジョン)
Xavier Leroy
(資本市場部キャピタル・マーケット・オフィサー)

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 丸 博 善

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注) 1. 本書中、「発行者」「EIB」または「当行」とは、欧州投資銀行を意味する。
2. 本書中、「ユーロ」または「EUR」と表示される金額は、欧州単一通貨を意味する。2020年5月29日現在、株式会社三菱UFJ銀行により公表されたユーロに対する日本円の対顧客電信直物売買相場の中値は1ユーロにつき119.13円であった。
3. EIBの会計年度は暦年である。
4. 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第 1 【募集（売出）債券の状況】

募集債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
第 1 回 欧州投資銀行 円金利差額型変動利付 (当初固定利付) 円貨債券(2004)	2004年11月	16,300,000,000 円	16,300,000,000 円	0 円 ⁽¹⁾	該当なし
第16回 欧州投資銀行 円貨債券(2010)	2010年 6 月	60,000,000,000 円	0 円	60,000,000,000 円 ⁽²⁾	該当なし
第12回 欧州投資銀行 米ドル・円金利差額型 変動利付(当初固定利付) 円貨債券(2010)	2010年 6 月	20,000,000,000 円	0 円	20,000,000,000 円 ⁽³⁾	該当なし
第17回 欧州投資銀行 円貨債券(2010)	2010年 7 月	40,000,000,000 円	0 円	40,000,000,000 円	該当なし
第 1 回 欧州投資銀行 豪ドル・円金利差額型 変動利付(当初固定利付) 円貨債券(2014)	2014年 3 月	5,000,000,000 円	0 円	5,000,000,000 円	該当なし

注(1) 本債券は2009年12月12日に5,000,000,000円、2012年12月 4 日に3,000,000,000円、および満期日の2019年11月12日に8,300,000,000円が償還された。

注(2) 本債権は満期日の2020年 6 月 5 日に全額償還された。

注(3) 本債権は満期日の2040年 6 月29日に先立ち、2020年 6 月29日に全額償還された。

売出債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
欧州投資銀行 2027年9月21日満期 期限前償還条項付 円建・円／ユーロ為替連 動債券	2007年9月	1,082,000,000 円	0 円	1,082,000,000 円	該当なし
欧州投資銀行 2020年12月18日満期 豪ドル建債券	2008年12月	24,850,000 豪ドル	0 豪ドル	24,850,000 豪ドル	該当なし
欧州投資銀行 2019年1月満期 豪ドル建債券	2014年1月	44,100,000 豪ドル	44,100,000 豪ドル	0 豪ドル	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 メキシコペソ建債券 (環境貢献債)	2020年3月	40,500,000 メキシコペソ	-	-	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 ブラジルリアル建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年3月	20,360,000 ブラジルリアル	-	-	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 インドルピー建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年3月	1,078,400,000 インドルピー	-	-	該当なし

2019年度中、EIBの経済的健全性およびEIBが業務を行う法的枠組みについて、本債券所有者の権利に重要かつ悪影響を与えるような変更はなかった。

第 2 【外国為替相場の推移】

米ドル、豪ドル、ユーロ、ブラジルレアル、メキシコペソおよびインドルピーについては、そのそれぞれと円との間の為替相場が、日本国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の会計年度において掲載されているため、記載を省略する。

(1) 【最近 5 年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当なし

(2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近 6 月間の月別為替相場の推移】

該当なし

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし

第3 【発行者の概況】

1 【発行者が国である場合】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】

設立の根拠、設立年月日および沿革

欧州投資銀行（「EIB」）は、欧州連合（「EU」）の機関として設立され、EU機能条約（随時改正、補足済）（「TFEU」）第308条により完全な法人格を与えられている。EIBは独自の統治機関、収益源および財務運営を備える。EIBは自己の債務についてのみ責任を負う。

EIBのガバナンスは、EU条約（「TEU」）およびTFEU（合わせて「両条約」）の第5付属議定書であり両条約の不可欠な一部であるEIB定款により定められる。EIBは両条約、EIB定款ならびにEUの特権および免責に係る第7議定書（「PPI」）をはじめとする両条約のその他すべての関連議定書の規定により統治される。

TFEU第308条および定款の規定に従い、EIBの構成員はEU加盟国（「加盟国」）である。EIBの資本金は、EIB定款第4.1条が定めるとおり、各加盟国によって応募される。EIBはこれまでEIBが発行した有価証券のいかなる元利金の支払も怠ったことがない。TFEU第309条および定款第16条に従い、EIBは、自身の資金源および資本市場からの借入を利用し、投資に対して特に貸付金および保証の形で資金を供給する。EIBは、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg に所在する。

EIBは欧州投資基金（「EIF」）の過半数の株式を所有し、EIFはEIB、欧州委員会および金融機関の三者による株式所有構成となっている。EIBグループはEIBおよびEIFで構成され、それぞれが法人格および法的自立性を備えた別個の法人を形成している。

目的

TFEU第309条に基づき、EIBは、主に資本市場にアクセスを有することにより、加盟国間の共同市場における安定的かつ均衡のとれた発展に貢献することを目的としている。その実現に向け、EIBは非営利で営業し、EU内の発展が充分でない地域を開発するプロジェクト、および、以下のプロジェクトが個々の加盟国内で利用可能な財源からの資金提供ではすべてが賄えない規模と性質のものである場合は、事業を現代化もしくは開発するまたは新たな活動を開発するプロジェクト、または複数の加盟国に共通の利益となるプロジェクトに貸付および保証を行うことを要求されている。さらに、定款の規定に従い、EIBはEU域外のプロジェクトに対しても通常、EUと非加盟国との合意の枠内において、貸付および保証を行う。

法的地位、特権および免責特権

EIBは法人格を有し、各加盟国内においては当該各加盟国の法律のもとで法人に与えられる最も広範な法的資格を有する。EIBは自らの名において財産の取得および譲渡を行うことができ、また訴訟当事者能力を有する。

PPIに従い、EIBならびにその資産、収入およびその他の財産は、加盟国のあらゆる直接税を免除される。EIBはまた、EIBが所在する加盟国内における、応募済資本金および払込済資本金の増額に伴うあらゆる課税その他の賦課ならびに当該増額に伴うあらゆる法的手続を免除される。定款に基づき行われるEIBの活動は、加盟国内におけるいかなる取引高税の対象にもならない。

定款に基づく加盟国の義務の履行ならびに総務会および理事会によって採られた措置の法的有効性に関する一定の訴訟については、TFEUにより、欧州連合司法裁判所（「司法裁判所」）が専属的管轄権を有する。当該専属的管轄権に属するものを除き、加盟国の行なった保証に基づく請求を含む、EIBとその債権者または債務者との間の訴訟については、その基礎をなす契約関係の定めに従いそれぞれの国内管轄裁判所において行うことができる。PPIに基づき、加盟国内のEIBの財産および資産は、裁判所の判決を受けかつ司法裁判所がそれを承認した場合を除き、強制執行による差押えまたは押収の対象とはならない。

日本との関係

該当なし

(2) 【資本構成】

資本構成および準備金

表示日現在のEIBの資本構成および準備金は次のとおりである。

	2019年 12月31日現在
	(単位：千ユーロ)
資本金：	
- 応募済資本金	243,284,155
- 払込未請求資本金	-221,585,020
- 払込請求済資本金	<u>21,699,135</u>
準備金および当期利益：	
準備基金：	
- 期首残高	24,328,415
- 期末残高	<u>24,328,415</u>
その他準備金：	
- 期首残高	10,595,340
- 前年度利益処分 ⁽¹⁾	<u>1,753,954</u>
- 期末残高	<u>12,349,294</u>
特別活動準備金：	
- 期首残高	9,626,707
- 前年度利益処分 ⁽¹⁾	<u>1,150,968</u>
- 期末残高	<u>10,777,675</u>
一般貸倒準備金：	
- 期首残高	2,736,047
- 前年度利益処分 ⁽¹⁾	<u>208,565,870</u>
- 期末残高	<u>2,170,177</u>
当期利益	<u>2,363,586</u>
自己資本合計	<u><u>73,688,282</u></u>

注(1) 2019年4月24日、総務会は、2018年12月31日終了年度のEIBの当期純利益2,339,052,000ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが事実として生じているが、これは基礎的業務のリスクの動きに伴うものである。

応募済資本金

2019年12月31日現在、EIBの構成員は、加盟国28か国である。

2012年12月31日、EIBの株主は全会一致で、払込済資本金の100億ユーロの増強を承認した。資本増強に応じた順次の現金の払込みにより、EIBの払込済資本金は217億ユーロに増加した。さらに、EIBには応募済だが未払いの資本金、すなわち払込未請求資本金があり、その額は2,216億ユーロにのぼる。

下表は2019年12月31日のEIBの応募済資本金に関する各加盟国の分担である。

加 盟 国	金 額
	(単位：ユーロ)
ドイツ	39,195,022,000
フランス	39,195,022,000
イタリア	39,195,022,000
英 国 ^(*)	39,195,022,000
スペイン	23,517,013,500
オランダ	10,864,587,500
ベルギー	10,864,587,500
スウェーデン	7,207,577,000
デンマーク	5,501,052,500
オーストリア	5,393,232,000
ポーランド ^(*)	5,017,144,500
フィンランド	3,098,617,500
ギリシャ	2,946,995,500
ポルトガル	1,899,171,000
チェコ共和国	1,851,369,500
ハンガリー	1,751,480,000
アイルランド	1,375,262,000
ルーマニア ^(*)	1,270,021,000
クロアチア	891,165,500
スロバキア	630,206,000
スロベニア	585,089,500
ブルガリア	427,869,500
リトアニア	367,127,000
ルクセンブルク	275,054,500
キプロス	269,710,500
ラトビア	224,048,000
エストニア	173,020,000
マルタ	102,665,000
計	243,284,154,500

注(*)英国の脱退が成立した後のEIBの資本構成については、下記「 - (4) 業務の概況 - 業務 - 二) 業績 - 1.3. 英国とEIBの関係」を参照のこと。EIBの応募済資本金の変更後におけるEU加盟国の分担金は以下のとおりである。

加 盟 国	金 額
	(単位：ユーロ)
ドイツ	46,722,369,149
フランス	46,722,369,149
イタリア	46,722,369,149
スペイン	28,033,421,847
ベルギー	12,951,115,777
オランダ	12,951,115,777
スウェーデン	11,366,679,827
デンマーク	8,591,781,713
オーストリア	6,557,521,657
ポーランド	6,428,994,386
フィンランド	3,693,702,498
ギリシャ	3,512,961,713
ポルトガル	2,263,904,037
チェコ共和国	2,206,922,328
ハンガリー	2,087,849,195
アイルランド	1,639,379,073
ルーマニア	1,639,379,073
クロアチア	1,062,312,542
スロバキア	751,236,149
スロベニア	697,455,090
ブルガリア	510,041,217
リトアニア	437,633,208
ルクセンブルグ	327,878,318
キプロス	321,508,011
ラトビア	267,076,094
エストニア	206,248,240
マルタ	122,381,664
計	248,795,606,881

EIBの理事会は、EIBの債務を賄うためにEIBが必要とする限度において、応募済資本金の残額の払込を要求することができる。各加盟国はそれぞれの応募済資本金の分担に比例して、かかる払込を行

う。EIB定款にEIBからの脱退について明確な規定はないが、TFEU第308条は、EIBの構成員は加盟国である旨を明記している⁽¹⁾。

注(1) したがって、2020年2月1日の英国のEUからの離脱に伴い英国はEIBの構成員ではなくなった。離脱の手順は、2020年1月24日付の「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」において合意および記載されている。

(3) 【組織】

EIBは、総務会、理事会および経営委員会によって指揮および管理される。総務会は各加盟国より任命された国務大臣（通常は財務大臣）をもって構成される。2019年12月31日現在、理事会は、加盟国および欧州委員会の指名に基づき、総務会により選任された理事29名および理事代理19名をもって構成されている。理事会にはさらに6名の議決権のない専門家が選任される。経営委員会は、理事会の提案に基づき総務会により6年任期で選任される総裁および副総裁をもって構成されている。

総務会

総務会は、各加盟国より1名ずつ任命された国務大臣（通常は財務大臣）をもって構成され、定款に規定された特定の機能を有している。これらの機能は、理事会および経営委員の任免、経営委員の定数の変更、ならびに理事会の年次報告書、年次貸借対照表および損益計算書の承認を含む。年次報告書が承認されない場合、定款に従い、理事会は全員辞任しなければならない。EIB定款に別段の記載がない限り、総務会の決議は応募済資本金の少なくとも50%を代表する多数決をもって行われる。特別多数決では18票および応募済資本金の68%の賛成が必要となる。

理事会

2019年12月31日現在、理事会は、加盟国および欧州委員会の指名に基づき、5年任期で総務会により選任された理事29名および理事代理19名をもって構成する。

また、理事会はまた、理事会構成員として3名、理事代理として3名の、6名の議決権のない専門家を選任する。

以下は別段の表示のない限り、2020年6月26日現在のEIBの理事、理事代理、および議決権のない専門家の一覧表である⁽¹⁾。

注(1) 2020年2月1日に効力を生じたEIBの定款の変更を受け、理事会は現在、理事28名および理事代理31名で構成されている。下記「 - (4) 業務の概況 - 業務 - 二) 業績 - 1.3. 英国とEIBの関係」を参照のこと。

理 事

Thomas WESTPHAL	Emmanuel MASSÉ
Gelsomina VIGLIOTTI	Carla D ⁰¹ _{3A} AZ ÁLVAREZ de TOLEDO
Filipe CARTAXO	Marc DESCHEEMAECCKER
Arsène JACOBY	Mickie SCHÖCH
Julie SONNE	Des CARVILLE
Konstantin J. ANDREPOULOS	Attila GYÖRGY
Andres KUNINGAS	Armands EBERHARDS
Migl ⁰¹ ₇ TUSKIEN ⁰¹ ₆	Karin RYSAVY
Kristina SARJO	Eva HAGHANIPOUR
Marinela PETROVA	Petr PAVELEK
Silvija BELAJEC	Kyriacos KAKOURIS
László BARANYAY	Paul DEBATTISTA
Piotr NOWAK	Andrej KAV ⁰¹ _{0C} I ⁰¹ _{0C}
Ivan LESAY	Markus SCHULTE

議決権のない専門家

Joes LEOPOLD	Laurence BRETON
Giorgio GOBBI	

理事代理

Rudolf LEPERS	Carole GOSTNER
Stéphane TABARIÉ	Francesca MERCUSA
Stefano SCALERA	Francisco Javier MARTÍN
Rosa CAETANO	Lisette Florence Hélène STEINS
Ludivine HALBRECQ	Rasmus RØNNE-AHM
Boni Florinela CUCU	Des O ' LEARY
Aija ZITCERE	Theresia LINDBERG
Darius TRAKELIS	Radek H ⁰¹ ₅₈ EB ⁰¹ _{3A} K
Eleni PITTA	Ana ZORI ⁰¹ ₀₆
Martin POLÓNYI	Maciej TABACZAR
Gergana BEREMSKA	Paulanne MAMO
Saila VALTONEN	

(8つの理事代理席が空席である。)

議決権のない代理専門家

Ingrid HENGSTER
Antonio OPORTO

Birgitte Nygaard MARKUSSEN

理事会は、EIBが適切に運営され、両条約（随時改正、補足済）および定款の規定ならびに総務会の一般的指示に従って管理されることを確保する責任を負う。理事会は、融資の供与、特に貸付金（加盟国域外への貸付を除く。）および保証の形によるものに関し、その貸付金利および保証手数料の設定およびEIBによる借入の承認を決定する。また特定多数の決定に基づき、その権限を一部経営委員会に委任することができる。

定款は、理事会の構成員はEIBに対してのみ責任を負う旨を規定している。各理事は、1議決権を有し、いつでも、EIBの手續規定に従ってその議決権を委任することができる。定款に別段の定めある場合を除き、理事会の決定は、少なくとも応募済資本金の50%以上を代表する議決権を有する3分の1以上の構成員によりなされなければならない。特別多数決は、賛成が18票以上入り、かつそれが応募済資本金の68%を代表していることを要する。

経営委員会

EIBの経営委員会は、現在のところ、理事会の推薦に基づき総務会により6年任期で選任されるEIBの総裁1名および副総裁8名をもって構成されている。2020年6月26日現在の経営委員およびそのEIBにおける役職は、次のとおりである。

経営委員	EIBでの役職
Werner HOYER	総裁
Dario SCANNAPIECO	副総裁
Ambroise FAYOLLE	副総裁
Andrew McDOWELL	副総裁
Emma NAVARRO	副総裁
Lilyana PAVLOV	副総裁
Thomas ÖSTROS	副総裁
Teresa Tatiana CZERWI ⁹³ ₄₃ SKA	副総裁

（1つの経営委員席が空席である。）

経営委員会は、総裁の権限および理事会の監督のもとEIBの現行事業の管理につき責任を負う。経営委員会は、多数決により、貸付および保証の供与ならびに借入につき理事会に対し提案を行う。総裁、または総裁が不在の場合は副総裁のうち1名が、議決権を持たない理事会の議長となる。総裁、もしくは総裁に支障のある場合には副総裁1名が、裁判その他の事項についてEIBを代表する。定款は、経営委員会およびEIBの職員は、EIBに対してのみ責任を負い、その職務の遂行について完全に独立であるべき旨を規定している。

監査委員会

監査委員会は、総務会により選任される6名の委員からなる。監査委員会は毎年、EIBの業務が適切に管理され、かつ帳簿が適切に記録されている旨を検査する。また監査委員会は、理事会によって作成された財務書類および年次報告に含まれるその他の財務情報が、当該事業年度の資産および負債に関するEIBの財務状況、ならびにその業績およびキャッシュ・フローについて正確かつ公正に表示している旨の確認を行う。

2020年6月26日現在の監査委員は次のとおりである。

László BALOGH

議長

Vasile IUGA

委員

Pierre KRIER

委員

Nuno GRACIAS FERNANDES

委員

(2つの監査委員席が空席である。)

オブザーバー

John SUTHERLAND

(1つのオブザーバー席が空席である。)

(4) 【業務の概況】

業 務

イ) EU域内における貸付政策

EIBは、加盟国において実施される投資について、加盟国ならびに官・民の事業に対し、これらの借手が他の方法によっては資金を妥当な条件で調達できない範囲で、特に貸付金および保証の形で資金を供給する。定款は、このような事業が経済一般の生産性を高めることに寄与し、共同市場の実現を促進するものでなければならない旨を規定している。

加盟国以外の企業または団体に対して貸付を行う場合には、EIBは、投資の実施予定地を領土とする加盟国による保証もしくはその他の適切な担保、または債務者自体の財務信用力のいずれかが得られることをかかる貸付の条件としなければならない。さらに借手が生産部門に従事する者である場合は、定款は、貸付に関する利息および分割償還金の支払が当該事業の予想営業利益によって賄いうる場合についてのみ、EIBが貸付および保証を供与することを認めている。

EIBにより給付される貸付金および保証の残高の合計は、いかなる時点においても、応募済資本金、準備金、未割当引当金、および損益計算書の当期純利益の250%を超えることができない。EIBによる資本参加の場合、後者の合計額から（払込済みか否かにかかわらず）応募済金額相当額が控除される。これは連結および非連結ベースにおいて適用される。EIBによる貸付および保証は対象プロジェクトの費用の一部のみを賄うもので、これは当該借手の自己資金や当該借手が他から調達した資金を補完するものでしかない。すなわち、一般的にEIBは対象プロジェクトの総費用の50%を上回る額の貸付は行わない。

EIBの貸付内容は多様化されており、1つの産業、経済部門もしくは国に偏在していない。EIBの貸付金は加盟国のすべてを通じて広範囲な企業の資金調達に供せられている。

ロ) EU域外への貸付

1960年代から、EIBはおよそ150の国々においてEUが推進している協力政策に積極的に参加している。EIBによる協力活動の付託条件は、通常、複数年のマンデートとなっており、EUによりEIBに割当てられる。

定款第16条第1項第2号に従い、総務会は理事会の提案に基づき、特別多数決により、加盟国の域外において全体または一部が実施される予定の投資についての融資も決定することができる。かかる貸付は、その他の点においては、上述した加盟国内部の貸付に関する定款の各規定に沿って行われる。

EIBは、このような貸付を、多くの場合EUと他国家間の協力協定の融資関係議定書に基づき行ってきた。域外貸付においてほとんどの場合、EIBは、他の担保に加えて加盟国またはEUの保証を得ている。

ハ) 資金借入

EIBは、いかなる通貨であれ、EIBにとって最も有利と思われる通貨で、またEIBが活動する資本市場においてその時の最も有利な条件で借入を行う。

EIBはいかなる借入金の元利金の支払に関しても、その履行を怠ったことはない。

二) 業績

2019年の動向ハイライト

概要⁽¹⁾

2019年にEIBは、社会経済的な団結の促進およびEUの競争力の改善、ならびに気候対策の支援および次世代の生活の向上という使命に沿ってEUの政策を実行し、その目標を十分に達成した⁽²⁾。

注(1) このセクションでは欧州投資銀行の活動および財務情報に触れる。表示される数額は、(別段の記載がない限り)EU会計指令に準拠して作成されたEIBの法定財務書類とあわせて読まれる必要がある。

注(2) EIBのコポーレート・ガバナンス・レポート(英文)はEIBのウェブサイト入手可能である。

後者については2019年に、欧州理事会および欧州委員会からの要請を受け、EUの気候対策銀行としてEIBの野心的な気候対策を飛躍的に前進させた。この新しい野心的な気候対策戦略は、排出削減が見込めない化石燃料プロジェクトへの融資を2021年末以降停止する旨のEIBの新たなエネルギー貸付方針の承認と一体的に、主に以下3点に重点を置いて推進される。

- ・ EIBグループは、危機の10年にあたる2021年から2030年まで、気候対策および環境サステナビリティへの1兆ユーロの投資を支援していく。
- ・ EIBは、気候対策および環境サステナビリティを支える融資の比率を段階的に増やし、2025年以降は対象事業の50%を占めるようにする。
- ・ EIBグループは、2020年末までにすべての融資活動をパリ協定の原則および目標に適合させる。

当年中にEUの持続可能な成長へのファイナンス行動計画の最優先項目であるEUサステナビリティ・タクソノミ(持続可能事業の分類、EUST)の協議が進展するにつれ、その影響が次第にサステナビリティ投資に関する議論に及ぶようになった。EIBは、EUSTに記載が予定されるEUの政策目標へのダイレクト・リンクを張るなど、サステナビリティ資金調達商品の文書に当該分野のEU法制の今後の改正を織り込んだ初の発行体となった。

2019年4月、EIBの総務会は、英国が欧州連合から離脱した場合の資本再構成計画を承認した。採用された手法は、EIB株主の力強い支援、およびEIBグループの使命や成果が一加盟国の離脱で損なわれることのないよう取り組む姿勢を反映している。資本の差替えは2020年2月1日にEIBの準備金35億ユーロ(すなわち、英国の払込済資本金と同額)を払込済資本金に組み替えることで実施され、これを受けて、英国の357億ユーロの分担金(すなわち、英国の払込未請求資本金と同額)の減少を埋めるため各加盟国の払込請求済資本金が按分で増額された。また、EU理事会は、EIBへの関与をEU経済に占める比率に応じたものとするため、ポーランドおよびルーマニアの応募済資本をそれぞれ追加で53億8,600万ユーロおよび1億2,500万ユーロ増額することを承認(2020年3月1日に発効)した。

2019年、EIBの貸付契約は633億ユーロ⁽³⁾(このうち619億ユーロはEIBの自己資金源)で2019年の業務計画⁽⁴⁾の設定目標(630億ユーロ、プラス/マイナス10%)に即したものとなり、2018年の貸付高(556億ユーロ、このうち543億ユーロはEIBの自己資金源)を大きく上回った。2019年の実行済総額は、2018年の526億ユーロ(このうち518億ユーロはEIBの自己資本源)に対して481億ユーロ⁽⁵⁾(このうち475億ユーロはEIBの自己資本源)であった。

注(3) 貸付金、株式および保証のすべての財源を含む。

注(4) 年次業務計画は業績指針を含み、またEIBグループの主な優先課題および活動を詳細に記述する。

注(5) 貸付金、株式および保証のすべての財源を含む。

また2019年にEIBは、2015年から運用され、強固で具体的かつ持続的な利益を欧州経済にもたらし成果をあげている欧州戦略投資基金（EFSI）のモデルをベースとした、多年次財政枠組み（2021年 - 2027年）に基づく欧州委員会の提案、すなわちインベストEU（InvestEU）を始動させる計画を好意的に受けとめた。

EFSIにおけるEIBの役割上より高リスクの貸付を増やしているにもかかわらず、EIBの貸付金ポートフォリオの質は極めて高く維持されている。EFSIの体制に基づき、欧州委員会が信用補完を提供しており、これらの対象事業の残余リスクを大幅に軽減することができている。貸付金ポートフォリオ⁽⁶⁾は引き続き全体として概ね安定的であり、減損が生じている貸付金は2019年末で0.4%（2018年末：0.3%）にすぎなかった。90日を超える支払延滞額は僅少に維持され、2019年末現在で1億4,600万ユーロ（2018年末：1億7,640万ユーロ）であり、リスク・ポートフォリオの0.04%を占めるにすぎない。貸付金に係る個別引当金は2018年末現在の5億3,690万ユーロから4億8,690万ユーロに減少した。厳格なリスク管理方針により、また対象プロジェクトのデュー・デリジェンスを通じて、EIBの高い信用状態が支えられている。

注(6) 本「概要」で提供される貸付金ポートフォリオの情報は、（別段の記載がない限り）自己資金源による貸付金ポートフォリオに対応しており、これには「リスク・ポートフォリオ」およびEUまたは加盟国からのグローバル保証により利益を受けるEU域外のポートフォリオ部分が含まれる（詳細は法定財務書類の注記Uを参照のこと。）。

EIBは、2018年の23億ユーロに対して2019年は24億ユーロの当期純利益を計上し、良好な財務実績を確保した（詳細は以下「 - 1 . EIBは健全な財務業績を実現」を参照のこと。）。当期純利益は全額留保され、これがEIBの自己資金を形成し長期的な資金供給能力を支えている。CET 1（コア資本Tier 1）比率が2018年末の35.1%から2019年末には32.9%に低下したが、これは主に2019年中に契約した新規事業、既存ポートフォリオの伸展およびモデルの修正の実施によるものであった。レバレッジ比率⁽⁷⁾は、借入高の微減および自己資金の増加により改善して2019年中に627%（2018年末：652%）となった。

注(7) レバレッジ比率は、（長期および短期の）債務総額を、調整後の株主持分（自己資金からEIFの資本金に対するEIBの参加分を控除したもの）で除することにより算出される。

2019年の資金調達プログラムは予定どおりに完了した。当年を通じて、EIBは、貸付業務およびその他のキャッシュ・フロー需要に資金を充当するため、国際資本市場で503億ユーロを調達した。EIBは有力な発行体であり、資本市場の変革に継続的に貢献している。借入およびコマーシャル・ペーパーの合計残高は、2018年末現在の4,554億ユーロから61億ユーロ（1.3%）減少して2019年末現在は4,493億ユーロであった。

EIBは、流動的かつきわめて質の高い投資に集中することで、流動性管理に対して慎重な姿勢をとっている。自己勘定取引資産は2019年末現在で総額809億ユーロ（2018年末：806億ユーロ）であった。EIBの流動性比率は制限値の範囲内で良好に維持されており、流動性資産が2020年の予想純キャッシュ・アウトフローに占める割合は（2018年の97.4%に対して）88.6%であった。極端な流動性ストレス状況において、EIBのユーロシステム再融資枠へのアクセスが補完的な保護を提供する点は重要である。

形態や次元の異なる数々の危機に直面する中でもサービスの鮮度と同時代性を維持するため60年以上にわたり不断の努力を重ねたことで、EIBは実際的な影響力を伴って加盟国全域に金融および助言サービスを提供する独自のポジションを確立した。特に気候対策と環境サステナビリティの喫緊

の必要につき、かつてないスピードでマクロ経済および地政学レベルの変動が進む状況下でも、EIBは構造変換的な対応を提供すべく他のEU機関と密に連携する準備ができています。今後、EIBは、より良いレガシーを将来世代に渡すための支援を一段と強化していく。

COVID-19に関するEIBグループのアップデート

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の原因であるSARS-CoV-2ウィルスの流行拡大を受け、2020年3月16日、EIBグループは中小企業（SME）および中堅公開企業（mid-cap）部門を支援するため総合緊急対応パッケージを提案し、これには（i）SMEに有利な銀行向け保証スキーム、（ii）SMEおよびmid-capのために追加の運転資金支援を確保するための銀行向け流動性枠、ならびに（iii）銀行が対SME融資ポートフォリオのリスクを移転できるようにする資産担保証券（ABS）の買入れプログラムが含まれた。2020年4月3日、EIB理事会は、緊急対応パッケージ案の実施の一環として、全EU加盟国を対象とする上限50億ユーロの多数受益者プログラム貸付を承認した。このプログラム貸付は、多数受益者向けの仲介融資の他、資産担保証券やカバード・ボンドの買入などの一部の代替的融資を通じて実施される可能性がある。

また2020年4月3日、EIB理事会は、EIBグループがCOVID-19のパンデミックによる経済的影響への対策を拡充できるよう、汎ヨーロッパ保証基金を創設する案を検討した。当該基金の条項の詳細は、SMEへの金融支援を重視する想定のもと、現在策定中である。同基金は、その参加者であるEU加盟国およびEU機関から主に保証の形で拠出される250億ユーロにより工面される予定である。また、このスキームで承認された対象事業の実施においてEIBグループに生じる一切の損失および関連費用は、同基金でカバーされる予定である。かかる損失は、同基金への参加の度合いに応じて上限が設けられる各拠出者の損失分担に従い、同基金の全拠出者によって負担される予定である。

2020年4月8日、EIBグループはまた、EU域外でのCOVID-19のパンデミック対策の取組みを対象とするEU予算による保証付きの上限52億ユーロの融資を発表し、医療および民間部門に絞って資金を投じていく。

さらにEIBグループは、医療部門および医療分野のイノベーションに対し、現在進めている約50億ユーロの一連のプロジェクトを足掛かりとして引き続き支援を続けていく。EIBグループは、急な申入れであっても、治療施設やワクチン開発・製造施設に資金を配分し、また、特に医療部門のインフラおよび施設の需要に関してEU加盟国が採用する緊急措置を支援することができる。

EIBグループは現在すべての事業を維持し、通常業務で営業を続けている。予防的措置として、EIBグループは、ガバナンスおよび事業承認スケジュールの潜在的な中断を回避するための手を整備している。またEIBグループは、事態が正常化するまでの出張制限、公開イベントの日程変更やバーチャル形式での開催、および職員へのテレワークの要請を含め、従業員の健康および安全を確保するための堅実な手法を採用しており、状況を注視し続けている。

COVID-19のパンデミックに伴いグローバル金融市場の一般的情勢が不確実であるにもかかわらず、EIBは、主に流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、現在も引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。さらに、EIBが十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項にも依拠していることから、EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も高く維持されている。COVID-19のパンデミックのEIBに対する最終的な影響を現段階で予測することは困難である。EIBは状況を注視し、パンデミックに対応したその他の支援策およびプログラムを検討し続けていく。

1. EIBは健全な財務業績を実現

EIBは低いマージンで多額の貸付金を供与することにより当期純利益を生み出しており、設立以降は毎年、年次の法定⁽⁸⁾財務書類にこれを計上している。2019事業年度の当期純利益は23億6,360万ユーロであり、2018年の当期純利益（23億3,910万ユーロ）から微増となった。2019年の財務実績に影響を与えた主要な要素は次のとおりである。

- ・ EIBにより計上された正味受取利息⁽⁹⁾が、2018年の31億6,760万ユーロに対して30億3,170万ユーロとなった。受取利息および支払利息のさらなる詳細は、法定財務書類の注Nに記載されている。
- ・ 一般管理費が前年比で1,770万ユーロ増加した。この変動は主に、職員に関する費用の増加（当該期間中に平均職員数が3,343人から3,440人に増加したことに関連する。）により生じた。さらなる詳細は、法定財務書類の注Rに記載されている。
- ・ 貸付金および保証に係る個別引当金について前年比で1億7,000万ユーロのプラスの変動が生じた。法定財務書類に計上された貸付金および保証に係る引当金が専ら個別の対象事業に関係している点には留意すべきである。

EIBの貸借対照表総額は、2018年末現在の5,558億ユーロに対して2019年末現在は5,536億ユーロ（22億ユーロの減少）であった。

注(8) EU会計指令に従って作成されている。

注(9) 受取利息および類似収益から支払利息および類似費用を差し引いたもの。

純損益および総資産の推移(単位：百万ユーロ)



1.1. 強固な資本構成

純利益はEIBの業務を支えるために留保されることから、EIBの着実な収益性は、長年にわたり十分な準備金の積上げをもたらしてきた。自己資金は、当期純利益の充当を受けて2018年末現在の713億ユーロから2019年末現在の737億ユーロに増加した。

2019年12月31日現在の自己資金構成

自己資金 (単位：千ユーロ)	2019年 12月31日	2018年 12月31日
資本金		
- 応募済	243,284,155	243,284,155
- 払込未請求	-221,585,020	-221,585,020
	21,699,135	21,699,135
準備金		
a) 準備基金	24,328,415	24,328,415
b) その他準備金	12,349,294	10,595,340
c) 特別活動準備金	10,777,675	9,626,707
d) 一般貸倒準備金	2,170,177	2,736,047
	49,625,561	47,286,509
当期純利益	2,363,586	2,339,052
自己資金合計	73,688,282	71,324,696

当期純利益については、以下の処理が提案された。

- () 準備基金： 該当なし
- () その他準備金： 14億3,870万ユーロ
- () 特別活動準備金： 9億5,920万ユーロ
- () 一般貸倒準備金： - 3,430万ユーロ

1.2. EIBの払込未請求資本金は十分な緩衝（バッファ）を提供

EIBはEU加盟国により所有されている。2012年に承認された直近の100億ユーロの増資によりEIBの払込済資本金は217億ユーロとなり、応募済だが払込みが未了の資本金、すなわち払込未請求資本金は2,216億ユーロである。EIBの加盟国には、EIBがその債務を履行するために必要とする場合、必要な払込未請求資本金の各々の分担割合分を、EIBの定款の規定⁽¹⁰⁾に従い、EIBの理事会の請求により払い込むべき法的な義務がある。この法的義務は国法に優先するEUの条約に由来しており、このことはEIBの際立った特徴となっている。払込未請求資本金（自己資金の勘定に含まれず、またCRR/CRD IV（第4次自己資本規制・指令）の自己資本充足目的にもならない。）は、EIBの借入金の概ね半分に相当するバッファを構成する。

注(10) EIBの定款第5条(3)：「理事会は、EIBの債務を履行するためにEIBが必要とする限度において、応募済資本金の残額の払込みを求めることができる。」

1.3. 英国とEIBの関係

2017年3月29日、英国は、TEU第50条に従ってEUから離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子

力共同体からの離脱協定」(「離脱協定」)に基づき、2020年2月1日をもって加盟国でなくなった。EUからの離脱により、英国は自動的にEIBの構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りの加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替えは、EIBにおける英国の応募済資本金の払込部分に加え、未請求部分も対象とするものであった。払込部分の差替えは、EIBの準備金を払込応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各加盟国において、EIBの応募済資本金の未請求(請求可能)持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資は、英国のEU離脱から1か月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込部分につき支払を行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

なお、英国のEU離脱に伴うEIB定款の数多くの変更が効力を生じている。EIB定款変更の第一群は、2020年2月1日に効力を生じた。英国がEIBの構成員でなくなったことを反映するこれらの法定の変更には、EIB定款における英国への言及の削除が含まれた。ガバナンス条項のいくつかの変更も同時に効力を生じ、かかる変更には、EIB理事会の代理メンバーの増員、ならびにEIBの業務計画、手続規則および経営委員会の委員の任命の承認に係る特定多数決方式の導入が含まれた。EIB定款変更の第二群は、ポーランドおよびルーマニアの増資ならびに関連するガバナンスの変更に関するものであり、2020年3月1日に効力を生じた。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれた。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。英国は、その他のEIBのリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

英国のEUの離脱、およびその結果としてのEIBの構成員でなくなること、ならびに当該離脱およびEIBの構成員でなくなるための準備は、EIBの2019年12月31日現在および同日に終了した事業年度の個別および連結の財務書類に重要な影響は与えなかった。

1.4. 将来の見通し

2020年の業務計画⁽¹¹⁾がEIBの理事会により2019年12月12日に承認され、2020年1月30日に公表された。この計画に基づき、EIBは、生産性の高い投資を支援し市場の隙間を狙いつつ、インパクトおよび追加性に対する精力的な取組みを維持する。またEIBは、EUの気候対策銀行としての役割に応え、気候対策および環境サステナビリティへの注力をより一層高めていく。

注(11) 年次業務計画は業績指針を含み、またEIBグループの主な優先課題および活動を詳細に記述する。

EIBは2020年の契約組成の指針を630億ユーロに置いている。EIBは、政治経済環境の継続的な不透明性および市場の需要動向を考慮するため、また資源の最適な調整および現実経済に与えるインパクトの最大化を確保するために、財務および信用の長期的な強度を維持することに引き続き注意

を払いつつ、通年で貸出および関連業務の見直しを続けていく。2020年の業務計画はまた、2021年および2022年の暫定的な指標を提供しているが、これは多次財政枠組み（MFF）の協議が終わるまで確定するものではない。

EIBの貸付は、EUの社会経済的な団結および気候行動に関する2つの包括的政策目標に加え、EIBの公共政策上の目標、とりわけイノベーション、SMEおよびmid-cap向け金融、インフラストラクチャーおよび環境に重点を置き続けている。

これらの目標に沿って、EIBは、雇用創出およびグローバル競争力に貢献し、気候、安全保障および移民の課題に取り組み、欧州の価値を向上させ、ならびにEU全域における生活水準および繁栄の格差を継続的に縮小させるようなプロジェクトのために利用可能な長期金融を実施している。こうした活動を通じて、EIBはこれまで国連の持続可能な開発目標（SDG）の達成に向けた重要な役割を担ってきており、今後も継続的に担い続ける。

業務計画における資金調達プログラムの予測は、業務目標を達成するために必要と想定される借入を反映している。理事会は2020年について、グローバル借入承認案件の上限を650億ユーロとすることを承認し、またEIBは600億ユーロの資金調達プログラムを想定している旨を公表した。

EIBの良好な信用格付は、そのビジネス・モデルの要諦である。そのためEIBは、そのリスク選好および公的使命に合致する信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクのみを受け入れることとしている。収益を安定させ自己資金の価値を保存することで、EIBは長期的な成長のための資金を自給できるよう努めている。

2. 貸付業務 - プロジェクト評価を通じた安定的な貸付高

EUの銀行としてのEIBの使命は、TFEU第309条に規定されているとおり、EUの政策目的を実施するための実現可能なプロジェクトに投資することである。資金供与先のプロジェクトは、厳格な経済、技術、環境および社会的基準をみたす必要があり、入念なデュー・デリジェンスおよびリスク管理の実施対象となる。

2019年12月31日現在、EIBの実行済貸付金のポートフォリオは4,475億ユーロ⁽¹²⁾であり、これに対して2018年末は4,509億ユーロであった。契約済貸付金の残高は5,603億ユーロ⁽¹³⁾（2018年末：5,568億ユーロ）と概ね安定的であり、そのうち88.4%（2018年：88.6%）がEU域内プロジェクト向けであった。

注(12) 自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

注(13) 自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

2.1. 新規契約

2019年の新規契約のフローは633億ユーロ⁽¹⁴⁾であり、このうち619億ユーロがEIBの自己資金源によるものであった（2018年：556億ユーロ、うち543億ユーロが自己資金源によるもの）。新規契約の87.5%（2018年：86.0%）がEU加盟国のプロジェクトを資金供与先とするものである（地理的分布の詳細は以下の表を参照のこと）。

注(14) 自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

国別または地域別の契約実績

契約先	2019年 (百万ユーロ)	合計比 (%)	2018年 (百万ユーロ)	合計比 (%)
イタリア	9,696	15%	7,424	13%

スペイン	8,094	13%	7,430	13%
フランス	6,929	11%	6,082	11%
ドイツ	5,339	9%	4,644	8%
ポーランド	4,394	7%	3,890	7%
オランダ	2,477	4%	1,947	3%
ギリシャ	2,031	3%	1,566	3%
スウェーデン	1,871	3%	1,372	2%
ベルギー	1,730	3%	1,541	3%
フィンランド	1,713	3%	1,785	3%
オーストリア	1,554	2%	1,196	2%
ポルトガル	1,379	2%	1,522	3%
チェコ共和国	1,308	2%	443	1%
アイルランド	960	2%	807	2%
デンマーク	839	1%	432	1%
ルーマニア	766	1%	981	2%
EFTA ^(注)	113	0%	190	0%
他のEU加盟国 候補国および 潜在的候補国	4,270 [*]	7%	4,770	9%
その他諸国	7,138	11%	6,066	11%
	63,250		55,640	

(*) ブルガリア 2 億1,000万ユーロ、クロアチア 4 億6,600万ユーロ、キプロス 2 億3,000万ユーロ、エストニア 2 億3,600万ユーロ、ハンガリー 7 億200万ユーロ、ラトビア 2 億4,600万ユーロ、リトアニア4,700万ユーロ、ルクセンブルク 2 億1,500万ユーロ、マルタ7,800万ユーロ、スロバキア 2 億400万ユーロ、スロベニア 1 億8,400万ユーロ、英国 4 億5,600万ユーロ、多国間契約 9 億9,600万ユーロ。

(注) EFTA：欧州自由貿易連合

2.2. 野心的な新気候対策戦略およびエネルギー貸付方針をEIBが発表

EIBは旧来よりヨーロッパの気候対策銀行である。2012年以降、EIBは排ガス削減プロジェクトや気候変動のインパクトに適応する国家支援プロジェクトに対する5,500億ユーロの投資を支えるため、1,500億ユーロの資金を供給してきた。これにより、EIBはかかる目的を支援するプロジェクト向けの世界最大手の多国籍金融プロバイダのひとつとなっている。

2019年にEIBは、欧州理事会および欧州委員会の両者から要請を受け、またEIBの株主（すなわちEU加盟国）の支持のもと、その野心を飛躍的に前進させることを決めた。EIBは、排出削減が見込めない化石燃料に係る融資を停止し、またこの公的金融機関よりも野心的な気候対策投資戦略に着手した。EIBはまた、その重要な柱のひとつをEIBが担う「欧州グリーンディール」に関する欧州委員会の2019年12月11日付の発表を好意的に受けとめた。

EIBの新しい気候対策および環境サステナビリティ戦略には、以下の3つの重点要素が含まれる。

- ・ EIBグループは、危機の10年にあたる2021年から2030年まで、気候対策および環境サステナビリティへの1兆ユーロの投資を支援していく。
- ・ EIBは、気候対策および環境サステナビリティを支える融資の比率を段階的に増やし、2025年以降は対象事業の50%を占めるようにする。
- ・ EIBグループは、2020年末までにすべての融資活動をパリ協定の原則および目標に適合させる。近い将来、これを補完すべく、より影響の大きい地域や国における漏れのない適切な移行に向けてEIBの融資が確実に貢献していくための措置をとっていく。

これまでEIBが主催したうちもっとも包括的な意見公募を経て、EIB理事会は2019年11月に、EIBの新しい野心的なエネルギー貸付方針を承認した。2019年1月以降の利害関係人の精力的な関与により、関係する組織および個人から149通の提出書面、ならびに30,000人超の署名入りの請願書が集まった。

エネルギー貸付方針の改定の承認を受け、EIBは2021年末以降、排出削減が見込めない化石燃料プロジェクトへの新規融資を検討しない。またEIBは、現行のキロワット時あたり二酸化炭素550グラムの基準を差し替えるものとして、キロワット時あたり二酸化炭素250グラムという新たな排出性能基準を設定した。過去の2013年のエネルギー貸付の見直しをもってEIBはすでに、厳格な排出性能基準の採用を通じて、石炭および亜炭による発電への融資を事実上終了させた初の国際金融機関になっていたといえる。

新しい方針は、EIBの将来的なエネルギー部門への関わり方を規律する5つの原則を定めている。

- ・ EUエネルギー効率指令に基づくEUの新たな目標に沿うようにエネルギー効率の優先度を上げる。
- ・ 低炭または無炭技術への支援を増やすことでエネルギーの脱炭化を図り、2030年までにEU全域で再生可能エネルギーの比率が32%に達することを目標とする。
- ・ 分散型のエネルギー生産、革新的なエネルギー貯蔵および電動移動手段に対する融資を増やす。
- ・ 風力や太陽光などの新たな間欠性エネルギー源に不可欠な送電網の投資を確保し、また国際的な相互接続を強化する。
- ・ EU域外において、エネルギー構造変換支援の投資効果を高める。

2.3. EFSIの進捗

欧州理事会および欧州議会は2017年、EFSIの成功を前提として、EFSIの投資目標額およびデュレーションを拡張して2020年末までに5,000億ユーロとすることに合意した。現状、EIBグループも2020年末に向けて5,000億ユーロという新たな目標額を超過達成する見通しである。

EIBの経済部門と欧州委員会の共同研究センターが2019年10月に発表した研究により、ヨーロッパ経済に対するEFSIの具体的かつ持続的な利益が示された。同研究は、EFSIが支援する投資が2019年6月末までに基礎シナリオに対してEUのGDPを0.9%押し上げ、110万件の雇用を追加すると試算した。その影響は2022年までにEUのGDPを1.8%増加させ、170万件の雇用を追加するとされている。さらにEFSIは、EUに対して長期のマクロ経済的な影響も有し、同研究は2037年に向けてEFSIが支援する対象事業が100万件の雇用およびEUのGDPの1.2%増加をもたらすと試算している。

2019年末現在、EIBグループは1,269件の対象事業に対する総額842億ユーロ⁽¹⁵⁾について承認済みであり、実施する投資は4,580億ユーロと見込んでいる。この額は、拡張後のEFSIを原資とする5,000億ユーロの投資の92%を占める。

注(15) この金額は、グローバル承認案件や全部解約された事業を除いたアクティブな事業を参照している。

2019年12月31日現在、総額604億ユーロの資金供給を伴うインフラストラクチャーおよびイノベーション・ウィンドウ（IIW）の602件の対象事業が承認されており、492億ユーロはすでに契約済みである。このうち276億ユーロは実行済みであり、その内訳は255億ユーロがデット・タイプ・オペレーション（負債型取引）および21億ユーロがエクイティ・タイプ・オペレーション（持分型取引）であった。

SMEウィンドウ（SMEW）のもとで、138億ユーロにのぼる390件の金融保証取引が承認された。2019年末現在、EFSIの支援の恩恵を受ける保証取引について118億ユーロが契約済みであった。

EIFはまた、SMEWの持分およびリスク資金源受託業務を通じて、100億ユーロ相当の投資基金を用いた277件の取引を承認しており、2019年12月31日現在における契約額は82億ユーロとなった。

インフラストラクチャーおよびイ

ノベーション・ウィンドウ（IIW）

	合計	2019事業年度 ^(*)
承認済み事業件数	602	130
2019年12月31日現在の		
承認済み事業（100万ユーロ）	60,449	11,606
うち持分型取引	6,739	1,240
うち負債型取引	53,710	10,366
契約済み事業件数	532	152
2019年12月31日現在の		
契約済み事業（100万ユーロ）	49,179	10,990
うち持分型取引	6,173	1,461
うち負債型取引	43,006	9,529
2019年12月31日現在の		
実行済み事業（100万ユーロ）	27,644	8,797
うち持分型取引	2,111	1,050
うち負債型取引	25,533	7,747

(*) 前年と同様、金額は2019年中に解約された事業を控除している。

SMEウィンドウ (SMEW)	合計	2019事業年度
承認済みプロジェクト件数	667	308
2019年12月31日現在の		
承認済み事業 (百万ユーロ)	23,799	6,393
契約済みプロジェクト件数	617	242
2019年12月31日現在の		
契約済み事業 (百万ユーロ)	19,982	5,447
2019年12月31日現在の		
実行済み事業 (百万ユーロ)	10,594	3,663

EIBグループが新たなEU投資プログラム (2021年 - 2027年) の中心的パートナーであることをインベストEUの合意で確認

2019年3月にEIBは、多年次財政枠組み (2021年 - 2027年) におけるヨーロッパの民・官投資促進プログラム案であるインベストEU暫定合意を好意的に受けとめた。EIBグループがインベストEUの75%を実施することが欧州理事会、欧州議会および欧州委員会で確認され、この合意に至った。また、EUの銀行として、すべての実施パートナーの利益となるよう必要なバンキングの専門知識を提供し、プログラム全体のリスク管理機能を担っていく。

インベストEUは、EIBグループにより管理および実施されるEFSIならびにCEF (コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ)、InnovFin (イノベーターのためのEUファイナンス) およびCOSME (企業と中小企業の競争力のためのプログラム) などその他の既存金融商品の成功の上に設定される。EU予算からの380億ユーロの保証を基礎として、社会的で、環境に優しく、競争力のあるEUを維持するための約6,500億ユーロの投資を動員することを目指す。

2.4. EU域外の事業

EU域外に貸付金を供給することにより、EIBはEUの対外的政策目標を積極的に推進している。EIBはEU域外で50年以上にわたり活動しており、2019年末現在で648億ユーロ (うち2019年に契約したものは79億ユーロ) の貸付金を106か国に付与してきた。EU外の活動の大部分は、EUからの保証 (対外貸付マニフェスト) またはEIBの構成員からの保証 (コトヌー協定) により、包括保証または政治リスク保証の形でカバーされている。

この活動領域において、EIBは、欧州の開発金融アーキテクチャに関して2019年10月に賢人会幹部グループから出された報告書を好意的に受けとめており、そこではEU域外におけるEU政策の実施を担うEIBグループの重要な役割が確認されている。同報告書は、EIBに開発子会社を設置することが、ヨーロッパの開発金融アーキテクチャの制度的なギャップに対処するための選択肢として政治的かつ財政的にもっとも実行可能性が高い点を強調している。

ロシア

EIBは、欧州理事会により2014年に採択された対ロシア制裁措置を引き続き適用している。ロシア連邦内の借手に対するEIBの実行済エクスポージャーの総額は、2019年末現在で2,260万ユーロ (2018年: 1億ユーロ) であり、このうちEIBの自己リスクによるものはなかった (2018年: 7,470万ユーロ)。

ウクライナ

ウクライナにおける実行済エクスポージャーの総額は、2019年末現在で12億8,430万ユーロ（2018年：11億5,180万ユーロ）であった。このうち10億6,330万ユーロ（2018年：9億9,630万ユーロ）はEU域外貸付マンデートの保証でカバーされるが、それ以外はEIBの自己リスクによる。さらに、未実行であるが契約済みの事業において38億ユーロが確約されており、このうち1億6,570万ユーロについてEIBが自己リスクを負うと見込まれている。

トルコ

トルコにおける実行済みエクスポージャーの総額は、2019年末現在で123億ユーロ（2018年：140億ユーロ）であった。このうち65億ユーロ（2018年：70億ユーロ）はEU域外貸付マンデートの保証でカバーされるが、58億ユーロ（2018年：70億ユーロ）はEIBの自己リスクによる。さらに、未実行であるが契約済みの事業において8億ユーロが確約されており、このうち1億ユーロについてEIBが自己リスクを負うと見込まれている。

2.5. 綿密なデュー・デリジェンスおよび厳格な選別基準

EIBのデュー・デリジェンス手続（EFSIの対象事業を含め、すべての事業に適用される。）は、すべてのプロジェクトに厳格な適格基準を適用することで貸付金の優良性を確保している。プロジェクトの評価手続には、貸付担当役員、エコノミスト、エンジニアおよびその他の分野の専門家、リスク管理者および法律家による査定が含まれる。プロジェクトの実現可能性は、4つの角度（経済、技術、環境／社会および財務）から検討される。

プロジェクトの選定時から、プロジェクトの残存期間を通じてリスク方針が適用される。EIBは、早期介入を可能とするため契約後の監視を行っており、当初の状態からの悪化または契約条項への違背の有無を注意深く捕捉している。プロジェクトの審査および事前評価の厳守は、定期的な事後検証と相まって、EIBの貸付金ポートフォリオの質を支えている。

気候の観点、全プロジェクトの調査およびモニタリングを通じて考慮される。EIBは、直接に資金供給を行ったプロジェクトで重大な排出を伴うものすべてに関し、二酸化炭素排出量を絶対値と相対値で計算および報告する。さらに、二酸化炭素の経済的価値を環境外部経済性の会計処理に含めている。

2.6. 高度に担保された優良な貸付金ポートフォリオ

EIBが従う保守的な貸付方針は、融資対象プロジェクトの性質および強固な担保の設定と相まって、よりリスクの高い貸付に向かうEIBの最近の動きにもかかわらず優良な貸付金ポートフォリオの維持を可能としている。貸付金ポートフォリオが高格付であることは、EIBの減損率の低さおよび債務不履行が現在に至るまで低水準であったことに反映されている。

- ・ EIBの貸付金ポートフォリオの圧倒的多数は、信用補完もしくは欧州委員会（EC）へのリコースまたはEU加盟国の保証（この場合EIBは、優先債権者としての地位（PCS）およびEIBの定款により与えられる保護に基づき利益を享受する。）により手当てされている。信用補完の多くは、EUソブリン保証、欧州連合予算による保証、投資適格を有する銀行および企業による保証、ならびに質の高い金融担保および権利または質権の設定という形をとっている。銀行および企業に対する無担保の貸付金は、合計で1,367億ユーロ⁽¹⁶⁾（2018年：1,325億ユーロ）であり、2019年12月31日現在のリスク・ポートフォリオ全体の26.6%（2018年末：25.8%）を占めた。

注(16) 自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

- ・ 貸付エクスポージャーに関する予想損失は、専用の一般貸倒準備金（GLR）に割り当てられる。
- ・ EIBのリスク・ポートフォリオの資産の質は極めて優良な水準で維持されている。2019年末現在のEIBのリスク・ポートフォリオのうち、内部格付上の投資適格水準⁽¹⁷⁾をみたす最善の借手または保証人を相手先とするものが84.4%（2018年：83.9%）を占めた。

注(17) Baa3を上回る格付。

- ・ 2019年末の貸付業務を通じたEIBの実行済ソブリン・エクスポージャー⁽¹⁸⁾は452億ユーロ（2018年：454億ユーロ）であり、ソブリンによる保証が付された契約済エクスポージャー⁽¹⁹⁾は797億ユーロ（2018年：796億ユーロ）であった。EIBは保有するEUソブリン・エクスポージャーおよびEUソブリン保証エクスポージャーに関していかなる減損も計上しなかった。EIBの優先債権者としての地位および定款に基づいて与えられる保護により、EIBのソブリン資産の全額回復が保証されると考えられている。

注(18) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含む。

注(19) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含む。

- ・ 2019年末現在、実行済みのエクスポージャーの総額において、16億ユーロ（2018年：15億ユーロ）の57件の貸付契約（2018年：36件の貸付契約）で減損が生じた。このような取引は貸付金ポートフォリオ全体の0.4%（2018年：0.3%）であり、そのためにEIBはエクスポージャーの総額（実行済エクスポージャー、経過利息および延滞エクスポージャー）に対して総額4億8,690万ユーロ（2018年：5億3,690万ユーロ）の個別引当金を計上している。
- ・ 欧州連合または加盟国のグローバル／包括保証により担保されていない貸付金⁽²⁰⁾で、90日を超えて延滞しているものは、2019年末現在で1億4,600万ユーロ（2018年：1億7,640万ユーロ）であった。

注(20) 貸付金ポートフォリオのうち90日を超えて延滞しているものの詳細は、法定財務書類の注Uを参照のこと。

- ・ EIBの通常の活動よりも高いリスクを伴う事業は、「特別活動」と呼ばれる。2019年に締結された新規の特別活動の規模⁽²¹⁾は150億ユーロ（2018年：160億ユーロ）で、そのうち15億ユーロ（2018年：15億ユーロ）はEIBの自己リスクで実行されており、残りの135億ユーロ（2018年：145億ユーロ）はポートフォリオの信用リスク低減措置の対象となっている。自己資金源による特別活動⁽²²⁾の累積残高は、2019年中の新規契約締結の進捗を理由に199億ユーロ（2018年：185億ユーロ）に増加し、貸付金残高の償還および信用の質の改善はこれを部分的に相殺するにとどまった。

注(21) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含むが、EIBのEIFに対するマンデートは除く。

注(22) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含むが、EIBのEIFに対するマンデートは除く。

自己資金源による特別活動は、現在はリスク・ポートフォリオ全体の約3.9%（2018年：3.5%）となっており、これらはEUまたは加盟国の包括保証の対象になっていない。

- ・ EIBの自己リスクによる特別活動に関する非予想損失は、専用の特別活動準備金（SAR）に配分され、その額は2019年末現在で66億ユーロ（2018年：59億ユーロ）であった。さらに、EIBに代わってEIFが運営するエクイティ・ファンド活動に対して51億ユーロ（2018年：49億ユーロ）が配分されている。2019年の損益処理案を加味した特別活動準備金は117億ユーロとなる。
- ・ 貸付金格付に基づく要注意リストは、まだ一般的に債務は履行されているが、入念なモニタリングが必要と考えられる貸付対象事業により構成される。貸付対象事業は、内部貸付金格付の引下げを受けて、または重大な信用事象が発生した後に、貸付金格付に基づく要注意リストに入れられる。一部の特定国のエクスポージャーに関するリスクの把握を強化したことから、内部貸付金格付に基づく要注意リストの金額は60億ユーロ（2018年：61億ユーロ）に減少し、リスク・ポートフォリオの1.1%（2018年：1.1%）を占めた。

3. 資金調達業務

EIBは、国際資本市場での債券発行を通じて長期資金を調達することにより、貸付の需要に対応している。資金調達活動は、決められた目標額を、EIBの資産負債管理に適した満期設定により達成し、コストを持続可能な範囲で最適化することを目指す。EIBは、主力通貨建の大規模かつ流動性が高い債券（「ベンチマーク債」）と、対象を絞って個別に設定するその他の複数通貨建債券の発行を組み合わせることで、この目標を達成する。資金調達の源泉および設定期間の多様化がEIBの資金調達の柔軟性を支えている。

2019年の資金調達プログラムは予定どおりに完了した。EIBは、公表済みのプログラムに従い503億ユーロ相当額⁽²³⁾を調達した。2019年の資金調達目標額が2018年（600億ユーロ）と比べて低いのは、銀行の貸付目標の引下げ、債務の返済および関連事業の前提の変遷を考慮したためである。2019年に、EIBは17通貨（そのうち4つはシンセティック形式）建で債券を発行した。また、10月にEIBにより初めてユーロSTR連動型ベンチマーク債が発行されるなど、2019年はEIBが資本市場に変革をもたらすという役割を引き続き果たした年にもなった。

3.1. EIBの資金調達の満期構成

- ・ 2019年の資金調達の平均満期は、2018年（7.7年）から大きく変わらず7.2年であった。
- ・ ユーロ建の発行では通常、EIBの主力通貨の中で最も長い平均満期が設けられる。2019年のユーロ建資金調達の平均満期は10.1年（2018年：11.0年）であった。これを支えたのは、ユーロ建長期債のイールドカーブを構成する30億ユーロのユーロ・エリア・リファレンス・ノート（EARN債）（15年物）および5億ユーロの新規ユーロコオペレーション債（ECoop債）（18年物）の発行、ならびに2047年9月満期のEcoop債の増枠であった。
- ・ 全体で見たその他の通貨（ユーロ、英ポンドおよび米ドル以外）建の発行の平均満期は5.9年で、昨年と同等であった。

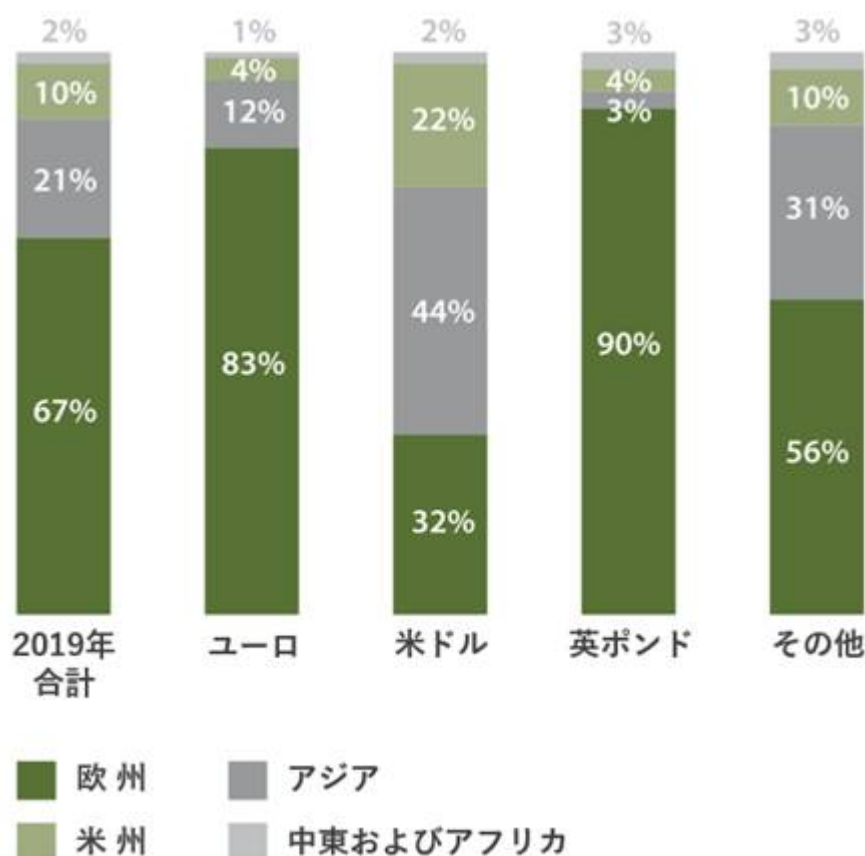
注(23) ユーロ相当額は、取引日の実勢為替レートで換算されている。

通貨	平均満期（単位：年）	
	2019年	2018年
ユーロ	10.1	11.0
英ポンド	4.8	5.4
米ドル	4.5	4.8

その他	5.9	5.9
全体	7.2	7.7

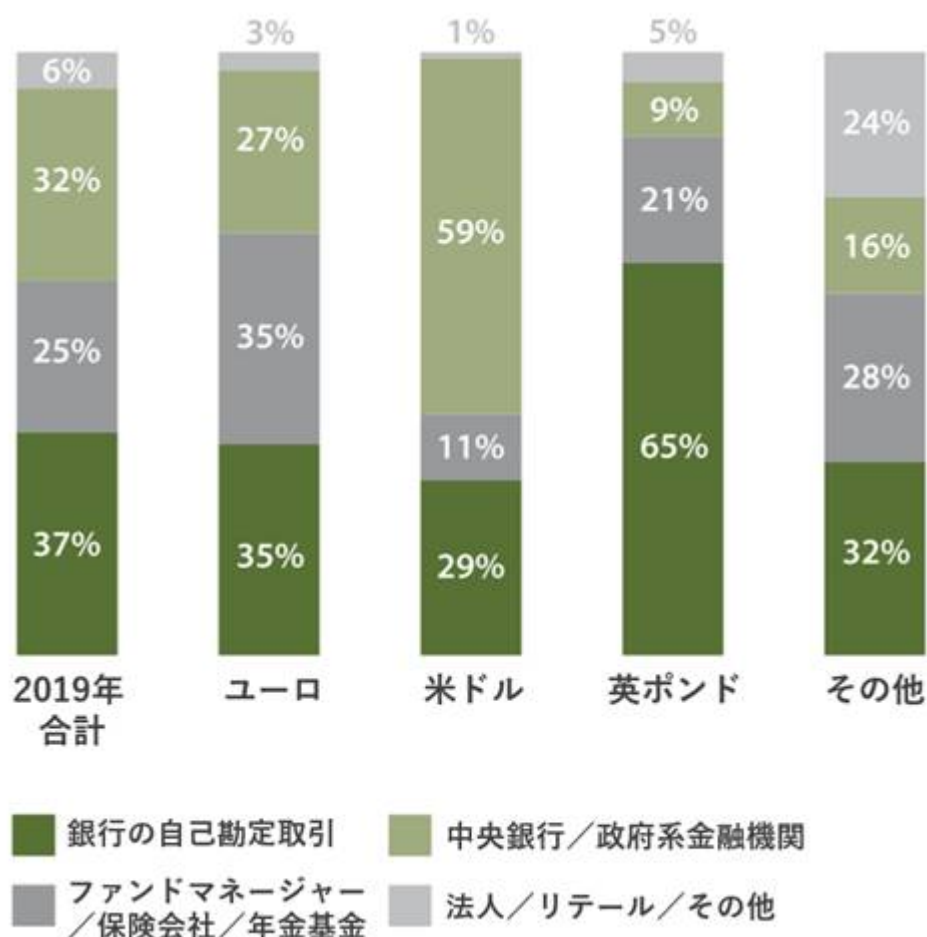
3.2. 地理別ハイライト

- 2019年の全体的な投資家の分布は2018年と比べて大きな変化はなかった。欧州は、引き続き投資家需要の主要な源泉と位置付けられており、その比率は昨年と比べて微減の67%（2018年：70%）であった。
- アジアの投資家の関心は、ユーロ建債および米ドル建債のどちらについてもやや上向き、その比率は2018年の17%から2019年は21%となった。米州の投資家の比率は、米ドル建債の発行の減少がユーロ建債および英ポンド建債への関心の高まりによって一部補われた結果、2018年の12%から微減の10%となった。
- 通貨間の地理的な偏差は依然として大きく、欧州域外の需要の大部分が米ドル建債に集中している。このチャンネルは欧州域外の資金をEU経済に呼び込むのに一役かっている。



3.3. 投資家の種別

- ・ 銀行の自己勘定取引が需要の大部分を占め、その比率は37%（2018年：45%）に微減した。ユーロ建債については銀行の自己勘定取引の比重が減っており、過去数年の50-55%から2019年は35%になった。米ドル建の発行でも同じ傾向が見られたが、英ポンド建債は銀行の自己勘定取引が14%ポイント増えて65%を占め、その支配的役割が強まった。
- ・ EIBの債券でもっとも大きい投資家区分は依然として銀行の自己勘定取引であるが、ここ数年は投資元が中央銀行および政府系機関に若干シフトしている。この変化は主に、(i) 米ドル建およびユーロ建のベンチマーク債の発行に対する中央銀行（大半がヨーロッパ以外）の関心の高まり、および(ii) 銀行の自己勘定取引に係る適格流動資産（HQLA）のバッファ構築圧力の緩和が牽引した。
- ・ 需要における中央銀行の比率は、ユーロ建で増加し（2019年は9%ポイント増の27%）、また米ドル建はそれ以上の大幅な増加（2019年は17%ポイント増の59%）となったが、一方でファンドマネージャー、保健会社および年金基金などの大口投資家は25%のまま横ばいであった。
- ・ その他の投資家（法人およびリテール投資家を含む。）から生じる需要の比率は、EIBの非中核通貨建の発行を中心に微増し、2018年の4%から2019年は6%となった。



3.4. EIBの主要通貨による資金調達

ユーロ、米ドルおよび英ポンドの主力通貨建の発行は、合わせて2019年の調達総額の85%（2018年：86%）を占めた。英ポンド建および米ドル建のベンチマーク債形式による発行が総額に占める比率は、前年と同率の59%であった。

- ・ **ユーロ建**：ユーロ建では、EIBはEARN債形式でベンチマーク債（典型的には幅30億 - 50億ユーロ）の発行を実施しており、ECoop債形式の発行がこれを補完している。EIBは2019年に227億ユーロをユーロ建で調達し、これは調達総額の45.1%を占めた（2018年：257億ユーロ、43%）。EARN債の発行は、満期が5年から15年の5件の新規ベンチマーク債（170億ユーロ）を通じて滞りなく実施され、マイナス金利の環境下でも投資家にプラスの発行時利回りを提供した。当年の第1四半期に記録的な需要を積み上げたものを含め、すべての起債が順調に応募超過となった。1月には、50億ユーロの10年物EARN債で過去最大のオーダーブック（160億ユーロ）が生まれ、300超の取引先による記録的な参加があった。2月初旬には、30億ユーロの5年物EARN債で168億ユーロに達する最大のオーダーブックが生まれ、EIBの新記録を再更新した。固定利付形式への需要がECoop債の発行を支え、2023年から2047年満期の枠による総額34億ユーロの12件の起債を行った。さらに2019年10月に、EIBは、10億ユーロの3年物で、新しいユーロ翌日物基準金利であるユーロ短期金利（ユーロSTR）およびユーロ無リスク金利に連動するベンチマーク債を起債した。
- ・ **米ドル建**：EIBは、総額で138億ユーロ相当の米ドル建債を発行し（2018年：204億ユーロ）、調達総額比は27.5%であった。EIBは米ドル建の有力な発行体であり、2019年には新規4件のグローバル債形式により130億米ドル（115億ユーロに相当）および10年満期の気候問題の認識を高めるための債券（CAB）形式により10億米ドルを調達した。EARN債の起債と同様に、2019年の第1四半期にはEIB史上最大（95億米ドル）の米ドル建のオーダーブックが組まれた。さらにEIBは、米ドル建SOFR連動変動利付形式で15億米ドル（13億ユーロに相当）の発行を実施した。
- ・ **英ポンド建**：EIBは引き続き英ポンド建の有力な発行体であり、2019年に同通貨建で55億英ポンド（62億ユーロに相当）を調達し、2018年の発行額の45億英ポンド（51億ユーロ）から増加した。適切に配列された英ポンド建固定金利債のイールドカーブにより、EIBは既存枠の流動性を強化した。（CABの発行を除いた）固定利付債市場において、EIBは3年物から8年物の4つの異なる期間設定で総額24億英ポンドの6件の起債を行った。

また、2019年7月にEIBは、8億英ポンドの新規5年物CABを発行した。さらにEIBは、SONIA連動変動利付形式で23億英ポンドの発行を実施した。

通貨	ユーロ相当額（単位：十億ユーロ）	
	2019年	2018年
ユーロ	22.7	25.7
米ドル	13.8	20.4
英ポンド	6.2	5.1
その他	7.6	8.8
合計	50.3	60.0

3.5. EIBのその他の通貨による資金調達

EIBの通貨多角化の方針は資金調達の柔軟性を強化するものであり、EIBが費用優位性を獲得し、現地通貨による実行の需要に応え、資金調達の満期プロファイルを細かく調整することを可能にしている。2019年に、EIBはユーロ、米ドルおよび英ポンド以外の14の通貨（そのうち4つはシンセティック形式）建て債券を発行した（2018年：18のその他の通貨、そのうち3つはシンセティック形式）。その他の通貨建ての発行額は88億ユーロから2019年には76億ユーロへとやや減少し、当期の調達総額の15%（2018年：15%）を占めた。

- ・ 2019年に、EIBはノルウェー・クローネ建てで過去最高の発行高（190億クローネ、19億ユーロに相当）を記録し、ノルウェー・クローネは初めてEIBで年額第4位の資金調達通貨となった。EIBのノルウェー・クローネ建ての発行は、国内外で適正かつ一様に支持された。EIBは政府系機関（SSA）として当年第2位のノルウェー・クローネ建ての発行体となった。
- ・ EIBは依然として国際機関として世界最大のポーランド・ズロチ建ての発行体であり、総額58億ポーランド・ズロチ（13億ユーロ）の6件の起債を行った。EIBは新規10年7か月物のベンチマーク債発行枠および10億ポーランド・ズロチ（2億3,200万ユーロ）の新規10年5か月物CABにより、ポーランド・ズロチ建てベンチマーク債のイールドカーブを充実させた。
- ・ EIBは6件の個別の起債を通じて18億豪ドル（11億ユーロ、CABおよびCAB以外の形式）の発行を行った。CABの発行を除き、EIBは当年前半に3つの異なる満期設定で総額9億5,000万豪ドルのトップ発行（分割発行方式）を行い、また7月には3億豪ドルの2024年1月満期債の設定を発表した。
- ・ EIBのカナダ・ドル建ての2019年の発行総額は13億カナダ・ドル（9億ユーロ）で、その内訳は5億カナダ・ドルの2022年9月満期債および8億カナダ・ドルの2024年7月満期債であった。どちらの起債もオーダーブックは十分な支持を受け、その大部分は現地銀行の自己勘定取引および政府系機関からの需要であった。
- ・ EIBは2019年に67億スウェーデン・クローナ（6億3,100万ユーロ）の発行を行い、2018年の発行額の88億スウェーデン・クローナからやや減らしたが、5年間の平均額と同水準であった。
- ・ 上記の通貨に加え、EIBは、18件の起債による99億南アフリカ・ランド（6億2,100万ユーロ）、10年ぶりに復帰したデンマーク・クローネ市場で初のCABによる30億デンマーク・クローネ（4億200万ユーロ）、2件の人民元建てによる総額13億人民元（1億6,700万ユーロ）、6本のメキシコ・ペソ建てによる総額21億メキシコ・ペソ（9,400万ユーロ）、2本のロシア・ルーブル建てによる総額25億ロシア・ルーブル（3,400万ユーロ）の発行を行った。
- ・ 仕組債の発行高は6億ユーロ（2018年：9億ユーロ）と小さくなく、調達総額の1%（2018年：1%）を占めた。
- ・ EIBはアルゼンチン・ペソ建て、ブラジル・レアル建て、インドネシア・ルピア建ておよびエジプト・ポンド建てで総額4億ユーロ（2018年：6億ユーロ）の数多くのシンセティック通貨形式による起債を実施した。

ユーロ相当額（単位：十億ユーロ）

通貨	2019年
ノルウェー・クローネ	1.94
ポーランド・ズロチ	1.34
オーストラリア・ドル	1.13

カナダ・ドル	0.89
スウェーデン・クローナ	0.63
南アフリカ・ランド	0.62
デンマーク・クローネ	0.40
ブラジル・レアル	0.17
人民元	0.17
インドネシア・ルピア	0.13
メキシコ・ペソ	0.10
ロシア・ルーブル	0.04
エジプト・ポンド	0.03
アルゼンチン・ペソ	0.02
合計	7.61

3.6. 無リスク金利

EIBは、新しい無リスク金利のフィールドで最近3年にわたって実施してきた市場開発の作業を続けている。これにより、EIBはLiborからの移行を図る市場参加者を支援しつつ、通貨間の基準の平準化に貢献している。

- ・ **SONIA⁽²⁴⁾**：2019年3月にEIBは、銀行の自己勘定取引需要に促され、5億英ポンド（5億8,200万ユーロ）の7年物SONIA債を発行した。この発行は、SSA市場で既発のSONIA債のうち最長の設定であり、また英ポンド建および無リスク金利のフィールドにおけるEIBの知名度および市場浸透度のひとつの証となった。EIBのSONIA債のイールドカーブにおける指標性を補強して投資家の需要に応えるために、2019年にEIBは新規発行とトップ発行からなる総額22億5,000万英ポンドの発行を行った。
- ・ **SOFR⁽²⁵⁾**：2019年6月に、EIBは革新的で好調なSOFR債の起債を発表した。この市場における前進は、EIBが、これまでに発行されたSOFR債の満期より格段に長い3年物の設定で15億米ドル（13億ユーロ）を発行できたことによっても別途証明された。
- ・ **ユーロSTR⁽²⁶⁾**：ECBによるユーロSTR（ユーロ圏無担保翌日物平均金利（EONIA）に代わる新しいユーロ翌日物指標であるユーロ無リスク金利）の2019年10月の公表を受け、EIBは滞りなく10億ユーロの3年物ユーロSTR連動ベンチマーク債の起債を公表した。この起債は、既存のユーロ建固定利付債のイールドカーブに沿って値付けされ、適度に分散されたオーダーを呼び込んだ。新しい債券は、EIBがすでに英ポンド市場および米ドル市場で用いていたテンプレートに沿って設計され、投資家に流動性のある有価証券を提供するための複利方式や過去データ参照（バックワード・ルッキング）アプローチを取り入れており、これにより市場に適切な基準を提供している。

注(24) SONIA：英ポンド翌日物平均金利

注(25) SOFR：担保付き翌日物資金調達金利

注(26) ユーロSTR：ユーロ短期金利

3.7. サステナビリティ資金調達

EIBは2007年にグリーンボンドおよびサステナビリティ・ボンド市場に初めて参加し、国際発行体としてかかる債券の世界最大手となっている。2019年にEIBは11回の起債を通じて41億ユーロ相当（2018年：45億ユーロ）の気候変動への認識を高めるための債券（CAB）および持続可能性（サステナビリティ）への認識を高めるための債券（SAB）を7通貨建（このうち（デンマーク・クローネおよびポーランド・ズロチの）2通貨は、EIBのサステナブル資金調達における新たな進出先となった。）で発行した。その他のハイライトには、5億ユーロの2042年満期CAB、4億豪ドルの2024年満期CAB、8億英ポンドの2024年満期CABおよび10億米ドルの2029年満期CAB（米国市場登録形式）が含まれる。秋口には、スカンジナビア諸国の特定の投資家との直接対話を経て、20億スウェーデン・クローナの2026年満期SABにつきその資金配分先を水供給から医療や教育のプロジェクトにまで広げ、また初めての2026年満期SAB発行枠を5億ユーロ増額して10億ユーロのベンチマーク規模に拡張した。

6月27日、EIBと日本の年金積立金管理運用独立法人（GPIF）は、サステナブル・ファイナンス分野におけるパートナーシップに関する発表を行った。この協力関係は、GPIFの資産運用会社が、環境・社会・ガバナンス（ESG）を総合的に配慮する幅広い取組みの一環でCABおよびSABを注視していくことを受けてのものである。

CAB	SAB
2019年中にEIBは34億ユーロのCABを発行した。当年中に、33億ユーロの実行がCABの発行手取金からの配分適格をみたすと認定され、33億ユーロのCABの発行手取金がEIBの配分手続を経てかかる実行に配分された。自己保有CABの未使用のCAB手取金残高は、年初で18億ユーロおよび年末で19億ユーロであった。	2019年中にEIBは6億9,500万ユーロのSABを発行した。当年中に、8億7,600万ユーロの実行がSABの発行手取金からの配分適格をみたすと認定され、8億7,200万ユーロのSABの発行手取金がEIBの配分手続を経てかかる実行に配分された ⁽²⁷⁾ 。自己保有SABポートフォリオの未使用のSAB手取金残高は、年初で3億7,100万ユーロおよび年末で1億9,400万ユーロであった。

注(27) 適格な実行のうち総額400万ユーロの2件については、自己保有SABポートフォリオの未使用のSAB手取金の残高がゼロであった時期（2019年8月8日から2019年9月12日まで）に行われたため、配分することができなかった。

EUサステナビリティ・タクソノミおよびグリーンボンド基準の技術専門家グループ案の公表
2019年6月18日、欧州委員会のサステナビリティ・ファイナンスに関する技術専門家グループ（TEG）が新たな報告書を公表し、欧州委員会の持続可能な成長へのファイナンス行動計画に向けた重要な一歩を刻んだ。TEGは2018年7月に作業を開始し、市民団体、学会、ビジネスおよび金融業界からの35人のメンバーならびにEUや国際公的機関（EIBを含む。）からの追加メンバーおよびオブザーバーにより構成される。同報告書は、投資対象への投資家の認識をさらに高め、持続的に投資を実施していくためのより良いツールを投資家に与えることで、持続可能な開発に対する民間部門投資のインセンティブおよびチャンネルを追加することを目的とする。

EIBは特に、EUサステナビリティ・タクソノミ（持続可能事業の分類、EUST）の報告およびEUグリーンボンド基準の報告に貢献した。

これらの2つの報告は、EIBの資金調達および貸付活動と直接関係する。環境的に持続可能な活動のEUST報告では、6つの環境課題のうち冒頭の2つ（気候変動の緩和および気候変動への適応）に対して大きく貢献する経済活動を特定するための方法論、指導原則および技術的審査基準を概説している。EUグリーンボンド基準報告では、グリーンボンド市場に明確性と信頼性をもたらすため、適格プロジェクト（EUSTとの明確な関連性）および発行体による報告の検証に関して、EUグリーンボンド基準の充実に向けた提言をしている。

サステナビリティ・タクソノミに沿ってサステナビリティ資金調達文書を作成した初の発行体はEIB

EIBは、EUグリーンボンド基準への確実な遵守に向けて、（CABとSABの両方の）債券文書の記載要項を策定中のEUサステナビリティ・タクソノミに合わせた最初の発行体となった。サステナブル・ファイナンスに係るEU法制の今後の改正に即して、CAB手取金は気候変動の緩和に貢献するプロジェクトへのEIBの貸付に配分され、またSAB手取金は気候にとどまらず環境・社会目的に貢献するプロジェクトに充てられる。

採択された場合、EUSTは、サステナブル投資（例：グリーンローンやグリーンボンド）に関する一貫した基準一式を策定するため、サステナビリティの中核事項の共通定義を定める。その結果、CABおよびSABの文書の記載により、EU法制の今後の改正に即して融資適格を段階的に拡張することができる。こうした拡張は、適格基準の漸進的な適合および所要の手続やITインフラの確立を通じて達成される。

4．自己勘定取引活動

4.1. 高品質の資産

自己勘定取引管理は、財務コミットメントを継続的に履行する能力をEIBに確実に備えさせ、およびEIBの資産負債方針を実践するという2つの役割を果たしている。資金は、多様化における低リスク戦略に基づく所定の基準に従って定まるポートフォリオに投資される。EIBのポートフォリオ管理は常に、EIBの統治機関が設定したガイドライン、健全性に係る制限および指標に準拠していなければならない。

2019年末現在、自己勘定取引の対象には以下のポートフォリオが含まれる。

- ・ 短期自己勘定取引ポートフォリオ（TMP）：日々の流動性管理のために設定される。
- ・ 有価証券流動性ポートフォリオ（SLP）：ユーロ、英ポンドおよび米ドルの通貨に投資して自己勘定取引資産のリターンを向上させるとともに、多様性を提供することを目指す。欧州中央銀行（ECB）の適格担保資産の75%保有が課される中での運用となり、SLPもまた流動性の補完ルートとして機能する。
- ・ 長期ヘッジ・ポートフォリオ（LTHP）：高品質ユーロ建資産を対象とした資産負債管理（ALM）ツールとして機能する。

当期末現在、これらの資産の大部分（93%）は満期1年未満の短期商品に投資される自己勘定取引金融ポートフォリオとして保有されていた。自己勘定取引ポートフォリオの信用エクスポージャーの内訳については、EIBの法定財務書類の注記を参照のこと。

4.2. 慎重な流動性管理

自己勘定取引活動は、投資される資本を保護し、かつEIBが確実に全額について期限弁済できることを第一目標に据えて実施されている。流動性は一貫して、EIBの業務環境に対応して設定される健全性に係る限度内で維持されている。

2019年末現在の総自己勘定取引資産は809億ユーロ（2018年：806億ユーロ）であり、またEIBの総流動性比率は88.6%（2018年：97.4%）と、最低流動性要件の25%⁽²⁸⁾を十分に上回った。流動性カパレッジ比率は当期末現在で483.4%（2018年：182%）であった。

注(28) 最低流動性比率は、翌12か月に関する予想純キャッシュ・アウトフローの25%である。

ユーロシステムの金融政策オペレーションの適格取引当事者として、EIBは欧州中央銀行の金融政策オペレーションへのアクセスも有している。このアクセスは、その恒常的なオペレーションの維持を確保するために、たとえ低水準であっても定期的に活用されている。オペレーションは、EIBが最低準備金要件をカバーするための預け金をルクセンブルク中央銀行に維持している場合は、ルクセンブルク中央銀行を通じて遂行される。欧州中央銀行適格担保をレポする能力は、EIBの流動性バッファを大幅に増加させる。

EIBは現在、流動性リスクへの耐性を高めることを目的とする担保管理システムを導入しており、多様な担保原資を動的かつ総合的に管理できるようになっている。この分野でEIBは競合他社の先を行く。担保の流動性を評価することで、流動性プロファイルが向上する。

4.3. 2019年の自己勘定取引金融損益

ユーロの中短期のマイナス金利が依然として市場環境を規定しており、すなわち、期間、信用の質および流動性の要件をみたす投資機会を見出すことは困難であった。ECBの姿勢が招いた超短期ユーロ金利の一層の引下げという特徴的な市場環境において、当期の自己勘定取引ポートフォリオからの金融収益は2億7,400万ユーロ（2018年：3億4,300万ユーロ）となり、EIBの自己勘定に係る総合平均リターン率は0.4%（2018年：0.6%）であった。

4.4. 資産負債管理

EIBの資産および負債に係る金利、為替および基礎的リスクのポジションは、所定の制限の範囲内で管理されている。この中で、管理対象リスク・ファクターの対象エクスポージャーを実現するために、標準的なデリバティブ商品を用いて多様なリスクプロファイルを調整している。資産負債管理（ALM）方針は、EIBの事業の自立的な持続可能性および自己資金の増強を確保することを目標としている。

5. 最良の銀行業の慣行に従った保守的なリスク管理

EIBはそのリスク管理を最良の銀行業の慣行（ベスト・バンキング・プラクティス）に合わせるよう心掛けており、こうした慣行の厳守は、総務会に直接に報告を行う独立機関たる監査委員会により監視されている。年次の業務目標および方向性を決定するための手法は、堅固な信用状態、貸付事業の長期性向およびポートフォリオの粒度を維持するというEIBの目的を考慮に入れている。EIBは、その活動に付随する信用リスク、流動性リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを監視する一式の指標を定めている。この指標には、最低自己資本要件、EIBの貸付金ポートフォリオの信用状態の分布、リスク集中措置および流動性措置が特に含まれる。

EIBの貸付方針は、貸付対象事業に係る債務者および保証人の双方に最低信用水準を設定しており、受入れ可能とみなされる有価証券の種類を特定している。リスク分析において、EIBは貸付に関

して内部格付制度を適用しており、カウンターパーティーに内部格付を付与している。さらに、カウンターパーティーおよび部門に係る制限の制度を通じて、信用方針は貸付金ポートフォリオの十分な分散を確保している。EIBはその10の主要産業に関して部門ごとの制限を設定し、またその他の関連産業についてエクスポージャーの総額をモニタリングしている。制限は、ストレス下の資金需要、すなわちある産業が低迷に陥った場合のエクスポージャーの総額に基づき設定される。

EIBグループの事業活動から生じる主なリスク・カテゴリーは次のとおりである。

- ・ **信用リスク**： 決済リスク等のあらゆる形式の信用エクスポージャーに基づき、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトから生じる損失のリスク。
- ・ **市場リスク**： 金利、為替および株価のような市場変数に対するエクスポージャーから生じるリスク。
- ・ **流動性および資金調達リスク**： EIBグループが合理的な価格により、あるいは極端な状況下ではいかなる価格によっても、資産調達の資金繰りおよび義務の履行ができなくなるリスク。
- ・ **オペレーショナル・リスク**： 内部プロセス、人員およびシステムの不備または過誤、あるいは外部事象の結果として生じるおそれのある損失。

財務リスク管理の詳細については、法定財務書類の注UおよびEIBのウェブサイト上のリスク管理開示報告書（英文）を参照のこと。

2018年10月3日にEIBは、EIBの総務会の事前承認を経て、「欧州投資銀行のベスト・バンキング・プラクティス（BBP）の指針的原則」（英文）をウェブサイト上で公表した。BBPの指針的原則は上級経営陣向けの文書であり、原則の全体像および銀行業規則の一般的範囲ならびにBBPとしてEIBに適用される指針を定めている。同文書はさらに、関連する規則を特定するための評価基準を定め、また一般的調整を通じてEIBのビジネス・モデルの特殊性を考慮している。同文書はEIBの統治機関により定期的に見直される。

6．企業の社会的責任

サステナビリティはEIBの活動および手続に織り込まれている。デュー・デリジェンスの観点から、EIBは、資金提供先となる投資プロジェクトを一定の基準に基づいて評価および選定しており、これには環境、社会およびガバナンスの側面などサステナビリティに係る適格性が含まれる。一部の活動はEIBの融資対象から完全に排除されている。適格な活動については、すべての投資プロジェクトがEIBの環境・社会に係る規範および基準を遵守している必要がある。さらにEIBは、社会に対する投資プロジェクトのコストおよび貢献を全体的に評価するための経済的評価を実施する。全体として社会に利益をもたらし、かつEIBの環境・社会に係る規範および基準に則ったプロジェクトに対してのみ資金が提供されう。

知的で持続可能で包摂的な成長を支援するというEIBの目標と関連があるようなEIBの業務および影響力についての概要を提供するため、EIBは毎年、持続可能性報告書を発行している。この報告書は、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）による基準の「包括」オプションに従って作成され、外部監査人による限定的な確認審査を受けている。これは、毎年公表される持続可能性報告開示書類と併せて読まれるべきである。どちらの書類（英文）ともEIBのウェブサイトで入手可能である。

7．EIBグループの財務実績⁽²⁹⁾

EIBグループはEIBとEIFで構成される。

注(29) このセクションでは、EU会計指令および国際会計基準（IFRS）に基づいて作成されたEIBグループの連結財務書類に触れる。

7.1 EU会計指令に基づくEIBの連結財務書類

EU会計指令に基づく2019年の連結当期損益は24億1,880万ユーロで、これに対して2018年の当期純利益は23億9,280万ユーロであった（すなわち、前期比の差額はプラス2,600万ユーロまたはプラス1.1%）。EU会計指令に基づく連結損益はそのほぼすべてがEIB単体の損益からなるため、この結果は法定財務書類の当期純利益と密接に連動する。

2019年12月31日現在のEIBグループの貸借対照表金額は、2018年12月31日現在に対して21億ユーロの減少を示し、5,552億ユーロとなった。

7.2 IFRS（国際会計基準）に基づくEIBの連結財務書類

IFRSに基づく2019年の連結当期損益は、2018年に確認された同損益が33億6,030万ユーロであったのに対して29億5,760万ユーロであった（すなわち、前期比の差額はマイナス4億270万ユーロ）。IFRSに基づく同損益に関するその他の情報は、EIBグループのIFRSに基づく連結財務書類の注記で提供される。

業務上の重要な協約

該当なし

日本との関係

日本の資本市場におけるEIBの活動は1970年代まで遡り、その中には1兆円を上回る規模の60を超える案件（シンジケート・ローン、公募および私募債券発行）が含まれる。

EIBは日本および日本の居住者に対して貸付を行ったことがない。

(5) 【経理の状況】

以下の和文財務書類は、英文財務書類を原本として作成されている。英文財務書類はそれぞれEIBの監査人であるKPMGルクセンブルクによる監査を受けている。

【 I F R S に基づく連結財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBグループの2019年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結純損益およびその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（「IFRSに基づく連結財務書類」）は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

連結貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2019年12月31日	2018年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金 (注B.1)	947,155	141,830
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他 短期証券(注B.2)	34,569,333	33,860,192
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	544,317	944,692
b) その他の貸付金および預け金(注C)	53,854,954	51,401,120
c) 貸付金(注D.1)	111,858,695	117,125,782
d) 貸付金および預け金の減損(戻入れ控除 後)(注D.2)	-159,046	-206,273
	166,098,920	169,265,321
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金(注C)	964,239	452,699
b) 貸付金(注D.1)	339,352,049	332,971,984
c) 貸付金および預け金の減損 (戻入れ控除後)(注D.2)	-597,140	-661,810
	339,719,148	332,762,873
5. 確定利付証券を含む負債証券(注B.2)		
a) 公共機関による発行	3,921,585	3,924,922
b) その他による発行	8,598,121	12,372,822
	12,519,706	16,297,744
6. 株式およびその他の変動利回証券 (注B.3)	11,599,562	8,990,738
7. デリバティブ資産(注Q)	49,788,848	42,738,221
8. 有形固定資産(注E)	403,863	256,568
9. 無形資産(注E)	25,655	23,798
10. その他の資産(注G.1)	82,267	68,009
11. 前払金	261,206	209,830
資産合計	616,015,663	604,615,124

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結貸借対照表（続き）

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債および資本	2019年12月31日	2018年12月31日
負債		
1. 金融機関に対する債務（注H.1）		
a) 要求払	6,284,469	4,121,680
b) 期日払または通知払	1,184,732	93,459
	7,469,201	4,215,139
2. 顧客に対する債務（注H.2）		
a) 要求払	1,594,508	1,791,083
b) 期日払または通知払	15,540	10,976
	1,610,048	1,802,059
3. 債務証券借入（注I）		
a) 負債証券	476,380,419	473,902,448
b) その他	16,946,697	16,129,401
	493,327,116	490,031,849
4. デリバティブ負債（注Q）	32,525,648	31,162,762
5. その他の負債（注G.2）	2,098,163	1,738,632
6. 繰延収益（注F）	373,072	383,231
7. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注J）	7,892,289	5,703,104
b) 保証および契約債務引当金（注D）	74,091	91,294
	7,966,380	5,794,398
負債合計	545,369,628	535,128,070
資本		
8. 資本金（注W）		
a) 応募済資本金	243,284,155	243,284,155
b) 払込未請求資本金	-221,585,020	-221,585,020
	21,699,135	21,699,135
9. 連結準備金		
a) 準備基金	24,328,415	24,328,415
b) その他準備金	8,000,597	6,964,454
c) 公正価値準備金	712,446	771,949
d) 特別活動準備金	10,777,675	9,626,707
e) 一般貸倒準備金	2,170,177	2,736,047
	45,989,310	44,427,572
10. 当期純利益（注K）	2,957,590	3,360,347
EIB株主に帰属する資本合計	70,646,035	69,487,054
資本合計	70,646,035	69,487,054
負債および資本合計	616,015,663	604,615,124

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結損益計算書

2019年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
1. 受取利息および類似収益（注L） ⁽¹⁾	24,469,730	24,722,164
2. 支払利息および類似費用（注L）	-21,550,415	-21,613,039
3. 株式およびその他の変動利回証券からの収益	278,533	421,381
4. 受取手数料（注O）	440,593	374,541
5. 支払手数料（注O）	-252,282	-180,975
6. 金融業務損益（注M） ⁽²⁾	701,493	1,070,989
7. その他の業務収益（注N）	5,925	6,324
8. 貸付金および預け金の減損ならびに保証引当 金の変動（戻入れ控除後）（注D.2、D.4）	95,472	-190,924
9. 固定金融資産として保有される 譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動 利回証券の減損の変動（戻入れ控除後）	-1,193	-15,312
10. 一般管理費（注J、P）		
a) 人件費（注J）	-899,305	-907,415
b) その他の管理費	-247,821	-283,920
	-1,147,126	-1,191,335
11. 減価償却費および償却費：有形固定資産 および無形資産（注E）		
a) 有形固定資産	-67,543	-30,526
b) 無形資産	-15,597	-12,347
	-83,140	-42,873
12. 当期純利益	2,957,590	3,360,941
帰属先：		
非支配持分	0	594
EIB株主	2,957,590	3,360,347

(1) 2019年12月31日終了年度の受取利息および類似収益には、償却原価で保有される資産について実効金利法を用いて計算された7,390,859千ユーロ（2018年：7,503,690千ユーロ）が含まれる。

(2) 2019年12月31日終了年度の金融業務損益には、償却原価で測定される金融資産の認識中止による純利益8,327千ユーロ（2018年：ゼロ）が含まれる。

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結純損益およびその他の包括利益計算書

2019年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
当期純利益	2,957,590	3,360,941
その他包括損益		
その後に純損益に振替えられることのない項目：		
確定給付債務の再測定（注J）	-1,736,097	230,240
FV0に指定された金融負債の自己信用リスクの変動に起因する公正価値の変動 - 公正価値準備金（注R）	-215,857	345,547
FVOCIでの測定に指定された資本性金融商品に対する投資の純利益 / 損失（注B.3）	3,163	22,123
その後に純損益に振替えられる項目：		
ヘッジ・デリバティブの通貨ベース・スプレッドに起因する公正価値の変動 - 公正価値準備金（注Q）	153,190	94,307
その他包括損益合計	-1,795,601	692,217
包括損益合計	1,161,989	4,053,158
帰属先：		
非支配持分	0	594
EIB株主	1,161,989	4,052,564

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結持分変動計算書

2019年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	応募済 資本金	払込未請求 資本金	準備 基金	その他 準備金	公正価値 準備金
2018年1月1日現在の残高	243,284,155	-221,585,020	24,328,415	5,593,430	309,972
包括損益					
当期純利益	0	0	0	0	0
その他包括損益	0	0	0	230,240	461,977
包括損益合計	0	0	0	230,240	461,977
前年度利益処分額	0	0	0	1,159,871	0
その他	0	0	0	-19,087	0
株主との取引					
子会社の支配権喪失に伴う 非支配持分の変動	0	0	0	0	0
株主との取引合計	0	0	0	0	0
2018年12月31日現在の残高	243,284,155	-221,585,020	24,328,415	6,964,454	771,949
包括損益					
当期純利益	0	0	0	0	0
その他包括損益	0	0	0	-1,736,097	-59,504
包括損益合計	0	0	0	-1,736,097	-59,504
前年度利益処分額	0	0	0	2,775,249	0
その他	0	0	0	-3,009	1
株主との取引					
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	0
株主との取引合計	0	0	0	0	0
2019年12月31日現在の残高	243,284,155	-221,585,020	24,328,415	8,000,597	712,446

連結持分変動計算書（続き）

2019年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	特別活動 準備金	一般貸倒 準備金	利益処分前 当期純利益	合計	非支配 持分	連結自己 資本合計
2018年1月1日現在の残高	7,504,091	2,700,556	3,317,978	65,453,577	67,435	65,521,012
包括損益						
当期純利益	0	0	3,360,347	3,360,347	594	3,360,941
その他包括損益	0	0	0	692,217	0	692,217
包括損益合計	0	0	3,360,347	4,052,564	594	4,053,158
前年度利益処分額	2,122,616	35,491	-3,317,978	0	0	0
その他	0	0	0	-19,087	0	-19,087
株主との取引						
子会社の支配権喪失に伴う 非支配持分の変動	0	0	0	0	-68,029	-68,029
株主との取引合計	0	0	0	0	-68,029	-68,029
2018年12月31日現在の残高	9,626,707	2,736,047	3,360,347	69,487,054	0	69,487,054
包括損益						
当期純利益	0	0	2,957,590	2,957,590	0	2,957,590
その他包括損益	0	0	0	-1,795,601	0	-1,795,601
包括損益合計	0	0	2,957,590	1,161,989	0	1,161,989
前年度利益処分額	1,150,968	-565,870	-3,360,347	0	0	0
その他	0	0	0	-3,008	0	-3,008
株主との取引						
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	0	0
株主との取引合計	0	0	0	0	0	0
2019年12月31日現在の残高	10,777,675	2,170,177	2,957,590	70,646,035	0	70,646,035

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	2,957,590	3,360,941
調整額：		
貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動	-95,472	190,924
有形固定資産および無形資産の減価償却費および償却費ならびに償却	83,870	42,873
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式および		
その他の変動利回証券の減損の変動	1,193	15,312
負債証券の公正価値調整の変動額	-135,173	28,152
貸付金および関連するスワップのIFRSに基づく調整	-2,233	556,820
借入金および関連するスワップのIFRSに基づく調整	-129,812	-717,756
その他デリバティブのIFRSに基づく調整	579,069	-376,083
正味受取利息	-2,919,315	-3,109,125
為替調整額	-1,615	-4,919
営業活動による利益（損失）	338,102	-12,861
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-43,583,030	-46,720,967
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	46,502,444	50,762,627
中央銀行預け金の変動額	30,808	20,650
財務ポートフォリオの変動額	5,387,180	-1,109,604
金融機関および顧客に対する債務の変動額	3,064,416	-923,707
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額	550,344	359,377
保証および契約債務引当金の変動額	-10,199	-25,359
現金および現金同等物に係る経過利息の変動額	22,554	76,519
その他の資産およびその他の負債の変動額	188,761	153,974
利息受取額	22,872,120	23,417,469
利息支払額	-20,379,662	-20,056,165
営業活動による / (で使用した) 正味現金	14,983,838	5,941,953

	2019年	2018年
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
期中に購入した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	-720,000	-524,088
期中に満期が到来した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	139,600	16,800
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFの		
ABSポートフォリオの購入	-3,889,925	-3,709,716
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFの		
ABSポートフォリオの償還額	3,830,869	3,081,888
株式およびその他の変動利回証券取得額	-2,350,011	-2,264,355
株式およびその他の変動利回証券売却額	680,031	1,017,072
有形固定資産および無形資産購入額	-37,999	-36,637
投資活動による / (で使用した) 正味現金	-2,347,435	-2,419,036

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2019年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行	141,610,413	102,838,534
債務証券借入の償還	-152,891,158	-100,519,723
加盟国の拠出	0	25,983
EIF株式購入	0	-4,758
EIF株式売却	2,201	1,298
EUMPFの資本払戻し	0	33,923
非支配持分に対する配当金の支払	-4,331	-4,519
リース負債の返済	-39,150	0
財務活動による / (で使用了) 正味現金	-11,322,025	2,370,738
	2019年	2018年
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	58,342,332	51,760,118
以下による正味現金：		
営業活動	14,983,838	5,941,953
投資活動	-2,347,435	-2,419,036
財務活動	-11,322,025	2,370,738
保有現金に係る為替調整	578,658	688,559
現金および現金同等物期末残高	60,235,368	58,342,332
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	836,165	32
3ヵ月内満期の短期金融市場証券（注B.2）	10,817,964	9,575,785
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	544,317	944,701
その他の貸付金および預け金（注C）	48,036,922	47,821,814
	60,235,368	58,342,332

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2019年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2018年	キャッシュ・ フロー	現金を伴わない変動 為替差額	現金を伴わない変動		2019年
				金融負債の 公正価値 調整および 未払利息	その他の 変動額	
長期借入	479,939,798	-12,273,599	5,205,343	9,357,580	0	482,229,122
リース負債 [*]	190,460	-39,150	110	530	4,562	156,512
短期借入	10,092,051	992,854	13,089	0	0	11,097,994
財務活動による負債合計	490,222,309	-11,319,895	5,218,542	9,358,110	4,562	493,483,628

* リース負債の期首残高調整。詳細については、注記A.5 移行に関する開示 - IFRS第16号を参照のこと。

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行グループ

連結財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, Luxembourgである。

EIBと子会社を合わせて「グループ」と総称する。

EIBの子会社については、注B.4.1.に開示されている。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 基準等への準拠

欧州投資銀行グループの連結財務書類（「本財務書類」）は、欧州連合により採択された国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して継続企業を前提として作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2020年3月18日に本財務書類を採択し、2020年4月24日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

A.1.2. 測定基準

本連結財務書類は、デリバティブ金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産および金融負債、強制的に純損益を通じた公正価値で測定される金融商品ならびに、当初認識額からIFRS第15号に基づく償却額（該当する場合）を控除した金額とIFRS第9号に準拠して決定された損失引当金のいずれか高い金額で測定されている金融保証を除き、償却原価に基づいて作成されている。受取レグは、IFRS第9号に従い、将来キャッシュ・フローを割り引くことによって、純損益を通じて公正価値で測定されている。

適格公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象に指定された金融資産および金融負債の償却原価（「AC」）は、ヘッジ損益に関して調整されている。

確定給付債務に関する負債は、同債務の現在価値に未認識の保険数理利益を加算した値から未認識過去勤務費用または未認識の保険数理損失を差し引いた金額で認識される。

また、別途明記されていない限り、本財務書類は千ユーロ単位に四捨五入して表示されている。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャーおよびEIBの英国との関係

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替えは、EIBにおける英国の応募済資本金の払込部分に加え、未請求部分も対象とするものであった。EIBの準備金を払込応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

なお、英国のEU離脱に伴うEIB定款の数多くの変更がすでに効力を生じた。EIB定款変更の第一群は、2020年2月1日に効力を生じた。英国がEIBの構成員でなくなったことを反映するこれらの法定の変更には、EIB定款における英国への言及の削除が含まれた。ガバナンス条項のいくつかの変更も同時に効力を生じ、かかる変更には、EIB理事会の代理メンバーの増員、ならびにEIBの業務計画、手続規則および経営委員会の委員の任命の承認に係る特定多数決方式の導入が含まれた。EIB定款変更の第二群は、ポーランドおよびルーマニアからの増資ならびに関連するガバナンスの変更に関するものであり、2020年3月1日に効力を生じた。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポーザーについて引き続き責任を負う。英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

英国のEU離脱およびその結果としてのEIBの構成員でなくなること、ならびに当該離脱およびEIBの構成員でなくなるための準備は、EIBの2019年12月31日現在および同日に終了した事業年度の連結財務書類に重要な影響は与えなかった。

A.2. 重要な会計上の判断および見積り

本連結財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

金融商品の公正価値

連結貸借対照表に計上する金融商品の公正価値は、活発な市場から入手できない場合は、数学的モデルの使用も含め、様々な評価技法を用いて算定する。これらのモデルに使用するデータは、可能であれば観察可能な市場から入手するが、不可能な場合は、時価の設定に際しある程度の判断を要す

る。こうした判断には、流動性や長期デリバティブの相関性やボラティリティ等のモデルへの入力データの検討が含まれる（注A.4.6）。

金融商品の減損

予想信用損失（「ECL」）の測定には、特に当初認識時からの大幅な信用リスクの増加の評価、将来を考慮した情報の組入れ、さらに、減損損失の算定の際の将来キャッシュ・フローの金額と発生時期および担保価値の予測において、経営陣は重要な判断を下すことが求められる。これらの見積りは多くの要因によって決定され、その要因は認識される貸倒引当金の発生時期と金額を著しく変動させる結果をもたらす（注A.4.4）。

非上場持分投資の評価

非上場持分投資の評価は、通常、次のいずれかに基づいて行われる。

- 最近の第三者間市場取引
- 実質的に同様な他の金融商品の時価
- 予想キャッシュ・フローを、条件とリスク特性が類似した項目に適用される現行の割引率で割り引いた値、または
- その他の評価モデル

非上場持分投資のキャッシュ・フローおよび割引係数を決定するにあたっては、重要な見積りを要する。グループでは評価技法を定期的に調整しており、同じ金融商品で観察可能な現行の市場取引の価格か、入手および観察可能な他の市場データの価格のどちらかをを用いて、妥当性をテストしている（注A.4.6）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.4.14）。

グループが持分を保有する事業体の連結

グループは、当年度末現在でグループが持分を保有するいずれの事業体（欧州投資基金（「EIF」）を除く）も支配していないという重要な判断を行った。これは、かかる事業体のすべてにおいて、ゼネラル・パートナーもしくはファンド・マネージャーまたは理事会が当該パートナーシップの活動および業務の管理および統制の責任を単独で担い、投資および方針のガイドラインを遵守して当該パートナーシップの目的および目標を遂行するために必要なすべての事項を実行する権限を有している事実による（注B.4）。

A.3. 会計方針の変更

下記の変更を除き、グループは注A.4.に記載した会計方針を、本連結財務書類において表示されている期間について継続的に適用している。グループは、以下の新基準および基準の改訂を適用した。

適用された基準

以下の解釈指針ならびに既存の基準の改訂および修正が、2019年1月1日付でグループの連結財務書類に対して有効となった。

IFRS第16号「リース」

グループは、2019年1月1日よりIFRS第16号を適用した。グループは初度適用日に修正遡及アプローチを用いてこの基準をグループのリースに適用することを選択した。したがって、比較情報は修正再表示されず、引き続きIAS第17号およびIFRIC第4号に基づいて報告されている。EIBの自己資本に計上されるべき移行の影響はなかった。また、IFRS第16号の開示要件は、比較情報には適用されていない（注A.4.18およびA.5）。

負の補償を伴う期限前償還要素 - IFRS第9号の修正

この修正は、金融資産は、契約の早期解約を引き起こす事象または状況とは無関係に、そしてどちらの当事者が契約の早期解約について合理的な補償を支払うかまたは受け取るかを問わず、「元本と元本残高に対する利息のみの支払」（「SPPI」）基準に適合することを明確化している。このIFRS第9号の修正の結論の基礎は、早期解約が契約条件、または契約の早期解約をもたらす法改正または規制の変更などの契約の当事者の支配が及ばない事象から発生する可能性があることを明確化している。

この修正の適用がグループの連結財務書類に与えた重要な影響はなかった。

関連会社および共同支配企業における長期持分（IAS第28号の修正）

この修正は、企業は持分法が適用されていないが関連会社または共同支配企業に対する純投資（長期持分）の一部を実質的に構成する関連会社または共同支配企業における長期持分に、IFRS第9号を適用することを明確化している。この明確化は、このような長期持分にIFRS第9号における予想信用損失モデルが適用されることを意味するため重要である。

この修正はまた、IFRS第9号を適用する際、企業はIAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の適用から発生する関連会社または共同支配企業への純投資の修正として認識される、関連会社または共同支配企業の損失も、当該純投資の減損損失も考慮しないことを明確化している。

この修正がグループの連結財務書類に与えた重要な影響はなかった。

制度改訂、縮小または清算（IAS第19号の修正）

この修正は、制度改訂、縮小または清算が年次報告期間中に発生した場合、企業は以下を義務付けられることを規定している。

- 制度改訂、縮小または清算後の残りの期間について、当該事象後に当該制度および制度資産の下で提供される給付を反映した確定給付負債純額の再測定に使用された保険数理上の仮定を使用して当期勤務費用を決定すること。
- 制度改訂、縮小または清算後の残りの期間について、当該事象後に当該制度および制度資産の下で提供される給付を反映した確定給付負債純額、ならびにその確定給付負債純額の再測定に使用された割引率を用いて利息純額を決定すること。

この修正がグループの連結財務書類に与えた影響はなかった。

IFRSの年次改善2015年 - 2017年サイクル (IFRS第 3 号およびIFRS第11号の修正)

これらの修正がグループの連結財務書類に与えた重要な影響はなかった。

公表済みではあるものの未適用の基準

「重要性がある」の定義 - 2020年 1 月 1 日以降に開始される年次報告期間より発効する IAS 第 1 号

「財務諸表の表示」および IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」の修正

この修正は、「重要性がある」の定義を明確化し、概念フレームワークと基準そのもので使用されている定義を合致させている。

修正された定義では、「情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。」とされている。この修正はまた、財務諸表における「一般目的財務諸表の主要な利用者」の意味を、必要とする財務情報の多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならない「既存および潜在的な投資家、融資者およびその他の債権者」として定義することによって明確化している。

この修正は、2020年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から有効となる。グループは、これらの修正の早期適用を行わず、またこの基準の適用によるグループの連結財務書類への重要な影響はないと見込んでいる。

金利指標改革 - IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の修正

2019年 9 月、IASBは、IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の修正を公表した。これらの修正は、既存の金利指標を実質的に無リスクの代替的金利（「RFR」）に置き換えるまでの不確実性の期間中にヘッジ会計の継続を可能にする一時的な救済を提供する。

IFRS 第 9 号の修正はいくつかの救済措置が含まれており、これらは金利指標改革によって直接的に影響を受けるすべてのヘッジ関係に適用される。最初の 3 つの救済措置は以下を規定している。

- 予定取引（またはその構成要素）の発生する可能性が非常に高いかどうかの評価
- キャッシュフロー・ヘッジ剰余金の金額をいつ純損益に振り替えるかの評価
- ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の評価

これらの救済措置のそれぞれについて、ヘッジ対象のキャッシュ・フローに基づいている指標が IBOR改革の結果として変更されないことが想定されている。

4 番目の救済措置は、契約により規定されていないリスク要素は、継続的ではなく、当初のヘッジ指定時のみ独立して識別可能である必要がある旨を規定している。

救済措置の適用は強制的であり、救済措置はこの修正で記述されているいずれかの事象が発生していない場合は、無期限に継続する。この修正はまた、救済措置が適用されたヘッジ関係について特定の開示要件を導入している。この修正は、2020年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から有効となる。グループは、これらの修正を早期適用せず、影響を評価し、移行を管理するために組織横断的な IBOR作業グループを設置した。

IFRS基準における概念フレームワークへの参照の改訂 - 2020年 1 月 1 日より発効

改訂後の概念フレームワークは、財務報告、基準設定、首尾一貫した会計方針を策定するための作成者向けガイダンスならびにその他の者の会計基準の理解および解釈のための取組みに対する包括的な概念を示している。

改訂後の財務報告のための概念フレームワークは基準ではなく、いずれの概念も会計基準または会計基準における要求事項に優先するものではなく、主として国際会計基準審議会による基準の策定を支援すること、適用する会計基準がない場合に作成者による首尾一貫した会計方針の策定を支援すること、ならびにすべての関係者による基準の理解および解釈を支援することを目的としている。

概念フレームワークは、いくつかの新しい概念を含み、資産および負債の最新の定義および認識基準を提供し、いくつかの重要な概念を明確化している。概念フレームワークは、2020年1月1日以降に開始する年次報告期間から有効となる。グループは、改正後の概念フレームワークの早期適用を行わず、またこの基準の適用によるグループの連結財務書類への重要な影響はないと見込んでいる。

A.4. 重要な会計方針の要旨

A.4.1. 連結基準

子会社

子会社とは、グループによって直接的または間接的に支配されているすべての企業である。グループが企業を支配するとは、グループが当該企業への関与から生じる変動リターンにさらされているか、または変動リターンに対する権利を有しており、かつ、こうしたリターンに対して当該企業への権限を通じて影響を及ぼす能力を有している場合である。

すべての重要な子会社はIFRSに基づき連結財務書類に含まれているが、グループにとって重要性のない企業は連結の範囲から除外されている。あらゆる子会社の財務書類は、支配を開始した日から、支配を停止した日まで、連結財務書類に含まれている。

本連結財務書類は、欧州投資銀行（「EIB」）ならびにその子会社である欧州投資基金（「EIF」）の財務書類により構成される。子会社の財務書類は、EIBと同じ報告年度について作成され、EIBと一貫した会計方針に基づいている。

EIBは、EIFの応募済資本金の58.53%（2018年：58.64%）を保有しているため、連結財務書類を作成するにあたり、IFRS第10号で規定されている会計原則を適用した。したがってグループは、資産、負債、資本、収益、費用の類似項目を合算し、EIBおよびEIFの財務書類を科目ごとに連結している。

EIBが保有していた元子会社であるEUマイクロファイナンス・プラットフォーム FCP-FIS（「EUMPF」）の2018年に行われた全発行済優先受益証券の償還により、EUMPFは2018年度および2019年度のEIBグループ連結財務書類上、連結の範囲には含まれなくなった。

第三者投資家が保有するEIF株式に係るコミットメント

EIFの非支配株主が保有する1,866株（2018年：1,861株）に関するリプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（「RSPU」）の条件に従い、EIBはこれらの株式の買付けの募集を毎年行っている。権利行使価格はEIFの監査済年次財務書類に基づいて算定されるが、これはEIF払込請求済資本金に資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金、当期純利益を加えて、EIF株主総会で決議された配当を差し引いた値における各株式相当分に対応する（注Gも参照のこと）。

IFRSの下では、RSPUは少数株主からEIF株式を購入するために将来現金を支払う契約上の義務を反映した、非支配持分に対する売建プットオプションとみなされる。IAS第32号に従い、たとえその現金支払が所有者によるオプションの行使を条件とするものであっても、かかる取決めは償還金額の現在価値について金融負債を生じさせる。

したがって、IFRSの下では、このコミットメントは非支配持分から組み替えられ、対応する金融負債がオプションの行使価格（年毎に設定される合意価格に相当する）の公正価値で「その他負債」に認識され、親会社の株主に帰属する。その後、この金融負債はIFRS第9号に従って測定され、すなわ

ち、取得日後に金融負債の公正価値に生じた変動は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。非支配持分の合意価格に対する超過額または不足額は、「連結準備金」に組み替えられる。

関連会社および共同支配企業における持分

グループの被投資会社における持分は、関連会社および共同支配企業における持分で構成される。関連会社は、グループが財務および業務上の方針に対して重要な影響力を持つが、支配力または共同支配力は持たない企業である。共同支配企業は、グループが共同支配力を持ち、それによってグループが当該事業体の資産に対する権利および負債に対する債務ではなく、純資産に対する権利を有する事業体である。

関連会社および共同支配企業に係る会計上の取扱いには注A.4.8.6で詳述されている。

連結上消去される取引

貸借対照表および損益計算書上の勘定を合算した後、グループ内取引から生じたグループ内の残高ならびに取引、収益および費用をすべて相殺消去している。

A.4.2. 外国通貨の換算

本連結財務書類は、グループの機能通貨、ならびに構成員の資本勘定の測定単位とされているユーロ（「EUR」）建てで、表示されている。

グループは、ユーロ、欧州連合加盟国の他の通貨および非EU通貨で業務を運営している。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。

ユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢換算レートに基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は、連結損益計算書に計上される。

外貨建ての取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初の取引日の為替レートで換算されている。外貨建ての公正価値で測定される非貨幣性項目は、公正価値算定日の為替レートで換算されている。

非貨幣性金融資産の為替差損益は、公正価値変動に含まれる。非貨幣性金融資産の分類に応じて、為替差損益は連結損益計算書か連結貸借対照表の資本の中の準備金のどちらかで認識される。

取引日の為替レートと決済日の為替レートの差異により発生する為替差損益、および未決済の外貨建貨幣性資産および負債に関する未実現為替差損益は、連結損益計算書で認識されている。

A.4.3. 分類および測定

金融資産および金融負債

当初測定時に、グループは金融資産または金融負債を、純損益を通じた公正価値（「FVTPL」）で測定する項目以外については、公正価値にその取得または発行に直接的に起因する取引費用を加算または減算して測定する。当初認識時の公正価値は、通常取得原価である。

金融資産は、当初認識時に償却原価（「AC」）での測定、その他の包括利益を通じた公正価値（「FVOCI」）での測定、またはFVTPLでの測定に分類され、金融負債はACまたはFVTPLでの測定に分類される。

IFRS第9号の下では、分類は、当該金融資産が負債性金融商品または資本性金融商品とみなされるかの判定から開始される。IFRS第9号「金融商品」は、IAS第32号「金融商品：表示」における定義を参照している。

負債性金融商品は、貸付金、政府債、社債など、IAS第32号に従って、発行体の観点から金融負債の定義に適合する金融商品である。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、純損益を通じた公正価値での測定に指定されていない場合に、償却原価での測定に分類される。

- 当該資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としているビジネスモデルで保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本と元本残高に対する利息のみの支払（SPPI基準）であるキャッシュ・フローが特定の日に発生する。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、純損益を通じた公正価値での測定に指定されていない場合にのみ、その他の包括利益を通じた公正価値での測定に分類される。

- 当該資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方により目的が達成されるビジネスモデルで保有されている。
- 金融資産の契約条件により、SPPI基準に適合するキャッシュ・フローが特定の日に発生する。

上記要件は、たとえ金融資産に組込デリバティブが含まれている場合でも、金融資産全体に適用される。

資本性金融商品は、IAS第32号に従って、発行体の観点から持分の定義に適合する金融商品、すなわち、契約上の支払義務を含まず、発行体の純資産の残存持分の証拠となる金融商品である。

売買目的保有ではない持分投資の当初認識時に、グループはその後の変動をその他包括損益に表示することを取消不能で選択することができる。この選択は、投資ごとに行われる。

他のすべての金融資産は、純損益を通じた公正価値での測定に分類される。

金融負債は、以下のものを除き、償却原価で測定される。

- 売買目的保有の定義に適合する（例えば、デリバティブ負債）。
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定されている。

また、当初認識時に、グループは償却原価測定の要件に適合する金融資産または金融負債を、純損益を通じた公正価値での測定に指定することによって、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチが解消されるまたは大幅に削減される場合、または当該金融資産および金融負債が公正価値で管理され、その運用成績が公正価値に基づいて評価される場合に、純損益を通じた公正価値での測定に取消不能で指定することができる（いわゆる「公正価値オプション」、「FV0」）。FV0に指定されている主な金融商品は、ヘッジ対象貸付金およびヘッジ会計適格ではない証書によって表される債務である。

開示要件目的上、グループは特性の類似性に基づいて金融商品の区分を定義している。

ビジネスモデル評価

EIBグループは、負債性金融商品が保有されるビジネスモデルの目的の評価をポートフォリオ・レベルで行う。これは、事業が管理され、経営陣に情報が提供される方法を最も良く反映しているためである。検討される情報には以下が含まれる。

- ポートフォリオの定められた方針および目的、ならびに実際におけるその方針の運用。特に、経営陣の戦略が、契約上の金利収益の稼得、特定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションとその資産向けの資金調達のための負債のデュレーションの一致、または資産の売却を通じてのキャッシュ・フローの実現に焦点を当てているか。

- ポートフォリオの運用成績がどのように評価され、グループの経営陣に報告されているか。
- ビジネスモデル（およびそのビジネスモデルで保有されている金融資産）の運用成績に影響を及ぼすリスク、ならびにそれらのリスクがどのように管理されているか。
- 過去の期間における売却の頻度、金額および時期、その売却の理由ならびに将来の売却活動についての見込。

しかし、売却活動に関する情報は切り離して考慮されるのではなく、グループの金融資産の管理の定められた目的がどのように達成され、キャッシュ・フローがどのように実現しているかについての全体的な評価の一環として検討される。

元本と元本残高に対する利息のみの支払（「SPPI」）基準

この評価の目的上、「元本」とは、負債性金融商品の当初認識時の公正価値と定義される。「利息」とは、貨幣の時間価値および特定の期間中の元本金額に伴う信用リスク、その他の基本的な貸付リスクおよびコスト（例えば、流動性リスクおよび管理費用）の対価、ならびに利益マージンと定義される。

契約上のキャッシュ・フローが元本と利息のみの支払であることを評価する際に、EIBグループは当該商品の契約条件を検討する。これには、当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの発生時期または金額を変更する契約条件を含んでおり、この基準を満たさなくなる可能性があるか否かの評価が含まれる。

認識中止

グループは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が失効した場合、または金融資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて移転する取引、もしくはグループが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転も留保もせず、当該金融資産に対する支配を留保しない取引で契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、同金融資産の認識を中止する。

グループは、契約上の義務が履行された場合、取り消された場合、または失効した場合に金融負債の認識を中止している。

金融資産または金融負債の認識中止時に、資産または負債の帳簿価額（または認識が中止された資産または負債の部分に配分された帳簿価額）と、(i) 受け払いされた対価および(ii) その他の包括利益で認識された累積利益または損失の合計額の差異は、純損益で認識されるが、処分時に損益計算書ではなくその他準備金に振り替えられる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分投資についてその他の包括利益で認識された累積利益または損失を除く。

組替

金融資産は、当初認識後は、グループが金融資産を管理するビジネスモデルを変更した後の期間を除き、組み替えられない。

条件変更

償却原価で測定される金融資産は、その契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で修正された場合、条件変更されたとみなされる。再交渉または条件変更は、既存の金融商品の認識を中止し、新たな金融商品を認識することに至る場合も至らない場合もあり得る。

償却原価で測定される金融資産のキャッシュ・フローの重要な契約上の条件変更の結果、当該金融資産が認識中止となる場合は、新たな金融資産を公正価値で認識し、条件変更に係る損益の影響額を連結損益計算書上の「金融業務損益」で計上する。

相殺

グループは、金融資産と金融負債が、IAS第32号の下での対応する基準を満たす場合、それらをグループの連結貸借対照表上で相殺している。また、金融資産および金融負債は、グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かを問わず、法的に強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似した金融商品を対象とした類似契約の適用を受ける場合がある。類似契約にはグローバル・マスター・リパーチェス契約が含まれる。類似した金融商品には、リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約が含まれる。

A.4.4. 減損

IFRS第9号は、将来を見越した「予想信用損失」(「ECL」)モデルに基づいている。これは、経済的要因の変化が予想信用損失にどのように影響するかについての判断を要求するものであり、この判断は確率加重に基づいて行われている。

グループ内では、このIFRS第9号の減損モデルは償却原価で測定される金融資産だけでなく、オフ・バランスシートのコミットメントにも適用されている。

IFRS第9号の下では、損失引当金は次の何れかに基づいて測定されている。

- 12ヵ月ECL：これらは、報告日後12ヵ月以内に発生する可能性のあるデフォルト事象によるECLである。
- 全期間ECL：これらは、金融商品の全期間にわたって発生する可能性のあるデフォルト事象によるECLである。

IFRS第9号は、減損について、当初認識以来の信用度の変動に基づいた「3ステージ」モデルを提示している。金融商品は、当初認識以降に信用リスクの著しい増加(「SICR」)が特定された金融商品を除き、ステージ1に分類される。これには、将来を考慮した情報を含む定量的および定性的の両方の情報、ならびにグループの専門知識に基づいた分析が含まれる。信用リスク方針に関する詳細は、注S.2で詳述されている。

グループによる信用リスクの著しい増加の評価は、特に要注意先リスト、内部格付および延滞(延滞30日)を取り扱っている信用リスク・ガイドライン(「CRG」)ならびに財務モニタリング・ガイドラインおよび手続き(「FMG」)に記載された方針と一貫性のある、カウンターパーティーまたは商品固有の情報を使用した逐次的アプローチに基づいている。

信用リスクの著しい増加が発生した場合、当該金融商品はステージ2に移動されるが、まだ信用毀損があるとはみなされない。金融商品に信用毀損がある場合は、当該金融商品はステージ3に移動される。

ステージ3のエクスポージャーを特定するために、EIBは信用デフォルト事象の客観的証拠が存在するか否かを判定する。この目的のために、グループは、グループが償還請求を行うことなく、借手によるグループに対する信用債務の完済の可能性が低い場合、または借手がグループに対する重要な信用債務で90日超延滞している場合に、金融資産がデフォルト状態にあるとみなしている。

この点において、グループが原契約条件に従って全額または同等額を回収することができない可能性が高いとEIBが判断したときは、金融資産は信用減損したものとみなされる。個々の相手先に対する

与信エクスポージャーは、借手の性質、総括的な財政および資金状況、返済履歴、財政的に信用できる保証人からの援助の可能性、また該当する場合は担保の実現可能価額に基づき評価される。

すべての減損された債権は最低半期ごとに検討および分析される。それまでの見積りと比較した将来の予想キャッシュ・フローの金額や時期にその後生じた変化は貸倒引当金に反映され、連結損益計算書に費用計上または貸方計上される。信用の質が改善し債権契約書の原契約条件どおり元本および利息が適時に回収されるという合理的保証が得られた場合のみ、貸倒引当金は戻入される。債権の全部または一部について、回収不能と認めるか、または債権を放棄する場合は、貸倒損失として処理される。貸倒損失は、以前に設定された貸倒引当金を取崩す形で、または当該債権元本を減額し直接連結損益計算書に費用計上される。貸倒償却処理された債権の一部または全部の回収については、連結損益計算書上で貸方計上される。

ECLの測定 - インプット、仮定および技法

全期間ECLの測定は、ステージ2およびステージ3の資産に適用され、12ヵ月ECLはステージ1の資産に適用される。

予想信用損失の測定は、次の信用リスク・パラメーターに基づいて実施される。

- デフォルト確率（「PD」）
- デフォルト時損失率（「LGD」）
- デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）

デフォルト確率は、カウンターパーティーが、今後12ヵ月間または当該債務の残りの全期間のいずれかでデフォルトする確率を表す。PDは、特定の日における見積りであり、統計的格付モデルに基づいて算出され、様々なカテゴリーのカウンターパーティーおよびエクスポージャーに合わせた格付ツールを使用して評価される。

格付は、エクスポージャーに関するデフォルト確率の期間構造の決定のための主たるインプットである。グループは、グループの信用リスク・エクスポージャーについて、履行とデフォルトに関する情報を収集している。収集されたデータは業種別、地域別に分類される。信用状況およびマクロ経済環境の変動に同質の方法で反応する異なる業種および地域は、合わせて分析される。

グループは、複数期間にわたるデフォルト確率を見積るために、マクロ経済予測を組み込んだ統計モデルを採用している。

デフォルト時損失率は、カウンターパーティーのデフォルトによるエクスポージャーに係る損失の、デフォルト時の残高に対する比率についての予想を表す。デフォルト時損失率は、「1 - 回収率」としても定義される。LGDの見積値は、主に地域別、そしてソブリン、公共機関、金融機関、企業およびプロジェクト・ファイナンスの5つの主要なクラスのカウンターパーティーの種類別に決定される。LGDの値は、エクスポージャーの商品および契約固有の特徴に基づいて、さらに調整される可能性がある。

グループは、商品の当初認識時から信用リスクが大幅に増加したかの評価、および予想信用損失の測定の両方に将来を考慮した情報を組み入れている。

ECLの測定については、グループは以下を含めたPDの期間構造を計算するために条件付きモデル化手法を開発した。

- 経済的に合理的な信用サイクルとマクロ経済変数の間のリンク関数の定義
- 複数年のGDPの潜在的な達成およびそれらに関連する確率を備えた3種のマクロ経済シナリオ（1つのベースライン・シナリオおよび景気の拡大と後退を反映した2つのシナリオ）

マクロ経済シナリオを作成するために、EIBは国別ブロックと共に世界経済のマクロ的な半構造的複数国かつ高次方程式モデルを使用している。セントラル/ベースライン・シナリオは、最新の欧州委員会（「EC」）予測と整合するよう設計されている。上昇および下降シナリオは、セントラル・シナリオに関して、複数国/高次方程式モデルの展開により設計されている。これらのシナリオは、経済活動の主要尺度であるGDPにショックを与えることで得られる。実質GDPに対するショックは、過去の変数のボラティリティを複製するためにその水準が調整される。また、GDPに対するショックの規模および持続期間を精緻化するために、適切な場合は専門家による判断が適用される。その結果、ショックは減衰関数と共に決定され、経時的なショックの影響額が算定される。各シナリオに割り当てられる確率は、市場（ボラティリティ）指標および不確実性を捕捉するために長期にわたって一貫して使用された内部開発の指標/トラッカーを反映して決められる。

EADは、デフォルト時の予想エクスポージャーを表し、現在の当該カウンターパーティーに対するエクスポージャーおよび現在契約で認められている金額の、分割返済を含む潜在的な変動に基づく。金融資産のEADは、帳簿価額総額である。貸付コミットメントおよび金融保証については、EADには使用済金額に加えて、契約下で引き出される可能性がある潜在的な将来の金額が含まれる。

優先債権者の地位（「PCS」）

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接收および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項（「CAC」）に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.4.5. デリバティブおよびヘッジ活動

グループは主に借入・貸付取引に係る市場のエクスポージャーをヘッジするため、またその資産および負債の管理活動の一環としてデリバティブ商品を利用しており、それにより、予定取引に伴うエクスポージャーを含む、金利および為替リスクを管理している。

グループのすべてのデリバティブ商品は純損益を通じた公正価値で測定され、デリバティブ資産または負債として計上される。デリバティブに伴い発生する未収利息は、計上される公正価値の一部となる。公正価値は、市場インプット、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション・モデルにより入手される。オプション・モデルでは、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。デリバティブの公正価値変動は、「金融業務損益」に含まれている。

グループのヘッジ活動は、資産および負債の両方について、金利リスク・プロファイルを標準的な変動金利リスクに変換するスワップを用いて金利リスクおよび通貨リスクを軽減することを目的としている。グループがミクロ・ヘッジを締結する場合、各ヘッジ関係には、全部または部分的にヘッジされる、1つまたは複数のヘッジ対象が含まれる。

ヘッジ手段次第で、ヘッジ対象のヘッジ対象リスクは以下のように決定される。

- 金利スワップを使用する場合、ヘッジ対象のベンチマーク金利カーブに関する金利リスクのみがヘッジされる。
- 通貨スワップを使用する場合、ヘッジ対象のベンチマーク金利カーブに関する金利リスクおよびベンチマーク通貨に関連する通貨リスクがヘッジされる。

IFRS第9号で認識されている3種類のヘッジ関係のうち、グループは現在公正価値ヘッジ会計のみを適用している。公正価値ヘッジは、認識された資産もしくは負債、または未認識の確定契約債務、またはこうした項目の一構成部分の、特定のリスクに起因し、損益に影響を及ぼす可能性がある公正価値の変動に関連するリスクを軽減するヘッジの取決めである。ヘッジ会計の目的は、損益に影響を及ぼすおそれのある特定のリスクから発生するエクスポージャーを管理するために、ミクロベースで金融商品を使用したグループのリスク管理活動の効果を財務書類において表すことである。

グループはまた、金利リスクおよびベーススリスクを資産負債管理の一環として、ヘッジ会計を適用せずにマクロベースでヘッジしている。

ヘッジ会計適格であるためには、ヘッジ関係は適格ヘッジ手段と適格ヘッジ対象で構成されていなければならない。

純損益を通じた公正価値で測定されるデリバティブは、ヘッジ手段として指定することができる。グループは次の適格ヘッジ手段とその組み合わせを用いている。

- 金利スワップ
- 通貨スワップ

適格ヘッジ手段は、ヘッジ指定から分離し除外されている通貨スワップの場合の外貨ベース・スプレッドを除き、そのすべてがヘッジ手段に指定されている。

ヘッジ対象は、認識されている資産もしくは負債、または未認識の確定契約債務がなり得る。ヘッジ対象は、単一の項目もしくは項目のグループがなり得、またそのような単一の項目もしくは項目のグループの構成部分がなり得る。次の適格ヘッジ対象がグループによって指定されている。

- 借入金
- 代替貸付金
- 貸付金

グループはまた、前述の適格金融資産および金融負債の額面金額の構成部分をヘッジ対象またはヘッジ手段として指定する場合がある。

ヘッジ関係の当初指定時に、グループはヘッジ手段とヘッジ対象の関係を書式化し、これには、リスク管理目的およびヘッジの実行戦略に加えて、ヘッジ関係の有効性を継続的に評価するために使用される方法が含まれる。

ヘッジ関係が以下の有効性要件のすべてを満たしている場合に、ヘッジ会計適格となる。

- ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係がある。
- 信用リスクの影響が、当該経済的関係から発生する価値変動を支配していない。
- ヘッジ関係のヘッジ比率が、グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の数量と、当該ヘッジ対象の数量をヘッジするためにグループが実際に用いるヘッジ手段の数量による比率と同一である。

ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係を示すために、グループはヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致しているまたは密接に整合されており、その場合ヘッジ関係の有効性が高いとみなすことができるかを評価することによって、定性分析を実施している。

信用リスクによる公正価値変動が、公正価値変動全体に対して支配していないことを示すために、グループはヘッジ対象とヘッジ手段両方にとってのすべての環境を検討して、信用度を総合的に評価している。

経済的ヘッジ関係がIFRS第9号に従ったヘッジ関係として適格ではない場合、グループは、潜在的な会計上のミスマッチを低減するために、取引開始日にヘッジ対象を取消不能で公正価値オプション（「FV0」）に指定する。すなわち、ヘッジ対象はその後純損益を通じた公正価値（「FVTPL」）で測定される。

グループが金融負債を公正価値オプション（「FV0」）に指定する際、「自行信用リスク調整」（「OCA」）と呼ばれる信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、その他の包括利益の「公正価値準備金」に表示される（注R）。

公正価値ヘッジが上記適格基準を満たしている限り、ヘッジ関係は以下のように会計処理されるものとなる。

- ヘッジ手段に係る公正価値損益は、連結貸借対照表および連結損益計算書で認識される。
- ヘッジ対象に係る公正価値損益は、（該当する場合）ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書で認識される（いわゆる、「ベースス調整」）。ヘッジ対象が未認識の確定契約債務の場合、指定後のヘッジ対象の公正価値の累積的変動は、資産または負債として認識され（対顧客貸付金および預け金などのそれぞれの連結貸借対照表科目で認識される）、対応する利益または損失は連結損益計算書で認識される。ヘッジ関係の指定およびヘッジ対象の公正価値の計算は、取引日に開始される。

IFRS第9号で認められているように、グループは外貨ベースス・スプレッド（「CBS」）をヘッジ手段（「CCIRS」）から分離し、ヘッジ対象と相互関係を持つ範囲で、ヘッジコスト・アプローチとして知られている特別な取扱いを適用する。指定日に測定され繰り延べられたヘッジ手段の当初CBSは、ヘッジの残りの全期間にわたり直線的に償却される。CBSのその後の公正価値の変動は、その他の包括利益の独立科目で直接的に認識される。CBSの公正価値は、満期日でゼロに収束し、したがってその他の包括利益に計上された金額が連結損益計算書に振り替えられる必要はなくなる。

ヘッジ関係の（部分的な）指定解除の代表的な理由は、ヘッジの有効性基準の違反をもたらすヘッジ対象のおよび／またはヘッジ手段の契約条件の変更、部分的な期限前償還／買戻し／早期期限満了、ならびにヘッジ対象またはヘッジ手段の信用リスクに起因する部分が支配的となる信用リスクの増加である。ヘッジ対象の全額の期限前償還／全額の買戻し、またはヘッジ対象の連結貸借対照表からの除外を引き起こすその他の事象の場合に、ヘッジ関係の中止が起こり得る。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジ利益またはヘッジ損失の差異と定義される。非有効性の考え得る源泉は以下のとおりである。

- スワップのCVA / DVA / CoI I VAが金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値に反映されていない。
- ヘッジ手段とヘッジ対象の評価に異なった割引率およびフォワードカーブが使用されている。
- 重要な条件の重要性のない乖離（許容される閾値の範囲内）。

ヘッジ会計の損益実績は連結損益計算書の「金融業務損益」で認識されているが、これは、ヘッジコスト・アプローチによる当初CBSの償却による影響も受けている。連結損益計算書のこの科目には、グループがマクロベースでの金利リスクのヘッジに使用しているが、ヘッジ会計を適用していないデリバティブに起因する損益も含まれる。

A.4.6. 金融商品の公正価値

デリバティブ金融商品は、取引日基準により計上される。デリバティブ以外の金融商品は決済日基準により計上される。

金融商品の公正価値

公正価値は、グループが測定日時点で利用することができる主要な市場、またはその市場が存在しない場合は最も有利な市場における、測定日の市場参加者間の秩序だった取引において、資産の売却により受領する、あるいは負債の移転で支払う価格である。負債の公正価値には、不履行リスクが反映されている。

該当する場合には、グループは商品の公正価値を当該商品の活発な市場における公表価格を使用して測定する。当該資産または負債について、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度と量の取引が行われる場合、市場は活発とみなされる。

連結貸借対照表に計上する金融資産および金融負債の公正価値は、活発な市場から入手できない場合は、数学的モデルの使用も含め、評価技法を用いて算定する。これらのモデルに使用するデータは、可能であれば観察可能な市場から入手するが、不可能な場合は、時価の設定に際しある程度の判断を要する。選択された評価技法には、市場参加者が取引の価格決定の際に考慮すると考えられるすべての要素が組み込まれる。

グループがその市場リスクまたは信用リスクのいずれかについて正味エクスポージャー・ベースで管理している市場リスクまたは信用リスクのある金融資産または金融負債のポートフォリオは、特定のリスク・エクスポージャーについてその正味ロング・ポジションを売却する際に受け取る価格または正味ショート・ポジションを移転するために支払う価格に基づいて測定される。これらのポートフォリオ・レベルでの調整は、個別の資産および負債にポートフォリオ内の個別の商品それぞれの相対的リスク調整に基づいて配分される。

グループは公正価値での測定に使用されるインプットの重要性を反映した以下のヒエラルキーを用いて公正価値を測定する。

- レベル1：グループが利用可能な同一の商品の活発な市場における未修正の公表市場価格であるインプット
- レベル2：レベル1に含まれる公表市場価格以外の、直接的（価格等）あるいは間接的（価格から導出された値等）に観察可能なインプット。このカテゴリーには、類似した商品についての活発な市場における公表市場価格、同一または類似した商品についての活発ではない市場における公表市場価格、またはすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能なその他の評価技法を使用して評価される商品が含まれる。
- レベル3：観察不能なインプット。このカテゴリーには、評価技法に観察可能なデータに基づいていないインプットが含まれ、観察不能なデータが当該商品の評価額に重要な影響を持つすべての商品が含まれる。このカテゴリーには、類似した商品の公表市場価格に基づいて評価され、商品間の相違を反映するために重要な観察不能な修正または仮定が必要とされる商品が含まれる。

グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動を、変更が起きた報告期間の期末時点で認識している。

A.4.7. 受取手数料

グループは様々な種類のサービスを顧客に提供することにより、受取手数料を得ており、これらの受取手数料はIFRS第15号に従って会計処理されている。グループは、約束されたサービスの支配を顧客に移転することによって履行義務が充足された際に、収益を認識する。原則として、顧客はそのサービスを直接利用する能力、またはそのサービスからの実質的にすべての利益を得る能力を得た時

点で支配を獲得する。一部の状況では、支配が移転した時点を判定するために、判断が必要となり得る。

受取手数料は、以下に基づいて大きく2種類に分けられる。

- 一定期間：一定期間にわたって、グループが履行義務を充足し、その結果、支配を移転する。
- 一時点（ポイント・イン・タイム）：グループが履行義務を充足し、一定時点で顧客に支配を移転する。

グループは様々な種類のサービスを顧客に提供することにより、受取手数料を得ており、これらの受取手数料はIFRS第15号に従って会計処理されている。受取手数料の主要な源泉は、保証、貸付金および第三者マンドートによるサービスである。

受け取った受取手数料の金額は、確約されたEUの拋出のパーセンテージなどの様々な構成要素に応じた、または単一の履行義務に関連付けられた特定の基準に基づいて、固定されている場合もあれば変動する場合もある。対価が変動金額を含む場合、グループは顧客へのサービスの移転と引き換えに受け取る権利を有する対価の金額を見積る。

変動対価は、契約開始時に見積られ、変動対価に関する不確実性が後に解消された際に、認識した収益の累計額において重要な収益の戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲に制限される。

一定期間にわたって充足される収益による受取手数料は、サービスの提供期間にわたって発生主義により計上される。一時点でのサービスの提供または履行からの受取手数料は、サービスの提供が完了した際に計上される。

一定期間にわたって充足される履行義務に関して、グループは、当該履行義務の充足に対するグループの努力またはインプットを基準として収益を認識するために、「インプット法」を使用し、手数料を時間の経過と共に認識している。

履行義務に関しては、管理手数料の最大金額または「キャップ」が特定のマンドートに適用される。これが適用される場合、通常は15年から25年のマンドートが終了する前に管理手数料を受け取らなくなる可能性が高く、管理手数料はマンドートの最初の数年など、限られた期間に支払われることになり、したがって、履行したサービスおよびグループで発生する費用と相関しなくなる。

この事項に対処するために、グループは繰延収益方針（「契約負債メカニズム」とも呼ばれる）を使用している。契約負債メカニズムは、マンドートに関連してグループで発生する総費用に基づいており、すべての新しいマンドートについてその承認プロセスの一環として事前金融モデルを使用する。この繰延方針は、持続可能な業務および契約の進捗度に基づいた収益認識を確実にする。それぞれの調整は、連結貸借対照表の「繰延収益」に計上される。

A.4.8. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券、確定利付証券を含む負債証券、ならびに株式およびその他の変動利付証券

連結貸借対照表科目「中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券」および「確定利付証券を含む負債証券」には以下が含まれる。

- 償却原価で測定される負債証券
- 強制的に純損益を通じた公正価値で測定される負債証券
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定された負債証券

A.4.8.1. 短期財務ポートフォリオ

グループの短期財務ポートフォリオ（「TMP」）は、以下の目的で保有されている。

- EIBの主たる流動性バッファとして、EIBが資金活動を実施したあらゆる通貨で、必要とされる現金を適時に提供する。
- 金融市場の状況およびグループにおける適切な水準の流動性維持という以前の包括的な目的と矛盾なく、適切な振替価格を取り扱い、また、短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券等の、満期が12ヵ月以下の短期金融市場商品によって構成されている。

これらの有価証券は、当初、公正価値に直接帰属する取引費用を加えた値で計上される。有価証券の帳簿価額と償還金額との差額は、保有する有価証券の残存期間にわたり実効金利法により償却される。

このポートフォリオにおける有価証券は、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されており、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

A.4.8.2. 有価証券流動性ポートフォリオ

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）は、金融機関により発行または保証されている上場負債証券で構成されている。このポートフォリオのビジネスモデルは、資産クラスの配分を変更することによるデューレーションの迅速な再調整および信用リスクの軽減を可能にするためにデリバティブを使用し、長期資産を売却するグループの能動的な運用により動かされているため、このポートフォリオにおける有価証券は強制的に純損益を通じた公正価値で測定されている。

売却または償還により実現された損益および公正価値変動による未実現損益は、「金融業務損益」として計上される。SLPの資産からの受取利息は、「受取利息および類似収益」に含まれている。

SLPの資産の公正価値は、場合に応じて、活発な市場における市場価格、業者相場、プライシング・モデル（市況および経済状況に基づく予測を使用する）または経営陣による見積り等に基づき決定される。

A.4.8.3. 長期ヘッジ・ポートフォリオ

長期ヘッジ・ポートフォリオ（「LTHP」）は、2つの主要な目的を果たす。

- 適用される資産負債管理（「ALM」）戦略に沿って、EIBの金利リスクのポジションを管理する。
- EIBのための流動性準備金であるために、高格付の流動性の高い債券で構成される。

このポートフォリオは、下記の機関が発行または保証している有価証券で構成されている。

- 欧州連合加盟国政府、G10諸国、およびそれらの政府機関
- 多国籍開発銀行を含む国際公的機関

これらの有価証券は、満期まで保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されており、そのため、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

A.4.8.4. EIF運用ポートフォリオ

EIF運用ポートフォリオは、以下の2つの目的を持つ。

- 投資の長期的性質に見合ったリターンを提供する。
- 副次的な流動性としての役割を果たす。

債券、ノート、その他の債務などの長期負債性金融商品に対する投資で構成される。

このポートフォリオにおける有価証券は、満期まで保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されており、そのため、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

A.4.8.5. 代替貸付金ポートフォリオおよびABSポートフォリオ・EIF

代替貸付金ポートフォリオおよびABSポートフォリオ・EIFは、満期まで保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する目的の、主に特別目的事業体（「SPV」）または信託事業体が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。

代替貸付金は、契約上関連している商品または単一トランシェの商品の形をとり得る。このポートフォリオへの投資がSPPI基準に適合する場合、償却原価での測定に分類される。ただし、投資が代替固定金利貸付金の性質を持ち、ヘッジ会計適格であるため（注A.4.5）、ヘッジ関係に指定され、償却原価がヘッジ対象のリスクに起因する公正価値について調整される場合は除く。

ヘッジの公正価値測定は、割引キャッシュ・フロー技法に基づく。

経済的にヘッジされたがヘッジ会計に含めることができない代替貸付金は、ヘッジ手段が純損益を通じた公正価値での測定に分類されることから生じる会計上のミスマッチを低減するために、取消不能で公正価値オプションに指定される。

代替貸付金ポートフォリオに含まれる、SPPI基準を満たさない契約上関連しているまたは単一トランシェの商品は、純損益を通じて公正価値で測定される。

代替貸付金のフロントエンド・フィーは繰り延べられ、実効利回りの調整として認識されて、関連する代替貸付金の実行から返済までの期間にわたって連結損益計算書に計上される。フロントエンド・フィーは繰り延べられ、原代替貸付金の残存期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および類似収益」で認識される。

代替貸付金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

負債証券の減損

グループは、財務ポートフォリオに係る信用リスクは、その固有の信用リスクの低さから、当初認識時から大幅に増加していないとみなしている。財務ポートフォリオの負債証券（有価証券、コマーシャル・ペーパー等）に関連する信用リスクは、内部方針に従って、当初の最低格付を投資適格以上として、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。また、各財務報告日時点で、財務ポートフォリオの資産が低信用リスク基準に適合することを確実にするために、定期的な評価が実施されている（注S.2.4を参照）。

その結果、償却原価で測定される財務ポートフォリオ資産に関連する貸倒引当金は、12ヵ月ECLに相当する金額で算定される。代替貸付金については、貸付金および預け金に適用されるECLの減損モデルが代替貸付金ポートフォリオ内の償却原価で測定される商品に加え、関連する未実行のコミットメントにも同様に適用される。

IFRS第9号に基づくそれぞれの貸倒引当金は、注A.4.4で説明されている減損モデルに従って、12ヵ月ECLまたは全期間ECLのいずれかに基づいて算出される。

A.4.8.6. 株式およびその他の変動利付証券

この連結貸借対照表科目には、以下が含まれる。

- 強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融商品

- その他の包括利益を通じた公正価値での測定に指定された金融商品

グループの株式ポートフォリオは、主にベンチャー・キャピタル事業、投資基金およびEBRD参加持分で構成され、公正価値で計上されている。

ベンチャー・キャピタルおよび投資基金

ベンチャー・キャピタル（「VC」）事業および投資基金は、強制的に損益を通じた公正価値で測定されており、公正価値の変動は「金融業務損益」に計上される。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値で連結オフバランスシート・コミットメントに計上される。

公正価値は、合計純資産価額（「NAV」）法を適用して測定される（可読性が確認可能な市場価値は欠如しているが、NAVが公正価値の最良見積とみなす）。

この評価方法では、組み入れられたファンドのNAV（年度末のファンド・マネージャーの報告書より前の最新の利用可能な情報に基づく）がIFRS第13号に準拠して算定された公正価値の最良見積と考えられる場合には、全ファンドのNAV合計も同じように算定された公正価値に相当すると暗黙的に仮定している。公正価値は、最新の報告書に反映されたキャッシュ・フローについて調整済みの純資産価額に対する当該事業体におけるグループの所有持分比率、または入手可能な場合は各ファンド・マネージャーが提出した同日の正確な受益証券価値を適用することにより算定される。

最新の利用可能なNAVと年度末報告時のNAVとの間隔を埋めるために、後発事象のレビュー手続きが実施され、差異に重要性がある場合、報告されたNAVは調整される。

NAVが容易には決定できない特定の投資に関しては、他の指針（例えば欧州プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル協会（「EVCA」）が公表したプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタルの国際評価指針であるインターナショナル・プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル評価（「IPEV」）ガイドライン等）が使用されることもあり、その場合はより綿密な監視と検証が必要とされる。この方法に従い、ファンドは内部的に次の3種類に分類される。

- カテゴリーI IFRS第13号またはIPEVガイドラインの公正価値要件を適用しており、NAVが信頼性の高い公正価値の見積りであることを確認するため特定の検証が実施されているファンド。
- カテゴリーII IFRS第13号に沿ったものと考えられる他の評価ガイドライン（旧EVCAの2001年版ガイドライン等）または評価基準を適用しており、NAVが信頼性の高い公正価値の見積りであることを確認するために特定の検証が実施されているファンド。
- カテゴリーIII IFRS第13号またはそれに沿った他の評価ガイドラインの公正価値要件を適用していないファンド。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。

セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

共同支配企業および関連会社における持分

グループは、プライベート・エクイティおよび同様の事業体に関するIAS第28号およびIFRS第11号の適用除外を使用する条件を充足しており、共同支配企業への投資に対して持分法や比例連結を（もしあったとしても）使用しない。当初の認識時に、共同支配企業や関連会社に対する持分は純損益を通

じた公正価値での測定の区分に指定されており、以後はIFRS第9号に従って公正価値で測定されて、公正価値の変動はその変動があった期の連結損益計算書上で認識されている。

共同支配企業は、グループと他の当事者が共同支配の対象となる経済活動の実施を約束した契約合意である。共同支配とは契約により合意された経済活動に対する支配の共有で、活動に関する戦略上、財務上または業務上の決定が支配を共有する当事者（合併参加者）全員の同意を必要とする時にのみ存在する。一般的に、グループが自己勘定で、または委任者に代わって取得する参加権は、プライベート・エクイティまたはベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が共同で応募する投資であり、どの投資家も当該ファンドの日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。結果として、ある投資家がそのようなファンドの統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がそのファンドの日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、プライベート・エクイティやベンチャー・キャピタル・ファンドに対する個別投資家は、配当その他の分配に関する方針等、ファンドの方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、ファンドの経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、ファンドの経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家がファンドとの間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。グループが自己勘定で、または委任者に代わって行う投資は、上記の業界慣行に沿って執行される。加えて、グループはこれらの投資からのリターンの変動性にさらされている。したがって、支配を有しているかどうかを検討する際に、グループはこれらの投資リターンに最も著しく影響を及ぼす主要な決定を管理しているかどうかを検討する。その結果、そしてIFRS第10号に従って、グループはこれらの事業体を支配していないと結論した。

EBRD参加持分

グループはまた、EBRDへの参加持分を保有しているが、この投資は長期戦略的目的で行われたため、取消不能でその他の包括利益を通じた公正価値での測定に指定することをグループの経営陣は選択した。

当初認識時に、グループはこの参加持分を公正価値に取引費用を加算した値で測定している。その後、外貨換算損益を含む公正価値変動による損益はその他の包括利益で認識され、当該損益はたとえ処分時であっても純損益に組み替えられることはない。

グループにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、連結オフ・バランスシートのコミットメントとして記録されている。

A.4.9. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

金融機関および対顧客貸付金および預け金には、直接借手に資金が提供される貸付金が含まれる。

貸付金および預け金は、現金が借手に渡った時に認識される。それらは当初原価（正味実行額）、すなわち貸付金の公正価値に付随費用を含めたもので計上され、その後は実効金利法により償却される。貸付金の未実行部分は、名目値で連結オフ・バランスシートのコミットメントに記録される。

貸付金がヘッジ会計の適格性基準（注A.4.5）に適合する場合、当該貸付金に係る公正価値ヘッジ損益は、貸付金の帳簿価額を修正し、連結損益計算書の「金融業務損益」で認識される。

貸付金が公正価値オプションの基準に適合するか、あるいは償却原価もしくはその他の包括利益を通じて公正価値で測定に分類される基準（注A.4.3）に適合しない場合、当該貸付金は、当初の認識時に連結損益計算書を通じた公正価値での測定に指定され、その公正価値で測定される。この場合、割

引キャッシュ・フローを公正価値の見積り方法として採用する。公正価値評価に指定された貸付金は、連結貸借対照表に公正価値で計上される。公正価値の変動は「金融業務損益」に計上される。

A.4.9.1. 貸付金利息

グループによる貸付金の利息は、実効金利法によって連結損益計算書では「受取利息および類似収益」に、連結貸借対照表では「貸付金および預け金」に計上される。

A.4.9.2. リバース・リパーチェス取引（リバース・レポ）

リバース・リパーチェス取引は、担保有価証券を提供する金融機関に対してグループが流動資金を貸出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、グループの保管業者に有価証券を引き渡すのである。これによってグループに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、グループの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レポは、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、連結貸借対照表において認識されない。グループは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

リバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり受取利息または支払利息として計上される。

A.4.9.3. 貸付金手数料

貸付金のフロントエンド・フィーは、融資枠の発生および維持に関連する直接費用と共に繰り延べられ、実効利回りの調整として関連する貸付金の実行から返済までの期間にわたり連結損益計算書に計上される。融資が実行されることなく融資枠の期間が満了した場合の手数料は、満了時に一括して認識される。フロントエンド・フィーは繰り延べられ、原貸付金の残存期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および類似収益」で認識される。

A.4.9.4. 利子補助金

前受利子補助金（注F）は繰り延べられ、実効利回りの調整として認識されて、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって連結損益計算書に計上される。

A.4.10. 貸付金および預け金の減損

グループ内では、予想信用損失減損モデルは償却原価で測定される貸付金および預け金だけでなく、連結オフ・バランスシートのコミットメントにも適用されている。IFRS第9号に基づく貸倒引当金は、注A.4.4で分析されている減損モデルに従って、12ヵ月ECLまたは全期間ECLのいずれかに基づいて測定される。

A.4.11. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の条件に従って支払期日に支払いを履行できない場合に、グループに、その商品の保有者に損失を補填するための所定の支払いを義務付ける。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証は当初総額アプローチを使用して会計処理され、受取レグと支払レグは相殺されて連結貸借対照表に公正価値で認識される。

EIBグループの金融保証契約は単独の独立企業間取引として非関連当事者に対して発行されるため、契約開始時におけるその公正価値は受取プレミアムと同額とみなされる。当初認識時において、支払義務は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する。

その後、金融保証は総額アプローチを使用して会計処理され、将来の受取プレミアムは金融資産として独立して計上され公正価値で測定される一方で、金融負債は、以下のうち高いほうの金額で測定される。

- IFRS第9号の下で算定される損失引当金の額。
- 当初認識額、すなわち、NPVから、適切な場合に、IFRS第15号の原則に従って認識された累積償却額を控除した金額。

適合する場合、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）および予想支払義務の金額は相殺される。

企業は、IAS第32号に従って、以下の場合に限り、金融資産と金融負債とを相殺し（純額表示）、純額を財政状態計算書に表示しなければならない。

- 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- 純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

金融保証契約の測定の結果として正味資産ポジションとなった場合、それぞれの保証は「その他の資産」として連結貸借対照表に表示される。

金融保証契約の測定の結果として正味負債ポジションとなった場合、それぞれの業務は連結貸借対照表に以下のように表示される。

- 償却後の当初NPVが12ヵ月ECLまたは全期間ECLよりも高い契約については、「その他の負債」
- 信用減損があり、したがって全期間ECLに基づいた損失引当金が認識されている契約については、「保証および契約債務引当金」

金融保証が純額表示の対象ではない場合、資産サイドと負債サイドはグループの貸借対照表上で、別々に表示される。

金融保証に関連する「その他の資産」または「その他の負債」の増加または減少は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

保証履行請求に対する決済以外の金融保証に伴う「保証および契約債務引当金」の増加または減少は、連結損益計算書の「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」に認識される。

受取プレミアムは、連結損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は連結貸借対照表の「繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で連結損益計算書において償却される。

A.4.12. 有形固定資産

有形固定資産には、土地、グループが使用している不動産ならびにその他機械および設備が含まれる。

有形固定資産については、定期的に減損の検討が行われている。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具、事務機器ならびに自動車は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で連結貸借対照表に計上される。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

A.4.13. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

無形資産は資産として認識され、見積経済耐用年数にわたり定額法で償却される。無形資産は、連結貸借対照表日ごとに減損または将来の予測便益の変化の兆候について検討されている。もし、そのような兆候が存在する場合は、帳簿価額が全額回収可能かどうかを評価する分析が行われる。帳簿価額が回収可能額を超える場合は、減損を行う。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

A.4.14 年金制度および健康保険制度

グループは、すべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。また、グループはEIBの元職員に対して、特定の追加的な退職後医療費給付も行っている。これらの退職給付はIAS第19号の定義による非積立型の年金制度である。年金給付に要するそれぞれの年金制度の費用は、予測単位積立数理評価方式により決定される。確定給付年金制度に関する連結損益計算書上の費用は、資格を有する外部の保険数理士により確定された当期の勤務費用および利息費用に基づき計上される。

A.4.14.1. 職員年金制度

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全EIB職員が対象とされている。

退職給付債務は、適正な債務水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。直近の評価は2019年9月30日付で実施され、これに基づく推定を用いて2019年12月31日付で更新された。保険数理士が用いた主な保険数理上の仮定については、注Jを参照。

数理計算上の積立過不足累計額は、全額が「その他包括損益」で認識される。純利息費用は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」で認識される。

EIFの主要な年金制度は、職員とEIFの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全EIF職員が対象とされている。この制度は、従来の確定拠出年金制度に代わり、2003年3月に実施された。

A.4.14.2. 健康保険制度

EIBは職員のため、EIBおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。これは、確定給付制度として会計処理される非積立型の制度である。定年退職年齢にある職員については、特定の引当金が連結貸借対照表の負債側に計上される。EIFは定年退職年齢に達した職員の福利厚生のため保険会社の健康保険制度に加入しており、EIFとその職員からの拠出金を原資としている。

これらの給付の受給資格は、定年退職年齢まで職員が勤めあげること、および最低勤続年数を満たしていることである。この給付の見積給付費用は、確定給付年金制度と同じような方法を用いて、雇用期間にわたり発生する。健康保険債務は、年金制度と同日に行われる保険数理計算に基づいて算定される。

A.4.14.3. 経営委員会委員年金制度

グループ連結貸借対照表の「負債」に表示されている関連する引当金は、すべての制度がそうであるように、IAS第19号に準拠して算定されたものである。給付額は、勤続年数と当該制度で定義されている最終年の総基本給に対する一定の比率に基づいて決定される。経営委員会委員に対する年金制度は、職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている（注A.4.14.1）。

A.4.14.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。これは職員および使用者の拠出金に基づいて会計処理され、対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.4.15. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、当初の時点においては原価で計上され、連結財務書類において償却原価で表示される。金融機関および顧客に対する債務の利息は、実効金利法を用いて「支払利息および類似費用」または金利がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」として連結損益計算書に計上される。

A.4.15.1. リパーチェス取引（レボ）

リパーチェス取引は、金融機関からグループが流動資金を借入れ、代わりに担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A4.9.2に記載されている。

こうした種類の業務は、グループの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レボは連結貸借対照表上、「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」の下で負債側に計上される。

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり支払利息または受取利息として計上される。

A.4.16. 債務証券借入

債務証券借入は、当初、受取額の公正価値である原価で測定される。取引費用および正味のプレミアム（ディスカウント）は当初測定額に含まれる。その後は、償却原価で測定され、純受取額と償還額との差額は借入期間にわたって実効金利法を用いて償却される。

借入金は、IFRS第9号の下でヘッジ会計適格の場合にヘッジ関係に指定され（注A.4.5）、その償却原価はその後ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値について調整される。

決済日が将来の借入金における確定契約債務も、ヘッジされヘッジ会計に指定することができる。

借入金のヘッジの公正価値は、割引キャッシュ・フロー法に基づいて算出される。借入金ヘッジ会計に含まれず、公正価値オプションの適格基準を満たし、当初の認識時にそのように指定された場合、当該借入金は純損益を通じた公正価値で測定される。流動市場価格が無い場合、採用される公正価値測定手法は、カレント・イールドカーブを用いた割引キャッシュ・フローである。

グループが借入金を純損益を通じた公正価値での測定に指定する際、「自行信用リスク調整」（「OCA」）と呼ばれる信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、その他の包括利益に表示される。金融負債の当初認識時に、グループは自行信用リスク調整の変動額をその他の包括利益に表示することにより、損益における会計上のミスマッチを発生させる、または拡大することになるかを評価する。

この評価は、以下を比較することによって行われる。

- 自行信用リスク調整の変動に関連する借入金の公正価値の予想変動額
- 関連する金融商品の公正価値の予想変動額の損益影響額

その他の包括利益に表示される金額は、その後も純損益に振り替えられない。これらの金融商品の認識が中止される際、関連するその他の包括利益での累積額はグループのその他準備金に振り替えられる。外国為替相場または指数に係る複合負債性金融商品は、ストラクチャード商品とみなされる。組込デリバティブを含むすべての負債性金融商品について、グループはリスクを完全にヘッジするためにスワップを行っている。

負債性金融商品の支払利息は、原負債性金融商品が計上されている連結貸借対照表の負債項目に計上されている。

A.4.17. 前払金-繰延収益

これらの項目は、以下のものから構成される。

- 前払金：当期の支出であるが翌期に関連する費用。
- 繰延収益：貸借対照日以前に支払いを受けるが翌期に関連する収益。

A.4.18. リース

2019年1月1日以降適用の会計方針

契約開始時に、グループは契約がリースであるか、すなわち、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するかを評価する。開始日後に、グループは使用権資産とリース負債を認識する。

リース負債は、契約上の将来の固定および変動リース料、残価保証に基づく支払い、購入オプションの行使価格、ならびに解約ペナルティで構成されるリース料の現在価値で測定される。リース負債はグループの追加借入利率を使用して割り引かれる。その後、リース負債は実効金利法を使用して償却原価で測定され、リース料およびリース負債に係る割引の巻戻しによる利息を反映して修正され、再評価またはリースの条件変更を反映するために再測定が行われる。

使用権資産は、上記のリース負債の当初測定のコスト、借手に発生した当初直接コスト、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したものおよび解体費用（該当する場合、リース終了日時点で）で測定される。EIBグループは、原資産のクラスごとに、非

リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分と関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択した。

その後、グループは使用権資産を、原価モデルを適用して計上して、使用権資産をリース開始日からリース契約の終了まで減価償却し、IAS第36号に準拠して年次で減損の評価を行っている。

借手として、グループはIFRS第16号のリース会計の範囲でリース資産を、a)不動産（商業用建物と住宅の両方）とb)車両の2つの資産クラスにグループ分けを行った。このグループ分けは、特性、性質およびEIBのグループ業務における用途に類似性を持つ原資産に基づいて行われた。

グループは、財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」そして対応するリース負債を「その他の負債」で表示している。

短期リースおよび少額資産のリース

グループは少額資産のリースおよび短期リース（例えば、IT機器および事務機器）について、使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択した。グループは、これらのリースに伴う支払リース料をリース期間にわたって定額法で費用として認識している。

2019年1月1日より前に適用されていた会計方針

2019年1月1日より前に締結された契約について、グループは、取決めがリースであるか、またはリースを含んでいるかをIAS第17号に基づいて判定した。比較対象期間においては、グループは借手として、所有に係るリスクおよび経済価値の実質的にすべてを移転するリースをファイナンス・リースに分類した。また、リース資産は当初、公正価値または最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で測定された。当初認識後は、リース資産は当該資産に適用される会計方針に従って会計処理された。

オペレーティング・リースはグループの財政状態計算書上では認識されていなかった。オペレーティング・リースによる支払いは、リース期間にわたって定額法で純損益に認識された。受け取ったリース・インセンティブはリース費用総額の一部として、リース期間にわたって認識された。

A.4.19. 準備金

A.4.19.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.4.19.2. その他準備金

その他準備金には、グループの残りの留保利益が含まれている。

A.4.19.3. 公正価値準備金

公正価値準備金には公正価値オプションに指定された金融負債の自行信用リスク調整の変動に起因する公正価値、通貨ベース・スプレッドの公正価値、およびその他の包括利益を通じた公正価値評価に指定された持分投資に起因する公正価値変動が含まれる。

A.4.19.4. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動(中略)には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに

含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、EIBの法定利益の処分を通じて年次で調整される。

A.4.19.5. 一般貸倒準備金

2009年、EIBの方針ガイドラインにより、EIBの貸付金および保証ポートフォリオの予想損失に対し、「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は原資産の推移に応じて、EIBの法定利益の処分を通じて年次で調整される。また、IFRS第9号の導入により、予想信用損失引当金はグループの償却原価で測定される金融資産だけでなく、グループの連結オフ・バランスシートのコミットメントについても会計処理される。後者は、連結損益計算書に影響し、自己資本の中での想定配分であり、EIBが供与する貸付および保証業務に関連する一般貸倒準備金とは区別されなければならない。

A.4.20. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

A.4.21. 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、すべての利付商品に関して、実際の購入価額（直接取引費用を含む）に基づき、実効金利法により発生主義で連結損益計算書に認識される。これは、金融商品の償却原価を計算し、当該期間にわたり受取利息を配分するという方法である。実効利率は、当該金融商品の見積保有期間を通して将来受け取る金額の見積りを同金融商品の純帳簿価額に割り引く際の割引率にあたる。

この科目には、貸付金・預け金利息および手数料、有価証券ポートフォリオからのその他の収益の他、貸付金の期限前返済に関してグループが受け取った債務者による補償金支払いが含まれている。

貸付金の期限前返済に関して受け取った補償金は、同貸付金の認識中止時に直ちに連結損益計算書に計上される。

IAS第32号「金融商品：表示」に準拠して、リプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（注A.4.1参照）の結果取得したEIFのプットオプションの公正価値の変動は、「支払利息および類似費用」に表示される。

A.4.22. 株式およびその他の変動利付証券からの収益

「株式およびその他の変動利付証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.4.23. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は連結キャッシュ・フロー計算書で開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金残高、要求払い預金、流動性の高い短期金融市場証券または価値の変動リスクに重要性がなく、容易に現金化が可能でグループが短期コミットメントの管理に用いている定期預金で構成される。現金および現金同等物に属する項目は、連結財務書類において償却原価で計上されている。

A.5. 移行に関する開示 - IFRS第16号

リースの定義

IFRS第16号への移行時に、グループはIAS第17号を適用するリースとして以前に識別されたどの取引がIFRS第16号に従ったリース契約とみなされるかの評価を免除する、実務上の簡便法の適用を選択した。2019年1月1日より後に締結されたすべてのリースについて、グループは現在、注A.4.18で説明したように、契約がリースであるかまたはリースを含んでいるかを評価している。

借手として

新基準の下で、IFRS第16号の適用範囲に該当するリースについて、グループは使用権資産およびリース負債を認識している。移行時に、これらのリース負債は残存リース料を2019年1月1日時点でのグループの追加借入利率で割り引いた現在価値で測定された。使用権資産は、リース負債に等しい金額で測定された。これらのリースについて、初度適用日の直前の財政状態計算書上でリース料の前払も未払も認識されていなかったため、留保利益の修正は認識されなかった。

移行期間に、グループは従前IAS第17号の下でオペレーティング・リースに分類していたリースに対して以下のとおり、実務上の簡便法を使用した。

- 少額資産のリースおよび12ヵ月未満の短期リース（例えば、IT機器および事務機器）について、使用権資産および負債を認識しなかった。
- 当初直接コストを初度適用日時点の使用権資産の測定から除外し、リース期間の決定に事後的判断を使用した。
- グループが非リース構成部分と区別せずに、リース構成部分と関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択した。

移行の影響は以下に要約されている。

(単位：千ユーロ)	
	2019年1月1日
使用権資産 - 有形固定資産	190,460
リース負債 - その他の負債	(190,460)

オペレーティング・リースとして分類されたリースについてリース負債を測定する際、グループは支払リース料を2019年1月1日時点の追加借入利率を使用して割引を行った。適用された加重平均利率は0.27%である。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金、負債証券ポートフォリオ、株式およびその他の変動利付証券ならびに他の事業体に対する持分（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2019年12月31日現在947,155千ユーロ（2018年：141,830千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2019年12月31日現在110,990千ユーロ（2018年：141,798千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ

各ポートフォリオの2019年および2018年12月31日現在の詳細は、以下のとおりである。

	2019年12月31日	2018年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	34,569,333	33,860,192
確定利付証券を含む負債証券	12,519,706	16,297,744
負債証券合計^(*)	47,089,039	50,157,936

(*) うち非上場分は、2019年12月31日現在8,768,486千ユーロ（2018年：8,929,369千ユーロ）であった。

2019年12月31日現在	分類	帳簿価額	公正価値
LTHP	AC	1,736,672	1,847,092
TMP			
- 短期金融市場証券	AC	19,323,516	19,322,597
SLP			
- P1：固定利付ポートフォリオ	強制的にFVTPL	3,536,999	3,536,999
- P2：変動利付ポートフォリオ	強制的にFVTPL	389,065	389,065
運用ポートフォリオ - EIF	AC	1,237,900	1,251,369
資産担保証券ポートフォリオEIF	強制的にFVTPL	252,106	252,106
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	AC	19,883,269	20,095,884
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	強制的にFVTPL	528,927	528,927
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	FVTPLに指定	200,585	200,585
負債証券合計		47,089,039⁽¹⁾	47,424,624

(1) うち現金および現金同等物10,817,964千ユーロ

2018年12月31日現在	分類	帳簿価額	公正価値
LTHP	AC	1,083,939	1,185,060
TMP			
- 短期金融市場証券	AC	21,373,285	21,369,205
SLP			
- P1：固定利付ポートフォリオ	強制的にFVTPL	4,328,493	4,328,493
- P2：変動利付ポートフォリオ	強制的にFVTPL	1,490,405	1,490,405
運用ポートフォリオ - EIF	AC	1,221,949	1,238,132
資産担保証券ポートフォリオEIF	強制的にFVTPL	200,397	200,397
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	AC	20,003,807	20,069,670
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	強制的にFVTPL	205,630	205,630
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	FVTPLに指定	250,031	250,031
負債証券合計		50,157,936 ⁽¹⁾	50,337,023

(1) うち現金および現金同等物9,618,029千ユーロ

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。2019年12月31日現在、このポートフォリオにおける代替貸付金の1つは、再構築の一環として組成されたものである（2018年：なし）。

欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護を考慮し、また公正価値修正要件の詳細な見直しの結果、グループは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2019年度および2018年度には減損を計上しなかった。

次の表は、2019年および2018年12月31日現在のグループの負債証券ポートフォリオにおける、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2019年12月31日現在

EU加盟国ソブリン債

	帳簿価額	公正価値 ⁽¹⁾
オーストリア	210,870	211,646
ベルギー	51,169	51,232
チェコ共和国	557,918	568,163
クロアチア	23,442	23,445
キプロス	2,092	2,092
エストニア	15,016	15,008
フィンランド	40,652	40,652
フランス	2,340,127	2,344,992
ドイツ	917,581	981,242
ハンガリー	160,210	160,525
アイルランド	411,275	411,154
イタリア	155,606	181,834
ラトビア	9,917	9,905
リトアニア	98,520	98,752
ルクセンブルク	5,111	5,176
オランダ	396,393	408,430
ポーランド	102,126	102,282
ポルトガル	287,603	287,508
ルーマニア	52,895	52,872
スロバキア	14,559	14,905
スロベニア	5,192	5,204
スペイン	2,111,612	2,112,324
スウェーデン	54,777	54,777
	8,024,663	8,144,120
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	39,064,376	39,280,504
合計	47,089,039	47,424,624

(1) 経過利息を含めた公正価値

2018年12月31日現在

EU加盟国ソブリン債

	帳簿価額	公正価値 ⁽¹⁾
オーストリア	55,789	57,028
ベルギー	407,068	407,159
チェコ共和国	554,317	558,423
デンマーク	171,746	171,744
フィンランド	17,450	17,450
フランス	2,201,746	2,205,847
ドイツ	584,218	648,051
ギリシャ	5,131	5,274
ハンガリー	350,950	351,889
アイルランド	81,953	81,956
イタリア	278,467	297,257
ルクセンブルク	5,127	5,376
オランダ	226,893	238,407
ポーランド	83,413	85,049
ポルトガル	1,749,569	1,750,487
ルーマニア	51,705	51,690
スロバキア	22,007	22,898
スロベニア	26,263	26,377
スペイン	1,519,306	1,520,732
	8,393,118	8,503,094
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	41,764,818	41,833,929
合計	50,157,936	50,337,023

(1) 経過利息を含めた公正価値

負債証券ポートフォリオ - 貸倒引当金

次の表は、IFRS第9号のECLモデルに基づく、負債証券ポートフォリオの貸倒引当金の期首残高と期末残高の間の調整を示している。

2019年				
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
(単位：千ユーロ)				
ACで測定される負債証券				
1月1日現在の残高	3,494	14,364	0	17,858
12ヵ月ECLへ振替	2	-17	0	-15
信用減損のない全期間ECLへの振替	-298	4,667	0	4,369
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	0	0
貸倒引当金の純額の再測定	-327	-1,908	0	-2,235
組成または購入された新規金融資産	1,652	0	0	1,652
認識が中止された金融資産	-2,225	-5,309	0	-7,534
12月31日現在の残高	2,298	11,797	0	14,095
2018年				
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
(単位：千ユーロ)				
ACで測定される負債証券				
1月1日現在の残高	1,947	463	0	2,410
12ヵ月ECLへ振替	0	0	0	0
信用減損のない全期間ECLへの振替	-132	14,243	0	14,111
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	0	0
貸倒引当金の純額の再測定	504	-361	0	143
組成または購入された新規金融資産	2,264	22	0	2,286
認識が中止された金融資産	-1,089	-3	0	-1,092
12月31日現在の残高	3,494	14,364	0	17,858

B.3. 株式およびその他の変動利付証券

残高の内訳は以下のとおりである。

	株式およびその他の変動利付証券				
	ベンチャー・ キャピタル 事業	EBRD持分	投資基金	その他の 持分投資	合計 ⁽²⁾
取得原価：					
2019年1月1日現在	5,506,369	157,500	1,376,701	0	7,040,570
当期取得額	1,455,834	0	895,080	266	2,351,180
当期除却額	-467,637	0	-212,395	0	-680,032
2019年12月31日現在	6,494,566	157,500⁽¹⁾	2,059,386	266	8,711,718
未実現利益 / 損失					
2019年1月1日現在	1,456,270	332,094	161,804	0	1,950,168
未実現利益	1,568,473	3,163	82,651	562	1,654,849
未実現損失	-693,065	0	-24,108	0	-717,173
2019年12月31日現在	2,331,678	335,257	220,347	562	2,887,844
純帳簿価額：					
2019年12月31日現在	8,826,244	492,757	2,279,733	828	11,599,562
2018年12月31日現在	6,962,639	489,594	1,538,505	0	8,990,738

(1) 157,500千ユーロ（2018年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（「EBRD」）の資本金に対するグループの応募額900,440千ユーロに係る2019年12月31日現在のグループの払込資本である。2019年12月31日現在、グループは、EBRDの応募済資本金の3.03%（2018年：3.03%）を所有している。

(2) 合計額は、株式およびその他の変動利付証券のみを含む。

グループがEBRDへの投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとしての指定した理由は、この投資が戦略的目的で長期間の保有が見込まれ、短期的にも中期的にもこの投資を処分する計画がないためである。2019年12月31日現在の公正価値は、計上されている正味帳簿価額に対応する。2019年度中に認識された配当金はなく、また、この投資に関連して資本の部の中で振り替えられた累積損益もなかった。

B.4. 他の事業体に対する持分

B.4.1. グループの構成

欧州投資基金（「EIF」）は、1994年6月14日にルクセンブルクで国際金融機関として設立された。

登記上の事務所所在地は、37B, avenue J.F. Kennedy, L-2968 Luxembourgである。EIFは現在、EIBの唯一の子会社である。

EIBは、EIFの応募済資本金45億ユーロ（2018年：45億ユーロ）の58.53%（2018年：58.64%）を保有している。

EIFの主要任務は、適切なレベルの資本利益を創出しつつ、以下を通じて欧州連合の目的の追求に貢献することである。

- 金融機関に対する中小企業（「SME」）向け融資保証の提供
- 持分投資の取得、保有、運用および処分

- 第三者から受託した特別財源の管理
- 関連業務

EIFの株式資本は普通株式のみで構成され、EIBはEIFの普通株式を直接的に保有しており、保有する所有持分割合は、EIBが保有する議決権に等しい。EIFの設立国または登記国は、主たる事業所の所在地でもある。

B.4.2. 非連結ストラクチャード・エンティティへの関与

ストラクチャード・エンティティの定義

ストラクチャード・エンティティは、議決権または類似した権利が、誰が事業体を支配しているかを決定する際の支配的な要因とならないように設計された事業体である。IFRS第12号では、ストラクチャード・エンティティが次の特徴の一部または全部を備えていることが多いとしている。

- 制限された活動
- 限定され、明確に定義された目的。例えば、節税効果のあるリースの実行、研究開発活動の実施、企業への資本もしくは資金源の提供、または当該ストラクチャード・エンティティの資産に付随するリスクおよび利益を投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供等
- 不十分な資本。ストラクチャード・エンティティが業務活動資金の調達を可能にするためには劣後的な財務支援が必要
- トランシェ。信用リスクまたはその他のリスクの集中を発生させる、複数の契約上関連している投資家向け商品の資金調達

非連結ストラクチャード・エンティティ

「非連結ストラクチャード・エンティティ」という用語は、グループによって支配されていないすべてのストラクチャード・エンティティを指し、連結されていないストラクチャード・エンティティにおける持分を含む。

ストラクチャード・エンティティにおける持分の定義

IFRS第12号は、「持分」を広義に定義しており、エンティティの業績から生じるリターンの変動に報告企業がさらされるような、契約上または契約に拠らない関与を含むものとしている。このような持分の例には、株式持分または資金の提供、流動性支援、信用補完、他のエンティティに対するコミットメントおよび保証等のその他の形での関与が含まれる。IFRS第12号は、通常の顧客・サプライヤーの関係だけでは、報告企業が他のエンティティの持分を持つことにはならないと述べている。

ストラクチャード・エンティティの種類	性質および目的	グループが保有する持分
プロジェクト・ファイナンス：特別目的事業体（「SPV」）への貸付	プロジェクト・ファイナンス取引（PF業務）は、債務者からの債務の返済が、当該債務者の唯一または主要な収益源に依存する取引であり、その収益源は、当該借入によって資金調達された資産または当該プロジェクトに契約によって関係づけられたその他の既存の資産などの単一または限定的な数の資産から生じる。PF業務はSPVを通じて資金調達されることが多い。	正味実行済金額 受取利息
ベンチャー・キャピタルおよび投資基金	グループは、ベンチャー・キャピタルおよび投資基金に資金提供している。ベンチャー・キャピタルおよび投資基金は、優れた成長潜在性を備えた中小企業におけるプライベート・エクイティ持分やインフラストラクチャー・プロジェクトへの投資を望む投資家からの資金をプールし、管理する。	ベンチャー・キャピタルおよび投資基金が発行する受益証券／株式への投資 受取配当として受領した配当金
SPVが発行する資産担保証券	SPVが発行する債券へのグループによる投資は、プロジェクトのプロモーターまたは仲介者への資金提供の代替的な手段である。資産担保証券は、分離されたSPVによって発行され、金融機関またはその他の機関によって組成された資産プールによって裏付けられる。グループは、かかるSPVのスポンサー／プロモーターとしての機能は果たさないことに留意すべきである。	SPVが発行した債券への投資 受取利息
第三者SPVが供与した貸付金に対する保証の付与	グループは、金融機関、公共団体またはSPVに供与されうる保証および資金を拠出しない証券取引を行う。	保証エクスポージャー 保証料
マンドート管理	グループは、第三者の代理でマンドートの管理を行い、外部資金の管理を受託し、関連する事務管理および会計サービスを提供する。	サービスに対する管理報酬

以下の表は、グループが報告日現在で持分を有する非連結ストラクチャード・エンティティの帳簿価額、およびこれらのエンティティに関する信用リスクの最大エクスポージャーを示している。信用リスクの最大エクスポージャーには、帳簿価額および関連する未実行コミットメントが含まれる。

(単位：百万ユーロ)	項目	2019年12月31日		2018年12月31日	
		帳簿価額	信用リスクの最大エクスポージャー	帳簿価額	信用リスクの最大エクスポージャー
プロジェクト・ファイナンス：SPVへの貸付	対顧客貸付金および預け金	14,104	14,649	14,193	15,129
ベンチャー・キャピタルおよび投資基金（注B.3参照）	株式およびその他の変動利付証券	11,106	20,105	8,501	17,563
代替貸付金：SPVおよびその他のストラクチャード・エンティティが発行する資産担保証券への投資	確定利付証券を含む負債証券	5,907	6,082	6,039	6,039
第三者SPVが供与した貸付金に対する保証の付与（注S2.5.3参照）	保証引当金	20	10,889	30	8,623
合計		31,137	51,725	28,763	47,354

EIBグループから仕組事業体に対しては、それぞれへの資金供与以上の支援は提供されていない。

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
定期預金	29,003,153	41,138,636
要求払預金	238,000	237,949
リバース・レポ	24,613,801	10,024,535
金融機関貸付金および預け金	53,854,954	51,401,120
対顧客貸付金および預け金	964,239	452,699
その他の貸付金および預け金合計	54,819,193	51,853,819
うち現金および現金同等物	48,036,922	47,821,814

注D：貸付金明細表（単位：千ユーロ）

D.1. 貸付金総額

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に 対して実行され る貸付金	最終受益者に 直接実行され る貸付金	2019年 12月31日	2018年 12月31日
実行済金額	111,855,269	339,183,958	451,039,227	449,887,869
未実行金額	29,652,661	82,918,317	112,570,978	105,569,748
貸付金総額	141,507,930	422,102,275	563,610,205	555,457,617
分割貸付債権	3,426	168,091	171,517	209,897
代替貸付金ポートフォリオ ⁽¹⁾			20,788,129	20,739,468
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額			584,569,851	576,406,982

(1) 2019年度に175,348千ユーロ（2018年：280,000千ユーロ）が未実行金額として計上された。2019年度に対応する損失引当金14千ユーロ（2018年：28千ユーロ）が「保証および契約債務引当金」に計上された。

D.2. 貸付金および預け金の減損 - 貸倒引当金

次の表は、IFRS第9号のECLモデルに基づく、実行済貸付金および預け金ならびに未実行貸付金（貸付コミットメント）の貸倒引当金の期首残高と期末残高の間の調整を示している。

	2019年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
償却原価で測定される金融機関貸付金および預け金				
2019年1月1日現在の残高	26,794	88,099	91,380	206,273
12ヵ月ECLへ振替	239	-2,155	0	-1,916
信用減損のない全期間ECLへの振替	-1,557	10,119	0	8,562
信用減損のある全期間ECLへの振替	-3,294	-162	21,107	17,651
貸倒引当金の純額の測定	-5,722	-29,712	-18,950	-54,384
組成または購入された新規金融資産	5,946	3,922	0	9,868
認識が中止された金融資産	-4,543	-1,597	-13,442	-19,582
貸倒償却	0	0	-7,426	-7,426
貸倒償却処理された債権の回収	0	0	0	0
2019年12月31日現在の残高	17,863	68,514	72,669	159,046

金融機関貸付金および預け金に係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による増加24,297千ユーロ。
- 組成または購入された新規金融資産の増加による9,868千ユーロ。
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定の影響による減少54,384千ユーロ。
- 金融資産の認識中止による減少19,582千ユーロ。
- 貸付業務1件の再編成完了による減少7,426千ユーロ

	2018年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
償却原価で測定される金融機関貸付金および預け金				
2018年1月1日現在の残高	20,303	62,378	0	82,681
12ヵ月ECLへ振替	17	-2,402	0	-2,385
信用減損のない全期間ECLへの振替	-3,034	37,643	0	34,609
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	-6,007	91,380	85,373
貸倒引当金の純額の測定	5,027	2,351	0	7,378
組成または購入された新規金融資産	7,138	7,270	0	14,408
認識が中止された金融資産	-2,657	-13,134	0	-15,791
貸倒償却	0	0	0	0
貸倒償却処理された債権の回収	0	0	0	0
2018年12月31日現在の残高	26,794	88,099	91,380	206,273

	2019年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
償却原価で測定される対顧客貸付金および預け金				
2019年1月1日現在の残高	57,413	157,752	446,645	661,810
12ヵ月ECLへ振替	1,054	-37,025	0	-35,971
信用減損のない全期間ECLへの振替	-3,661	24,018	-2,720	17,637
信用減損のある全期間ECLへの振替	-216	0	52,618	52,402
貸倒引当金の純額の測定	-7,051	-3,973	-89,207	-100,231
組成または購入された新規金融資産	6,835	21,796	240	28,871
認識が中止された金融資産	-5,136	-222	-22,020	-27,378
貸倒償却	0	0	0	0
貸倒償却処理された債権の回収	0	0	0	0
2019年12月31日現在の残高	49,238	162,346	385,556	597,140

対顧客貸付金および預け金に係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による増加34,068千ユーロ。
- 組成または購入された新規金融資産の増加による28,871千ユーロ。
- 金融資産の認識中止による減少27,378千ユーロ。
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定の影響による減少100,231千ユーロ。

	2018年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
償却原価で測定される対顧客貸付金および預け金				
2018年1月1日現在の残高	39,741	183,263	409,348	632,352
12ヵ月ECLへ振替	1,857	-12,049	0	-10,192
信用減損のない全期間ECLへの振替	-374	16,735	-3,110	13,251
信用減損のある全期間ECLへの振替	-14	-17,754	96,764	78,996
貸倒引当金の純額の測定	11,807	-21,612	-50,167	-59,972
組成または購入された新規金融資産	7,075	35,798	2,803	45,676
認識が中止された金融資産	-2,679	-26,629	-8,993	-38,301
貸倒償却	0	0	0	0
貸倒償却処理された債権の回収	0	0	0	0
2018年12月31日現在の残高	57,413	157,752	446,645	661,810

2019年

	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
償却原価で測定される貸付コミットメント				
2019年1月1日現在の残高	12,301	46,174	2,778	61,253
12ヵ月ECLへ振替	65	-8,236	0	-8,171
信用減損のない全期間ECLへの振替	-2,309	17,299	0	14,990
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	0	0
貸倒引当金の純額の測定	-609	-7,566	0	-8,175
組成または購入された新規金融資産	5,108	11,083	0	16,191
認識が中止された金融資産	-5,381	-6,201	-2,778	-14,360
貸倒償却	0	0	0	0
貸倒償却処理された債権の回収	0	0	0	0
2019年12月31日現在の残高	9,175	52,553	0	61,728

貸付コミットメントに係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による増加6,819千ユーロ。
- 組成または購入された新規金融資産の増加による16,191千ユーロ。
- 金融資産の認識中止による減少14,360千ユーロ。
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定の影響による減少8,175千ユーロ。

2018年

	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
償却原価で測定される貸付コミットメント				
2018年1月1日現在の残高	11,444	4,743	0	16,187
12ヵ月ECLへ振替	11	-110	0	-99
信用減損のない全期間ECLへの振替	-522	26,361	0	25,839
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	0	0
貸倒引当金の純額の測定	606	14,032	2,778	17,416
組成または購入された新規金融資産	5,231	3,388	0	8,619
認識が中止された金融資産	-4,469	-2,240	0	-6,709
貸倒償却	0	0	0	0
貸倒償却処理された債権の回収	0	0	0	0
2018年12月31日現在の残高	12,301	46,174	2,778	61,253

D.3. プロジェクトが実施されている国別に表示した貸付金の地域別内訳

欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金：

プロジェクトが 実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
スペイン	91,412,239	84,331,196	7,081,043	15.64%	16.05%
イタリア	64,497,291	51,839,979	12,657,312	11.04%	11.18%
フランス	58,981,635	46,008,665	12,972,970	10.09%	9.97%
ドイツ	45,735,881	35,912,768	9,823,113	7.83%	7.59%
ポーランド	43,978,486	34,299,373	9,679,113	7.53%	7.61%
イギリス	46,393,268	44,152,229	2,241,039	7.94%	8.11%
ギリシャ	20,849,677	18,298,804	2,550,873	3.57%	3.46%
ポルトガル	17,638,772	15,510,696	2,128,076	3.02%	3.19%
オランダ	16,398,645	12,351,421	4,047,224	2.81%	2.69%
オーストリア	16,186,443	14,438,771	1,747,672	2.77%	2.80%
ベルギー	14,522,555	11,306,369	3,216,186	2.49%	2.35%
スウェーデン	11,768,678	8,654,933	3,113,745	2.01%	1.96%
フィンランド	11,334,131	8,656,862	2,677,269	1.94%	1.86%
ハンガリー	10,135,915	7,996,872	2,139,043	1.73%	1.76%
アイルランド	7,360,753	5,883,291	1,477,462	1.26%	1.19%
チェコ共和国	7,200,594	5,855,622	1,344,972	1.23%	1.18%
ルーマニア	6,795,813	3,881,877	2,913,936	1.16%	1.24%
スロバキア	5,286,038	3,852,341	1,433,697	0.90%	0.91%
クロアチア	4,547,527	3,185,752	1,361,775	0.78%	0.78%
スロベニア	3,435,138	2,814,071	621,067	0.59%	0.60%
デンマーク	3,100,968	2,724,808	376,160	0.53%	0.44%
キプロス	2,699,182	2,081,917	617,265	0.46%	0.50%
ブルガリア	2,356,748	1,779,433	577,315	0.40%	0.41%
リトアニア	1,987,574	1,859,495	128,079	0.34%	0.37%
エストニア	1,418,997	1,115,579	303,418	0.24%	0.23%
ラトビア	1,229,701	774,385	455,316	0.21%	0.22%
ルクセンブルク	911,032	459,034	451,998	0.16%	0.13%
マルタ	492,983	325,341	167,642	0.08%	0.09%
小計	518,656,664	430,351,884	88,304,780	88.75%	88.87%

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金：

プロジェクトが 実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
候補国	18,993,059	16,905,735	2,087,324	3.25%	3.66%
地中海沿岸諸国	17,448,166	11,119,309	6,328,857	2.99%	2.90%
ロシア、東欧諸国、南 コーカサス諸国	8,355,785	2,521,740	5,834,045	1.43%	1.28%
アジア	7,301,783	2,944,953	4,356,830	1.25%	1.10%
ラテンアメリカ諸国	4,693,732	2,533,757	2,159,975	0.80%	0.71%
アフリカ、カリブ海およ び太平洋（ACP）諸国	4,433,291	1,700,970	2,732,321	0.76%	0.70%
欧州自由貿易連合 （EFTA）加盟国	1,771,433	1,515,057	256,376	0.30%	0.31%
潜在的候補国	1,708,503	1,173,175	535,328	0.29%	0.30%
南アフリカ	1,002,975	859,985	142,990	0.17%	0.16%
加盟国の属国および属領 （OCT）	32,943	25,443	7,500	0.01%	0.01%
小計	65,741,670	41,300,124	24,441,546	11.25%	11.13%
2019年の合計^(*)	584,398,334	471,652,008	112,746,326	100.00%	
2018年の合計^(*)	576,197,085	470,347,337	105,849,748		100.00%

(*) 代替貸付金を含み、分割貸付債権（2019年：172百万ユーロ、2018年：210百万ユーロ）を除く貸付金総額

D.4. 保証業務における変動

次の表は、金融保証の期首残高と期末残高の間の調整を示している。2018年の比較対象金額は下に開示されている。

	2019年			
	その他の負債		引当金	合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	
金融保証				
1月1日現在の残高	11,552	3,803	14,659	30,014
12ヵ月ECLへ振替	482	-1,364	0	-882
信用減損のない全期間ECLへの振替	0	-153	0	-153
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	74	74
再測定純額	-346	-859	-3,256	-4,461
引当金の使用	0	0	1,022	1,022
供与または購入された新規保証	-517	282	0	-235
認識が中止された保証	-4,704	-710	-150	-5,564
12月31日現在の残高	6,467	999	12,349	19,815
	2018年			
	その他の負債		引当金	合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	
金融保証				
1月1日現在の残高	13,526	8,481	18,426	40,433
12ヵ月ECLへ振替	0	0	0	0
信用減損のない全期間ECLへの振替	-219	38	0	-181
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	182	182
再測定純額	-7,628	-5,736	-3,949	-17,313
供与または購入された新規保証	2,088	1,020	0	3,108
認識が中止された保証	3,785	0	0	3,785
12月31日現在の残高	11,552	3,803	14,659	30,014

注E：有形固定資産および無形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物 ⁽¹⁾	家具備品および設備	使用権資産 ⁽²⁾	有形資産合計	無形資産合計
2019年1月1日現在取得原価	20,145	387,943	88,317	0	496,405	36,919
IFRS第16号初度適用時の使用権資産の認識	0	0	0	190,460	190,460	0
2019年1月1日現在調整後取得原価	20,145	387,943	88,317	190,460	686,865	36,919
当期取得額	0	9,939	9,876	5,147	24,962	18,184
当期除却額	0	0	-26,067	-696	-26,763	-11,737
2019年12月31日現在減価償却 / 償却累計額	20,145	397,882	72,126	194,911	685,064	43,366
2019年1月1日現在	0	-186,758	-53,079	0	-239,837	-13,121
減価償却 / 償却	0	-9,792	-19,193	-38,558	-67,543	-15,597
当期除却額	0	0	26,067	112	26,179	11,007
2019年12月31日現在純帳簿価額：	0	-196,550	-46,205	-38,446	-281,201	-17,711
2019年12月31日現在	20,145	201,332	25,921	156,465	403,863	25,655
2018年12月31日現在	20,145	201,185	35,238	0	256,568	23,798

- (1) 土地および建物はすべて、グループが自身の活動のために使用している。グループは事後測定用には、IAS第16号の「原価モデル」を採用している。ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価55,153千ユーロ（2018年：45,214千ユーロ）が含まれており、新棟は、2023年に完成予定である。
- (2) 使用権資産は、不動産（商業用不動産および住宅用不動産）および車両の2つの資産クラスで構成される。

	不動産	車両	合計
2019年度の減価償却費	38,382	176	38,558
2019年12月31日現在の帳簿価額	156,181	284	156,465

注F：繰延収益（単位：千ユーロ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
前受利子補助金	99,890	103,385
前受および繰延運用報酬	203,750	177,725
貸付金に係る繰延収益	58,567	78,729
その他	10,865	23,392
合計	373,072	383,231

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

G.1. その他の資産

	2019年12月31日	2018年12月31日
金融保証契約による資産純額	27,181	0
未収金およびその他債権	25,828	23,813
保証履行請求債権	25,633	21,775
職員住宅ローンおよび預け金 ⁽¹⁾	1,038	1,552
ベンチャー・キャピタル事業売却代金未収金	0	16,573
その他	2,587	4,296
合計	82,267	68,009

(1) 上記残高は、過年度にEIBが職員に供与した職員住宅ローンに関連するものである。1999年以降、こうした住宅ローンに代わり、常勤職員によるグループ職員規程に準拠した職員住宅ローン利用を可能にする外部金融機関との取決めが導入された。該当職員全員に対して、同一の利率と条件が適用される。

G.2. その他の負債

	2019年12月31日	2018年12月31日
EIFの非支配持分の購入コミットメント ⁽¹⁾	821,272	816,824
任意補足年金制度	643,232	585,017
リース負債	156,512	315
ファースト・ロス一部負担金	132,676	52,575
未払人件費	105,706	117,579
未払金およびその他債務	48,674	51,268
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用	13,596	13,596
金融保証契約による負債純額（注D.4.）	7,466	0
西バルカン諸国のインフラ基金	393	393
その他	168,636	101,065
合計	2,098,163	1,738,632

(1) 2019年12月31日現在、連結貸借対照表上のEIFの非支配持分は821百万ユーロ（2018年：817百万ユーロ）、連結純損益（注L）の非支配持分はマイナス67百万ユーロ（2018年：マイナス31百万ユーロ）であった。

注H：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

H.1. 金融機関に対する債務

	2019年12月31日	2018年12月31日
要求払	6,284,469	4,121,680
- 翌日物預金	6,284,469	4,121,680
期日払または通知払	1,184,732	93,459
- 短期預かり金	2,761	93,459
- 金融機関とのレボ取引	1,181,971	0
合計	7,469,201	4,215,139

H.2. 顧客に対する債務

	2019年12月31日	2018年12月31日
要求払	1,594,508	1,791,083
- 翌日物預金	4,013	7,665
- 欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	397,313	374,376
- 預金口座	1,193,182	1,409,042
期日払または通知払	15,540	10,976
- 短期預かり金	15,540	10,976
合計	1,610,048	1,802,059

注1：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるグループの目標の1つとして、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。次の表は、2019年および2018年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日をまとめたものである。

債務証券借入（単位：千ユーロ）

支払通貨	2019年 12月31日現在 残高	平均利率 2019年 ^(*)	満期日	2018年 12月31日現在 残高	平均利率 2018年 ^(*)
ユーロ	242,241,423	1.73	2020/2057	242,302,683	1.88
米ドル	111,884,458	2.20	2020/2058	118,381,750	2.14
英ポンド	45,613,342	2.61	2020/2054	45,514,776	2.67
オーストラリア・ドル	9,947,726	3.77	2020/2042	11,158,821	4.40
スウェーデン・クローナ	5,873,569	2.28	2020/2040	5,871,397	2.45
ノルウェー・クローネ	5,739,674	1.98	2020/2037	4,092,659	1.97
スイス・フラン	5,430,993	2.09	2020/2036	6,543,349	2.10
カナダ・ドル	5,313,621	2.02	2020/2045	4,753,954	2.10
ポーランド・ズロチ	4,994,362	2.48	2021/2029	3,605,803	2.38
日本円	3,282,503	1.12	2020/2053	3,768,843	1.02
南アフリカ・ランド	2,774,494	8.16	2020/2032	3,059,007	7.66
トルコ・リラ	2,266,647	8.76	2020/2027	2,937,200	8.94
メキシコ・ペソ	1,887,353	5.66	2020/2027	1,689,482	5.63
デンマーク・クローネ	525,216	0.82	2024/2031	123,760	3.46
ニュージーランド・ドル	388,435	2.49	2020/2023	469,043	3.37
チェコ・コルナ	347,462	2.45	2021/2034	379,935	2.57
ハンガリー・フォリント	272,895	0.22	2020/2021	281,014	0.18
人民元	230,164	2.80	2020/2022	63,491	3.88
ロシア・ルーブル	164,388	6.16	2020/2022	213,259	6.71
香港ドル	105,175	2.14	2020/2021	116,152	2.47
ルーマニア・レイ	37,633	2.87	2020/2020	57,468	2.66
合計	449,321,533			455,383,846	

	2019年 12月31日現在 残高	2018年 12月31日現在 残高
合計（名目値）^(**)	449,321,533	455,383,846
借入金のIFRSに基づく調整	44,005,583	34,648,003
債務証券借入の合計	493,327,116	490,031,849

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

(**) 2019年12月31日現在、ヘッジ会計目的で保有されている債務証券借入の名目値は3,571億ユーロ（2018年：3,677億ユーロ）、純損益を通じた公正価値で測定される債務証券借入の名目値は262億ユーロ（2018年：245億ユーロ）、償却原価で評価される債務証券借入の名目値は660億ユーロ（2018年：632億ユーロ）である。

注J：年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

グループは3種類の確定給付年金制度を運営している。また、グループはEIBの元職員に対して、特定の退職後の医療費給付も行っている。これらの給付は、IAS第19号の定義による非積立型の年金制度であり、制度は規制対象外である。年金給付に要するそれぞれの年金制度の費用は、予測単位積立数理評価方式により決定される。保険数理評価は2019年9月30日に行われ、2019年12月31日時点へのロール・フォワードを行うことにより数値を算出している。

これらの制度により、概してグループは金利リスク、長寿リスク、インフレリスクおよび昇給リスクなどの保険数理リスクを負う。もう一つのリスクは、制度加入者の扶養家族（遺族配偶者および遺児給付）に対する支払に伴うリスクである。

金利リスク	確定給付債務の現在価値は、高格付の社債利回りを参照して決定される割引率を使用して算出される。社債利率が低下することにより、年金債務は増加する。
長寿リスク	確定給付制度債務の現在価値は、制度加入者の雇用期間中および退職後の両方の死亡率の最善見積りを参照して算出される。制度加入者の平均寿命が延びることにより、制度の債務は増加する。
インフレリスク	確定給付制度債務の現在価値は、ルクセンブルクのインフレ率に連動した将来の年金の増加を参照して算出される。ルクセンブルクのインフレ率の上昇は、制度の債務を増加させる。
昇給リスク	確定給付制度債務の現在価値は、制度加入者の将来の給与を参照して算出される。制度加入者の昇給により、制度債務は増加する。

次の表には、追加的制度である任意補足年金制度（確定拠出年金制度）は算入されていない。それに対応する債務643百万ユーロ（2018年：585百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

グループの制度における年金および退職給付債務の決定に当たって使用された主要な仮定は以下のとおりである。

（単位：％）	2019年	2018年
年金制度の割引率	1.30	2.18
健康保険制度の割引率	1.30	2.18
将来昇給率（インフレーションを含む）	3.50	3.50
将来年金給付上昇率	1.75	1.75
医療費上昇率	3.75	3.75
現受給者の60歳時の平均余命（年）	26.70	25.20
現従業員の60歳時の平均余命（年）	29.20	26.90
保険数理表	ICSLT 2018	ICSLT 2013

感応度分析：

確定給付債務の算定のための重要な保険数理上の仮定は、割引率、予想昇給率および死亡率である。以下の感応度分析は、それぞれの仮定の合理的に可能性のある変動が報告期間末において発生し、他のすべての仮定は変動しないとの前提に基づいて算定された。

EIB年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は11%減少（13%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は6%増加（5%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は4%増加（4%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は21%増加（16%減少）する。

EIF年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は14%減少（17%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は11%増加（9%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は3%増加（3%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は24%増加（18%減少）する。

経営委員会年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は8%減少（9%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は2%増加（1%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は4%増加（4%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は16%増加（13%減少）する。

EIBの健康保険制度：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は13%減少（16%増加）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は5%増加（5%減少）する。
- インフレにより将来の予想医療費が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は35%増加（25%減少）する。

EIFの健康保険制度：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は16%減少（20%増加）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は5%増加（5%減少）する。
- インフレにより将来の予想医療費が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は44%増加（30%減少）する。

一部の仮定は相関している可能性があり、仮定の変動が互いに独立して発生する可能性は少ないため、上記で示された感応度分析は、確定給付債務の実際の増減を示さない場合がある。

さらに、上記の感応度分析の表示において、確定給付債務の現在価値は、報告期間末時点において予測単位積立方式を使用して算出されており、連結貸借対照表における確定給付債務に関する負債の計算に適用された方式と同一である。

感応度分析の作成に使用された方法および仮定は、従来１％であった割引率の感応度で０.５％を使用したことを除き、前年度から変更はなかった。

次の表は、各種制度の保険数理（利益）／損失実績および確定給付債務の合計を示している。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	合計	確定給付 債務合計
2019年	-3,987	-2,545	1,420	-29,060	-34,172	7,892,289
2018年	81,333	5,268	13,494	-14,616	85,479	5,703,104
2017年	267,349	2,409	24,013	-39,610	254,161	5,565,841
2016年	-67,192	-772	-3,163	-17,963	-89,090	4,715,296

次の表は、確定給付債務の2019年および2018年中の変動の内訳を示している。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	2019年の 合計
期首債務	4,697,008	62,755	342,571	600,770	5,703,104
a) 当期勤務費用	190,537	2,146	24,048	60,453	277,184
b) 利息費用	101,735	1,344	7,487	13,030	123,596
c) 過去勤務費用	3,082	0	50	0	3,132
純損益合計	295,354	3,490	31,585	73,483	403,912
a) 保険数理(利益)／損失実績	-3,987	-2,545	1,420	-29,060	-34,172
b) 人口統計上の仮定の変更	279,541	4,296	20,938	35,449	340,224
c) 財務上の仮定の変更	1,144,047	9,658	122,292	222,948	1,498,945
OCI合計^(*)	1,419,601	11,409	144,650	229,337	1,804,997
a) 従業員による拠出金	40,578	0	4,849	1,807	47,234
b) 支払給付金	-60,484	-2,153	1,777	-6,098	-66,958
その他合計	-19,906	-2,153	6,626	-4,291	-19,724
2019年12月31日現在の給付債務	6,392,057	75,501	525,432	899,299	7,892,289

(*) EIB株主帰属（1,736,097千ユーロ）および非支配持分帰属（68,900千ユーロ）。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	2018年の 合計
期首債務	4,402,825	57,002	300,372	805,642	5,565,841
a) 当期勤務費用	175,523	2,472	22,731	84,361	285,087
b) 利息費用	91,322	1,170	6,263	16,775	115,530
c) 過去勤務費用	2,304	0	19	0	2,323
純損益合計	269,149	3,642	29,013	101,136	402,940
a) 保険数理(利益) / 損失実績	81,333	5,268	13,494	-14,616	85,479
b) 人口統計上の仮定の変更	61,232	630	5,773	-233,841	-166,206
c) 財務上の仮定の変更	-91,138	-1,705	-9,130	-53,269	-155,242
OCI合計(*)	51,427	4,193	10,137	-301,726	-235,969
a) 従業員による拠出金	40,326	0	4,456	1,731	46,513
b) 支払給付金	-66,719	-2,082	-1,407	-6,013	-76,221
その他合計	-26,393	-2,082	3,049	-4,282	-29,708
2018年12月31日現在の給付債務	4,697,008	62,755	342,571	600,770	5,703,104

(*) EIB株主帰属（マイナス230,240千ユーロ）および非支配持分帰属（マイナス5,729千ユーロ）。

EIBの従業員は一定の比率の拠出金を支払い、その比率は5年ごとに見直される。2019年1月1日から2023年12月31日までの期間の従業員の拠出金は年金算定基礎給与の11.3%である。残りの拠出金（バックサービス支払を含む）はグループによって支払われる。グループおよびその職員の全拠出額がグループの資産へ投資されている。積立要件は、現地の保険数理測定の枠組みに基づいている。この枠組みにおいては、割引率は無リスク金利に設定されている。さらに、プレミアムが現在の給与に基づいて算定される。グループは確定給付制度から生じるすべての年金支払に対して責任を負う。

2019年12月31日現在の給付債務の平均デュレーションは、以下のとおりに分かれている。

EIB年金：

- 現従業員：27.59年（2018年：25.34年）
- 待機者^(*)：27.85年（2018年：26.85年）
- 受給者：13.64年（2018年：11.91年）

EIF年金：

- 現従業員：31.43年（2018年：29.43年）
- 待機者^(*)：29.13年（2018年：28.92年）
- 受給者：18.46年（2018年：16.35年）

経営委員会年金：

- 現従業員：23.03年（2018年：20.22年）
- 待機者^(*)：19.59年（2018年：21.85年）
- 受給者：11.85年（2018年：10.53年）

EIBの健康保険制度：

- 現従業員：32.17年（2018年：30.00年）

- 待機者^(*) : 15.51年 (2018年 : 22.14年)
- 受給者 : 16.96年 (2018年 : 14.96年)

EIFの健康保険制度 :

- 現従業員 : 36.45年 (2018年 : 34.44年)
- 待機者^(*) : 28.67年 (2018年 : 29.19年)
- 受給者 : 21.24年 (2018年 : 19.95年)

グループが確定給付制度について翌事業年度に純損益に認識すると見込んでいる金額は、500,976千ユーロである。

(*) 通常退職年齢前にグループを離職し、繰延年金に対する権利を有する元職員。

注K : 当期損益

2019年12月31日終了事業年度のEIB個別財務書類（欧州連合会計指令に基づいて作成）に計上された当期純利益2,363,586千ユーロの処分案は、承認を受けるため2020年4月24日までに総務会に提出される。当事業年度のEIB剰余金の処分案の詳細については、EIBの財務書類の前書きを参照のこと。

注L：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用（単位：千ユーロ）

L.1. 正味受取利息

	2019年	2018年
受取利息および類似収益：		
デリバティブ	16,428,008	16,480,225
金融機関および対顧客貸付金および預け金	7,455,310	7,411,311
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券	548,132	805,186
EUからの利子補助金	20,146	19,475
有利子負債に係るマイナス金利	12,854	624
その他	5,280	5,343
合計	24,469,730	24,722,164
支払利息および類似費用：		
デリバティブ	-10,882,496	-10,416,623
債務証券借入	-10,050,267	-10,362,384
利付資産に係るマイナス金利	-371,024	-641,941
給付債務に係る利息費用(注J)	-123,596	-115,530
EIFの非支配持分の購入コミットメント（注G.2）	-67,017	-30,978
第三者委託に係る利息	-25,191	-22,264
金融機関および顧客に対する債務	-8,063	-28,799
その他 ⁽¹⁾	-22,761	5,480
合計	-21,550,415	-21,613,039
正味受取利息	2,919,315	3,109,125

(1) リース負債に係る支払利息は530千ユーロであった。

次の表は、各種類の金融資産および金融負債に関する正味受取利息を示したものである。

	2019年	2018年
受取利息および類似収益：		
リスク管理のために保有するデリバティブ	16,428,008	16,480,225
ACで測定される金融資産	7,390,859	7,503,690
FVTPLでの測定に指定された金融商品	551,212	625,691
強制的にFVTPLで測定される金融商品	81,513	106,618
その他	18,138	5,940
合計	24,469,730	24,722,164
支払利息および類似費用：		
リスク管理のために保有するデリバティブ	-10,882,496	-10,416,623
ACで測定される金融負債	-9,466,936	-9,769,894
FVTPLでの測定に指定された金融商品	-616,585	-641,581
非金融負債	-212,844	-141,028
その他	-371,554	-643,913
合計	-21,550,415	-21,613,039
正味受取利息	2,919,315	3,109,125

L.2. 受取利息および類似収益の国別分析

	2019年	2018年
欧州連合加盟国：		
イギリス	1,035,926	979,251
スペイン	933,249	972,906
ポーランド	584,905	571,235
イタリア	566,620	570,329
フランス	522,544	503,246
ギリシャ	501,055	515,074
ドイツ	327,105	408,495
オーストリア	272,891	269,685
ポルトガル	215,908	236,090
オランダ	172,525	163,915
ベルギー	163,215	174,288
ハンガリー	160,942	154,918
スウェーデン	128,531	75,015
アイルランド	89,693	79,558
ルーマニア	84,679	90,401
フィンランド	71,528	71,241
チェコ共和国	69,263	48,779
スロバキア	65,248	66,385
クロアチア	59,335	65,822
スロベニア	45,894	48,635
ブルガリア	42,119	44,158
リトアニア	33,812	44,605
デンマーク	26,505	23,416
ラトビア	15,077	15,137
キプロス	12,699	12,909
マルタ	9,960	10,571
エストニア	4,165	4,712
ルクセンブルク	2,887	2,589
欧州連合加盟国の合計	6,218,280	6,223,365
欧州連合域外	1,063,383	1,024,852
合計	7,281,663	7,248,217
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	17,188,067	17,473,947
受取利息および類似収益合計	24,469,730	24,722,164

(1) 国別分析の対象外の収益は以下のとおり：

- 長期ヘッジ・ポートフォリオ、代替貸付金およびEIFの ABSポートフォリオからの収益	207,740	220,322
- 有価証券流動性ポートフォリオおよびEIF運用ポートフォリオ からの収益	83,495	105,642
- 短期金融市場証券からの収益	256,883	479,222
- その他有価証券からの収益	14	0
- 短期金融市場オペレーションからの収益	206,647	183,193
- デリバティブからの収益	16,428,008	16,480,225
- 払込資本金および払込予定準備金の現在価値調整額による 受取利息の戻入れ	0	259

- その他

5,280	5,084
<u>17,188,067</u>	<u>17,473,947</u>

注M：金融業務損益（単位：千ユーロ）

M.1. 損益の性質別

	2019年	2018年
デリバティブの純損益 ⁽¹⁾	-579,069	376,083
FV0に基づく貸付金および関連するスワップの純損益 ⁽²⁾	66,413	-398,104
FV0に基づく借入金および関連するスワップの純損益 ⁽³⁾	-27,629	7,575
貸付金および関連するスワップのヘッジ会計による純損益 ⁽⁴⁾	-64,180	-158,716
借入金および関連するスワップのヘッジ会計による純損益 ⁽⁵⁾	157,441	710,181
	-447,024	537,019
外国為替損益	3,917	-959
スワップの解消に係る損益	11,215	-20,284
債務証券借入買戻に係る損益	0	-1,195
株式および変動利付証券に係る純損益 ⁽⁶⁾	971,274	464,496
負債証券ポートフォリオの純損益（有価証券のみ）	12,054	-36,125
金融保証に係る純損益	10,298	0
FVTPLに基づく貸付金および代替貸付金の純損益	36,996	-44,180
ACIに基づく貸付金および代替貸付金の純損益	9,175	0
当初CBSの償却	93,588	172,217
金融業務損益	701,493	1,070,989

- (1) デリバティブの純損益の大部分は、マクロ・ヘッジのスワップおよび財務資産スワップの公正価値であった。これらのスワップの効果は、2018年12月31日現在が376,083千ユーロのプラスであったのに対し、2019年12月31日現在は579,069千ユーロのマイナスであった。
- (2) デリバティブでヘッジする貸付金および代替貸付金はヘッジ会計適格ではなく、公正価値オプションを適用している。公正価値での測定に指定されている貸付金および代替貸付金の帳簿価額は、2019年12月31日現在、200億ユーロ（2018年：200億ユーロ）であった。貸付金および代替貸付金への公正価値オプションの適用による連結損益計算書への複合効果として、2019年12月31日現在で連結損益計算書に66,413千ユーロの増加（2018年：398,104千ユーロの減少）が計上されている。
- (3) デリバティブでヘッジする借入金はヘッジ会計適格ではなく、公正価値オプションを適用している。公正価値での測定に指定されている借入金の帳簿価額は、2019年12月31日現在、300億ユーロ（2018年：270億ユーロ）であった。借入金への公正価値オプションの適用による連結損益計算書への複合効果として、27,629千ユーロの損益悪化を生じている（2018年：7,575千ユーロの損益改善）。
- (4) IFRS第9号に基づくヘッジ会計基準に適合する適格貸付金および代替貸付金に対しては、ヘッジ会計が適用されている。ヘッジ会計に指定されている貸付金および代替貸付金の帳簿価額は、2019年12月31日現在、1,500億ユーロ（2018年：1,430億ユーロ）であった。貸付金および代替貸付金ならびに関連するスワップへのヘッジ会計の適用による連結損益計算書への複合効果として、64,180千ユーロの損益悪化（2018年：158,716千ユーロの損益悪化）を生じている。
- (5) IFRS第9号に基づくヘッジ会計基準に適合する適格借入金に対しては、ヘッジ会計が適用されている。ヘッジ会計に指定されている借入金の帳簿価額は、2019年12月31日現在、3,970億ユーロ（2018年：3,990億ユーロ）であった。借入金ならびに関連するスワップへのヘッジ会計の適用による連結損益計算書への複合効果として、157,441千ユーロの損益改善（2018年：710,181千ユーロの損益改善）を生じている。
- (6) この項目は、主に資本性金融商品に係る未実現損益および実現損益で構成されている。損益改善971,274千ユーロは、主に2019年度に計上されたベンチャー・キャピタル事業および投資ファンドに係る未実現利益によるものである。

M.2. 資産および負債の分類別

	2019年	2018年
強制的にFVTPLで測定される金融資産(デリバティブ資産を除く)	978,131	350,103
FVTPLでの測定に指定された金融資産(FV0)	528,885	-527,502
FVTPLでの測定に指定された金融負債(FV0)	-522,920	439,677
ACで測定される金融資産	4,211,608	-908,520
ACで測定される金融負債	-8,539,246	3,577,385
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ	4,443,582	-2,138,770
ヘッジ会計目的以外で、リスク管理目的のために保有するデリバティブ	-505,414	107,358
その他 ⁽¹⁾	106,867	171,258
金融業務損益	701,493	1,070,989

(1) 当初CBSの償却を含む。

注N：その他の業務収益（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
一般管理費の過年度未使用引当金の戻入れ	3,209	4,311
賃貸料収益	91	25
その他	2,625	1,988
その他の業務収益合計	5,925	6,324

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
保証手数料	151,031	115,991
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	52,748	49,993
Jaspersの手数料	33,538	34,994
EFSIの手数料	29,892	13,690
InnovFinの手数料	21,754	16,153
貸付金手数料収益	13,542	10,644
Jeremie/ESIFの手数料	12,022	12,341
Jessicaの手数料	8,878	8,931
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	5,412	1,754
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	5,128	1,773
ヤウンデ/ロメ協定の手数料	1,888	2,027
その他の委託に係る手数料	104,760	106,250
受取手数料合計	440,593	374,541
支払手数料	-252,282 (*)	-180,975

(*) この項目における差異は、主に2019年に提供された信用補完におけるリスク報酬の増加に関連している。

注P：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
給与および手当 ⁽¹⁾	-492,631	-471,252
福利厚生費および其他人件費	-406,674	-436,163
人件費	-899,305	-907,415
その他の一般管理費	-247,821	-283,920
一般管理費合計	-1,147,126	-1,191,335

(1) このうち経営委員会委員に対する金額は、2019年12月31日現在が2,706千ユーロ、2018年12月31日現在は2,927千ユーロである。グループの職員数は、2019年12月31日現在、3,964名（2018年12月31日現在は3,899名）であった。

注Q：デリバティブおよびヘッジ活動

Q.1. デリバティブ金融商品の利用

グループの資金調達活動において

グループは、主として調達資金の通貨・金利といった属性を貸付金のそれに一致させるため、および資金調達費用を削減するために、資金調達戦略の一環としてデリバティブを利用している。また特定の財務取引をヘッジするため、および資産負債管理のため、長期スワップを利用している。

長期デリバティブは、資金調達、貸付金および財務取引のヘッジ、ならびに市場リスク・エクスポージャーの低減に関連して利用される。

最も一般的に利用されているデリバティブは、以下のものである。

通貨スワップ

通貨スワップは、2つのカテゴリーの金融商品で構成されている。

- (i) クロス・カレンシー・スワップは、ある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための先渡為替予約を締結する契約である。
- (ii) クロス・カレンシー金利スワップは、外貨で変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利および通貨スワップの利用により、グループは、顧客からの要求に応じて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利および通貨を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をスワップ・カウンターパーティーと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

グループの流動性管理において

グループは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期の通貨スワップおよび為替予約を行っている。

グループの資産負債管理（「ALM」）において

グループのALM方針は、グループの経済的価値のボラティリティを制限するだけでなく、高収益、安定収益を維持することを目的としている。

したがってグループは、

- 安定した高収益を確保する自己資金投資プロファイルを採用し、
- この投資プロファイルに関連する残余金利リスクを管理している。

残余金利リスクを管理する目的で、グループは貸付金と借入金に関するナチュラル・ヘッジ、を活用し、またはグローバル・ヘッジ・オペレーション（金利スワップ）を行っている。

資産負債管理の一環として用いるマクロ・ヘッジのスワップは、IFRS第9号に従い公正価値で評価される。

リスク管理の詳細については、注Sを参照のこと。

Q.2. ヘッジ活動

金利リスクの公正価値ヘッジ

ヘッジ手段として指定された項目に関連する金額は、次の通りである（単位：百万ユーロ）。

	2019年			
	想定元本	帳簿価額		連結貸借対照表に おける科目
		資産	負債	
金利スワップ	466,114	33,991	-17,477	デリバティブ資産/ デリバティブ負債
通貨スワップ ^(*)	62,142	6,962	-4,202	デリバティブ資産/ デリバティブ負債
合計	528,256	40,953	-21,679	

(*) ヘッジされている主要な通貨は、米ドル、オーストラリア・ドルおよびカナダ・ドルである。

	2018年			
	想定元本	帳簿価額		連結貸借対照表に おける科目
		資産	負債	
金利スワップ	464,146	28,024	-15,151	デリバティブ資産/ デリバティブ負債
通貨スワップ ^(*)	73,086	6,719	-6,169	デリバティブ資産/ デリバティブ負債
合計	537,232	34,743	-21,320	

(*) ヘッジされている主要な通貨は、米ドル、オーストラリア・ドルおよび英ポンドである。

ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は、次の通りである（単位：百万ユーロ）。

	2019年					
	帳簿価額		公正価値 ヘッジ調整 の累計額	連結貸借対照表における 科目	ヘッジの 非有効性の 計算に使用 された価値の 変動	ヘッジ損益調整が中止 されたヘッジ対象につ いて連結貸借対照表 に残存する 公正価値ヘッジ調整の 累計額
	資産	負債				
貸付金および預け金	24,483	0	1,819	金融機関貸付金 および預け金	623	0
	121,817	0	15,551	対顧客貸付金 および預け金	3,510	37
代替貸付金	1,904	0	62	中央銀行担保適格国庫 証券およびその他短期 証券	43	0
	522	0	31	負債証券 - a) 公共機関 による発行	-14	0
	1,098	0	1	負債証券 - b) その他の 借手による発行	40	0
債務証券借入	0	388,663	-32,938	債務証券借入 - a) 負債証券	-8,204	-36
	0	8,234	-1,742	債務証券借入 - b) その他	-335	0
合計	149,824	396,897	-17,216		-4,337	1

2018年						
	帳簿価額		公正価値 ヘッジ調整 の累計額	連結貸借対照表における 科目	ヘッジの 非有効性の 計算に使用 された価値の 変動	ヘッジ損益調整が中止 されたヘッジ対象に ついて連結貸借対照表 に残存する 公正価値ヘッジ調整の 累計額
	資産	負債				
貸付金および預け金	24,678	0	1,196	金融機関貸付金 および預け金	25	0
	115,595	0	12,041	対顧客貸付金 および預け金	-903	26
代替貸付金	1,949	0	19	中央銀行担保適格国庫 証券およびその他短期 証券	18	0
	535	0	45	負債証券 - a) 公共機関 による発行	-15	0
	430	0	-69	負債証券 - b) その他の 借手による発行	-34	0
債務証券借入	0	390,519	-24,734	債務証券借入 - a) 負債証券	3,546	-31
	0	8,592	-1,407	債務証券借入 - b) その他	33	0
合計	143,187	399,111	-12,909		2,670	-5

連結損益計算書において認識されたヘッジの非有効性、すなわちヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジに係る利得または損失の差額は93百万ユーロ（2018年：551百万ユーロ）であり、「金融業務損益」に含まれている。

次の表は、ヘッジ会計に関連して、資本の各構成部分の調整とその他の包括利益の内訳を示している（単位：百万ユーロ）。

	公正価値準備金 - ヘッジコスト	
	2019年	2018年
1月1日現在の残高	-94	0
クロス・カレンシー・ベースス・スプレッドの再評価	-156	-94
純損益に振替えられた金額	3	0
12月31日現在の残高	-247	-94

Q.3. デリバティブ金融商品の公正価値

公正価値で測定されている金融資産については、以下の公正価値測定値ヒエラルキーのレベル別に公正価値での測定を開示することが必要である。

- ・ レベル1 - 活発な市場における同一資産または負債の（未修正の）時価。
- ・ レベル2 - レベル1に含まれる時価以外の、当該資産または負債に関して直接的（価格等）あるいは間接的（価格から導出された値等）に観察可能なインプットを組み入れた評価技法。
- ・ レベル3 - 観察可能な市場データに依拠していない当該資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を用いた評価技法。これらの金融商品の公正価値は、内部評価モデルを用いて算定する。

評価技法には、正味現在価値・割引キャッシュ・フロー・モデル、金利モデルのハル・ホワイト・モデルおよびLiborマーケット・モデル（LMM）、確率的ボラティリティを用いたLMM、ならびにオプション・モデルのブラック・ショールズ・モデルが含まれる。評価技法で用いる仮定およびインプットとしては、無リスク金利、ベースス・スワップ・スプレッド、通貨ベースス・スワップ・スプレッド、為替レートおよび先渡レート、株価および株価指数ならびにそれらの予想ボラティリティおよび予想相関性、消費者物価指数ならびにその予想ボラティリティおよび予想相関性が挙げられる。評価技法の目的は、独立第三者として行動する市場参加者が決定したであろう報告日現在の当該金融商品の価格を反映した公正価値を算定することである。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因も盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関して市場インプットを直接入手できない場合に、主にある種の金利およびクロス・カレンシー・モデルにおける相関性の推定ならびに長期株価連動および長期物価連動取引のボラティリティの推定に、グループ内の見積りや仮定が評価方法に取り入れられることがある。

次の表は、資産または負債として計上されているデリバティブ金融商品の公正価値（市場価格に基づく公正価値、評価モデルへのインプットがすべて市場で観察可能な評価技法に基づく公正価値、および市場で観察不能なインプットを用いた評価技法に基づく公正価値）と想定元本をまとめたものである。想定元本の値は期末時点で未決済の取引高を示すものであって、市場リスクや信用リスクを示すものではない。

評価方法別に示した2019年12月31日現在のデリバティブ（単位：百万ユーロ）

デリバティブ資産	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2019年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ	0	0	336,835	38,104	1,834	106	338,669	38,210
通貨スワップ	0	0	115,297	10,868	474	109	115,771	10,977
短期為替契約	0	0	23,444	602	0	0	23,444	602
合計	0	0	475,576	49,574	2,308	215	477,884	49,789

デリバティブ負債	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2019年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ	0	0	201,638	25,820	372	8	202,010	25,828
通貨スワップ	0	0	103,561	6,331	408	68	103,969	6,399
短期為替契約	0	0	12,717	194	0	0	12,717	194
その他	0	0	0	0	0	105	0	105
合計	0	0	317,916	32,345	780	181	318,696	32,526

評価方法別に示した2018年12月31日現在のデリバティブ（単位：百万ユーロ）

デリバティブ資産	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2018年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ	0	0	272,254	31,049	4,006	121	276,260	31,170
通貨スワップ	0	0	115,933	11,188	519	76	116,452	11,264
短期為替契約	0	0	18,902	304	0	0	18,902	304
合計	0	0	407,089	42,541	4,525	197	411,614	42,738

デリバティブ負債	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2018年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ	0	0	258,337	22,263	1,083	47	259,420	22,310
通貨スワップ	0	0	93,844	8,483	569	83	94,413	8,566
短期為替契約	0	0	22,798	270	0	0	22,798	270
その他	0	0	0	0	0	17	0	17
合計	0	0	374,979	31,016	1,652	147	376,631	31,163

EIBが行ったデリバティブ取引の大部分の時価は、市場では入手できない。そのような金融商品に関しては、可能な限り貸借対照表日現在の観察可能な実勢市場データに基づき、評価技法や評価モデルを用いて公正価値が見積られる。

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用する収益還元法により算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。

デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

次の表は、年度末において公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるデリバティブ金融商品の測定に使用された市場で観察できない重要なインプットについての情報を示している（単位：百万ユーロ）。

金融商品の種類	2019年12月31 日現在の 公正価値	レベル3の スワップの 2019年12月31 日現在の 公正価値	評価技法	重要な観察不能な インプット	観察不能な インプットについて の見積りの範囲
金利スワップ	12,382	98	確率論的金利 モデル	平均回帰またはボラ ティリティのボラ ティリティなどの確 率論的ボラティリ ティ	ボラティリティのボ ラティリティまたは 平均回帰スピードの 10%増減
通貨スワップ	4,578	41	確率論的クロス・ カレンシー・ モデル	ボラティリティスマ イルを使用したイー ルドカーブとFXレー ト間の相関	異なった相関観察窓 の使用およびより多 くのボラティリティ 行使価格を捕捉する ための局所ボラティ リティ・モデルの使 用

金融商品の種類	2018年12月31 日現在の 公正価値	レベル3の スワップの 2018年12月31 日現在の 公正価値	評価技法	重要な観察不能な インプット	観察不能な インプットについて の見積りの範囲
金利スワップ	8,860	74	確率論的金利 モデル	イールドカーブに関する複数のパラメーター、フォワードレート間の相関およびボラティリティのボラティリティ	パラメーター数2から3。 隣接した金利の相関60%から100%、ボラティリティのボラティリティ80%から120%
通貨スワップ	2,698	-7	確率論的クロス・ カレンシー・ モデル	イールドカーブとFXレート間の相関	相関は30%から50%

重要な観察不能なインプットは、次のように策定される。

- 相関およびボラティリティは、観察可能なボラティリティ、最近の取引価格、他の市場参加者による指値、コンセンサス価格サービスからのデータおよび最新の状況を反映して調整した過去のデータより推計される。
- リスク調整後スプレッドは、利用可能な場合にはCDS市場、ならびに最新の状況を反映して調整した過去のデフォルトおよび期限前返済の推移から導出される。

IFRS第13号の適用により、2019年12月31日現在のデリバティブの公正価値評価には次の評価調整が含まれている。

- カウンターパーティーのデリバティブ取引に係る信用リスクを反映した信用評価調整（CVA）マイナス102.3百万ユーロ（2018年：マイナス184.3百万ユーロ）が以下のとおり計上されている。
 - ・ 貸付金および代替貸付金をヘッジしているスワップにマイナス33.9百万ユーロ（2018年：マイナス63.4百万ユーロ）
 - ・ 借入をヘッジしているスワップにマイナス37.3百万ユーロ（2018年：マイナス81.0百万ユーロ）
 - ・ ALMスワップにマイナス31.0百万ユーロ（2018年：マイナス39.6百万ユーロ）
 - ・ 長期財務スワップに0百万ユーロ（2018年：マイナス0.2百万ユーロ）
 - ・ 短期財務スワップ（通貨スワップおよび為替予約）にマイナス0.1百万ユーロ（2018年：マイナス0.1百万ユーロ）
 - ・ 当年度中に、EIBはCVAの計算、すなわちリスクのマージン期間を見直した。計算手法の変更の結果として、CVAが31.0百万ユーロ減少し、これはデリバティブ資産およびデリバティブ負債の公正価値の0.04%に相当する。
- デリバティブ取引に係る自行の信用リスクを反映した債務評価調整（DVA）189.1百万ユーロ（2018年：261.7百万ユーロ）が以下のとおり計上されている。
 - ・ 貸付金および代替貸付金をヘッジしているスワップに76.2百万ユーロ（2018年：91.0百万ユーロ）
 - ・ 借入をヘッジしているスワップに72.9百万ユーロ（2018年：110.2百万ユーロ）
 - ・ ALMスワップに39.6百万ユーロ（2018年：59.5百万ユーロ）
 - ・ 長期財務スワップに0.1百万ユーロ（2018年：0.7百万ユーロ）

- ・ 短期財務スワップ（通貨スワップおよび為替予約）に0.3百万ユーロ（2018年：0.3百万ユーロ）
 - ・ 当年度中に、EIBはDVAの計算、すなわちリスクのマージン期間を見直した。計算手法の変更の結果として、DVAが9.6百万ユーロ増加し、これはデリバティブ資産およびデリバティブ負債の公正価値の0.01%に相当する。
- 上記のCVAおよびDVAに加えて、2019年12月31日現在で、EIBのカウンターパーティーがデリバティブ取引に関して差し入れた担保に関連した特定のわずかな調整を反映した担保評価調整（CoIIVA）がマイナス33.8百万ユーロ（2018年：マイナス29.2百万ユーロ）あった。

デリバティブの大半については、EIBのカウンターパーティーが差し入れた担保はすでにCVAの額に含まれている。しかし、一部の僅かな場合においては、担保は直接的に考慮されず（特定のCSA、現金担保）、そのため、個別のCoIIVA調整に分離される。

Q.4. レベル3の商品の公正価値の感応度

グループは、公正価値の見積りは適切であると確信しているが、異なる手法または仮定を使用することにより公正価値の測定が異なる可能性がある。

観察不能なインプットにより、レベル3の商品の評価額にある程度の不確実性と変動が加わる可能性がある。

EIBは、それを評価し定量化するために、観察不能なインプットに関する合理的に可能な仮定の範囲を用いて、代替的な評価を実施している。

代替的な仮定は評価モデルに特化したものであり、個別に適用することができる。

レベル3のデリバティブは、原資産および評価モデルによって次の3種類のスワップにグループ分けすることができる。

- a. 仕組金利スワップ
- b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ
- c. エクイティ・スワップ

仕組金利スワップは、多因子のLibor市場モデル（LMM）のダイナミクスを使用してモデル化されており、ボラティリティのボラティリティのパラメーターが外部によって指定されている場合には、スワップションおよびスプレッド・オプションを使用して微調整されている。このカテゴリー(a)について、ボラティリティのボラティリティの10パーセント・ポイント引上げおよび10パーセント・ポイント引下げによって代替的な評価額が得られるが、これらはそれぞれ評価額の増加および減少をもたらす。前者は評価額の増加0.4百万ユーロをもたらす、後者は1.2百万ユーロの減少をもたらす。

クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップは、金利についてはハル・ホワイトの1ファクターモデル、為替レートについてはブラック・ショールズ・モデルに従って評価されている。モデルは、金利、スワップションのボラティリティ、為替レート、為替オプションのボラティリティならびに金利と為替レート間の相関関係を考慮して調整されている。金利と為替レートの間の相関は、時系列から見積られる。これらのカテゴリーについて、代替的な評価額は、最初のシナリオの週次ではなく毎日のデータからの相関を算出し、第2のシナリオにおけるボラティリティスマイルの考慮を行うことによって算定される。このカテゴリー(b)については、最初のシナリオは悪影響をもたらす。

すことが判明して、評価額は0.6百万ユーロ減少した。他方のシナリオは好影響を及ぼし、2.3百万ユーロの増加をもたらした。

エクイティ・スワップは、ブラック・ショールズ・モデルを使用してモデル化され、ボラティリティを市場から捕捉している。金利および配当も、市場相場から捕捉される。長期スワップについては、ボラティリティと配当は長期の満期にわたって推定される。このカテゴリーについて、代替の評価額はボラティリティの0.10%低下および配当の0.10%増加によって算定される。他のシナリオは、ボラティリティの0.10%上昇および配当の0.10%減少によって構築される。好影響シナリオは、評価額の0.5百万ユーロの増加をもたらし、悪影響シナリオは0.5百万ユーロの減少をもたらした。

以下の表は、レベル3のデリバティブを金融商品の種類ごとに要約したものであり、代替的な仮定により公正価値が変動する（単位：百万ユーロ）。

2019年12月31日現在	有利な影響	不利な影響	評価技法	重要な観察不能なインプット
仕組金利スワップ（OTC）	0.4	-1.2	確率論的金利モデル	確率論的ボラティリティ・パラメーターの変更
クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ	2.3	-0.6	確率論的クロス・カレンシー・モデル	金利と為替レートの相関関係およびボラティリティスマイルの考慮
エクイティ・スワップ	0.5	-0.5	確率論的エクイティ・モデル	ボラティリティと配当の変動

2018年12月31日現在	有利な影響	不利な影響	評価技法	重要な観察不能なインプット
仕組金利スワップ（OTC）	1.1	-0.9	確率論的金利モデル	確率論的ボラティリティについてのボラティリティのボラティリティの変動
クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ	0.2	-0.5	確率論的クロス・カレンシー・モデル	金利と為替レートの相関関係
エクイティ・スワップ	0.2	-0.2	確率論的エクイティ・モデル	ボラティリティと配当の変動

注R：金融資産および金融負債の公正価値（単位：百万ユーロ）

次の表は、連結財務書類に計上されているグループの金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキー別の公正価値と帳簿価額を比較したものである。ただし、金融資産以外および金融負債以外の公正価値は記載していない。

2019年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
公正価値で計上される資産：					
FVTPLでの測定に					
指定された金融資産	0	7,669	12,853	20,522	20,522
金融機関および対顧客貸付金					
および預け金	0	7,468	12,358	19,826	19,826
株式およびその他の変動利付証券	0	0	495	495	495
代替貸付金ポートフォリオ	0	201	0	201	201

2019年12月31日現在

2019年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
強制的にFVTPLで測定される					
金融資産	3,635	291	12,793	16,719	16,719
SLP	3,635	291	0	3,926	3,926
株式およびその他の変動利付証券	0	0	10,612	10,612	10,612
金融機関および対顧客貸付金					
および預け金	0	0	1,400	1,400	1,400
代替貸付金ポートフォリオ	0	0	529	529	529
資産担保証券ポートフォリオEIF	0	0	252	252	252
FVOCIで測定される金融資産					
(リサイクルなし)	0	0	493	493	493
株式およびその他の変動利付証券	0	0	493	493	493
デリバティブ資産	0	49,574	215	49,789	49,789
合計	3,635	57,534	26,354	87,523	87,523
ACで計上される資産：					
回収目的保有	13,350	469,717	54,966	538,033	527,720
LTHP	1,847	0	0	1,847	1,737
TMP	8,812	10,511	0	19,323	19,323
運用ポートフォリオ・EIF	1,213	38	0	1,251	1,238
代替貸付金ポートフォリオ	531	11,150	8,415	20,096	19,883
金融機関および対顧客貸付金					
および預け金	0	448,018	46,551	494,569	484,592
現金、中央銀行および郵便局預け金	947	0	0	947	947
合計	13,350	469,717	54,966	538,033	527,720
金融資産合計	16,985	527,251	81,320	625,556	615,243
公正価値で計上される負債					
デリバティブ負債	0	32,345	181	32,526	32,526
FVTPLでの測定に指定された金融負債	14,888	12,275	2,366	29,529	29,529
債務証書借入	14,888	12,275	2,366	29,529	29,529
合計	14,888	44,620	2,547	62,055	62,055
ACで計上される負債					
ACで測定される負債	438,517	38,566	0	477,083	473,034
金融機関および顧客に対する債務	0	9,079	0	9,079	9,079
債務証書借入	438,517	29,330	0	467,847	463,798
リース負債	0	157	0	157	157
合計	438,517	38,566	0	477,083	473,034
金融負債合計	453,405	83,186	2,547	539,138	535,089

2018年12月31日

2018年12月31日	公正価値				帳簿価額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
公正価値で計上される資産：					
FVTPLでの測定に					
指定された金融資産	0	7,724	12,681	20,405	20,405
金融機関および対顧客貸付金					
および預け金	0	7,526	12,276	19,802	19,802
株式およびその他の変動利付証券	0	0	353	353	353
代替貸付金ポートフォリオ	0	198	52	250	250

2018年12月31日

2018年12月31日	公正価値				帳簿価額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
強制的にFVTPLで測定される					
金融資産	5,392	427	9,368	15,187	15,187
SLP	5,392	427	0	5,819	5,819
株式およびその他の変動利付証券	0	0	8,148	8,148	8,148
金融機関および対顧客貸付金					
および預け金	0	0	814	814	814
代替貸付金ポートフォリオ	0	0	206	206	206
資産担保証券ポートフォリオEIF	0	0	200	200	200
FVOCIで測定される金融資産					
(リサイクルなし)	0	0	490	490	490
株式およびその他の変動利付証券	0	0	490	490	490
デリバティブ資産	0	42,541	197	42,738	42,738
合計	5,392	50,692	22,736	78,820	78,820
ACで計上される資産：					
回収目的保有	12,540	466,132	51,307	529,979	525,237
LTHP	1,180	5	0	1,185	1,084
TMP	9,443	11,926	0	21,369	21,373
運用ポートフォリオ・EIF	1,238	0	0	1,238	1,222
代替貸付金ポートフォリオ	537	12,513	7,020	20,070	20,004
金融機関および対顧客貸付金					
および預け金	0	441,688	44,287	485,975	481,412
現金、中央銀行および郵便局預け金	142	0	0	142	142
合計	12,540	466,132	51,307	529,979	525,237
金融資産合計	17,932	516,824	74,043	608,799	604,057
公正価値で計上される負債					
デリバティブ負債	0	31,016	147	31,163	31,163
FVTPLでの測定に					
指定された金融負債	12,302	12,629	1,923	26,854	26,854
債務証券借入	12,302	12,629	1,923	26,854	26,854
合計	12,302	43,645	2,070	58,017	58,017
ACで計上される負債					
ACで測定される負債	442,083	29,161	0	471,244	469,195
金融機関および顧客に対する債務	0	6,017	0	6,017	6,017
債務証券借入	442,083	23,144	0	465,227	463,178
合計	442,083	29,161	0	471,244	469,195
金融負債合計	454,385	72,806	2,070	529,261	527,212

以下、金融資産および金融負債の公正価値算定に用いる方法と仮定を記載する。

帳簿価額が公正価値に近似する資産

流動性が高い、あるいは満期が短い（3ヵ月未満）金融資産および金融負債の場合、帳簿価額と公正価値は近似していると仮定される。

公正価値で計上される資産および負債

金融商品の公正価値の算定に当たっては、まず、活発な市場の公表気配値が第一の情報源とされる。入手できる市場価格がない金融商品の場合は、可能な限り貸借対照表日現在の観察可能な実勢市場データに基づき、評価技法や評価モデルを用いて公正価値が見積られる。

こうした金融商品の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引現在価値を導出する評価技法を用いて算定される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。市場情報が直接入手可能でない場合には、内部的な見積りおよび仮定が評価技法に用いられることもある。

IFRS第13号の適用による、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債に係るグループ自体の信用リスクを反映した自己信用調整（「OCA」）は、2019年12月31日現在で129.7百万ユーロ（2018年：345.5百万ユーロ）であった。

2019年には、次の項目が公正価値ヒエラルキーのレベル1からレベル2に振替えられた。

- 65.9百万ユーロの強制的にFVTPLで測定される金融資産（2018年：277.0百万ユーロ）
- 37.5百万ユーロの償却原価で評価される金融資産（2018年：149.0百万ユーロ）
- 134.7百万ユーロの純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債（2018年：5,816.1百万ユーロ）

当事業年度中、特定の有価証券についての市場環境の変化により、これらの有価証券の活発な市場における公表価格は入手不可能になった。もっとも、これらの有価証券の公正価値を観察可能な市場インプットに基づいて測定するために十分な情報は入手可能であり、その結果、レベル1からレベル2へ振替えられた。

次の項目は、公正価値ヒエラルキーのレベル2からレベル1に振替えられた。

- 10.5百万ユーロの強制的にFVTPLで測定される金融資産（2018年：0百万ユーロ）
- 0百万ユーロの償却原価で評価される金融資産（2018年：0百万ユーロ）
- 483.6百万ユーロの純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債（2018年：37.0百万ユーロ）

当事業年度中、これらの有価証券の活発な市場における公表価格が入手可能となり、その結果、レベル2からレベル1へ振替えられた。

次の表は、2019年12月31日終了事業年度におけるレベル3の金融商品の変動を示したものである（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される金 融資産 ^(*)	FVTPLでの測定 に指定された金 融資産	FVOCIで 測定される 金融資産	強制的にFVTPL で測定される金 融負債 ^(*)	FVTPLでの測定 に指定された金 融負債
2019年1月1日現在の残高	9,565	12,681	490	147	1,923
損益合計					
- 純損益に計上	1,184	323	0	42	100
- その他包括損益に計上	0	0	3	0	17
買付	3,143	96	0	0	0
売却	-133	0	0	0	0
発行	0	0	0	0	65

決済	-712	-247	0	-5	-192
レベル3への移動合計	0	0	0	0	831
レベル3からの移動合計	-39	0	0	-3	-378
2019年12月31日現在の残高	13,008	12,853	493	181	2,366

(*) デリバティブ残高は強制的にFVTPLで測定される金融資産または負債に含まれる。

次の表は、2018年12月31日終了事業年度におけるレベル3の金融商品の変動を示したものである
(単位：百万ユーロ)。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産 ^(*)	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで 測定される 金融資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債 ^(*)	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
2018年1月1日現在の残高	7,568	12,074	467	170	1,741
損益合計					
- 純損益に計上	445	-432	0	1	32
- その他包括損益に計上	0	0	23	0	-35
買付	2,602	112	0	0	0
売却	-9	0	0	0	0
決済	-1,141	-159	0	-35	-179
レベル3への移動合計	100	1,188	0	11	364
レベル3からの移動合計	0	-102	0	0	0
2018年12月31日現在の残高	9,565	12,681	490	147	1,923

(*) デリバティブ残高は強制的にFVTPLで測定される金融資産または負債に含まれる。

次の表におけるレベル3の商品に係る損益合計は、2019年12月31日終了事業年度の連結包括利益計算書に以下のとおりに表示されている(単位：百万ユーロ)。

	強制的にFVTPL で測定される金 融資産 ^(*)	FVTPLでの測定 に指定された金 融資産	FVOCIで 測定される 金融資産	強制的にFVTPL で測定される金 融負債 ^(*)	FVTPLでの測定 に指定された金 融負債
当期純損益に含まれた損益合計：					
- 金融業務損益	1184	323	0	42	100
その他包括損益に認識された損益 合計					
- FVOCIで測定される金融資産お よびOCA	0	0	3	0	17
2019年12月31日現在に保有する資 産および負債に係る未実現損益の 変動に起因する純損益に含まれる 当期損益合計					
- 金融業務損益	1184	323	0	42	100

(*) デリバティブ残高は強制的にFVTPLで測定される金融資産または負債に含まれる。

次の表におけるレベル3の商品に係る損益合計は、2018年12月31日終了事業年度の連結包括利益計算書に以下のとおりに表示されている（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産 ^(*)	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで測定さ れる金融資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債 ^(*)	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
当期純損益に含まれた損益合計：					
- 金融業務損益	445	-432	0	1	32
その他包括損益に認識された損益 合計					
- FVOCIで測定される金融資産お よびOCA	0	0	23	0	-35
2018年12月31日現在に保有する資 産および負債に係る未実現損益の 変動に起因する純損益に含まれる 当期損益合計					
- 金融業務損益	445	-432	0	1	32

(*) デリバティブ残高は強制的にFVTPLで測定される金融資産または負債に含まれる。

市場で観察不能なインプットに基づく評価技法を用いた場合において、代替的な仮定を用いることにより、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融商品の公正価値に生じる変化

グループは、公正価値の見積りは適切であると確信しているが、異なる手法または仮定を使用することにより公正価値の測定が異なる可能性がある。

市場で観察不能な仮定について合理的に代替可能なものを評価技法へのインプットとして使用し、それに基づき損益を通じて公正価値で評価されるものに指定された金融商品の公正価値を算定した場合の潜在的影響としては、2019年12月31日現在の公正価値は、最も不利となる仮定を用いた場合は約2.3百万ユーロ低くなり、最も有利となる仮定を用いた場合は約3.3百万ユーロ高くなるものと定量化された。2018年12月31日現在の公正価値は、最も不利となる仮定を用いた場合は約1.6百万ユーロ低くなり、最も有利となる仮定を用いた場合は約1.5百万ユーロ高くなるものと定量化された。

レベル3 評価カテゴリーに属する借入金および貸付金の公正価値算出には、代替的な仮定が使用される。レベル3の借入金および貸付金の公正価値は、それらの借入金および貸付金をヘッジするデリバティブの価値から導出される。したがって代替的な仮定がまずレベル3 デリバティブの評価に適用され、次にその影響がレベル3の借入金および貸付金に適用される。レベル3のデリバティブは、原資産および/または評価モデルによって次の3種類のスワップにグループ分けすることができる。

- a. 仕組金利スワップ
- b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ
- c. エクイティ・スワップ

仕組金利スワップは、多因子のLibor市場モデル（LMM）のダイナミクスを使用してモデル化されており、ボラティリティのボラティリティのパラメーターが外部によって指定されている場合には、スワップションおよびスプレッド・オプションを使用して微調整されている。クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップは、金利についてはハル・ホワイトの1ファクターモデル、為替レートについてはブラック・ショールズ・モデルに従って評価されている。モデルは、金利、スワップ

ションのボラティリティ、為替レート、為替オプションのボラティリティならびに金利と為替レート間の相関関係を考慮して調整されている。カテゴリー(c)は、エクイティ・スワップの金額の大きな1ポジションで構成され、このエクイティ・スワップにはアジア型コール・オプションが埋め込まれている。オプションナリティの価値は、配当とボラティリティに大きく影響され、代用指標を用いる必要がある。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産

金利スワップや通貨スワップでヘッジされ、ヘッジ会計適格ではない貸付金および代替貸付金ポートフォリオは、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産に含まれる。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された実行済の金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を含む）の最大信用エクスポージャーは、15,022百万ユーロ（2018年：15,643百万ユーロ）であった。グループのカウンターパーティーの信用リスクの変動に起因する貸付金および代替貸付金の公正価値の累積変動は、191.0百万ユーロの評価損（2018年：161.9百万ユーロの評価損）であった。純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産の公正価値の変動のうち、信用リスクの変動に起因する部分は、かかる貸付金および代替貸付金の見積貸倒損失の変動を算定して計算されている。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産の信用リスクヘッジのために締結されたクレジット・デリバティブはない。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債はグループが発行した債務証券借入で、金利スワップおよび通貨スワップでヘッジされているもので構成されている。

FVTPLでの測定に指定された金融負債については、グループは当該負債の信用リスクの変動影響を、その他の包括利益に表示するよう義務付けられている。

次の表は、2019年12月31日終了事業年度におけるかかる金融負債について要求される情報を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	信用リスクの 変動に起因する	当期中の	当期中の認識中止に	帳簿価額と、 約定の満期支払額と の差額
	公正価値の 累積的変動	資本科目間振替	よる実現額	
FVTPLでの測定に指定された 金融負債	130	0	0	2,584

次の表は、2018年12月31日終了事業年度におけるかかる金融負債について要求される情報を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	信用リスクの 変動に起因する 公正価値の 累積的変動	当期中の 資本科目間振替	当期中の認識中止に よる実現額	帳簿価額と、 約定の満期支払額と の差額
FVTPLでの測定に指定された 金融負債	346	0	0	1,569

グループは、FV0に指定された借入金の信用リスク特性とヘッジ手段との間に直接の経済的関連性は存在しないことから、自己信用リスクの変動額をOCIで表示することにより純損益における会計上のミスマッチを減らすことにした。

金融資産と金融負債の相殺

下の表で表示されている開示には、以下の金融資産および金融負債が含まれている。

- EIBグループの会計方針に従ってグループの連結貸借対照表上で相殺されているもの。
- 法的強制力を持ったマスター・ネットティング契約または類似した金融商品を対象とした類似契約の適用を受けるもので、グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かは問わない。

類似契約にはグローバル・マスター・リパーチェス契約が含まれる。類似した金融商品には、リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約が含まれる。貸付金および預金などの金融商品は、連結貸借対照表上で相殺されていない限り、下表では表示されていない。

取引所で取引されていないグループのデリバティブ取引は、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約の下で行われている。通常、このような契約の下では、いずれの日においても各当事者の同一の取引および同一の通貨に関する支払債務の金額は合算されて、一方の当事者から他方の当事者に支払われるべき単一の純額となる。例えばデフォルトが発生するなどの特定の状況下では、契約下のすべての未決済取引は解約され、解約価値が査定され、すべての取引の決済として単一の純額が支払われるべき金額とされる。

グループのリパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約は、ISDAマスター契約の相殺条項と類似した相殺条項を備えたマスター契約による。

上記のISDAおよび類似したマスター・ネットティングの取決めは、連結貸借対照表における相殺基準を満たさない。これは、これらの契約によって発生する（認識された金額に対する）相殺権が、いずれかの当事者の支払不能または破産を含むデフォルトを受けての未決済取引の解約後のみ強制可能となるためである。

グループは、次の取引に関連して現金または市場性のある有価証券の形で担保を受領し、預け入れている。

- デリバティブ
- リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約

デリバティブに関連して受領する担保は、ISDAクレジット・サポート・アネックスの業界の標準的条件の適用を受ける。このことは、担保として受領した有価証券は取引期間中に質権を設定しまたは売却を行うことができるが、取引の満了時には返却しなければならないことを意味する。また、これ

らの条件により、カウンターパーティーが担保の差入れを怠った場合に、グループは関連する取引を終了する権利を与えられている。

相殺、法的に強制可能なマスター・ネットリング契約または類似した契約の適用を受ける金融資産

(単位：百万ユーロ)

	認識された金融資産の総額	認識された金融負債のうち貸借対照表上で相殺されている総額	貸借対照表上で表示されている金融資産の純額	貸借対照表上で相殺されていない関連金額		純額
				債券	受取現金担保	
2019年12月31日現在						
金融資産：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ資産	50,290	-501	49,789	14,817	6,287	28,685
リバース・レポ	24,614	0	24,614	18,544	0	6,070
金融保証	657	-630	27	0	0	27
合計	75,561	-1,131	74,430	33,361	6,287	34,782

	認識された金融資産の総額	認識された金融負債のうち貸借対照表上で相殺されている総額	貸借対照表上で表示されている金融資産の純額	貸借対照表上で相殺されていない関連金額		純額
				債券	受取現金担保	
2018年12月31日						
金融資産：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ資産	43,215	-477	42,738	11,051	4,123	27,564
リバース・レポ	10,025	0	10,025	8,786	0	1,239
合計	53,240	-477	52,763	19,837	4,123	28,803

相殺、法的に強制可能なマスター・ネットリング契約または類似した契約の適用を受ける金融負債

(単位：百万ユーロ)

	認識された金融負債の総額	認識された金融資産のうち貸借対照表上で相殺されている総額	貸借対照表上で表示されている金融負債の純額	貸借対照表上で相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	差入現金担保	
2019年12月31日現在						
金融負債：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ負債	32,555	-29	32,526	0	0	32,526
レボ契約	1,182	0	1,182	1,182	0	0
債務証券借入	449	-449	0	0	0	0
金融保証	128	-108	20	0	0	20
合計	34,314	-586	33,728	1,182	0	32,546

	認識された金融負債の総額	認識された金融資産のうち貸借対照表上で相殺されている総額	貸借対照表上で表示されている金融負債の純額	貸借対照表上で相殺されていない関連金額		純額
				金融担保	差入現金担保	
2018年12月31日						
金融負債：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ負債	31,188	-25	31,163	0	0	31,163
債務証券借入	427	-427	0	0	0	0
合計	31,615	-452	31,163	0	0	31,163

上表で開示されている貸借対照表に表示された金融資産および金融負債の総額および純額は、貸借対照表上で以下に基づいて測定されている。

- デリバティブ資産および負債 - 公正価値
- セール・アンド・リパーチェス契約、リバース・セール・アンド・リパーチェス契約および証券貸借により発生した資産および負債 - 償却原価
- 対顧客貸付金および預け金 - 償却原価または公正価値
- 顧客に対する債務 - 償却原価
- 金融保証契約（注A.4.11.）

上の表における貸借対照表上で相殺されている金額は、金融保証契約（注A.4.11.）を除き、同じ基準で測定されている。下の表は、上の表で表示された「貸借対照表上で表示されている金融資産および金融負債の純額」と、貸借対照表で表示された科目との調整を示している（単位：百万ユーロ）。

2019年12月31日現在	純額	連結貸借対照表上の科目	連結貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融資産
金融資産：				
リスク管理のために保有する デリバティブ資産	49,789	デリバティブ資産	49,789	0
リバース・レポ	24,614	金融機関貸付金 および預け金	166,099	141,485
金融保証	27	その他の資産	27	0

2019年12月31日現在	純額	連結貸借対照表上の科目	連結貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融負債
金融負債：				
リスク管理のために保有する デリバティブ負債	32,526	デリバティブ負債	32,526	0
レポ契約	1,182	金融機関に 対する債務	7,469	6,287
債務証券借入	0	債務証券借入	493,327	493,327
金融保証	20	保証および契約債務 引当金 / その他の負債	20	0

2018年12月31日	純額	連結貸借対照表上の科目	連結貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象 範囲外の金融資産
金融資産：				
リスク管理のために保有する デリバティブ資産	42,738	デリバティブ資産	42,738	0
リバース・レボ	10,025	金融機関貸付金 および預け金	169,265	159,240

2018年12月31日	純額	連結貸借対照表上の科目	連結貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象 範囲外の金融負債
金融負債：				
リスク管理のために保有する デリバティブ負債	31,163	デリバティブ負債	31,163	0
レボ契約	0	金融機関に 対する債務	4,215	4,215
債務証券借入	0	債務証券借入	490,032	490,032

注S：リスク管理

本注記は、グループのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 金利リスク - 金利感応商品に影響を及ぼす金利の不利な変動から生じるグループの投資の利益および経済価値の両方に対するリスクで、ギャップリスク、ベーシスリスクおよびオプションリスクを含む。
- 流動性および資金調達リスク - グループが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動が原因で、グループのポジションから得られる経済価値または収益の変動性から生じるリスク。
- オペレーショナル・リスク - 不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

S.1. リスク管理組織

リスクの管理および統制は、グループ内の事業体がそれぞれ個別に遂行している。よって、本注記に記載するリスク管理情報は、EIBとEIFに分けることにする。

また、EIBはリスク管理部門の中に、グループ全体のリスク管理を強化するために、規制およびEIBグループ・リスク部を設置した。規制およびEIBグループ・リスク部は主に、リスク報告、健全性規制の遵守および健全性あるベスト・バンキング・プラクティス（リスク選好の枠組み、自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）およびストレス・テストの枠組みを含む）ならびに内部モデル作成および検証を担当する。EIBの連結レベルでのリスク管理の概括的な原則は、グループ・リスク管理憲章に示されている。グループ・リスク管理憲章は、グループのリスクのグループ全体からの見方およびリスク管理の統合的なアプローチを確保することを目指している。

グループは現在、グループ最高リスク責任者（「GCRO」）により機能されるグループ・リスク部門を設置するプロセスを進めている。総裁およびEIB経営委員会のそれぞれの、法定責任が影響を受けることなく、GCROはグループ・リスクについて、リスク担当の経営委員会委員の監督の下、EIB経営委員会に報告するものとする。グループ・リスクに関連した主要なリスク方針の事項に関して、GCROはEIB経営委員会および他のEIBの統治機関の関連するすべての会議に参加し、EIF取締役会の関連する会議およびEIF経営陣との協議に招待されるものとする。EIFは、GCROを通じてグループ・リスク事項をEIBに報告するものとする。

S.1.1. EIBのリスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは一般にEUの機関、機構および局によって発令または採択される商業銀行に適用される法や指針（「EU法および指針」）の適用を受けないが、EIBは公表しているとおり、その任意の決定により、そのベスト・バンキング・プラクティスの指針的原則で特定されるEU法および指針を遵守することとしている。

EIB内では、リスク管理部門（「RM」）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。職務分掌を維持するために、RMは、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。RM担当のディレクター・ジェネラルは、信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスクならびにオペレーショナル・リスクについて経営委員会に報告し、定期的に監査委員会と会合を持ち、これらのリスクに関する議題を協議している。また、同ディレクター・ジェネラルは、経営委員会、リスク方針委員会および理事会へのリスク報告についても監督の任にある。

契約締結後の貸付金の管理およびモニタリングは、ポートフォリオの重要な部分に関しては、RMから独立している部門である取引管理・再編部門（「TMR」）が担当する。TMRは、よりリスクが高いカウンターパーティー、および特定の形の担保のモニタリングに注力するとともに、特に注意を要する取引の管理も行う。信用リスクの兆候に係るTMRの提言は、すべてRMによる独立した立場からのセカンド・オピニオンの対象となる。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

S.1.1.1 リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態下で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する詳細な情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

S.1.1.2 EIBのリスク許容度

EIBは、リスク許容度を定めており、事業戦略の追求によって生じるリスクに関して慎重な限度額を設定している。高水準の限度額を設定するにあたり、EIBは、EIBのリスク特性を事業戦略および利害関係者の期待に適合させるようにしている。さらに、EIBの戦略の長期的な資本の持続可能性は、これらの限度額との比較で評価および監視され、利用可能な資本が現在および大局的な事業目的および政策目的を支えるために十分であることを確実にする。

EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な市場リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

S.1.1.3. 収益の持続可能性および自己資金力

EIBの資産負債管理方針は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、資産負債管理方針では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBのALM戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

S.1.1.2. EIFのリスク管理組織

グループの両事業体のプライベート・エクイティ（「PE」）業務、ベンチャー・キャピタル事業ならびにポートフォリオ保証、証券化およびマイクロファイナンス（「GSM」）業務の大半は、EIFが管理・運営している。EIFのマネーダートは、欧州連合の中小企業（「SME」）育成目標の範囲内で、設立、成長、発展を目的とするSME向け融資を支援することである。

EIFも、変化する経済情勢に合わせて、リスク管理システムを調整している。EIFの業務に内在する主なリスクを統制し、報告するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの管理システムを導入している。

リスク管理は、EIFの企業文化に組み込まれており、EIFのすべての事業機能およびプロセスに浸透した、(i) フロント・オフィス、(ii) 独立したリスクおよびコンプライアンス部門および、(iii) 監査および保証の3つの防衛線モデルに基づいている。事務総局長が委員長を務める投資およびリスク委員会（「IRC」）は、CEOおよび副CEOにあらゆる取引に関して助言を行う。最高リスク責任者が議長を務めるIRCの四半期ごとの会議はまた、EIFポートフォリオのリスクおよび投資関連の面、特に取引格付の承認、減損および引当についての措置、関連する市場リスク事象および潜在的なストレスのテストを監視する。最後に、IRCは、ファンド・マネージャーとしてのEIFの役割から生じる全社的リスクも監視する。リスクおよびポートフォリオ管理の措置は、EIFの監査役会が統括する保証プロセスの一部を構成する。

さらに、EIBグループとの関連で見た場合、EIFのリスク管理部門は、特に、グループ・リスク管理憲章、ならびに保証・証券化業務、EIBのリスク資本財源マネーダート（「RCR」）に基づくPE業務、EIBグループ・リスク補完マネーダート（「EREM」）に基づくEIBの様々な機会、およびEIFの方針に関する一般的な問題に関連するグループのリスク・エクスポージャーについて、EIBのリスク管理部門と定期的に連絡を取りながら業務を運営している。

EIFの財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、全面的にEIBに委託されている。この管理は、契約に付属する財務ガイドラインに従って行われるが、当該ガイドラインはEIB自身の財務ガイドラインの関連箇所を密接に反映するものになっている。

S.1.2.1. リスク評価 プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ業務では、EIFは、ファンド・オブ・ファンズ的手法を採っており、広範囲の投資家からの出資契約を促すため、主として独立した立場のチームが運用するビジネス・エンジェル、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンドおよびメザニン・ファンドへの少数持分参加を行っている。EIFのPE業務には、シード・キャピタル投資やアーリーステージ・キャピタル投資だけでなく、低いリスク特性を有すると一般的に言われているミッドステージ投資、レイターステージ投資、またはメザニン投資を運用対象とする安定したファンドへの投資も含まれている。

EIFは、PE市場の動きに応じたPEファンド・ポートフォリオを設計し、運用し、モニタリングするための一連のツールを、過去数年間かけて開発した。これらのツールはグループ内のモデルであるグレーディング・ベースト・エコノミック・モデル（「GEM」：格付に基づく経済モデル）に基づいており、これを使用することにより、EIFは各ファンドおよび各ファンド・ポートフォリオの評価、リスク、予想される将来のキャッシュ・フローとパフォーマンスの査定ならびに妥当性検査を改善することができる。EIFでは、取引チームが実施しリスク管理チームが審査した広範囲にわたるデューデリジェンスの結果に基づき、格付を割り当ててから、PEファンドと出資契約を交わしている。この格付は、リスク水準に応じた頻度と厳格さで、ファンド残存期間にわたって定期的に審査される。

独自のITシステムと（フロント・オフィスからバック・オフィスに至るまでの）統合ソフトウェアの開発に下支えされたこうした取り組みによって、投資判断プロセスならびにポートフォリオの財務リスクと流動性の管理も改善され、特に将来を見据えた、およびストレス・テストに基づいた意思決定が可能となる。

S.1.2.2. リスク評価 保証

EIFは、中小企業向け融資に従事する金融仲介機関に対し、ポートフォリオ保証を提供し、中小企業の証券化取引の信用補完を行っている。このようなリスクを取ることで、EIFは資金へのアクセスを容易にすることで、中小企業の資金調達を支援している。

保証・証券化業務に関しても、EIFは過去数年間をかけて一連のツールを開発した。これは、市場のベスト・プラクティスに従って、ポートフォリオ保証と仕組金融取引を分析するためのものである。EIFは、信用リスク管理方針およびモデル審査指針に準拠して、自らリスクを負担する新規の保証取引それぞれに内部格付を割り当ててから、法律上正式に保証取引を行っている。この格付は、定量パラメーターだけでなく定性面も考慮して、取引の信用の質（予想損失概念）を分析し集約するグループ内のモデルに基づく。保証取引は、定期的に（少なくとも四半期ごとに）モニターし、その状況は、EIFのIRCが定期的に見直している。その際、委員会は、業績次第で、内部格付を見直すことがある。このプロセスではその全領域において、フロント・オフィスがアクションを起こしリスク管理部門がレビューを行うという、「4つの目」の原則が適用されている。

保証ポートフォリオは、IFRS原則に基づき、「モデルに基づいた価格」手法によって評価される。ポートフォリオの取引の評価に対する主な影響は、付与された格付（内部格付の場合もあれば、外部格付の場合もある）とその後起こりうる格付の変更により生じる。

EIFのモニタリングは、潜在的な格付の悪化を監視し、適切な取引の管理の基礎を提供する。EIFのストレス・テスト方法、すなわちポートフォリオの格下げおよび債務不履行、ならびにそれに伴う資本配分、予想損失および損益計算書への影響に関するシナリオ分析は、取引の開始時およびポートフォリオの期間全体にわたって適用される。

S.2. 信用リスク

S.2.1. 信用リスク管理方針

信用リスクは主にグループの貸付業務に関するものであるが、程度の差はあるものの、投資ポートフォリオや運用ポートフォリオで保有している確定利付証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品、ならびにグループのデリバティブ取引、および自己資金を原資とするEIFの保証取引に関するものも含まれている。

信用リスクは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。EU加盟国業務と非EU加盟国業務ではリスク・プロファイルが異なる場合があり、EU加盟国の活動と非EU加盟国の活動には別々の指針が設けられている。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容範囲内とみなされる担保種類も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。加えて、カウンターパーティー別と業種別に限度枠を設けるシステムを通じて、これらの指針は、グループが保有する貸付金ポートフォリオの許容可能な分散の実現を図っている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。また同指針は、デリバティブ取引および財務取引の相手の信用の質に関する最低限の基準、ならびに取引種類ごとの契約の枠組みも規定している。

EIFは、法に基づく規定、およびEIF理事会の承認を受けた信用リスク運用指針、またはマンドートに基づき定められた指針を受けた、保守的な方針の枠組み内で、エクスポージャーとリスクを管理している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境を盛り込み、グループ株主からの新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

信用リスクの管理は、カウンターパーティーに関する信用リスクの水準およびカウンターパーティーの支払不能に備えてEIBに供された担保の水準の評価に基づいている。

S.2.2. 最大信用リスク・エクスポージャー（担保およびその他の信用補完を考慮しない場合）

次の表は、デリバティブを含め、連結貸借対照表構成要素の最大信用リスク・エクスポージャーを示したものである。最大エクスポージャーの値は、担保設定契約によってリスクを軽減した影響を考慮する前の総額で表示している（注S.2.3.4）。

最大エクスポージャー（単位：百万ユーロ）	2019年12月31日	2018年12月31日
金融資産：		
ACで測定される金融資産	527,720	525,237
強制的にFVTPLで測定される金融資産	16,719	15,187
リスク管理のために保有するデリバティブ資産	49,789	42,738
FVTPLでの測定に指定された金融資産	20,522	20,405
FVOCIでの測定に指定された金融資産	493	490
合計	615,243	604,057
オフ・バランスシート項目：		
偶発債務および保証	20,546	18,474
契約債務		

- 未実行金額	112,571	105,570
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額	5,412	5,700
- その他	4,597	4,355
合計	143,126	134,099
信用リスク・エクスポージャー合計	758,369	738,156

S.2.3. 貸付金の信用リスク

S.2.3.1. 金融機関および対顧客貸付金および預け金に関する信用リスクの測定

貸付業務に関しては、（予想損失法に基づく）内部貸付金格付システムが導入されている。同システムは、貸付査定プロセスおよび信用リスク監視の重要な部分を占めており、それが適切な場合には、信用リスク価格決定の基準点でもある。

貸付金格付（「LG」）システムは、貸付業務の信用リスク評価と予想損失見積りの計量をサポートする方法、プロセス、データベースおよびITシステムで構成されている。同システムは、貸付金の信用リスクの相対的順位を決定するため、大量の情報を集約している。LGは、存続期間における「予想損失」見積りレベルの現在価値を反映しており、デフォルト確率、リスク対象貸付金エクスポージャーおよびデフォルト時損失率の積の正味現在価値として計算される。LGは、次の目的で用いられている。

- 貸付金のリスク評価をより精密かつより定量化するための支援ツールとして
- モニタリングの取組みに優先順位付けをするための信用リスク変動の指標として
- 特定の日付における貸付金ポートフォリオの質を示すツールとして
- 一般貸倒準備金の年間追加分を算出するベンチマークとして
- リスク・プライシングの決定におけるインプットとして

LGの決定に当たっては、次の要素が使用される。

- i) 債務者の信用度：RMが独自で債務者を審査し、グループ内の方法と外部データに基づきその信用度を評価する。選択したバーゼルIIIの内部格付に基づく手法に従い、EIBは債務者と保証人の内部格付を決定する内部格付方法（「IRM」）を開発した。これは、定義されたカウンターパーティーの種類に応じた一連のスコア・シートに基づくものである。
- ii) デフォルトの相関性：債務者と保証人の双方が、同時に資金繰りが苦しくなる可能性を計量する。債務者と保証人のデフォルトの相関性が高いほど、保証の価値が減ずるため、LGも低くなる（悪化する）。
- iii) 保証手段および有価証券の価値：これらの価値は、発行体の信用度と保証手段の種類とを考慮合わせて評価される。
- iv) 適用される回収率：関連する取引相手ごとのデフォルト後の回収見込み額を、関連する貸付金エクスポージャーに対する割合で表す。
- v) 契約の枠組み：貸付金の質が高い上に、契約の枠組みが盤石であるならば、LGも高くなる。
- vi) 貸付期間または、より一般的には、貸付金のキャッシュ・フロー：他の要素がすべて等しいならば、貸付期間が長いほど、貸付金の返済で問題が生じるリスクが高くなる。

貸付金の予想損失は上述した6要素を組み合わせで計算され、改訂公正価値オプションの適格基準に合致する貸付金で、当初損益を通じた公正価値評価に指定されたものの公正価値を算定する。この予想損失の水準に応じて、貸付金は下に記載されたLG種類のいずれかに割り当てられる。

「A」最高の質の貸付金：次の3つのサブ・カテゴリーが設けられている。

- 「A0」はEU加盟国への貸付金またはEU加盟国による保証が付加されている貸付金で構成され、予想損失率は0%である（満期時にEIBの資産の全額の回収を保証しているとみなされるEIBの優先債権者ステータスおよび法定の保護に基づく）。
- 「A+」は、貸付期間にわたり信用度が悪化しないと予想されるEU加盟国を除く事業体に供与される貸付金（またはかかる事業体による保証が付加されている貸付金）で構成される。
- 「A-」には、現在の状況の維持について幾分かの疑いはあるが、下方修正は限定的と見込まれる貸付業務が含まれる。
- 「B」高い質の貸付金：将来若干悪化する可能性は排除できないものの、EIBが不安はないと判断した資産クラスを示す。「B+」および「B-」はそのような悪化が生じる可能性の大小を示すのに用いられる。
- 「C」良好な質の貸付金：一例が、手堅い銀行や企業への無担保貸付金であって、満期の期間が合理的であり、十分な保護条項が定められているものである。
- 「D」容認可能な信用力の貸付金（D+として指定）と、これよりも劣るリスク特性を伴う貸付金（D-として指定）との間の境界。LGがD-以下の貸付は特別活動（後述のセクションを参照）に分類され、具体的な規模の制限、準備金の割当ておよびリスク値付け規則を含む固有の規則の適用を受ける。
- 「E」は、高リスク特別活動貸付として明示的に承認された貸付金、または信用度が大幅に悪化して、損失を考慮しないことは不可能な貸付金で構成される。下位区分である「E+」と「E-」は、貸付金のリスク特性をさらに識別するものであり、E-格の貸付業務は、期日どおりの債務返済を維持することができないために何らかの形で債務再構築を要する可能性があり、減損損失が生じるおそれのあるものである。
- 「F」（失格）は、許容範囲以上のリスクを伴う貸付金を示す。「F」格の貸付金が発生するのは、完済されていない貸付取引が契約後に不測の異例で劇的な悪状況に見舞われた場合に限られる。「F」格の取引には、固有の引当金が設定されている。

一般的に、内部格付が「D-」格以下の貸付金は、内部貸付金格付に基づく要注意リストに掲載される。しかしながら、貸付金が当初「D-」格以下のリスク特性で承認されていた場合、当該貸付金は、重大な信用事象により承認時のものを下回るLG区分への悪化がもたらされた場合にのみ、要注意リストに入れられる。

グループによるIFRS第9号のステージ評価は、カウンターパーティーまたは商品に固有の情報を用いた段階的アプローチに基づいており、これは特に貸付金格付に基づく要注意先リスト、内部格付および延滞をカバーする信用リスク・ガイドライン（「CRG」）ならびに財務モニタリング・ガイドラインおよび手続き（「FMG」）に記載された方針と整合している。

各貸付金の案件ごとの分析に加えて、EIBはEIBの経済資本の枠組みを用いて信用エクスポージャーをポートフォリオ・レベルで閲覧できる機能を開発した。ここでは、様々な債務者が共通のリスク・パラメーターに依存していることによって生じる集中と相関の影響が統合して表示される。ポートフォリオの信用リスクの側面を付け加え、不測の損失（すなわち、一定の信頼レベルまでの範囲で予想される損失を超えて発生する可能性のある損失）に焦点を当てることにより、LGの取引ごとのアプローチを補完することができ、その結果、EIBの貸付残高の中の信用リスクをさらに厳密かつ総合的に査定することが可能になる。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「AD」）の枠組みによるデータを使用している。2019年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリ

ング比率は、EU指令に基づくEIB単独の財務書類に基づく204.5%、EU指令に基づく連結財務書類に基づく208.9%であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

S.2.3.2. 欧州連合または加盟国による保証で担保されている貸付金

欧州連合域外への貸付金（EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証^(*)に基づくものを除く）は、最終的には、欧州連合予算や加盟国（ACP諸国およびOCTへの貸付金の場合）の保証により担保されている。こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

- (*) EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証は、総務会によって決定された地理別またはテーマ別の貸付フレームワークである。EIBの自己のリスク負担のファシリティ群に基づく貸付およびコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証は、EIBの自己資金での取引であり、EIBは全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する。

欧州連合および加盟国は、保証条件に従い、各ポートフォリオに組み入れられている一連の契約済⁽¹⁾貸付業務の最大65%、70%、75%および100%まで信用補完を提供している。グループは、個別貸付金それぞれに伴う信用リスクが完全に保証されていると考えており、そのためこれらを注S.2.3（貸付業務に係る信用リスク）⁽²⁾の値に算入していない。

- (1) 2007年8月1日および29日に欧州委員会との間で締結した保証契約の下で、2007年4月17日以降に締結された欧州連合保証の貸付は、「融資実行総額」の最大65%を対象とするものとされる。信用補完は、ファーストロス補償の形態で提供される。貸付に関連してグループが負担する残余リスクは、グループの基礎的与信規則および手続きに従って管理される。
- (2) 信用リスクが全額カバーされているとみなされる欧州連合または加盟国の保証に基づき契約されたエクスポージャーは、46,113百万ユーロ（2018年：43,706百万ユーロ）であった。

欧州連合または加盟国の保証により担保されている実行済貸付金の帳簿価額は2019年12月31日現在29,859百万ユーロ（2018年：29,842百万ユーロ）、2019年12月31日現在の未実行分は20,223百万ユーロ（2018年：18,394百万ユーロ）である。これらの値には、欧州連合加盟前に供与され、欧州連合または加盟国による保証が付されている欧州連合の現加盟国への貸付金も算入されている。

S.2.3.3. 貸付金による信用リスク・エクスポージャーの分析

次の表は、グループがリスクを負担するすべてのエクスポージャーについて、契約済・実行済貸付金（金融機関貸付金および預け金の要求払とその他の貸付金および預け金は除く）の最大信用リスク・エクスポージャーと、一部の契約済であるものの未実行分の内訳を示したものである。よって、欧州連合予算または加盟国により担保されている欧州連合予算域外の貸付金は、算入されていない（注S.2.3.2参照）。

2019年	保証人				無保証 ⁽¹⁾	実行済分	契約済
(単位：百万ユーロ)	企業	銀行	公共機関	国		合計	未実行分
企業	31,590	10,677	4,859	10,397	88,453	145,976	25,621
債務者	銀行	17,414	18,454	18,928	23,731	107,359	27,329
	公共機関	190	210	20,801	31,662	69,804	122,667
	国	0	0	0	48,148	48,148	12,787
実行済合計 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾	49,194	29,341	44,588	70,891	230,136	424,150	
契約済未実行分 ⁽²⁾⁽³⁾							
(4)	7,168	4,630	9,077	14,106	58,366		93,347

2018年	保証人				無保証 ⁽¹⁾	実行済分	契約済
(単位：百万ユーロ)	企業	銀行	公共機関	国		合計	未実行分
企業	31,471	12,990	7,290	10,591	83,965	146,307	24,825
債務者	銀行	20,197	20,290	17,884	30,327	24,423	113,121
	公共機関	214	214	18,201	31,804	65,821	116,254
	国	0	0	0	47,929	47,929	12,758
実行済合計 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾	51,882	33,494	43,375	72,722	222,138	423,611	
契約済未実行分 ⁽²⁾⁽³⁾							
(4)	8,754	3,158	7,861	11,017	57,351		88,141

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、EIBが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2019年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国または政治リスク保証の形でEU予算により信用補完されている）における貸付金は、3,969百万ユーロ（2018年：4,530百万ユーロ）であった。
- (3) これらの金額には、代替貸付金（2019年：20,788百万ユーロ、2018年：20,739百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、欧州連合への加盟前に供与され、欧州連合予算または加盟国の保証が付されている欧州連合の現加盟国への貸付金を除いている。

貸付業務に関しては、2019年12月末現在の銀行セクターに対するグループの直接的エクスポージャー⁽¹⁾ は計134,688 百万ユーロ（2018年：136,187百万ユーロ）であり、2019年12月31日現在の実行済貸付金および未実行貸付金の合計517,497百万ユーロ（2018年：511,752百万ユーロ）の26.0%（2018年：26.6%）に相当する。

(1) 契約済未実行金額を含む。

2019年12月末現在の企業への無担保貸付金は108,247百万ユーロ⁽²⁾である（2018年：103,424百万ユーロ）。法人顧客に対する無担保エクスポージャーは相対的な限度枠で統制されており、一般的には個別エクスポージャーの上限はグループの自己資本の5%相当とされている。グループは、様々な業種別限度枠も導入している。

(2) 貸付金格付には、外部保証人によってポートフォリオ・ベースで提供された信用補完が反映されている。

EIBは、その貸付金エクスポージャーに対して提供される担保や保証に加え、リスク・シェアリング・マンドートを対象に金融保証の形で欧州連合により提供される追加的な信用補完も享受している。

S.2.3.3.1. 貸付金の信用の質

内部格付⁽²⁾が「A」から「D+」の貸付金は、2019年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの97.9%を占めた。この比率は、2018年12月31日現在では97.7%であった。内部格付が「D-」以下の貸付金（特別活動準備金の割当対象となるもの）の割合は、リスク・ポートフォリオのうちの2.1%（2018年：2.3%）で、金額では108億ユーロ（2018年：115億ユーロ）であった。

(2) 貸付金格付には、外部保証人によってポートフォリオ・ベースで提供された信用補完が反映されている。

当年度中、貸付金ポートフォリオの信用の質は安定し、高度のモニタリングの対象となる内部貸付金格付に基づく要注意リストの貸付金（契約時にD+以上であったもののD-以下に格付されたすべての貸付金、および契約時にD-以下であったものの重大な信用事象が判明しLGが引き下げられた他のすべての貸付金）は5,942百万ユーロとなった（2018年：5,904百万ユーロ）。

信用リスクを軽減するため、グループは次の手段等を用いている。

- 許容範囲内の信用の質に対する第三者による保証
- 金融担保
- 抵当、収益請求権等

債務者の種類別の信用の質の分析

以下の表は、契約済貸付金（実行済および未実行の貸付金）のエクスポージャーに基づき、2019年12月31日および2018年12月31日現在のグループの貸付金ポートフォリオの信用の質的分析を貸付金格付別に分析したものである。

2019年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限 許容可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
実行済 貸付金	ステージ 1	99,584	230,703	28,693	8,731	3,069	該当なし	370,780	63
	ステージ 2	8,655	13,215	3,825	1,684	2,982	該当なし	30,361	231
	ステージ 3	0	55	368	10	1,565	該当なし	1,998	458
	FVTPL指定	3,281	10,360	3,766	1,187	1,148	1,269	21,011	該当なし
2019年の合計		111,520	254,333	36,652	11,612	8,764	1,269	424,150	752

2019年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限 許容可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
未実行 金額	ステージ 1	24,257	42,351	15,764	5,334	1,363	該当なし	89,069	9
	ステージ 2	1,039	253	3	225	721	該当なし	2,241	53
	ステージ 3	0	10	0	0	0	該当なし	10	0
	FVTPL指定	0	225	94	0	0	1,708	2,027	該当なし
2019年の合計		25,296	42,839	15,861	5,559	2,084	1,708	93,347	62

2018年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限 許容可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
実行済 貸付金	ステージ 1	93,573	231,046	28,105	7,138	3,231	該当なし	363,093	81
	ステージ 2	15,065	12,026	4,443	2,890	3,563	該当なし	37,987	246
	ステージ 3	105	109	0	376	1,534	該当なし	2,124	538
	FVTPL指定	3,489	9,858	3,376	2,238	632	814	20,407	該当なし
2018年の合計		112,232	253,039	35,924	12,642	8,960	814	423,611	865

2018年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限 許容可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
未実行 金額	ステージ 1	20,570	44,750	12,009	5,158	1,697	該当なし	84,184	12
	ステージ 2	1,014	268	30	89	838	該当なし	2,239	46
	ステージ 3	0	10	0	24	5	該当なし	39	3
	FVTPL指定	0	349	89	0	0	1,241	1,679	該当なし
2018年の合計		21,584	45,377	12,128	5,271	2,540	1,241	88,141	61

各内部リスク格付の信用リスク・エクスポージャー

グループはバーゼルIIIの内部格付手法に沿った内部格付法を使用している。グループの大部分のカウンターパーティーには、この方法により内部格付が割り当てられている。次の表は、グループの貸付金ポートフォリオの内訳を、債務者と保証人のいずれか内部格付の高い方の格付別に示したものである。内部格付が決まっていない場合は、ここでの分析に外部の格付を用いた。

次の表は、限度枠管理に用いているグループ内の方法に基づき、契約済貸付金（実行済および未実行の貸付金）の両方のエクスポージャーを示したものである。

2019年

(単位：百万ユーロ)

	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間 ECL	信用減損の ある全期間 ECL	FVTPL	合計
償却原価で測定される金融機関および 対顧客貸付金および預け金					
内部格付 1 - 最小信用リスク	4,696	17	0	9	4,722
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	65,591	498	66	2,415	68,570
内部格付 3 - 低信用リスク	134,295	1,209	270	4,458	140,232
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	136,326	1,497	0	9,097	146,920
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	27,431	19,047	12	2,266	48,756
内部格付 6 - 高信用リスク	2,441	7,611	80	1,292	11,424
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	0	482	0	0	482
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	1,570	205	1,775
FVTPLで測定される金融機関および 対顧客貸付金および預け金					
	該当なし	該当なし	該当なし	1,269	1,269
帳簿価額	370,780	30,361	1,998	21,011	424,150
貸倒引当金	-63	-231	-458	該当なし	-752
貸付コミットメント					
内部格付 1 - 最小信用リスク	797	0	0	0	797
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	15,094	0	0	0	15,094
内部格付 3 - 低信用リスク	28,904	0	0	0	28,904
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	30,920	114	0	94	31,128
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	12,115	1,173	0	178	13,466
内部格付 6 - 高信用リスク	1,202	832	0	47	2,081
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	37	122	0	0	159
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	10	0	10
FVTPL	該当なし	該当なし	該当なし	1,708	1,708
帳簿価額	89,069	2,241	10	2,027	93,347
貸倒引当金	-9	-53	0	該当なし	-62

2018年

(単位：百万ユーロ)

	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間 ECL	信用減損の ある全期間 ECL	FVTPL	合計
償却原価で測定される金融機関および 対顧客貸付金および預け金					
内部格付 1 - 最小信用リスク	4,624	4	0	11	4,639
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	63,385	524	66	2,270	66,245
内部格付 3 - 低信用リスク	134,378	1,552	312	4,391	140,633
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	132,893	4,461	105	8,684	146,143
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	22,426	14,958	14	2,014	39,412
内部格付 6 - 高信用リスク	5,387	15,904	95	2,070	23,456
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	0	584	231	0	815
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	1,301	153	1,454
FVTPLで測定される金融機関および 対顧客貸付金および預け金	該当なし	該当なし	該当なし	814	814
帳簿価額	363,093	37,987	2,124	20,407	423,611
貸倒引当金	-81	-246	-538	該当なし	-865
貸付コミットメント					
内部格付 1 - 最小信用リスク	757	0	0	0	757
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	17,554	0	4	0	17,558
内部格付 3 - 低信用リスク	25,222	10	17	0	25,249
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	26,928	198	0	89	27,215
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	11,720	624	0	179	12,523
内部格付 6 - 高信用リスク	2,003	1,345	3	170	3,521
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	0	62	0	0	62
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	15	0	15
FVTPL	該当なし	該当なし	該当なし	1,241	1,241
帳簿価額	84,184	2,239	39	1,679	88,141
貸倒引当金	-12	-46	-3	該当なし	-61

グループは債務者と保証人、特に銀行に影響を及ぼす事象を継続的に監視している。中でもグループは、格下げされた場合の契約上の権利を個別に評価し、影響軽減策を模索している。また貸付金に供与されている銀行保証の更新状況も綿密に追跡調査し、必要な場合には適時に保証が差し替えられていること、あるいは措置が講じられていることを確認している。

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるグループ資産の全額回収を保証すると思われるため、グループは期末現在、欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、減損を計上しなかった。

保証を含むグループの貸付業務を通じた英国に所在している債務者に対する実行済のエクスポージャーは、2019年12月31日現在、378億ユーロ（2018年：377億ユーロ）であり、英国の保証人が存在する外国の債務者に対するエクスポージャーは、13億ユーロ（2018年13億ユーロ）であった。2019年12月31日および2018年12月31に日のいずれの時点でも、グループは、英国を債務者とする直接的なエクスポージャーを有しておらず、また英国が保証する実行済の貸付金は、2019年12月31日現在で22億ユーロ（2018年：21億ユーロ）であった。

以下の表は、EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証およびリスク・シェアリング業務に基づいて欧州連合域内および欧州連合域外で供与された貸付金に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している。

国名	(単位：百万ユーロ)					
	2019年			2018年		
	債務者となっているもの		保証人と なっている もの	債務者となっているもの		保証人と なっている もの
	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
オーストリア	0	0	39	0	0	45
ベルギー	0	0	83	0	0	98
ブルガリア	966	300	110	913	350	0
クロアチア	630	300	3,077	650	300	2,909
キプロス	938	242	1,423	920	239	1,441
チェコ共和国	1,512	453	16	1,672	0	43
デンマーク	0	0	244	0	0	45
エストニア	597	0	106	454	215	114
フィンランド	11	0	70	20	0	83
フランス	0	0	3,005	0	0	2,924
ドイツ	0	0	1,415	0	0	1,477
ギリシャ	9,151	769	8,544	9,035	414	8,065
ハンガリー	6,062	1,381	977	6,098	1,040	1,231
アイルランド	1,318	370	1,330	1,209	470	1,195
イタリア	3,263	1,100	4,619	3,387	1,150	3,153
ラトビア	410	400	30	420	200	38
リトアニア	1,536	0	53	1,324	300	54
ルクセンブルク	302	0	254	301	0	66
マルタ	0	72	339	0	72	302
オランダ	0	0	80	0	0	80
ポーランド	8,263	540	18,819	9,137	852	17,935
ポルトガル	1,359	400	4,223	1,389	400	4,630
ルーマニア	1,600	2,130	0	1,756	2,130	0
スロバキア	2,306	989	50	2,191	1,140	51
スロベニア	618	400	1,850	613	400	1,820
スペイン	5,777	400	26,127	5,057	1,200	27,446
スウェーデン	0	0	45	0	0	44
イギリス	0	0	2,925	0	0	2,668
非EU加盟国	1,529	2,541	5,144 ⁽¹⁾	1,383	1,886	5,782
合計	48,148	12,787	84,997	47,929	12,758	83,739

(1) うち、1,423百万ユーロは、欧州連合域内業務に係る欧州連合加盟国政府債の担保である（2018年：1,560百万ユーロ）。

さらに注S.2.3.2に記載したとおり、欧州連合域外への貸付金（EIBの自己のリスク負担のファシリティ群に基づく貸付またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証に基づくものを除く）は、最終的には、欧州連合や加盟国（アフリカ、カリブ海および太平洋諸国ならびに海外の属国および属領への貸付金の場合）の保証により担保されている。このカテゴリーに該当する貸付金の2019年12月31日現在の契約済エクスポージャーは、計50,082百万ユーロ⁽¹⁾（2018年：48,236百万ユーロ）。

口)である。この50,082百万ユーロのうち、45,813百万ユーロ(2018年:44,175百万ユーロ)は欧州連合の保証が付され、4,269百万ユーロ(2018年:4,061百万ユーロ)は加盟国により保証が付されている。

- (1) このうち3,969百万ユーロ(2018年:4,530百万ユーロ)は、リスク・シェアリング業務(加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている)による。

S.2.3.3.2. 貸付金の最大信用リスク・エクスポージャーにおけるリスク集中度

グループの貸付金ポートフォリオは、次の地域別に分析することができる(債務者の所在国に基づく)。

(単位:百万ユーロ)	2019年	2018年
	契約済貸付金の エクスポージャー	契約済貸付金の エクスポージャー
EU ⁽¹⁾	499,596	493,165
そのうち		
- ドイツ	43,468	42,234
- スペイン	78,673	80,107
- イタリア	59,665	60,173
- フランス	58,385	57,237
- イギリス	47,017	46,885
拡大国 ⁽²⁾	6,702	7,830
パートナーシップ参加国 ⁽³⁾	11,199	10,757
合計	517,497	511,752

- (1) EIB定款第16条(旧第18条)に従い総務会の承認を受けた欧州連合域外の貸付金、およびEFTA諸国の貸付金を含む。
 (2) 2019年末時点の拡大国は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、トルコである。
 (3) パートナーシップ参加国の貸付金は、地中海パートナーシップ・ファシリティ、加盟候補国向ファシリティ、リスク・シェアリングでの貸付金を含む。

リスク管理の重大な要素は、十分な信用エクスポージャー分散を徹底することである。グループは、景気サイクルに敏感に反応しうる業種、変動が激しくなりうる業種、または重大な変化に直面している可能性がある業種に特に注意を払いながら、業種のリスクセクター別のグローバル・エクスポージャー(次の表に表示)を追跡調査している。

(債務者の業種に基づく)グループの貸付金ポートフォリオの業種別分析は、次のとおりである。

(単位:百万ユーロ)	2019年	2018年
	契約済貸付金の エクスポージャー	契約済貸付金の エクスポージャー
エネルギー	50,196	51,279
運輸	72,522	71,432
電気通信	11,004	10,737
上下水道施設	17,936	18,312
その他インフラ	3,025	2,597

農業・林業・漁業	185	162
工業	27,708	27,197
サービス ⁽¹⁾	322,788	318,654
医療・教育	12,133	11,382
合計	517,497	511,752

- (1) 「サービス」には、銀行セクターの信用エクスポージャーも算入されている。2019年末現在、銀行セクターの貸付先に対する直接的なエクスポージャーは、計134,688百万ユーロ（2018年末：136,187百万ユーロ）であった。貸付先の銀行に対するエクスポージャーには、経営委員会の承認を受けた限度枠が設けられている。特定の場合には、限度枠を一時的に停止、制限、あるいは取消した。グループは公表されるニュース、特に外部格付の変更を日々追跡調査している。

グループでは、単一の債務者、債務者群または業種への貸付可能額に上限を設けている。加えて、クレジット・バリュー・アット・リスク（「CVaR」）の概念に基づき、信用リスク集中度の動向を追跡調査している。この追跡調査は、債務者の信用の質の変化に伴う債務価額の変動に起因するポートフォリオ・リスクの評価ツールを用いて行っている。この方法はポートフォリオ全体のリスクを評価すると同時に、債務者間の信用の質の変化の相関性も監視していることが重要である。これにより、グループはポートフォリオの分散のメリットまたは過度の集中の可能性を直接算定できる。

次の表は、グループが追跡調査している集中度指標の2019年12月31日および2018年12月31日現在の値を示したものである。

額面ベースおよびリスク加重ベースのグループの エクスポージャー上位 ⁽¹⁾		2019年 12月31日	2018年 12月31日
額面ベースのエクスポージャー (グループの貸付金ポートフォリオに対する割合)			
	上位3件	3.8%	4.0%
	上位5件	5.5%	5.8%
	上位10件	9.1%	9.7%
エクスポージャー件数 (グループの自己資本に対する割合)			
	10%超	2	3
	15%超	0	0
	20%超	0	0
グループの自己資本の5%を超えるSSSRの エクスポージャー件数 ⁽²⁾		1	2
大型のリスク加重エクスポージャー全件の合計 (グループの自己資本に対する割合) ⁽³⁾		35.9%	43.3%

- (1) 財務業務の市場エクスポージャー純額も含む。
- (2) 契約書の署名数に関係なく、グループが独立した第三者または他の形の自律的担保に対する実質的な請求権を持っていない場合の貸付業務を示すため、「シングル・シグネチャー」かつ「シングル・リスク」（端的には「無担保」あるいは「SSSR」）の貸付金という表現が用いられる。
- (3) グループでは、大型の個別エクスポージャーを、リスク加重ベースで計算した場合にグループの自己資本比が5%以上になる連結グループ・エクスポージャーと定義している。この定義は、加盟国への貸付金および加盟国による明示的な保証が十分に付加されている貸付金を除く貸付における、債務者または保証人に適用される。

S.2.3.3.3. 貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。これらの延滞のフォローアップに関する手続きは、EIBが管理しているすべての貸付金に一貫して適用されている。

1. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞：

2019年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものは、146.0百万ユーロ（2018年：176.4百万ユーロ）である。

2019年12月31日現在のこれらの延滞が生じている貸付金に関連する元本額面金額は、200.0百万ユーロ（2018年：214.5百万ユーロ）である。これらの延滞が生じている貸付金は、減損引当金164.9百万ユーロ（2018年：177.6百万ユーロ）によりカバーされている。

2019年中、88.6百万ユーロ（2018年：65.2百万ユーロ）の請求払民間保証に基づく保証の履行請求が行われた。

2a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証（請求可能）により担保されている貸付金の延滞：

このような貸付金については、期限を超過した場合に、該当する場合はまず第一次保証の履行の請求が行われ、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証の履行が正式に請求される。

2019年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.3百万ユーロ（2018年：2.3百万ユーロ）であった。

2b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されている貸付金の延滞についての保証請求：

2019年中、54.8百万ユーロの欧州連合による保証の履行の請求が行われ、加盟国保証の履行の請求はなかった。2018年における対応する金額は、それぞれ134.0百万ユーロおよびゼロであった。

2019年中、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づく請求が行われた金額のうち、0.1百万ユーロが返金された。2018年における対応する金額は、4.9百万ユーロであった。

2019年12月31日現在、欧州連合または加盟国から受けている信用補完⁽¹⁾の額面金額合計は、28,083.9百万ユーロ（2018年：27,305.9百万ユーロ）である。

(1) 最終的に欧州連合予算や加盟国の保証により担保されている欧州連合域外への貸付金を除く。

貸付金の再交渉と支払猶予

グループは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はグループの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、グループが決定するものである。エクスポージャーは、(i)延滞の有無、(ii)当該エクスポージャーが減損に分類されているか否か、または(iii)当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付（LG）は低下しており、貸付金は要注意リストに入れられ、減損の「3ステージ」モデルでステージ1からステージ2に変更される。再交渉後に、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続け、当該金融資産は信用減損があるとされ、ステージ3に変更される。その後に貸付金格付が十分に回復した場合には、EIBの手続きに沿って、当該貸付金はその段階で要注意リストから除かれる。

グループが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
支払猶予措置の対象となった契約件数	74	61
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	3,716	3,054
認識されたECL引当金	350	344
支払猶予された契約に係る受取利息	116	89
償却 / 認識中止されたエクスポージャー （取引終了 / 貸付金売却後）	28	67

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日	支払猶予措置					2019年 12月31日
		返済期限の 延期	元本および 利息の繰延	重大な財務 制限条項の 破棄	その他	契約上の 返済および 契約終了 ⁽¹⁾	
公共機関	791	0	0	11	142	-87	857
銀行	135	0	0	179	6	-20	300
企業	2,128	10	37	571	115	-302	2,559
合計	3,054	10	37	761	263	-409	3,716

(1) 減少は、(i) 元本、利息および延滞金額の返済 (ii) 2018年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した償却、ならびに(iii) 当期中の契約終了による。

(単位：百万ユーロ)	2017年 12月31日	支払猶予措置					2018年 12月31日
		返済期限の 延期	元本および 利息の繰延	重大な財務 制限条項の 破棄	その他	契約上の 返済および 契約終了	
公共機関	875	0	0	23	0	-107	791
銀行	6	0	0	130	0	-1	135
企業	1,977	0	122	268	37	-276	2,128
合計	2,858	0	122	421	37	-384	3,054

S.2.3.4. 貸付金に付する担保

グループは、その貸付金エクスポージャーに関して受領した保証（注S.2.3.3に記載）に加え、金融有価証券質権も使用する。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは、2019年末現在19,298百万ユーロ（2018年：21,939百万ユーロ）である。

グループが売却するまたは再担保とすることが認められている質権設定契約に基づき、グループが受け取った担保のポートフォリオの公正価値は、10,189百万ユーロ（2018年：10,815百万ユーロ）である。これらの担保のうち、第三者に売却された、または再担保として差し入れられたものはない。

実行済貸付金に対する保管担保の公正価値は、次のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	エクスポ ージャー総額	保管担保				エクスポ ージャー純額	ECL
		債券	株式	現金	合計		
ステージ 1	390,531	13,740	0	77	13,817	376,714	63
ステージ 2	36,469	4,694	0	177	4,871	31,598	231
ステージ 3	2,814	221	0	0	221	2,593	458
FVTPL指定	21,225	297	0	92	389	20,836	0
2019年の合計^(*)	451,039	18,952	0	346	19,298	431,741	752

(*) 2019年中にグループが上記の担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。

(単位：百万ユーロ)	エクスポ ージャー総額	保管担保				エクスポ ージャー純額	ECL
		債券	株式	現金	合計		
ステージ 1	384,959	15,714	0	100	15,814	369,145	81
ステージ 2	41,662	5,514	0	50	5,564	36,098	246
ステージ 3	2,650	225	0	0	225	2,425	538
FVTPL指定	20,617	336	0	0	336	20,281	0
2018年の合計	449,888	21,789	0	150	21,939	427,949	865

S.2.3.5. 将来の経済状況に対するECLの感応度

ECLは、将来を見越したシナリオの形成に関する判断および仮定に対する感応度が高い。グループは、重要な資産クラスについて認識されたECLの感応度分析を実施している。

将来の経済状況の予測（マクロ経済シナリオを介して）は、損失引当金の計算へのインプットである条件付リスク・パラメーターを作成する予測モデルへのインプットである。

シナリオは、経済活動の主要尺度であるGDPにショックを与えることで得られる。実質GDPに対するショックは、過去の変数のボラティリティを複製するためにその水準が調整される。また、GDPに対するショックの規模および持続期間を精緻化するために、適切な場合は専門家による判断が適用される。その結果、ショックは減衰関数と共に決定され、経時的なショックの影響が決定される。各シナリオに割り当てられる確率は、市場（ボラティリティ）指標および不確実性を捕捉するために長期にわたって一貫して使用された内部開発の指標/トラッカーを反映して決められる。プラスおよびマイナスのショックの加重は経済におけるリスクのバランスに左右され、平均でマイナス0.61からプラス0.55のマイナスおよびプラスのショックがそれぞれ、過去に実施された四半期ごとの予測に適用された。

以下の表は、金融機関および対顧客貸付金および預け金に係る損失引当金を示している。将来を見越したシナリオのそれぞれ（例えば、ベースライン、楽観的、悲観的）は、3シナリオ全体にシナリオ確率加重を適用するのではなく、100%加重される。

2019年12月31日現在

(単位：百万ユーロ)

	楽観的	ベースライン	悲観的
エクスポージャー総額			
金融機関	109,346	109,346	109,346
対顧客	303,460	303,460	303,460
貸倒引当金			
金融機関	153	155	157
対顧客	590	596	602

S.2.4. 財務取引および代替貸付金の信用リスク

S.2.4.1. 財務取引および代替貸付金の信用リスクの測定

財務投資は、(i)流動性維持を主な目的とした短期金融市場の財務資産、(ii)第二の流動性供給源としての運用債券ポートフォリオ、(iii)欧州連合のソブリン債で構成する長期ヘッジ・ポートフォリオ（以前の投資ポートフォリオ）、の3つに分かれる。

代替貸付金ポートフォリオは、カバード・ボンドと資産担保証券（「ABS」）で構成されている。カバード・ボンドは発行体に対する全面的遡及権があるのに対して、ABSは、原証券を裏付けに、特別目的事業体が発行する。カバード・ボンドは大部分が住宅抵当のプールで裏付けられている一方、大半のABSの仕組ではSME向け貸付金またはリースによって証券化されている。

こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付け加えて組成されており、追加的な回収手段を提供する。

財務取引に関する信用リスク管理方針の遵守状況は、カウンターパーティーに対して設定されている資金取引および債券取引の与信限度枠を通じて監視されている。各カウンターパーティーの加重エクスポージャーが承認を受けている限度枠を超えることは禁じられている。

代替貸付金について、規制や格付会社によって組み込まれた信用リスク軽減手段および要件は、発行体に信用事象が生じた場合に発動される一次的な救済策となる。上記のとおり一部のABS取引では、与信またはプロジェクト関連の救済策が用意されており二次的な救済策となる。2件の代替貸付金取引は、EIBの要注意リストに入れられている。

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオの構成割合および財務商品残高の限度額は、主として、内部格付および格付会社がカウンターパーティーに付与した格付を基にして、経営陣が設定している（この限度枠は、リスク管理部門により定期的に見直しが行われる）。

グループは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。グループは、カウンターパーティーの信用エクスポージャーおよび担保価値を日次でモニターし、必要に応じて、グループに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間リバース・レボは、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証

- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

財務投資総額は、様々なポートフォリオおよび分散化された商品（預け金、有価証券およびデリバティブ商品）に配分される。

同等のムーディーズ格付別の信用リスク・エクスポージャー（帳簿価額総額に基づく。）

	2019年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
(単位：百万ユーロ)				
償却原価で測定される資金運用資産 および代替貸付金				
Aaa	4,635	0	0	4,635
Aa1からAa3	50,992	471	0	51,463
A1からA3	36,795	0	0	36,795
Baa1からBaa3	1,670	736	0	2,406
Baa3未満	1,002	463	0	1,465
償却原価での帳簿価額総額	95,094	1,670	0	96,764
貸倒引当金	-7	-12	0	-19
償却原価での正味帳簿価額	95,087	1,658	0	96,745

	2018年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
(単位：百万ユーロ)				
償却原価で測定される資金運用資産 および代替貸付金				
Aaa	24,167	0	0	24,167
Aa1からAa3	34,068	494	0	34,562
A1からA3	30,456	0	0	30,456
Baa1からBaa3	3,899	421	0	4,320
Baa3未満	1,017	704	0	1,721
償却原価での帳簿価額総額	93,607	1,619	0	95,226
貸倒引当金	-7	-14	0	-21
償却原価での正味帳簿価額	93,600	1,605	0	95,205

(単位：百万ユーロ)

FVTPLで測定される資金運用資産

および代替貸付金

	2019年	2018年
Aaa	1,424	1,677
Aa1からAa3	1,477	2,175
A1からA3	1,181	2,112
Baa1からBaa3	304	55
Baa3未満	498	456
格付なし	23	0
FVTPLでの帳簿価額	4,907	6,475

S.2.4.2. 財務取引に供する担保

受取担保

2019年12月31日現在の名目残高24,622百万ユーロ（2018年：10,023百万ユーロ）のリバース・リパーチェス契約は財務取引に係る受取担保が伴う取引であり、グループはこのうち18,008百万ユーロ（2018年：8,482百万ユーロ）について財務担保、6,614百万ユーロ（2018年：1,541百万ユーロ）についてコモディティを受領している。エクスポージャーは、全額が担保されており、追加担保請求は日々行われる。担保ポートフォリオの市場価格は監視されており、原契約に準拠して、必要に応じて追加担保が請求される。担保として受け取った有価証券の時価は、2019年12月31日現在、18,544百万ユーロ（2018年：8,786百万ユーロ）であった。

これらの受取担保のうち、2019年度および2018年度末時点で、グループが担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。グループが受領した担保は、当年度中、資金調達業務のために再利用された。

預託担保

二者間および三者間リパーチェス契約は、財務取引に係る担保差入れが伴う取引であり、その残高は2019年12月31日現在1,182百万ユーロ（2018年：ゼロ）であった。二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保（ルクセンブルク中央銀行への差入れを除く）の時価は、2019年12月31日現在、1,182百万ユーロ（2018年：ゼロ）であった。

ユーロ制度の通貨政策の運用との関連で、グループは、2019年12月31日現在、時価31億ユーロの有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託している（2018年：31億ユーロ）。2019年12月31日現在、先物取引について差し入れられている現金担保はなかった（2018年：ゼロ）。

S.2.4.3. 貸借対照表日現在で認識の中止がなかった譲渡資産

グループの資産のうち、譲渡されたが貸借対照表日現在で認識の中止がなかった資産はなかった。

S.2.5. デリバティブの信用リスク

S.2.5.1. デリバティブの信用リスク管理方針

デリバティブ取引の信用リスク管理方針は、スワップ・カウンターパーティーの資格条件と格付制限の定義に基づいている。信用エクスポージャーを削減するため、グループはほとんどの現行契約下にあるスワップ・カウンターパーティーとクレジット・サポート・アネックスを交わしており、エクスポージャーが契約で定義されている所定の信用極度額を上回った場合に担保を受け取る。

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にグループが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してEIBを保護するための一連の手続きが整備されている。

取引契約の枠組み

グループの長期デリバティブ取引はすべて、スワップ取引のマスター契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。

カウンターパーティーの選択

取引開始時の格付は、A3以上と定められている。格付がある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

担保設定

- （限度枠を超過した）エクスポージャーに対しては、現金や債券の担保が差入れられるため、スワップに係る信用リスクは一般的に軽減されている。
- 複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は毎日モニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

担保所要額は、カウンターパーティーの信用リスクの評価によって決まる。担保および評価パラメーターの許容範囲に関する指針が、定められている。

ISDA契約の一環として、グループは、売却または再担保とすることが認められている有価証券や現金を受け取っている。そのような条件の下で受け取った有価証券の公正価値は、2019年12月31日現在、21,104百万ユーロ（2018年：15,174百万ユーロ）で、担保の性質および格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

スワップ担保（単位：百万ユーロ）

同等のムーディーズ格付	債券		現金	2019年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 ファンド ブリーフ債		
Aaa	1,509	2,765	0	4,274
Aa1からAa3	4,643	0	0	4,643
A1からA3	674	0	0	674
Baa1からBaa3	4,605	0	0	4,605
Baa3未満	621	0	0	621
格付なし	0	0	6,287	6,287
2019年の合計	12,052	2,765	6,287	21,104

スワップ担保（単位：百万ユーロ）

同等のムーディーズ格付	債券		現金	2018年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 ファンド ブリーフ債		
Aaa	1,870	1,628	0	3,498
Aa1からAa3	3,684	0	0	3,684
A1からA3	1,355	0	0	1,355
Baa1からBaa3	2,046	0	0	2,046
Baa3未満	468	0	0	468
格付なし	0	0	4,123	4,123
2018年の合計	9,423	1,628	4,123	15,174

EIBは、ITシステムである担保管理システム（CMS）の使用を開始した。CMSの主な目的は、EIBがレポ目的で資産と有担保市場の受入担保のリアルタイムの一覧を確実に利用できるようにする点にある。貸付金、デリバティブ、リバース・レポおよびレポに対する担保として受け入れた有価証券は、市場価格サービス・プロバイダー（すなわち、ブルームバーグ）から提供された活発な市場の相場価格を用いて、または相場価格が入手不可能な場合は市場ベースの評価額を使用して、CMSで日次評価される。

S.2.5.2. デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。BISのバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）の勧告に従い、EIBは、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用し、資本配分には信用リスク相当額を使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。

EIBは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットिंग・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2019年12月31日現在

のカレント無担保エクスポージャーは816百万ユーロ（2018年12月31日現在：746百万ユーロ）であった。

さらにEIBは、リスクのマージン期間中（取引ポートフォリオにより10日間から20日間）にネットティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2019年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは10,354百万ユーロ（2018年12月31日現在：10,138百万ユーロ）であった。

限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。2019年に導入されたこの新しいポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは、2018年まで報告されていたトータル無担保エクスポージャーと起源を同じくする。

下表にあるように、デリバティブ・ポートフォリオの大部分は、A3格以上に格付されたカウンターパーティーに集中している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー		無担保 エクスポージャー総額	
			(単位：百万ユーロ)		(単位：百万ユーロ)	
同等のムーディーズ格付	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
Aaa	0.48%	0.49%	448	61	994	61
Aa1からAa3	25.47%	24.13%	204	490	2,696	2,749
A1からA3	65.94%	65.41%	113	168	6,364	7,036
A3未満	8.11%	9.97%	51	27	300	292
合計	100.00%	100.00%	816	746	10,354	10,138

次の表は、2019年および2018年12月31日現在の主要デリバティブ・カウンターパーティーに対する集中度を示したものである。

	2019年	2018年
額面ベースのエクスポージャー		
(グループのデリバティブ・ポートフォリオに対する割合) :		
上位3件	33.2%	32.9%
上位10件	68.0%	65.2%
上位25件	96.2%	95.3%
カレント無担保エクスポージャー :		
上位3件	68.2%	36.5%
上位10件	95.6%	84.7%
上位25件	100.0%	100.0%
ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー :		
上位3件	33.9%	37.3%
上位10件	66.6%	73.6%
上位25件	96.1%	96.0%

以下の表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップを含み、短期通貨スワップを除く）の満期を示している。

2019年12月31日現在の通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2019年の 合計
想定元本	40,347	116,134	39,584	23,675	219,740
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)	-197	1,537	1,990	1,248	4,578
2018年12月31日現在の通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2018年の 合計
想定元本	40,522	107,503	41,882	20,958	210,865
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)	-617	-244	2,124	1,435	2,698

(*) 2019年12月31日現在1,350百万ユーロ（2018年：1,513百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

以下の表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した金利スワップ（ストラクチャード・スワップを含む）の満期を示している。

2019年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2019年の 合計
想定元本	65,329	215,856	125,751	133,743	540,679
公正価値(すなわち、CVA、DVAおよび CoIIVAを含む割引価値(純額)) ^(*)	231	5,260	5,683	1,208	12,382

2018年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2018年の 合計
想定元本	58,521	207,711	137,869	131,579	535,680
公正価値(すなわち、CVA、DVAおよび CoIIVAを含む割引価値(純額)) ^(*)	248	3,110	5,350	152	8,860

(*) 2019年12月31日現在マイナス803百万ユーロ(2018年：マイナス406百万ユーロ)となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

グループは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場でより低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、EIBは、その価額が各種の金利、為替レート、インフレ率、株価指数、およびIRボラティリティ等により変動する借入契約および貸付を締結している。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。組込オプション契約は、すべて店頭取引で行われる。

上の表は、ストラクチャード・スワップの想定元本および公正価値を、クロス・カレンシー要素を含んでいるか否かに基づいて示している。以下の表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、公正価値および想定元本の詳細を示している。

2019年12月31日現在のストラク チャード・スワップ (単位：百万ユーロ)	期限前解約が 組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに 基づくクーポンまたは 類似するもの	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
取引件数	138	156	1	1	264	266
想定元本(単位：百万ユーロ)	5,049	5,796	500	500	19,770	21,420
公正価値(すなわち、CVA、DVA およびCoIIVAを含む割引価値 (純額))(単位：百万ユー ロ)	681	376	17	-28	-2,627	-2,473

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用する収益還元法により算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定

が評価技法に取り入れられることもある。一般的に、これらのスワップ取引に関する信用リスクは定期的に監視されている担保により保全されていることから低減されている。

2019年12月31日現在、未決済の先物契約も金利先渡契約もなかった（2018年も同じ）。

S.2.5.3. 保証の信用リスク

自己資金を原資とするグループの保証取引から生じる信用リスクは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に従って管理されている。

2019年12月31日現在、契約済エクスポージャーは計205億ユーロ（2018年：185億ユーロ）であった。グループにより保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーは87億ユーロ（2018年：89億ユーロ）であり、かかる保証について計上された負債および引当金は19.8百万ユーロ（2018年：30.0百万ユーロ）であった。

統治機関の承認を受けた詳細な行内指針により、グループが、商品範囲、対象地域、カウンターパーティー別のエクスポージャー、債務者別のエクスポージャー、業種別の集中度という点で分散している保証ポートフォリオを引き続き展開するよう徹底されている他、エクスポージャーの格付に基づく資本配分規則も規定されている。

グループの取引が細分化していることから、集中リスクは限定的である。通常、組入れているポートフォリオは、単一の債務者への集中度、業種セクター、地域の多様化という点において高度に分散化している。集中リスクに対処するため、グループは（資本配分に基づき）取引ごとに原債権者レベルで厳格な限度額（原債権者（群）に対するエクスポージャー合計の上限）を設けている。

グループ自らリスクを負担する保証業務においては、当初から案件ごとに信用リスクを追跡管理する一方、組入れられているポートフォリオのグラニュラリティ（分散度）や同質度に応じて、異なるモデル分析法を採用している。業種セクター別エクスポージャーは、グループが各取引または各トランシェに付与した格付に及ぼす影響を通じて、案件ごとに分析される。例えば、取引分析に使用される財務モデルによって、業種別エクスポージャーは黙示的な相関として反映され、あるいはモデルに入力する主要変数としてのデフォルト率の変動性の仮定を通して間接的に捕捉することができる。

さらに、ポートフォリオ内で集中度が高い業種セクターの現状や予想等の定性指標を用いて、それぞれの案件ごとに集中度に対するエクスポージャーを分析している。例外的に、一部の案件では、同一の（広義の）業種セクターにエクスポージャーが集中している。その場合は、通常、グループに有益な信用補完の強化（優先劣後構造設定等）によって対処する。信用補完という特性を有する案件は、通常、単一の債務者に対するエクスポージャーの上限、債務者上位5者に対する合計エクスポージャーの上限、業種別集中度の上限等、ポートフォリオ基準を設けている。グループ全体のポートフォリオ分析の一環として、業種セクター別のエクスポージャーも検討している。

カウンターパーティー・リスクに関しては、グループのカウンターパーティー（通常は主要市場参加者）の質に注意を払うことによって、リスクを軽減している。残存期間中の手続きやプロセスの遵守状況を確認するため、監視目的の現地調査を別途行っている。また極端な場合の仮定を含めた保証ポートフォリオ・ストレステストのシナリオで定期的にテストを実施し、悪影響に耐えうる資本基盤であるかを判定している。

各内部格付の信用リスク・エクスポージャー（単位：百万ユーロ）

2019年			
12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計

金融保証

内部格付 1 - 最小信用リスク	51	0	0	51
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	4,508	0	0	4,508
内部格付 3 - 低信用リスク	1,673	0	0	1,673
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	9,701	0	0	9,701
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	2,591	182	0	2,773
内部格付 6 - 高信用リスク	1,635	3	0	1,638
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	6	145	51	202
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	0	0
信用リスク・エクスポージャー合計	20,165	330	51	20,546
帳簿価額	6	1	12	19

2018年				
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
金融保証				
内部格付 1 - 最小信用リスク	164	0	0	164
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	3,393	7	0	3,400
内部格付 3 - 低信用リスク	1,856	0	0	1,856
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	8,071	50	0	8,121
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	2,668	70	0	2,738
内部格付 6 - 高信用リスク	1,693	165	13	1,871
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	0	269	11	280
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	45	45
信用リスク・エクスポージャー合計	17,845	561	69	18,475
帳簿価額	12	4	15	31

S.3. 流動性リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うグループの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、連結貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動性リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させるため、グループのポジションの経済価値あるいはグループのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関係している。

S.3.1. 流動性リスク管理

EIBの流動性リスク管理

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクは慎重に管理されている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務の元利払いおよび貸付金の実行によるキャッシュ・アウトフローならびに貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク管理方針には、資金水準の下限も盛り込まれている。EIBの全体的な流動性比率（見積年間ネット・キャッシュ・フローに対する目標比率と定義）は、常に翌年の見積年間ネット・キャッシュ・フローの25%を上回っていることが、義務付けられている。

EIBは非常時資金調達計画（CFP）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。CFPは定期的にバーゼル銀行監督委員会の原則およびその他の適切なベスト・プラクティスを基準にテストおよび評価されている。CFPは理事会によって毎年承認される。

EIBの特定の事業モデルに合わせて策定された定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBの流動性バッファの規模を決定する。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIBは日次で流動性カバレッジ比率（「LCR」）を欧州連合CRR要件に沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。EIBは、過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることを確実にしている。2019年末現在、流動性カバレッジ比率は483.4%（2018年末は182.4%）であった。

EIFの流動性リスク管理

払込資本金の価値を損なうことなく、今後生じうる保証請求、プライベート・エクイティ・コミットメント、および一般管理費の支出に対応する適切な水準の流動性を確保し、かつリスク最小化に配慮しながら投資資産で合理的な収益を獲得できるような方法で、流動性リスクは管理されている。

S.3.2. 流動性リスクの測定

以下の表は、貸借対照表日から契約上の満期日（契約で定められている割引前キャッシュ・フローに基づく）までの残存期間別の、グループ金融負債残高を示している。契約によって定められた満期日のない負債は、「満期日未確定」に区分されている。表の値は、利札を含めた割引前キャッシュ・フローを示しているため、連結貸借対照表計上の数値と一致していない。

元本のキャッシュ・フローと利息は、契約上生じうる最初の返済日に対応する欄に算入されている。したがってこれは予想シナリオではなくむしろ理論上のシナリオを表している。

借入金および関連するスワップの一部は、ヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、グループにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。その場合、キャッシュ・フローは可能性のある最初の償還可能日に対応する欄に表示されている。しかし

ながらこれは保守的措置であって、グループは契約により関連する任意償還条項付債券の期限前償還を強制されておらず、現実的なシナリオとしては、そのようなすべての債券を最初の償還可能日に償還する理由はない。

契約済未実行貸付金に関する流出額は、グループ内部の流動性ストレス・テスト法に従って表示されている。大きなストレスがかかった場合に繰り上げて実行されうる最大貸付額は、初回満期日が該当する欄に表示されている。

金利スワップおよび金利先渡契約については、キャッシュ・フロー純額で表示されている。他方、総額で決済される金利デリバティブ（本質的にはクロス・カレンシー金利スワップ）および為替デリバティブ（為替先渡、為替スワップ等）は、満期分析ではキャッシュ・フロー総額で表示されている。

非デリバティブ金融負債の満期特性

(2019年12月31日現在、 単位：百万ユーロ)	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日未 確定	流出総額 (名目値)	帳簿価額
金融機関および顧客に対す る債務	9,083	0	0	0	0	9,083	9,079
コマーシャル・ペーパー	7,048	4,094	0	0	0	11,142	11,098
債務証券借入 - 初回償還日 の場合	26,514	53,973	233,002	187,757	0	501,246	482,229
リース負債	10	29	117	2	0	158	157
その他(供与済保証、株式 引受契約等)	0	821	0	0	30,267	31,088	0
契約済未実行貸付金に關す る流出額	13,698	1,975	6,412	683	89,978	112,746	0
合計	56,353	60,892	239,531	188,442	120,245	665,463	502,563

非デリバティブ金融負債の満期特性

(2018年12月31日現在、 単位：百万ユーロ)	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日未 確定	流出総額 (名目値)	帳簿価額
金融機関および顧客に対す る債務	6,018	0	0	0	0	6,018	6,017
コマーシャル・ペーパー	9,750	359	0	0	0	10,109	10,092
債務証券借入 - 初回償還日 の場合	27,290	45,056	236,725	204,598	0	513,669	479,940
その他(供与済保証、株式 引受契約等)	0	817	0	0	28,256	29,073	0
契約済未実行貸付金に關す る流出額	13,094	1,506	5,138	485	85,347	105,570	0
合計	56,152	47,738	241,863	205,083	113,603	664,439	496,049

デリバティブ金融負債の満期特性

(2019年12月31日現在、単位：百万ユーロ)	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	流入/流出総 額(名目値)
差金決済される金利デリバティブ	203	2,059	5,396	5,072	12,730
総額で決済される金利デリバティブ-流入額	12,320	30,246	123,092	71,100	236,758
総額で決済される金利デリバティブ-流出額	-11,924	-29,411	-117,622	-67,643	-226,600
為替デリバティブ-流入額	30,395	5,514	252	0	36,161
為替デリバティブ-流出額	-29,937	-5,523	-270	0	-35,730
合計	1,057	2,885	10,848	8,529	23,319

デリバティブ金融負債の満期特性

(2018年12月31日現在、単位：百万ユーロ)	3ヵ月以内	3ヵ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	流入/流出総 額(名目値)
差金決済される金利デリバティブ	235	1,398	3,807	3,870	9,310
総額で決済される金利デリバティブ-流入額	19,010	24,926	117,309	73,260	234,505
総額で決済される金利デリバティブ-流出額	-17,955	-24,245	-112,400	-68,149	-222,749
為替デリバティブ-流入額	34,930	4,849	247	0	40,026
為替デリバティブ-流出額	-34,831	-4,874	-262	0	-39,967
合計	1,389	2,054	8,701	8,981	21,125

S.4. 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替レート、株価等の市場の変動要因の変化が原因で金融商品の将来キャッシュ・フローの正味現在価値が変動するリスクを指す。

S.4.1. 市場リスクの管理

EIBの市場リスク

EIBの信用リスク管理方針を通じて貸付業務で適用されている「4つの目」の原則と同様に、EIBの市場リスク管理方針も、リスク管理部門が、重大な市場リスクを伴うグループの全金融業務、および財務ヘッジやデリバティブ取引業務等の信用リスクが生じうるすべての金融取引を監視するよう定めている。

市場リスクは、定期的に更新される「財務リスク・ガイドライン」(「FRG」)と呼ばれる一連の方針と手続きに従って、特定され、測定され、管理され、報告される。これらの方針を下支えする一般原則については、後述する。

ストレス・テストは、特に過去の市場動向を分析しても将来のリスクを評価するには不十分と思われる場合に、将来実現しうるシナリオがEIBの利益や自己資金の経済価値に及ぼす影響を分析するために広く用いられている方法である。適用するシナリオは、市場レート(金利、為替レート、スプレッド、株価等)の変動、流動性の状況、またはこれらに影響しうる最悪の場合、例えば突然マクロ経済が悪化する、大口の債務者が一斉にデフォルトに陥る、広範囲にわたってシステムが故障する等の事象に関係したシナリオのこともある。

ストレス・テストは定期的の実施されており、EIBの経済価値や利益特性が変化した場合のテスト結果は、EIBの市場リスク測定プロセスの中で報告される。

EIFの市場リスク

EIFの市場リスク・エクスポージャーは、主として、現金および現金同等物のポジションならびに負債証券投資に付随する金利リスクの形で発生する。EIFは現在これらの保有資産のすべての平均期間を最長5年とすることで、長期収益の大幅な変動に対して予防策を講じている。

S.4.2. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りや金利の期間構造の不利な動きによる、グループのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率(ボラティリティ)を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

グループの金利リスクの管理

金利リスクの測定および管理にあたり、グループはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）および欧州銀行監督機構（「EBA」）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクである。グループに特に関係がある金利リスクはギャップリスクである。ギャップリスクとは、グループの金利感応商品の金利変動のタイミングの差異による、当該の金利感応商品の期間構造の経済価値または同商品からの収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。

グループは、概念上の参考ポートフォリオに基づいて、グローバルの構造的金利ポジションを管理している。同ポートフォリオ以外の他の業務に関する財務リスク指標および統制は、振替価格設定システムを通じて同ポートフォリオに振替えられないため各業務に残存するリスクに関係したものに限られる。その一例が、ベンチャー・キャピタル事業の株価リスクや、主として利回り向上を目的に運用されている財務ポートフォリオで負担する金利リスクや信用リスクである。

IBOR改革：

IBORをほぼ無リスクの代替品に置き換えるまたは刷新する主要金利指標の抜本的な改革への世界的な取り組みが行われている（「IBOR改革」または「金利指標改革」と呼ばれている）。この改革の結果として、（ほぼ）新しい無リスク金利（「RFR」）が様々な通貨で出現してきている。一部の（既存の）指標は次第に消滅するが、一部は刷新され、存続することもあり得る。

EIBは代替金利への移行を管理するために、クロスサービスIBOR作業グループを設置した。EIBのALCOが設定したこの作業グループの目的は、当行がエクスポージャーを持つ主要通貨におけるIBORの廃止および金利指標改革に関連した進展を注視し、EIBに対するその影響を評価し、この変化に対する最良の備えのための手段を提案することである。この作業グループはALCOに報告する。作業グループは定期的な報告を提供し、EIB経営委員会に金利指標改革に関連する最新の動向を伝える。

商業活動および資金調達活動の一環として、EIBは顧客への変動金利貸付金およびEIBの活動に資金提供するための発行債券に関して、IBORへのエクスポージャーを有している。変動金利付きの資産および負債は、財務書類上取得原価で計上されている。加えて、EIBは固定金利貸付金および借入取引のマイクロヘッジのためにデリバティブ（主にスワップ）を利用している。また、全世界のIRおよびFXポジションをモニターするためにスワップの利用も行っている。金利および為替デリバティブ商品の変動レッグは、各種のIBORに連動している。EIBのデリバティブ商品は、2006年ISDA定義集に従っている。

EIBは、最新の動向を積極的に把握し、中央銀行または専門家協会が開始した各種の作業グループに継続的に関与している。加えて、EIBはユーロ、米ドルおよび英ポンドにおける新しい無リスク金利指標を参照した変動金利債券の発行の成功において先駆者的な役割を果たした。

S.4.2.1. グループの自己資金の経済価値に対する金利リスク

グループのALM戦略は、グループの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。またグループ成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特性に沿ったグループの自己資金投資によって達成されており、これは4.5～5.5年の範囲内での自己資金の投資を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、グループの連結貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達が図られるべきだとされている。しかしながら、運用上の理由から、若干の逸脱は認められてい

る。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ポジション純額は、市場リスクを最低限の水準に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

グループレベルでの定期的なストレステストがEBAの標準化されたショックシナリオ⁽¹⁾に基づいて実施されている。2019年12月31日現在、金利カーブに対するEBAの上方平行移動ショックの影響は、自己資金の経済価値を78.8億ユーロ（2018年：78.0億ユーロ）⁽²⁾減少させる。

(1) EBA/GL/2018/02

(2) ストレステストは、保険数理プロバイダーの計算による年金債務（DB0）を含む、すべてのリスク感応度の高い銀行勘定商品について実施されている。

グループのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、LiborまたはEuriborに連動する合成変動利付債とみなすことができる。

以下は、2019年12月31日現在および2018年12月31日現在のグループの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2019年12月31日 (単位：百万ユーロ)	支払通貨			合計 ^(*)
	ユーロ	英ポンド	米ドル	
ユーロ建想定元本	-2,263	-59	-2,360	-4,682
平均満期日	2046年10月21日	2022年6月20日	2037年8月4日	2041年11月8日
平均予想償還日	2028年8月25日	2021年1月8日	2024年10月6日	2026年8月6日

(*) 2019年に日本円はゼロであった。

2018年12月31日	支払通貨			合計 ^(*)
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	
ユーロ建想定元本	-2,645	-23	-2,660	-5,328
平均満期日	2043年 8 月 6 日	2032年 2 月 9 日	2038年 2 月 5 日	2040年10月20日
平均予想償還日	2028年 4 月15日	2030年11月26日	2027年 7 月30日	2027年12月11日

(*) 2018年に英ポンドはゼロであった。

関係するリスク・パラメーター別：

2019年12月31日	リスク・パラメーター			合計
(単位：百万ユーロ)	為替レートの水準	金利カーブの水準	金利カーブの勾配	
ユーロ建想定元本	-533	-4,088	-61	-4,682
平均満期日	2037年 5 月21日	2042年 8 月10日	2030年 9 月16日	2041年11月 8 日
平均予想償還日	2027年 2 月20日	2026年 8 月12日	2020年 9 月16日	2026年 8 月 6 日

2018年12月31日	リスク・パラメーター			合計
(単位：百万ユーロ)	為替レートの水準	金利カーブの水準	金利カーブの勾配	
ユーロ建想定元本	-651	-4,538	-139	-5,328
平均満期日	2037年11月 1 日	2041年 7 月15日	2030年 9 月16日	2040年10月20日
平均予想償還日	2027年11月 9 日	2028年 3 月 5 日	2020年10月 4 日	2027年12月11日

S.4.2.2. グループの金利リスク管理（利益面）

利益の感応度は、金利カーブ全体が1パーセンテージ・ポイント上昇する場合、あるいは低下する場合の向こう12ヵ月間にわたるグループの正味受取利息の変動により定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でグループが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2019年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベース・ポイント上昇すると、利益が76.4百万ユーロ（2018年：123.3百万ユーロ）増加し、金利が100ベース・ポイント低下すると、利益が82.3百万ユーロ（2018年：118.7百万ユーロ）減少する計算である。

グループは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、グループは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して適時に行われる月次のシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。グループの現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、グループ業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

EIFの感応度は、グループが運用するEIFの財務および貸付金ポートフォリオに組入れられている全ポジションの表面利率更改を考慮して、案件ごとに算出される。各固定利付財務資産は、その満期日に、年度末における残存期間が従前資産と同じである新規資産に再投資されると仮定している。変動利付財務資産のポジションの場合、四半期ごとに利率が更改されるとの仮定に基づいている。

S.4.3. 為替リスク

為替（「FX」）リスクは、為替レートの不利な変動が原因で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産と負債の間で通貨の mismatches がある場合に、グループは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

グループの資産・負債構造における通貨の mismatches は、厳しい限度額内に維持されている。

ユーロ以外の通貨で発生する金利マージンに内在する為替リスクは、通常ヘッジされている。ヘッジ・プログラムは、今後3年間の米ドルおよび英ポンド建ての貸付金の金利マージンにローリング・ベースで対応している。

S.4.3.1. 為替ポジション

ポジション（純額）（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年
ユーロ（EUR）	-139	42
英ポンド（GBP）	74	-27
米ドル（USD）	19	-14
その他の通貨	46	-1
ユーロ以外の通貨の合計	139	-42

S.4.3.2. 為替リスク管理

定款に従い、EIBは積極的に為替リスク・エクスポージャーをヘッジしている。

グループの為替リスク管理方針の主な目的は、為替ポジションを経営委員会の承認を受けた限度枠内に維持し、為替レートの変動が連結損益計算書に及ぼす影響を最小限に抑えることにある。

S.4.4. 株価リスク

株価リスクは、株価指数の水準および個々の持分投資価値が低下した結果、持分の公正価値も低下するリスクである。

2019年12月31日現在の株価リスクは、理事会の承認を受けた戦略的業務（EIFがEIBに代わって自身の財源で行うベンチャー・キャピタル投資、インフラストラクチャー・ファンド、特別活動として行う株式類似商品への投資、EBRDへの出資）に限られていた。これらの業務は特別な監視体制のもとに置かれ、当該エクスポージャーは十分な資本で裏付けされる。

継続的に監視し統制するために非上場持分ポジションの価額を入手するのは、容易ではない。このようなポジションの場合、入手できる最良の指標としては、類似資産の価格、該当する評価技法による評価の結果が挙げられる。

他の変動要因がいずれも変わらない場合に、合理的に可能性のある株価指数の変動が原因で（2019年12月31日および2018年12月31日現在の持分投資の公正価値が増減した結果）グループの自己資本が受ける影響は、次のとおりである。

2019年		2018年	
株価の変動	自己資本が受ける影響	株価の変動	自己資本が受ける影響

	(単位：％)	(単位：千ユーロ)	(単位：％)	(単位：千ユーロ)
ベンチャー・キャピタル事業 ⁽¹⁾	-7	-528,299	-7	-445,886
EBRD持分	-10	-49,276	-10	-48,959
投資基金	-10	-227,973	-10	-153,851

(1) ベンチャー・キャピタル事業の感応度は、公開市場のポジションの市場リスクに基づき、EIFが計算する。

S.5. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、または市場関連でも信用関連でもない外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

オペレーショナル・リスクはグループの活動に内在しており、人的要因、不適切な従業員の行動、サイバーおよびテクノロジー関連事象、不適切もしくは機能不全のプロセス、事業の中断もしくは保全措置、情報システムの障害、第三者外部委託での障害または不正行為を含む様々な態様で現れる可能性がある。オペレーショナル・リスクをグループの財務強度、事業の性格および業務を遂行する市場の観点から最低水準に維持することが目標となる。

EIBのオペレーショナル・リスク部門（「OPR」）、EIFのリスク管理および内部統制ならびにEIBの財務統制におけるアサーション部門が、オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針を決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はグループのすべての部署が担う。バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）が勧告するベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）の枠組みの主要な要素は、リスクの特定、評価、監視ならびにリスクの統制および軽減である。

グループでは、特に一連のオペレーショナル・リスク指標を通じて、内部損害履歴、シナリオ分析ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。特に、OPRは、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながるまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および現れつつあるリスク分野を分析する。

EIBは、主要な事業プロセスごとにオペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよび損害事象を継続的に監視するために、統計的分析システム（「SAS」）を使用している。

オペレーショナル・リスク管理はグループのあらゆるレベルで実施され、すべての部署の職責とされる。報告に関しては、EIBではオペレーショナル・リスク報告書は監査委員会、経営委員会および総務会に提出される。加えて、0.1百万ユーロを超える損失は、即座に総裁に報告される。EIFでは、OPRは監査役会、EIF各種委員会および経営陣に定期報告を提供する。

注T：資産および負債の会計上の分類および公正価値（単位：百万ユーロ）

次の表は、グループの各種類、各区分の資産および負債の分類を示したものである。

	注	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FV0)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性金融 商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額 合計
2019年12月31日現在							
現金、中央銀行および 郵便局預け金	B.1	947	0	0	0	0	947
短期国庫証券・負債証券							
ポートフォリオ	B.2	42,181	201	4,707	0	0	47,089

金融機関および対顧客貸付金							
および預け金	C/D	484,592	19,826	1,400	0	0	505,818
株式およびその他の変動利付証券	B.3	0	495	10,612	493	0	11,600
デリバティブ資産	Q	0	0	49,789	0	0	49,789
有形固定資産	E	0	0	0	0	404	404
無形資産	E	0	0	0	0	26	26
その他の資産	G.1	0	0	0	0	82	82
前払金		0	0	0	0	261	261
合計		527,720	20,522	66,508	493	773	616,016
金融機関および顧客に対する債務	H	9,079	0	0	0	0	9,079
債務証書借入	I	463,798	29,529	0	0	0	493,327
デリバティブ負債	Q	0	0	32,526	0	0	32,526
その他の負債	G.2	157	0	0	0	1,942	2,099
繰延収益	F	0	0	0	0	373	373
引当金	J/D.4	0	0	0	0	7,966	7,966
合計		473,034	29,529	32,526	0	10,281	545,370

2018年12月31日現在	注	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FV0)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性金融 商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額 合計
現金、中央銀行および							
郵便局預け金	B.1	142	0	0	0	0	142
短期国庫証券・負債証券							
ポートフォリオ	B.2	43,683	250	6,225	0	0	50,158
金融機関および対顧客貸付金							
および預け金	C/D	481,412	19,802	814	0	0	502,028
株式およびその他の変動利付証券	B.3	0	353	8,148	490	0	8,991
デリバティブ資産	Q	0	0	42,738	0	0	42,738
有形固定資産	E	0	0	0	0	257	257
無形資産	E	0	0	0	0	24	24
その他の資産	G.1	0	0	0	0	68	68
前払金		0	0	0	0	209	209
合計		525,237	20,405	57,925	490	558	604,615
金融機関および顧客に対する債務							
債務証書借入	I	463,178	26,854	0	0	0	490,032
デリバティブ負債	Q	0	0	31,163	0	0	31,163
その他の負債	G.2	0	0	0	0	1,739	1,739
繰延収益	F	0	0	0	0	383	383
引当金	J/D.4	0	0	0	0	5,794	5,794
合計		469,195	26,854	31,163	0	7,916	535,128

次の表は、グループの各種類、各区分の資産および負債の公正価値を示したものである。
金融資産以外および金融負債以外の場合、帳簿価額を公正価値としている。

	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FVO)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性金融 商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額 合計
2019年12月31日現在						
現金、中央銀行および						
郵便局預け金	947	0	0	0	0	947
短期国庫証券・負債証券						
ポートフォリオ	42,517	201	4,707	0	0	47,425
金融機関および対顧客貸付金						
および預け金	494,569	19,826	1,400	0	0	515,795
株式およびその他の変動						
利付証券	0	495	10,612	493	0	11,600
デリバティブ資産	0	0	49,789	0	0	49,789
有形固定資産	0	0	0	0	404	404
無形資産	0	0	0	0	26	26
その他の資産	0	0	0	0	82	82
前払金	0	0	0	0	261	261
合計	538,033	20,522	66,508	493	773	626,329
金融機関および顧客に						
対する債務	9,079	0	0	0	0	9,079
債務証書借入	467,847	29,529	0	0	0	497,376
デリバティブ負債	0	0	32,526	0	0	32,526
その他の負債	157	0	0	0	1,942	2,099
繰延収益	0	0	0	0	373	373
引当金	0	0	0	0	7,966	7,966
合計	477,083	29,529	32,526	0	10,281	549,419

	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FVO)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性金融 商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額 合計
2018年12月31日現在						
現金、中央銀行および						
郵便局預け金	142	0	0	0	0	142
短期国庫証券・負債証券						
ポートフォリオ	43,862	250	6,225	0	0	50,337
金融機関および対顧客貸付金						
および預け金	485,975	19,802	814	0	0	506,591
株式およびその他の変動						
利付証券	0	353	8,148	490	0	8,991
デリバティブ資産	0	0	42,738	0	0	42,738
有形固定資産	0	0	0	0	257	257
無形資産	0	0	0	0	24	24
その他の資産	0	0	0	0	68	68
前払金	0	0	0	0	209	209
合計	529,979	20,405	57,925	490	558	609,357
金融機関および顧客に						
対する債務	6,017	0	0	0	0	6,017
債務証券借入	465,227	26,854	0	0	0	492,081
デリバティブ負債	0	0	31,163	0	0	31,163
その他の負債	0	0	0	0	1,739	1,739
繰延収益	0	0	0	0	383	383
引当金	0	0	0	0	5,794	5,794
合計	471,244	26,854	31,163	0	7,916	537,177

注U：セグメント報告（単位：百万ユーロ）

この注記で開示するセグメント情報はIFRS第8号により適用される「マネジメント・アプローチ」に準拠して作成されたものであり、セグメントの定義とセグメント報告に用いる情報の作成は、いずれもグループ内の経営判断用に作成された情報に基づいている。

EIBグループの報告セグメントは1つのみである。すなわち、欧州内外の貸付業務、借入業務、および財務業務で構成される長期資金提供活動である。EIBのベンチャー・キャピタル投資は、単独では2019年度に報告セグメントの決定のための量的基準のいずれも満たさず、そのため、EIBの長期資金提供活動と共に報告されている。経営委員会は、事業運営に関するグループの最高意思決定機関として、EIBの長期資金提供活動の業績を記した内部経営報告書を少なくとも四半期に1回検証する。

ベンチャー・キャピタル投資と保証供与を通じてEIFが行っている中小企業（SME）向け金融支援は、2019年、2018年ともに報告セグメントの決定に係る量的基準のいずれも満たしておらず、報告セグメントの収益、損益ならびに資産および負債の調整では「その他」として開示されている。

報告セグメントの情報

	長期貸付業務	
	2019年	2018年
対外収益：		
正味受取利息	2,978	3,117
正味株式収益	256	387
正味受取手数料	32	55
金融業務損益	643	1,045
その他の業務収益	5	5
セグメント収益合計	3,914	4,609
その他の重要な非現金項目：		
貸付金および株式の減損損失	81	-201
	81	-201
報告セグメントの利益	2,895	3,316
報告セグメントの資産	613,323	602,161
報告セグメントの負債	544,417	533,632

報告セグメントの収益、損益、資産および負債の調整

	2019年	2018年
収益：		
報告セグメントの収益合計	3,914	4,609
その他の収益	180	192
連結収益	4,094	4,801
損益：		
報告セグメントの利益合計	2,895	3,316
その他の損益	63	45
連結損益	2,958	3,361
資産：		
報告セグメントの資産合計	613,323	602,161
その他の資産	2,693	2,454
連結資産合計	616,016	604,615
負債：		
報告セグメントの負債合計	544,417	533,632
その他の負債	953	1,496
連結負債合計	545,370	535,128

注V：契約債務、偶発債務、担保差入資産およびその他の注記事項（単位：千ユーロ）

グループは顧客の財務上のニーズを満たすために貸付に関連する様々な金融商品を使用している。グループは、融資枠、スタンドバイおよびその他の信用状、保証、レポ取引枠、ノート発行ファシリティならびにリボルビング・アンダーライティング・ファシリティを提供している。保証は、一定条件を満たすことを条件として、顧客が第三者に対して債務不履行を起こした場合にグループが弁済を行うという取消不能の保証である。

これらの商品の契約額は、顧客が債務不履行を起こした場合におけるグループにとってのリスクの最高額である。このリスクは、融資ファシリティを提供する際に伴うリスクに類似しており、同等のリスク管理プロセスおよび特定の与信リスク管理方針により管理されている。

2019年および2018年12月31日現在の契約債務、偶発債務、およびその他の注記事項は以下のとおりである（額面価格、単位：千ユーロ）。

	2019年 12月31日	2018年 12月31日
契約債務：		
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
- 未実行貸付金（注D.1）		
金融機関	29,652,661	24,719,169
対顧客	82,918,317	80,850,579
	112,570,978	105,569,748
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額	5,411,987	5,699,929
- 未実行投資基金	3,587,184	3,362,284
- 受取有価証券	122,000	0
- 決済未了のローンチ済借入	223,950	223,950
- 未実行代替貸付金	175,348	280,000
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの	20,546,097	18,474,262
第三者に代わって保有している資産^(*)：		
- インベストメント・ファシリティ-コトヌー	3,407,481	3,127,175
- ギャランティー・ファンド	2,829,065	2,609,882
- NER300	2,004,715	2,054,311
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	1,310,055	1,106,574
- CEF	707,189	597,955
- ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」）	652,115	517,813
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツルメント（RSI）を含む）	607,413	731,063
- JESSICA（保有基金）	585,587	594,262
- EUアフリカ・インフラ信託基金	534,457	573,012
- COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）	415,718	332,095
- 欧州構造投資基金（ESIF）	401,579	351,494
- 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）	320,546	306,750

	2019年 12月31日	2018年 12月31日
- ルーマニア向けSMEイニシアチブ	241,870	248,863
- 特別部門	203,512	256,308
- イタリア向けSMEイニシアチブ	171,409	176,399
- GF ギリシャ	161,243	310,120
- マルチ・アニュアル・プログラム (MAP) エクイティ	133,582	138,516
- InnovFin中小企業保証	132,006	145,374
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み (ENPI)	120,824	120,574
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	105,351	91,123
- 深化した包括的自由貿易協定地域 (DCFTA)	102,840	105,949
- ブルガリア向けSMEイニシアチブ	96,678	100,127
- InnovFin エクイティ	92,692	23,667
- REG	81,877	36,000
- GIF 2007	76,246	68,150
- NPI証券化イニシアチブ (ENSI)	72,872	52,690
- フィンランド向けSMEイニシアチブ	71,093	74,350
- SMEG 2007	70,735	82,721
- 国際開発協力機構 (AECID)	66,951	73,776
- 雇用および社会イノベーション・プログラム (EaSI)	65,408	72,087
- 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリ ティ (WB EDIF)	49,330	55,196
- 近隣インベストメント・ファシリティ (NIF) 信託基 金	44,025	44,857
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス商品	43,528	34,469
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度 (FEMIP) 信託 基金	37,713	42,757
- 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ	36,134	28,266
- 重債務貧困国 (HIPC) イニシアチブ	35,348	35,378
- マルチ・アニュアル・プログラム (MAP) ギャラン ティー	32,323	32,189
- グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリ ティ (GAGF)	31,694	41,024
- 加盟候補国向け支援制度 (IPA) II	31,682	10,535
- 近隣インベストメント・ファシリティ (NIF) リスク 資本ファシリティ	23,923	23,720
- マルタ向けSMEイニシアチブ	21,157	20,654
- EPTA信託基金	20,870	21,711
- 欧州戦略投資基金 (EFSI) - 欧州投資アドバイザ リー・ハブ (EIAH)	20,029	16,674
- 多地域保証プラットフォーム・イタリア (AGRI)	17,506	17,711
- NPI	14,763	14,779
- 学生ローン保証ファシリティ	14,141	13,914
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	11,318	11,574
- ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ (PGFF)	5,227	6,660
- グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基 金 (GEEREF)	3,918	19,779
- 連邦経済技術省	3,896	7,758
- 欧州議会準備行動 (EPPA)	3,320	1,968

	2019年 12月31日	2018年 12月31日
- BIF	3,293	4,723
- アルプス地域成長投資プラットフォーム (AlpGIP)	2,913	1,814
- 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ	1,999	2,050
- 技術移転アクセラレーター (TTA) トルコ	1,425	499
- 欧州技術ファシリティ	966	5,662
- スペイン向けSMEイニシアチブ	944	2,796
- GEEREF技術支援ファシリティ	727	801
- LfA-EIFファシリティ	369	479
- ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド (MDD)	356	403
- 技術移転パイロット・プロジェクト (TTP)	246	248
- G43信託基金	31	0
- グリーン・フォー・グロース・ファンド (GGF)	12	12
- SMEギャランティー・ファシリティ	0	6,653
- 研究・開発・イノベーション (RDI) アドバイザリー	0	2,847
- 欧州地域のサポート計画に対する共同支援 (JASPERS)	0	1,720
	16,358,235	15,611,460

その他の項目：

- 金利スワップの想定元本 (注S.2.5.2)	540,678,886	535,680,055
- 通貨スワップ契約 (受取) の想定元本 (注S.2.5.2)	219,739,726	210,865,395
- 通貨スワップ契約 (支払) の想定元本	218,941,502	211,111,136
- 短期通貨スワップ契約 (受取) の想定元本 (注Q.3)	35,632,792	41,160,710
- 短期通貨スワップ契約 (支払) の想定元本	35,156,452	41,088,252
- 為替予約取引 (注Q.3)	528,280	539,296
- 借入債務支払に係る特別預け金 ^(**)	9,035	7,135

(*) 運用下の資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映して修正再表示されることがあり得る。

(**) この項目は、グループが支払代理人に支払ったが、グループが発行した債券の保有者による支払いのための提示がなされていない、期日到来済みのクーポンおよび債券の金額に相当する。

V.1. インベストメント・ファシリティ-コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.2. ギランティー・ファンド

域外活動のためのギランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。EIBは、ギランティー・ファンドの個別財務書類を作成している。

V.3. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i) EUの割当量単位（EUA）の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

V.4. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年 - 2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）N1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザリー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（「R&I」）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

V.5. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

V.6. ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」）

ファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品（DFI）で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

V.7. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業（「SME」）や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

V.8. JESSICA（「保有基金」）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

V.9. EU - アフリカ・インフラ（「EUA I」）信託基金

EUA I信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUA I信託基金の個別財務書類を作成している。

V.10. COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）

中小企業の資金調達の困難に対処するため、COSMEは、借入保証ファシリティ（「LGF」）および成長株式投資ファシリティ（「EFG」）を設立している。LGFおよびEFGは、中小企業が借入またはエクイティの形で資金調達の利用可能性を向上させることを目的としている。当該金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出制度が含まれている。EFGは、域内企業の成長および研究・イノベーションを支援する持分金融商品の形で組成されている。LGFは、直接的または間接的な保証金融商品の形で組成されている。LGFの目的は、中小企業向けの資金調達市場の構造的な欠陥の軽減に貢献し、中小企業向けのより多様な資金調達市場の創生を支援することである。直接的または間接的な保証を通じて、LGFは、成長力のある中小企業が資金調達の際に直面するとりわけ困難な状況に対処するため、借入に

よる資金調達時に保証を行うことを目的としている。さらに、適格かつ透明性の高い証券化取引のメザニン・トランシェを保証することによって、LGFは中小企業の資金調達に新たな手段を提供することを目指している。EIFは、COSME LGFおよびEFGの個別財務書類を作成している。

V.11. 欧州構造投資基金（「ESIF」）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した2件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、ESIFの個別財務書類を作成している。

V.12. 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）

JEREMIE（中小企業向け欧州共同財源）は、欧州委員会の地域政策総局（DG Regio）とEIBグループによるイニシアチブである。EIFは、JEREMIEの個別財務書類を作成している。

V.13 ルーマニア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ルーマニア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.14. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

V.15. イタリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、イタリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.16. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

V.17. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ

企業および起業のためのマルチ・アニュアル・プログラム（MAP）に基づき、EIFは欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいてリソースの管理を行っている。EIFは、MAPエクイティの個別財務書類を作成している。

V.18. InnovFin中小企業保証

ホライズン2020の「リスク・ファイナンスへのアクセス・プログラム」との関連で、このプログラムは負債性金融商品および持分金融商品の設定を規定している。InnovFin 中小企業保証と呼ばれるリスク・シェアリング・ファシリティは、保証の形で組成され、EUの拠出金を一次的に不履行金額の補てんに使用し、EIFのリスク・テイク能力を二次的に不履行金額の補てんに使用する。この制度の目的は、研究・開発およびイノベーションにおいて顕著な活動を行っている中小企業および中堅企業に、金融仲介機関が貸付またはファイナンス・リースを提供する動機を与えることである。EIFは、InnovFin中小企業保証の個別財務書類を作成している。

V.19. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

V.20 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために金融の流れを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

V.21. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（SME）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIFが実行および展開する保証枠ウィンドウは、各国の仲介銀行がより多くのリスクを取り、各国経済で十分なサービスを受けていないセグメントに支援を差し伸べる動機を与えるための、SMEポートフォリオ・ファースト・ロス保証で構成される。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

V.22. ブルガリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ブルガリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.23. InnovFinプライベート・エクイティ

ホライズン2020金融商品は、対象となる研究およびイノベーションを支援するために、最終受領者がリスクを伴う資金調達を活用しやすくすることを目的としている。当該金融商品には、貸付、保証、株式その他のリスク・ファイナンスの形が含まれる。また、ホライズン2020金融商品は、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展の促進、知的財産に係る知識移転および市場の改善、ベンチャー・キャピタル市場への資金の呼び込み、ならびに全体として、新しい製品およびサービスの構想、開発およびデモンストレーションから商品化につなげるための支援も目的としている。ホライズン2020負債性金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出実施制度が含まれている。

アーリーステージ向けInnovFinエクイティ・ファシリティは、革新的な企業に対し、特にアーリーステージのベンチャー・キャピタルまたはメザニン・キャピタルの形によるエクイティ・ファイナンスを提供することにより、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展を促進することを目的としている。EIFは、InnovFinプライベート・エクイティの個別財務書類を作成している。

V.24. REG

これは、2つの地域マנדートであるマルタにおけるスマートビルディング向けスマートファイナンス（「SFSB」）およびアイルランド経済構造安定性投資プラットフォーム（「アイルランドSME」）に対応している。アイルランドSMEは、アイルランド政府とEIFの間で締結された、アイルランドの国立産業振興銀行との間で、主に中期貸付およびすべてのSME向けに注力し、SMEイニシアチブと類似した構造によって裏付けられた上限を設けない当事者間債務・権利共通保証契約を結ぶためのマンドートである。国家資金がファースト・ロスを担当し、EIBグループが中位リスク（EFSIを通じたEIB）および優先リスク（EIBおよび潜在的にEIF）を担当する。

スマートビルディング向けスマートファイナンス（「SFSB」）は、世帯向けおよび事業向け両方の建物に関連したエネルギー効率向上手段への投資を育成することを目的とした欧州委員会とEIBの共同イニシアチブである。しかし、マルタの市場規模により、このマンドートの範囲は厳格には建物に関連しないエネルギー効率向上手段、すなわちSFSBにおける焦点以外にも拡大される可能性がある。

V.25. GIF 2007

競争力および革新枠組みプログラムと技術移転パイロット・プロジェクトに基づくGIF 2007（CIP/GIF 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、投資の取得、管理および処分を行う権限を与えられている。EIFは、GIF 2007の個別財務書類を作成している。

V.26. NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）

EIFならびにKfW、フランス公的投資銀行（bpifrance）、CDP、マルタ開発銀行ワーキンググループ、IFD、ICOおよびBBBを含めたいくつかの国家開発機関（「NPI」）は、中小企業（「SME」）への資本市場を通じた資金提供の増加を目的とした協力およびリスク・シェアリング・プラットフォームであるEIF-NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）を開始した。このSME証券化取引における相互協力の目的は、民間セクターからの資金を触媒としてSME証券化市場を活性化することによって、欧州のSME向けファイナンスの利用可能性を高める点にある。これは、より広範囲にSMEの支援を行き渡らせようとする欧州戦略投資基金の考えを反映したものである。

V.27. フィンランド向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、フィンランド向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.28. SMEG 2007

競争力および革新枠組みプログラムに基づくSMEG 2007（CIP/SMEG 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEG 2007の個別財務書類を作成している。

V.29. 国際開発協力機構（「AECID」）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（「AECID」））とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

V.30. 雇用および社会イノベーション・プログラム（「EaSI」）

EaSI保証金融商品は、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティ（「プログレス・マイクロファイナンス」）に基づくマイクロクレジット保証の後継制度であるEaSIマイクロファイナンス保証を中心に構成されている。プログレス・マイクロファイナンスに基づきマイクロクレジット提供者に対する支援が拡大される予定である。

また、EaSI保証金融商品は、EaSIソーシャル・アントレプレナーシップ保証で構成される。これは新しい商品であり、社会的企業の資金調達を促進し、社会的投資市場の発展を支援していくものである。EIFは、EaSIの個別財務書類を作成している。

V.31. 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（WB EDIF）

西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（「WB EDIF」）は、2012年12月にEC拡大総局（「DG ELARG」）、EIBグループおよび欧州復興開発銀行（「EBRD」）の間で締結された共同イニ

シアチブである。同イニシアチブは、加盟候補国向け支援制度（「IPA」）基金の展開を通じて、西バルカン諸国の中小企業の資金へのアクセスの改善および同地域の経済発展を育成することを目的としている。WB EDIFにおいて、EIFはプラットフォーム・コーディネーター、企業拡大基金（「ENEF」）におけるECのトラスティー、企業育成基金（「ENIF」）におけるECのトラスティーおよびギャランティ・ファシリティの管理者としての役割を果たす。EIFは、WB EDIFの個別財務書類を作成している。

V.32. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

V.33. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。EIFは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

V.34. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

V.35. 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ

この金融商品は、文化・クリエイティブ部門向けに力を注ぐ欧州連合の主要プログラムであるクリエイティブ・ヨーロッパの下で設定され、欧州連合に代わってEIFにより運用される。このイニシアチブは、EIFが保証や念書を選定金融仲介機関に提供することを認め、これにより金融仲介機関が文化・クリエイティブ分野の企業家に対するデット・ファイナンスの提供を増やすことを可能とする。生成された貸付金により、10,000社を超えるオーディオビジュアル（映画、テレビ、アニメーション、ビデオゲーム、マルチメディアを含む）、フェスティバル、音楽、文学、建築、記録資料、図書館、博物館、美術工芸、文化遺産、デザイン、芸能、出版、ラジオ、視覚芸術など、広範囲のセクターのSMEが支援を受けると予想される。EIFは、文化・クリエイティブ部門保証ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.36. 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

HIPCイニシアチブ（「イニシアチブ」）とは、世界の最貧国に特別支援を供与する国際的な債務救済制度である。世界銀行と国際通貨基金からの申入れを受けて、1996年に設立された。主な目的は、貧困国の債務負担を維持可能な水準にまで削減することにある。EIBは、同イニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.37. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー

この原資は、プライベート・エクイティと保証商品に等分されている。ESU 1998（「G&E」）およびESU 2001（「MAP」）と呼ばれるエクイティ部門は、ETFの起業投資を取り扱っている。SMEG 1998 G&EおよびSMEG 2001 MAPと呼ばれる保証部門は、受益者の事業に対して保証を提供する。EIFは、MAPギャランティーの個別財務書類を作成している。

V.38. グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ（「GAGF」）

2010年5月に調印されたGAGFに基づき、EIFは欧州連合およびトルコによって地域競争力戦略プログラムに割り当てられた加盟候補国向け支援制度（IPA）の資金管理をしている。このファシリティは、トルコで最も開発が遅れている地域の中小企業および零細企業に対し、トルコの大手銀行と連携して実態に合わせた金融支援を提供するものである。EIFは、GAGFの個別財務書類を作成している。

V.39. 加盟候補国向け支援制度II（「IPA II」）

加盟候補国向け支援制度（「IPA」）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に117億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

V.40. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

V.41. マルタ向けSMEイニシアチブ

2015年1月19日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、SMEイニシアチブに対応する専用ウィンドウの一部の条項に適用される諸条件およびH2020金融商品の当該専用ウィンドウに対する欧州連合の拠出について定めたホライズン2020委任契約の修正に調印した。スペインおよびマルタ向けのSMEイニシアチブは、前年に開始された。EIFは、マルタ向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.42. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

V.43. 欧州戦略投資基金（「EFSI」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（EFSI契約）、および欧州投資アドバイザー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（「EIAH契約」）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のエIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素であるa) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザー・サービスの強化もしくは拡大または未対応のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

V.44. 多地域保証プラットフォーム・イタリア（「AGRI」）

イタリアの農業プラットフォームは、EIFとイタリアの6地域（ヴェネト、エミリア・ロマーニャ、ウンブリア、カンパニア、カラブリア、プーリア）との間の資金提供契約の締結で正式に開始された。イタリアにおける農業プラットフォームは、欧州農業農村振興基金（「EARFD」）からの構造基金を使用して、各加盟農村開発プログラム（「RDP」）の財源を使用してファースト・ロスのカバーする金融商品を展開している。このプラットフォームの目的は、地域レベルで新規事業を育成し、同時に農民および農業関連事業への新規貸付けを支援するために、地域実行官庁を標準的商品の方向に導くことである。

V.45. 国家開発機関（「NPI」）

これは、EIFとイタリアの預託貸付公庫（CDP）の間のパートナーシップの枠組みにおけるCDPの社会インパクト投資の2つ目のプログラムである。2017年11月29日に署名されたこのプログラムの焦点は、イタリアにおける社会融資の領域である。これは仲介者への持分投資、直接の持分投資および負債投資を含むそれぞれの条件に適合した複数商品の投資プログラムである。

V.46. 学生ローン保証ファシリティ（エラスムス計画）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス

= ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏)との間で締結した2件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、学生ローン保証の個別財務書類を作成している。

V.47. 自然環境保護資金調達ファシリティ(「NCFF」)

自然環境保護資金調達ファシリティ(「NCFF」)は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト(気候変動適応プロジェクトを含む)に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

V.48. ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ(「PGFF」)

2013年4月に署名されたポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ(「PGFF」)は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、ポーランドに重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。同ファンドは、EIBグループとBank Gospodarstwa Krajowegoが共同出資している。EIFは、PGFFの個別財務書類を作成している。

V.49. GEEREF(「基金および技術支援ファシリティ」)

GEEREF(グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金)は、ECのイニシアチブで設定されたファンド・オブ・ファンズである。その目的は、新興市場(ACP、ALAおよび欧州近隣諸国)における再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の分野を重点とするプライベート・エクイティ・ファンドに投資することである。EIFも、GEEREFフロント・オフィスが実施する関連業務の対象となる技術援助の提供を委任されている。

V.50. 連邦経済技術省

EIFは、ドイツ連邦経済技術省および欧州復興計画のために資金を管理している。

V.51. 欧州議会準備行動(「EPPA」)

2010年、EIFは、DG RegioとEPPAに調印した。EIFは、幾つかの選別されたマイクロファイナンス金融機関が有意な規模に達し、事業継続の見通しを改善することができるよう支援するため、キャパシティ・ビルディングのためのリスク資本と金融支援を提供している。EIFは、EPPAの個別財務書類を作成している。

V.52. バルト諸国新規事業育成基金(「BIF」)

2012年9月に署名されたバルト諸国新規事業育成基金(「BIF」)は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、バルト海沿岸地域に重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。この基金は、EIBグループならびにエストニアのFund KredEx、ラトビアのLatvijas Garantiju AgentiiraおよびリトアニアのInvesticiju ir verslo garantijosinというバルト諸国の国家機関から共同出資を受けている。EIFは、BIFの個別財務書類を作成している。

V.53. アルプス地域成長投資プラットフォーム（「AlpGIP」）

2017年9月、EIFは革新的な、EUのアルプス・マクロ・リージョンにおける最近のベンチャー・キャピタルおよび成長セグメントを対象とした、地域持分投資プラットフォーム（非法人構造）を立ち上げた。イタリアのロンバルディア、ピエモンテ、ヴァッレ・ダオスタ、アルト・アディジェ（ボルツァーノ地域）の各州は、すでにこのプラットフォームに投資しており、他の地域も後の段階での参加が見込まれている。

V.54. 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）

中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）は、オーストリア、チェコ共和国、スロバキア、ハンガリーおよびスロベニア（CE諸国）の政府および国家機関との緊密な協力の下で欧州投資基金（「EIF」）によって創設されたファンド・オブ・ファンズ・イニシアチブであり、これらの地域全体にわたって中小企業（「SME」）へのエクイティ投資を促進し、健全な市場に基づくリスク資金調達インフラストラクチャーを確立し、事業投資における最良市場標準を導入し、中央ヨーロッパに機関投資家および投資マネージャーを呼び込むことを目的としている。

V.55. 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ

TTAトルコは、EIFが科学産業技術省（「MoSIT」）、トルコ科学研究審議会（「TUBITAK」）、駐トルコ欧州連合代表部および欧州委員会地域政策ディレクター・ジェネラルと協力して計画したイニシアチブである。TTAトルコは、加盟候補国向け支援制度（「IPA」）の資金に係る協定書の地域開発項目に基づき、EUとトルコ共和国が共同融資し、EIFが管理している。TTAトルコは、2つの目的を達成すること、すなわち、大学および研究センターに限定されている科学的な研究開発（「R&D」）の事業化の促進による、財務的に持続可能なファンドの設立、ならびに特にトルコの後進地域および発展途上地域への波及効果に重点を置いた、トルコにおける技術移転市場の発展を促進することを目指している。

V.56. 欧州技術ファシリティ（「ETF」）

ETFスタートアップ・ファシリティでは、EIFは自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、ETFスタートアップ投資を取得、運用、処分する権限を与えられている。

V.57. スペイン向けSMEイニシアチブ

2015年1月26日、スペイン王国と欧州投資基金との間で委任契約が締結された。EIFは、適格な中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオ、ならびに中小企業および従業員が500名未満のその他の企業向けの既存のデット・ファイナンスの証券化および／または中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオの証券化に対して、上限を設けず保証を提供する予定である。スペイン向けSMEイニシアチブに対するEUの拠出は、EIFが受領し、EIBが実施する国庫資産運用の対象となる。当該運用については、欧州投資基金と欧州投資銀行との間で締結された資産運用サイド・レターに準拠する。EIFは、スペイン向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.58 グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）

グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（「GEEREF」）の下で、EIFは2007年12月より投資アドバイザーの機能を果たしている。GEEREFは、EC、ドイツ連邦政府およびノルウェー王国の支援を受けており、その目的は主に、エネルギー効率および再生可能エネルギーに関与し、開発途上

国および市場経済移行国におけるクリーン・エネルギーの利用可能性を高めるプロジェクトおよび企業を資産に持つ、地域のファンドに投資することである。GEEREF事業の開拓は、サブアドバイザー契約の下で、正式にEIBに委任されている。

V.59. LfA-EIFファシリティ

LfA-EIFファシリティは、2009年に調印されたもので、ドイツ・ババリア地方における技術志向の初期および拡大段階にある企業を支援するために投資を提供するEIFおよびLfAフォルダーバンク・バイエルンの共同ベンチャーである。

V.60. ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（「MDD」）

MDDは2013年6月に調印された投資プログラムであり、ドイツの中堅企業に投資するハイブリッド債および株式ファンドを引き受けるために、ドイツ連邦経済技術省（「BMW」）および州の様々な機関が資金を供出している。

V.61. 技術移転パイロット・プロジェクト（「TTP」）

欧州委員会の資金提供を受けて2008年11月に調印されたTTPに基づき、EIFはシード前およびシード段階における資金提供を通じて技術移転体制を支援している。EIFは、TTPの個別財務書類を作成している。

V.62. G43信託基金

EIFは、2012年8月に署名されたG43アナトリア・ベンチャー・キャピタル・ファンドの下で、トルコ・セントラル・ファイナンス・ユニット（「CFCU」）から委託を受けている。このファンドは、トルコの南東アナトリア地方の中小企業への投資を専門にしている。EIFは、G43の個別財務書類を作成している。

V.63. グリーン・フォー・グロース・ファンド（「GGF」）

グリーン・フォー・グロース・ファンドはEIFによって2009年12月に設立され、トルコを含む欧州東南部諸国のエネルギー効率改善に特化して資金提供を行っている。

V.64. SMEギャランティー・ファシリティ

EIFは、欧州連合を代理して欧州連合のリスクにおいて、欧州連合との間で締結した受託管理契約に従って、自己の名義で、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEギャランティー・ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.65. 研究・開発・イノベーション・アドバイザー（「RDIアドバイザー」）

RDIアドバイザーは、ホライズン2020に基づくInnovFinプログラムの一環として、2014年6月に締結された7年間の包括協定に基づいて設立された欧州委員会とのパートナーシップである。RDIアドバイザーには2系統の活動があり、(i) アドバイザーに関連した立ち上げ段階のプロジェクト、および(ii) RDI投資の全体的な枠組みの状況の改善を取り扱う並列活動ならびにホライズン2020に基づく金融手段である。EIBは、RDIアドバイザーの個別財務書類を作成している。

V.66. 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）

JASPERS（欧州地域のサポート計画に対する共同支援）は、EIB、欧州委員会およびEBRDの間における技術支援ファシリティである。欧州構造投資基金に融資を申請する大型プロジェクトの質が向上するよう、EUおよび候補国の多くを支援する。JASPERSによる支援には、EUの融資に関する身分確認から申請に至るプロジェクト準備支援、独立した立場でのプロジェクトの品質レビュー、均等な割り当て、戦略支援、能力の構築（能力センターを含む）、実行支援が含まれることがある。JASPERSの業務は、7つの部門（道路、鉄道・航空・海事、水道・ごみ、エネルギー・固形廃棄物、スマート開発、ネットワーキング能力センター、独立品質レビュー）に分かれている。運営期間の最初の10年（2005年 - 2015年）において、JASPERSは1,000を超えるプロジェクトを支援してきた。JASPERSが支援し、欧州委員会が資金供与を承認したプロジェクトの投資価値は、720億ユーロ超である。EIBは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書⁽¹⁾

2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2019年12月31日	2018年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	13,073	24,483
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,614	29,260
- 実行済金額	32,978	38,168
	54,592	67,428
合計⁽²⁾	67,665	91,911
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに加盟国の属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
実行済貸付金	71	71
リスク資本による業務		
- 実行済金額	419	419
合計⁽³⁾	490	490
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	135,357	163,907
合計⁽⁴⁾	135,357	163,907
合計	203,512	256,308

特別部門計算書⁽¹⁾ (続き)

2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

負債	2019年12月31日	2018年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	46,051	62,651
- ヤウンデ協定	490	490
- ロメ協定	135,357	163,907
受託管理資金の合計	181,898	227,048
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,614	29,260
未実行金額の合計	21,614	29,260
合計	203,512	256,308

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

- a) 2019年12月31日現在における第1次、第2次および第3次ロメ協定に基づくもの：256,081千ユーロ（2018年：277,143千ユーロ）
- b) 2019年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの：41,578千ユーロ（2018年：47,968千ユーロ）

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年8月20日に締結された。2019年に受けた履行請求後の、2019年12月31日現在に発行済EU保証の総額はゼロ（2018年：4,280千ユーロ）であった。EU保証の総額は、2019年12月31日現在で38,920千ユーロ（2018年：38,920千ユーロ）である。

注(1)：特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価調整は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			840,457
減算：	為替差額	55,409	
	解約額	176,927	
	返済額	539,337	
			-771,673
			<u>68,784</u>

注(3)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金		139,483	
リスク資本形成拠出金		2,503	
実行時の金額：			141,986
加算：	資産計上された利息	1,178	
	為替差額	9,823	
			11,001
減算：	解約額	3,310	
	返済額	149,187	
			-152,497
			<u>490</u>

注(4)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：			
条件付劣後貸付金		3,116,097	
出資		121,002	
実行時の金額：			3,237,099
加算：	資産計上された利息		9,548
減算：	解約額	741,842	
	返済額	2,313,728	
	為替差額	55,720	
			-3,111,290
			<u>135,357</u>

注W：資本金および準備金

W.1. 資本金および準備金

欧州連合の金融機関であるEIBは、1957年3月25日付のローマ条約に基づいて設立された。EIB構成員は欧州連合加盟国であり、いずれもグループの資本金に対し応募済みである。EIBの応募済資本金は、243,284,154,500ユーロ（2018年12月31日現在では243,284,154,500ユーロ）であり、払込未請求資本金は、2019年12月31日現在、221,585,019,550ユーロ（2018年12月31日現在では221,585,019,550ユーロ）である。

新規加盟国、またはEIB応募済資本金分担分を増額する加盟国は、払込請求を受けた資本金分担分に準備金、準備金に相当する引当金および同様金額の分担分を加算した金額を、通常は数年間にわたり均等に分割して払い込む。EIB資本金の新規加盟国分担金の算定（通常、欧州委員会統計局（Eurostat）が公式に発表した各国のGDPに基づいて行われる）を含めた払込みの具体的な方法は、加盟条約および／または総務会のEIB増資決議により設定される。

EIBの総務会および理事会における議決権は、各加盟国の応募済資本金分担金だけでなく、EIB定款の第8条と第10条で定められている別の基準にも一部基づいて設定されているが、その適用は、具体的な議決手続に応じて双方に基づく場合もあれば一方だけに基づく場合もある。

W.2. 自己資本管理

強固な自己資本ポジションの維持は、グループの主要な目的の一つである。自己資本の十分性確保のためのグループの自己資金は、予想損失および引当金控除後の払込済資本および準備金で構成されている。グループの自己資本はすべて、コア資本Tier 1の金融商品で構成されている。加えて、グループは、必要が生じたときにEIBが払込請求できる引受済払込未了自己資本から恩恵を受けている。グループは、法人業務計画およびリスク許容度に従い、将来の見通しに基づき、自己資本について計画している。

規制当局の監督下に置かれていないものの、関連する銀行業に関する欧州連合指令および銀行業のベスト・プラクティスに従うことを目指している。特に、このことはバーゼルIIIの枠組みをEU法に変換した自己資本要件指令（2013年6月26日、575/2013/EP）に該当する。グループは、規制上および経済上の自己資本所要額の双方をモニタリングするとともに、ストレス・テストを実施して、マクロ経済環境およびグループの業務の変化に対する自己資本所要額の感応度を評価している。

自己資本要件規則に従い、欧州連合会計指令に基づくEIBグループの連結財務書類に基づいて算出されたグループのコア資本Tier 1比率は、2019年12月31日現在で32.5%（2018年末は32%）であった。当該比率が前年に比べ上昇したのは、貸付金のリスクの変動、規制上の自己資本の着実な増加に加えて、リスク加重資産を最適化するための継続的な取組が要因であり、グループのポートフォリオにおける新規事業のリスクの増加に伴うリスク加重資産の小幅の増加の影響を上回った。2019年12月31日現在、法定財務書類に基づくEIBのコア資本Tier 1比率は、32.9%（2018年末現在35.1%）であった。

注X：換算レート

2019年12月31日現在および2018年12月31日現在の連結貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2019年12月31日	2018年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ（BGN）	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ（CZK）	25.4080	25.7240
デンマーク・クローネ（DKK）	7.4715	7.4673
英ポンド（GBP）	0.8508	0.8945
クロアチア・クーナ（HRK）	7.4395	7.4125
ハンガリー・フォリント（HUF）	330.5300	320.9800
ポーランド・ズロチ（PLN）	4.2568	4.3014
ルーマニア・レイ（RON）	4.7830	4.6635
スウェーデン・クローナ（SEK）	10.4468	10.2548
欧州連合加盟国以外の通貨		
オーストラリア・ドル（AUD）	1.5995	1.6220
アゼルバイジャン・マナト（AZN）	1.9004	1.9358
カナダ・ドル（CAD）	1.4598	1.5605
スイス・フラン（CHF）	1.0854	1.1269
中国人民元（CNY）	7.8205	7.8751
ドミニカ・ペソ（DOP）	59.3644	57.4037
エジプト・ポンド（EGP）	17.9584	20.4229
エチオピア・ブル（ETB）	35.6810	31.9590
ジョージア・ラリ（GEL）	3.1927	3.0417
香港ドル（HKD）	8.7473	8.9675
アイスランド・クローナ（ISK）	135.8000	133.0500
日本円（JPY）	121.9400	125.8500
ケニア・シリング（KES）	113.6300	116.2400
モロッコ・ディルハム（MAD）	10.7263	10.9402
モルドバ・レウ（MDL）	19.2000	19.4400
メキシコ・ペソ（MXN）	21.2202	22.4921
ノルウェー・クローネ（NOK）	9.8638	9.9483
ニュージーランド・ドル（NZD）	1.6653	1.7056
ロシア・ルーブル（RUB）	69.9563	79.7153
チュニジア・ディナール（TND）	3.1122	3.4210
トルコ・リラ（TRY）	6.6843	6.0588
台湾ドル（TWD）	33.5463	34.9831
ウクライナ・グリブナ（UAH）	26.5849	31.6750
米ドル（USD）	1.1234	1.1450
中央アフリカCFAフラン（XAF）	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン（XOF）	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド（ZAR）	15.7773	16.4594

注Y：関連当事者取引- 主要経営者

グループは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびEIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

一般管理費（注P）に算入されている主要経営者の当該報告期間の報酬は、次の表のとおりである。

（単位：千ユーロ）	2019年	2018年
短期給付 ⁽¹⁾	9,574	10,445
退職後給付 ⁽²⁾	915	968
退職手当 ⁽³⁾	-1,504	720
合計	8,985	12,133

- (1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。
- (2) 退職後給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。
- (3) 2019年度について、グループは過年度に関連する退職手当引当金の取り崩しを計上したことにより、純利益を計上した。2019年度に費用計上された手当は744千ユーロであった。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っており、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2019年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

（単位：千ユーロ）	2019年12月31日	2018年12月31日
年金制度および健康保険（注J）	110,113	96,290
その他の負債（注G）	16,095	20,161

注Z：後発事象

COVID-19のパンデミックに伴いグローバル金融市場の一般的情勢が不確実であるにもかかわらず、EIBは、主にEIBの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、現在も引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。さらに、EIBが十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠していることから、EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も高くされている。COVID-19のパンデミックのEIBに対する最終的な影響を現段階で予測することは困難である。EIBは状況を注視し、パンデミックに対応したその他の支援策およびプログラムを検討し続けていく。

上記の要因を除き、2019年12月31日現在の本財務書類の調整または本財務書類における開示を要する、決算日後に発生した重要な事象はない。

【EU会計指令に基づく連結財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBグループの2019年12月31日現在の連結貸借対照表および連結オフ・バランスシート、ならびに同日に終了した事業年度の連結損益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（以下「EU会計指令に基づく連結財務書類」という。）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州経済共同体理事会指令（86/635/EEC）の一般原則（一部の銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関して、2001年9月27日付欧州共同体指令2001/65/EC、2003年6月18日付欧州共同体指令2003/51/ECおよび2006年6月14日付欧州共同体指令2006/46/ECにより改正済み）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

連結貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2019年12月31日	2018年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金（注B.1）	947,155	141,830
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券（注B.2）	34,436,433	33,781,528
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	544,317	944,701
b) その他の貸付金および預け金（注C）	53,854,679	51,394,248
c) 貸付金（注D.1）	109,830,697	115,700,899
d) 評価損益（注D.2）	-64,413	-73,705
	164,165,280	167,966,143
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金（注C）	964,644	452,890
b) 貸付金（注D.1）	317,404,048	314,980,169
c) 評価損益（注D.2）	-415,346	-456,469
	317,953,346	314,976,590
5. 確定利付証券を含む負債証券（注B.2）		
a) 公共機関による発行	3,873,908	3,876,481
b) その他による発行	8,563,375	12,380,350
	12,437,283	16,256,831
6. 株式およびその他の変動利回証券（注E.2）	7,939,126	6,269,704
7. 参加持分（注E.2）	336,845	271,111
8. 無形資産（注F）	25,655	23,798
9. 有形資産（注F）	247,398	256,568
10. その他の資産（注G）	56,726	74,885
11. 前払金および未収収益（注I）	16,661,609	17,267,486
資産合計	555,206,856	557,286,474

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結貸借対照表（続き）

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2019年12月31日	2018年12月31日
1. 金融機関に対する債務（注J）		
a) 要求払	6,287,270	4,122,978
b) 期日払または通知払	1,185,511	93,390
	7,472,781	4,216,368
2. 顧客に対する債務（注J）		
a) 要求払	1,594,508	1,791,083
b) 期日払または通知払	15,554	10,976
	1,610,062	1,802,059
3. 債務証券借入（注K）		
a) 負債証券	435,684,081	441,703,219
b) その他	13,637,452	13,680,627
	449,321,533	455,383,846
4. その他の負債（注G）	1,031,324	863,847
5. 未払金および繰延収益（注I）	17,244,752	19,272,180
6. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注L）	3,409,064	3,081,729
b) 保証業務に係る引当金（注D.4）	19,815	30,014
	3,428,879	3,111,743
7. 応募済資本金（注H）		
a) 応募済資本金	243,284,155	243,284,155
b) 払込未請求資本金	-221,585,020	-221,585,020
	21,699,135	21,699,135
8. 準備金（注H）		
a) 準備基金	24,328,415	24,328,415
b) その他準備金	12,792,307	10,995,618
c) 特別活動準備金	10,777,675	9,626,707
d) 一般貸倒準備金	2,170,177	2,736,047
	50,068,574	47,686,787
9. 当期純利益	2,418,836	2,392,824
10. 少数株主に帰属する持分（注H）	910,980	857,685
負債合計	555,206,856	557,286,474

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結オフ・バランスシート

2019年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
契約債務：		
- 未実行貸付金（注D.1）		
- 金融機関	29,652,661	24,719,169
- 対顧客	82,918,317	80,850,579
	112,570,978	105,569,748
- 株式およびその他の変動利回証券への未実行額		
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.2）	4,754,819	5,095,491
- 未実行投資基金（注E.2）	3,587,184	3,362,284
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
	9,054,633	9,170,405
- 参加持分未実行額		
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.2）	657,168	604,438
	657,168	604,438
- 受取有価証券	122,000	0
- 決済未了のローンチ済借入	223,950	223,950
- 未実行代替貸付金	175,348	280,000
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの	20,546,097	18,474,262
第三者に代わって保有している資産^(*)（注Z）：		
- インベストメント・ファシリティ-コトヌー	3,407,481	3,127,175
- ギャランティー・ファンド	2,829,065	2,609,882
- NER300	2,004,715	2,054,311
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	1,310,055	1,106,574
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）	707,189	597,955
- ファンド・オブ・ファンズ（JESSICA II）	652,115	517,813
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツルメント（RSI）を含む）	607,413	731,063
- JESSICA（保有基金）	585,587	594,262
- EU - アフリカ・インフラ信託基金	534,457	573,012
- COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）	415,718	332,095
- 欧州構造投資基金（ESIF）	401,579	351,494
- 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）	320,546	306,750
- ルーマニア向けSMEイニシアチブ	241,870	248,863

連結オフ・バランスシート（続き）

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
- 特別部門	203,512	256,308
- イタリア向けSMEイニシアチブ	171,409	176,399
- GF ギリシャ	161,243	310,120
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイ ティ	133,582	138,516
- InnovFin中小企業保証	132,006	145,374
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	120,824	120,574
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	105,351	91,123
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	102,840	105,949
- ブルガリア向けSMEイニシアチブ	96,678	100,127
- InnovFin エクイティ	92,692	23,667
- REG	81,877	36,000
- GIF 2007	76,246	68,150
- NPI証券化イニシアチブ（ENSI）	72,872	52,690
- フィンランド向けSMEイニシアチブ	71,093	74,350
- SMEG 2007	70,735	82,721
- 国際開発協力機構（AECID）	66,951	73,776
- 雇用および社会イノベーション・プログラム （EaSI）	65,408	72,087
- 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファ シリティ（WB EDIF）	49,330	55,196
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）信託 基金	44,025	44,857
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス 商品	43,528	34,469
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信 託基金	37,713	42,757
- 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ	36,134	28,266
- 重債務貧困国（HIPC）イニシアチブ	35,348	35,378
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャラン ティー	32,323	32,189
- グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファ シリティ（GAGF）	31,694	41,024
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	31,682	10,535
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）リス ク資本ファシリティ	23,923	23,720
- マルタ向けSMEイニシアチブ	21,157	20,654
- EPTA信託基金	20,870	21,711
- 欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバイザ リー・ハブ（EIAH）	20,029	16,674
- 多地域保証プラットフォーム・イタリア（AGRI）	17,506	17,711
- NPI	14,763	14,779

連結オフ・バランスシート（続き）

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
- 学生ローン保証ファシリティ	14,141	13,914
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	11,318	11,574
- ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（PGFF）	5,227	6,660
- グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）	3,918	19,779
- 連邦経済技術省	3,896	7,758
- 欧州議会準備行動（EPPA）	3,320	1,968
- BIF	3,293	4,723
- アルプス地域成長投資プラットフォーム（AlpGIP）	2,913	1,814
- 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ	1,999	2,050
- 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ	1,425	499
- 欧州技術ファシリティ	966	5,662
- スペイン向けSMEイニシアチブ	944	2,796
- GEEREF技術支援ファシリティ	727	801
- LfA-EIFファシリティ	369	479
- ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（MDD）	356	403
- 技術移転パイロット・プロジェクト（TTP）	246	248
- G43信託基金	31	0
- グリーン・フォー・グロース・ファンド（GGF）	12	12
- SMEギャランティー・ファシリティ	0	6,653
- 研究・開発・イノベーション（RDI）アドバイザー	0	2,847
- 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）	0	1,720
	16,358,235	15,611,460
その他の項目：		
- 金利スワップ契約の想定元本（注V.1.2）	540,678,886	535,680,055
- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注V.1.1）	219,739,726	210,865,395
- 通貨スワップ契約（支払）の想定元本	218,941,502	211,111,136
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注V.2）	35,632,792	41,160,710
- 短期通貨スワップ契約（支払）の想定元本	35,156,452	41,088,252
- EIFの少数株主に付与されたプット・オプション	821,272	816,824
- 為替予約取引（注V.2）	528,280	539,296
- 借入債務支払に係る特別預け金（注S）	9,035	7,135

(*) 運用資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映するために修正再表示されることがあり得る。

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結損益計算書

2019年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
1. 受取利息および類似収益(注N)	24,519,884	24,729,733
2. 支払利息および類似費用(注N)	-21,476,544	-21,538,862
3. 証券からの収益	278,533	421,381
4. 受取手数料(注O)	429,475	361,557
5. 支払手数料(注O)	-252,282	-180,975
6. 金融業務損益(注P)	112,550	-91,206
7. その他の業務収益(注Q)	5,925	7,305
8. 一般管理費(注R)		
a) 人件費(注L)	-860,217	-849,774
b) その他の管理費	-286,971	-283,921
	<u>-1,147,188</u>	<u>-1,133,695</u>
9. 有形・無形資産に係る評価損益(注F)		
a) 有形資産	-28,985	-30,526
b) 無形資産	-15,597	-12,347
	<u>-44,582</u>	<u>-42,873</u>
10. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る(再)評価損益	-1,778	-9,270
11. 貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る(再)評価損益	33,781	-111,712
12. 当期純利益	2,457,774	2,411,383
13. 少数株主に帰属する当期利益	38,938	18,559
14. EIB株主に帰属する当期利益	<u>2,418,836</u>	<u>2,392,824</u>

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	2,457,774	2,411,383
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-33,781	111,712
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および		
参加持分に係る評価損益の変動額	1,778	9,270
有形・無形資産に係る評価損益および償却	45,312	42,873
株式およびその他の変動利回証券に係る（再）評価損益	-65,546	-3,559
正味受取利息	-3,043,340	-3,190,871
為替調整額	-1,615	-4,919
営業活動による利益 / (損失)	-639,418	-624,111
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-43,583,030	-46,720,967
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	46,502,444	50,762,627
中央銀行預け金の変動額	30,808	20,650
財務ポートフォリオの変動額	5,252,007	-1,081,452
金融機関および顧客に対する債務の変動額	3,064,416	-923,815
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額	327,335	315,591
保証業務に係る引当金の変動額	-10,199	-25,359
短期国庫証券デリバティブの評価の変動額	9,902	-6,707
その他の資産およびその他の負債の変動額	175,734	194,262
前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益の変動額	776,163	1,582,123
利息受取額	23,418,188	22,505,276
利息支払額	-20,379,662	-20,056,165
営業活動による / (で使した) 正味現金	14,944,688	5,941,953
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
期中に購入した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	-720,000	-524,088
期中に満期が到来した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	139,600	16,800
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFの		
ABSポートフォリオの購入	-3,889,925	-3,709,716
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFの		
ABSポートフォリオの償還	3,830,869	3,081,888
株式およびその他の変動利回証券取得額	-2,254,446	-2,188,620
株式およびその他の変動利回証券売却額	650,836	958,265
参加持分取得額	-95,565	-75,735
参加持分売却額	29,195	58,807
有形・無形資産の購入	-37,999	-36,637
投資活動による / (で使した) 正味現金	-2,347,435	-2,419,036

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2019年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行	141,610,413	102,838,534
債務証券借入の償還	-152,891,158	-100,519,723
加盟国の拠出	0	25,983
EIF株式購入	0	-4,758
EIF株式売却	2,201	1,298
EUMPFの資本払戻し	0	33,923
EIFの少数株主に支払われた配当金	-4,331	-4,519
財務活動による / （で使用した）正味現金	-11,282,875	2,370,738
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	58,342,332	51,760,118
以下による正味現金：		
営業活動	14,944,688	5,941,953
投資活動	-2,347,435	-2,419,036
財務活動	-11,282,875	2,370,738
保有現金に係る為替調整	578,658	688,559
現金および現金同等物期末残高	60,235,368	58,342,332
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の最低 預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	836,165	32
3ヵ月内満期の短期金融市場証券（注B.2）	10,817,964	9,575,785
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	544,317	944,701
その他の貸付金および預け金（注C）	48,036,922	47,821,814
	60,235,368	58,342,332

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行グループ

連結財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, Luxembourgである。

EIBと子会社を合わせて「グループ」または「EIBグループ」と総称する。

EIBの子会社については、注E.1.で開示されている。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 会計原則

欧州投資銀行の連結財務書類（「本財務書類」）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州共同体理事会86/635/EEC指令書（特定の業種の会社、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する2001年9月27日付2001/65/EC指令書、2003年6月18日付2003/51/EC指令書および2006年6月14日付2006/46/EC指令書により改正済）（以下、「指令書」と総称する）の一般原則に準拠して作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2020年3月18日に本財務書類を採択し、2020年4月24日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

グループは、欧州連合が承認した国際財務報告基準（IFRS）に従って作成した連結財務書類も公表している。

A.1.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

貸付金および預け金に係る評価損益

グループでは、報告日ごとに貸付金および預け金を検証し、評価調整に係る引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金の変動する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金または預け金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、グループは集合的な引当金を計上するためのテストも実施している（注A.2.7を参照）。

保証業務に係る引当金

グループは、金融保証契約を、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識している。その後金融保証は、対応する損失引当金と、当初認識時の受取プレミアムから認識済収益を控除した額のいずれか高い方の金額により、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される（注A.2.14を参照）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.2.11を参照）。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャーおよびEIBの英国との関係

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替えは、EIBにおける英国の応募済資本金の払込部分に加え、未請求部分も対象とするものであった。EIBの準備金を払込応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

なお、英国のEU離脱に伴うEIB定款の数多くの変更がすでに効力を生じた。EIB定款変更の第一群は、2020年2月1日に効力を生じた。英国がEIBの構成員でなくなったことを反映するこれらの法定の変更には、EIB定款における英国への言及の削除が含まれた。ガバナンス条項のいくつかの変更も同時に効力を生じ、かかる変更には、EIB理事会の代理メンバーの増員、ならびにEIBの業務計画、手続規則および経営委員会の委員の任命の承認に係る特定多数決方式の導入が含まれた。EIB定款変更の第二

群は、ポーランドおよびルーマニアからの増資ならびに関連するガバナンスの変更に関するものであり、2020年3月1日に効力を生じた。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

英国のEU離脱およびその結果としてのEIBの構成員でなくなることで、ならびに当該離脱およびEIBの構成員でなくなるための準備は、EIBの2019年12月31日現在および同日に終了した事業年度の連結財務書類に重要な影響は与えなかった。

A.2. 重要な会計方針の要旨

A.2.1. 外国通貨の換算

グループは、加盟国の資本勘定の測定単位として、そしてグループの財務書類の表示にユーロ（「EUR」）を使用している。

グループは、各欧州連合加盟国の通貨、ユーロおよび非欧州連合通貨で業務を行っている。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。グループのユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レート（終値）に基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は損益計算書に計上される。

A.2.2. 連結基準

子会社

子会社とは、グループによって直接的または間接的に支配されているすべての企業である。EIBグループは、グループが企業への関与から生じる変動リターンにさらされているか、または変動リターンに対する権利を有しており、かつ、こうしたリターンに対して当該企業への権限を通じて影響を及ぼす能力を有している、その支配下の企業を連結することが義務付けられている。

すべての重要な子会社は連結財務書類に含まれているが、グループにとって重要性のない企業は連結の範囲から除外されている。あらゆる子会社の財務書類は、支配を開始した日から、支配を停止した日まで、連結財務書類に含まれている。

EIBグループの財務書類は、欧州投資銀行（「EIB」）およびその子会社である欧州投資基金（「EIF」）の財務書類により構成される。子会社の財務書類は、EIBと同じ報告年度について作成され、EIBと一貫した会計方針に基づいている。

EIBが保有していた元子会社であるEUマイクロファイナンス・プラットフォーム FCP-FIS（「EUMPF」）の2018年に行われた全発行済優先受益証券の償還により、EUMPFは2018年度および2019年度のEIBグループ連結財務書類上、連結の範囲には含まれなくなった。

少数株主持分

EIBの子会社における少数株主持分は、グループが直接的にも間接的にも所有していない損益および純資産の部分を表し、連結貸借対照表上の「少数株主に帰属する持分」および連結損益計算書上の「少数株主に帰属する当期利益」で、それぞれ表示されている。

連結上消去される取引

貸借対照表および損益計算書上の勘定を合算した後、グループ内取引から生じたグループ内の残高、取引、収益および費用をすべて相殺消去している。

代理人または受託者の資格で保有されている資産はグループの資産ではなく、注Zに記載されている。

A.2.3. デリバティブ

グループは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品（主に通貨スワップおよび金利スワップ）を資産負債管理（「ALM」）活動の一環として使用している。すべてのデリバティブ取引は、想定元本により、取引日にオフ・バランス項目として計上されている。

グループのスワップの大部分は、債券発行をヘッジする目的で締結されている。グループは、金利スワップに加えて通貨スワップを締結し、これにより借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手する。

またグループは、貸付金のヘッジの一環として、またはグローバルなALMポジションのために通貨スワップ、金利スワップおよびオーバーナイト・インデックス・スワップを行っている。これに関する利息は、関連期間に対する比例配分で計上されている。

グループは、財務オペレーションの一部としての為替スワップを主とした短期デリバティブ金融商品を使用するほか、売買目的ポートフォリオ（流動性証券ポートフォリオ）をヘッジする手段としてのデリバティブも利用している。

A.2.3.1. 売買目的ポートフォリオのデリバティブ

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）の一部として、売買目的のデリバティブが締結され、貸借対照表に時価で計上される。すなわち、その時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。時価は、市場の公表価格、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルにより入手している。オプション価格モデルには、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」で相殺されている。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。通貨スワップの時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

金利スワップ

金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。金利スワップの時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

A.2.3.2. その他すべてのデリバティブ

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」で相殺されている。通貨スワップの先渡レッグは決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の決済差額として生ずるプレミアム/ディスカウントは、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

金利スワップ

ヘッジ金利スワップは、再評価していない。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。

金利先渡契約

金利先渡契約はヘッジ目的で締結され、取引日現在ではオフ・バランスシート項目とされる。契約上の先渡金利と年度末金利の差異は、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。

為替予約取引

為替予約取引は、将来の通貨ポジションを調整するために締結される。先渡レッグは、決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の差額は、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

A.2.4. 金融資産

金融資産は決済日基準で計上されている。

A.2.5. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は連結キャッシュ・フロー計算書で開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金残高、要求払い預金、流動性の高い短期金融市場証券または価値の変動リスクに重要性がなく、容易に現金化が可能でグループが短期コミットメントの管理に用いている定期預金で構成される。

A.2.6. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券

A.2.6.1. 長期ヘッジ・ポートフォリオ（「LTHP」）

長期ヘッジ・ポートフォリオ（「LTHP」）は、満期日まで保有する目的で購入した有価証券で構成されている。これらの有価証券は、下記の機関が発行または保証している。

- 欧州連合加盟国政府、G10諸国、およびそれらの政府機関
- 多国籍開発銀行を含む国際公的機関

これらの有価証券は、当初、購入価額で計上される。一時的でない評価損益は計上されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。

A.2.6.2. 運用ポートフォリオ

短期財務ポートフォリオ（「TMP」）

適切な水準の流動性を維持するため、EIBは満期が12ヵ月以内の短期金融商品、特に短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券を購入している。短期財務ポートフォリオの有価証券は、最終満期日まで保有されるもので、当初は購入価格で計上され、償却原価で本財務書類に計上される。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

有価証券流動性ポートフォリオP1およびP2

P1「固定利付」およびP2「変動利付」ポートフォリオは、政府、国際機関、金融機関および企業が発行もしくは保証している債券で構成されている売買目的ポートフォリオである。これらのポートフォリオの有価証券は、購入当初においては、取得原価で計上され、本財務書類には、時価で計上される。時価の変動は、損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

「有価証券流動性ポートフォリオ」の時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者から提示価格、および/または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

EIF運用ポートフォリオ

EIF運用ポートフォリオは、残存期間が10年以内の上場負債証券で構成されている。これらの有価証券は償却原価で測定されている。

A.2.6.3. 代替貸付金およびABSポートフォリオ・EIF

代替貸付金およびABSポートフォリオ・EIFは、主に特別目的事業体（「SPV」）、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。これらの有価証券は満期保有目的として分類されており、当初購入価格で計上された上、償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

代替貸付金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.6.4. 優先債権者の地位（「PCS」）

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接収および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポートジャーの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合

加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項（「CAC」）に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.2.7. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

A.2.7.1. 貸付金および預け金

貸付金および預け金は、正味実行額をもってグループの資産に計上される。会計年度終了時における貸付金および預け金残高について、その全額または一部の金額につき回収不能のリスクがある場合、評価損益が計上されている。これらの評価損益は、関連資産と同じ通貨で把握される。評価損益は「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」として損益計算書に計上されており、貸借対照表の対応する資産項目から減算されている。

貸付金および預け金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.7.2. 貸付金利息

貸付金利息は、発生主義で、すなわち貸付期間にわたって、損益計算書に計上される。未収利息は、貸借対照表の資産の「前払金および未収収益」勘定に計上される。これらの貸付金利息の評価損益は、グループの経営陣が個別に決定し、貸借対照表の適当な資産項目から控除される。

不良債権に関しては、評価損益が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.2.7.3. リバース・リパーチェス取引（リバース・レボ）

リバース・リパーチェス取引は、担保有価証券を提供する金融機関に対してグループが流動資金を貸し出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、グループの保管業者に有価証券を引き渡すのである。これによってグループに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、グループの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レボは、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、連結貸借対照表において認識されない。グループは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

リバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり受取利息または支払利息として計上される。

A.2.7.4. 利子補助金

前受利子補助金（注Iを参照）は繰り延べられ、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって、損益計算書で認識される。

A.2.8. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

グループは、ベンチャー・キャピタル事業開始、インフラ基金設定または投資基金設定時に、株式、その他の変動利付証券および参加持分を取得する。これらの投資は当初は取得原価で記録され、

返済による資金の還流額が減額される。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

ファンド・マネージャーから受けた報告に基づき、投資ポートフォリオは、取得原価もしくはグループに帰属する分の純資産価額（「NAV」）のどちらか低い方の値で個々に評価されるため、ポートフォリオに含まれている可能性があるグループ帰属分の未実現利益は除外される。グループ帰属分のNAVは、年度末前の最新の報告で示されたNAVに当該事業体におけるグループの所有持分比率を乗じた値、もしくは入手可能な場合は各ファンド・マネージャーが提出した同日の1株当たり価値に基づいて、算定される。また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と思われる場合に限り、グループ帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。貸借対照表日現在、2年に満たないベンチャー・キャピタル、インフラ基金、投資基金の管理費や運用報酬だけに起因する未実現損失は、グループ帰属分のNAVを算定する際には考慮されない。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値でオフバランスシート・コミットメントに計上される。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

参加持分

EIBグループが自己勘定で取得した株式は、通常ベンチャー・キャピタル事業、インフラ基金および投資基金への投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が応募する投資であり、どの投資家も当該基金の日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。結果として、ある投資家がそのような基金の統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がその基金の日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、ベンチャー・キャピタル事業、インフラ基金または投資基金の個別投資家は、資本の払戻しまたはその他の分配に関する分配方針等、基金の方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、基金の経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、基金の経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家が基金との間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。EIBは、株式を取得したこうした事業体に対して重要な影響力または共同支配を有しているかを判定するために、判断を伴う包括的な分析を通じて上記の判定基準を評価している。当該事業体に対する重要な影響力または共同支配が存在する場合、当該投資は、「参加持分」として開示される。

グループにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、オフ・バランスシート項目として記録されている。

A.2.9. 有形資産

有形資産には、土地、グループが使用している不動産、その他機械および設備が含まれる。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具事務機器ならびに自動車は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で貸借対照表に計上されている。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

A.2.10. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

A.2.11. 年金制度および健康保険制度

A.2.11.1. 職員年金制度

グループは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

EIFの主要な年金制度は、職員とEIFの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。この制度は、従来の確定拠出年金制度に代わり、2003年3月に実施された。

退職給付債務は、適正な引当水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。直近の評価は2019年9月30日付で実施され、2019年度の最後の3ヵ月を推定し（ロール・フォワード法）、2019年12月31日付で更新された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Lを参照。

退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたって定額法で認識される。

A.2.11.2. 健康保険制度

グループは職員のため、グループおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。この健康保険制度は、注A.2.11.1.に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。直近の評価は2019年9月30日付で実施され、2019年度の最後の3ヵ月を推定し（ロール・フォワード法）、2019年12月31日付で更新された。

A.2.11.3. 経営委員会年金制度

経営委員会年金制度は確定給付年金制度で、グループのみからの拠出金を原資とし、経営委員会委員全員を対象としている。グループからの拠出金は全額グループの資産に投資される。この経営委員会年金制度は、注A.2.11.1.に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。

A.2.11.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.2.12. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、財務書類において償還額で表示される。金融機関および顧客に対する負債の利息は、発生主義により、「支払利息および類似費用」または、マイナス金利の場合には「受取利息および類似収益」として損益計算書に計上される。経過利息は、負債勘定の「未払金および繰延収益」に含まれる。

A.2.12.1. リパーチェス取引（レボ）

リパーチェス取引は、金融機関からグループが流動資金を借り入れ、担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A2.7.3に記載されている。

こうした種類の業務は、グループの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レボは連結貸借対照表上、「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」の下で負債側に計上される。

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり支払利息または受取利息として計上される。

A.2.13. 債務証券借入

債務証券借入は、償却原価で表示されるゼロ・クーポン債を除き、償還金額で表示されている。取引費用およびプレミアム/ディスカウントは、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」を通じて債務の残存期間にわたって定額法により損益計算書で償却される。負債性金融商品の支払利息は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上されている。

A.2.14. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の当初条件または修正後条件に基づいて期日に支払いを履行できない場合に、発行者に、その商品の保有者に発生した損失を補償するための所定の支払を行うことを義務付ける契約である。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証による負債純額は、貸借対照表上で「保証業務に係る引当金」に表示されている。保証引当金は、金融仲介機関に対するEIBの保証業務または第三者が供与した貸付金に関する保証に内在するリスクに対応するためのものである。

金融保証は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識される。

当初認識後、金融保証は以下のうちの高い方の金額に対する、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される。

- 予想信用損失の額
- 当初認識された公正価値から、認識された収益/償却累計額を控除した額

将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

金融保証に関連する純負債の増加または減少は、損益計算書上、「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

受取プレミアムは、損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は貸借対照表の「未払金および繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で損益計算書において償却される。

A.2.15. 契約債務引当金

この引当金は、貸付金、投資基金およびベンチャー・キャピタル事業に対するグループの契約済・未実行契約債務に内在するリスクに対応するためのものである。

A.2.16. 準備金

A.2.16.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.2.16.2. その他準備金

その他準備金には、グループの残りの留保利益が含まれている。

A.2.16.3. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.16.4. 一般貸倒準備金

2009年、EIBの方針ガイドラインにより、EIBの貸付金および保証ポートフォリオから生じる可能性のある損失に対し、「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.17. 前払金および未収収益

当期の支出であるが翌期に関わる費用、および原商品の満期日まで支払いがなされない収益。

A.2.18. 未払金および繰延収益

貸借対照表日以前に支払いを受けるが翌期に帰属する収益、および当期に関連するが翌期に支払う費用。

A.2.19. 受取利息および類似収益

「受取利息および類似収益」には、主に金融機関および対顧客貸付金および預け金、財務項目およびデリバティブに係る利息が含まれる。

A.2.20. 支払利息および類似費用

「支払利息および類似費用」には、主に金融機関および顧客に対する負債の利息、ならびに負債性金融商品およびデリバティブに係る支払利息が含まれる。

A.2.21. 証券からの収益

「証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.2.22. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金ならびに負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2019年12月31日現在947,155千ユーロ（2018年：141,830千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2019年12月31日現在110,990千ユーロ（2018年：141,798千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

これらポートフォリオの2019年および2018年12月31日現在の内訳と分類は、以下のとおりである。

	2019年12月31日	2018年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	34,436,433	33,781,528
確定利付証券を含む負債証券	12,437,283	16,256,831
負債証券合計 ^(*)	46,873,716	50,038,359

(*) うち非上場分は、2019年12月31日現在8,763,906千ユーロ（2018年：8,985,604千ユーロ）であった。

2019年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム/ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
長期ヘッジ・ポートフォリオ	1,744,425	1,713,229	0	-92,241	1,620,988	1,823,635
TMP						
- 短期金融市場証券	19,311,479	19,280,195	0	-24,916	19,255,279	19,277,771
SLP						
- P1：固定利付 ポートフォリオ	3,526,414	3,521,150	0	0	3,501,947	3,521,150
- P2：変動利付 ポートフォリオ	388,861	388,260	0	0	387,865	388,260
運用ポートフォリオ - EIF	1,244,522	1,230,307	0	-12,960	1,217,347	1,243,614
資産担保証券ポートフォリオ						
- EIF	364,284	251,567	0	0	251,567	251,958
代替貸付金（注D）	20,529,156	20,489,008	1,142	-15,152	20,474,998	20,812,673
負債証券合計^(*)	47,109,141	46,873,716	1,142	-145,269	46,709,991	47,319,061

(*) うち現金および現金同等物10,817,964千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

2018年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム/ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
長期ヘッジ・ポートフォリオ	1,089,939	1,068,912	0	-28,324	1,040,588	1,170,026
TMP						
- 短期金融市場証券	21,358,424	21,312,716	0	-20,868	21,291,848	21,306,540
SLP						
- P1：固定利付						
ポートフォリオ	4,332,777	4,315,498	0	0	4,308,446	4,315,498
- P2：変動利付						
ポートフォリオ	1,491,634	1,484,308	0	0	1,483,077	1,484,308
運用ポートフォリオ - EIF	1,235,569	1,211,929	0	-7,678	1,204,251	1,227,925
資産担保証券ポートフォリオ						
- EIF	302,986	200,091	0	0	200,091	200,177
代替貸付金（注D）	20,479,034	20,444,905	0	-23,428	20,421,477	20,504,695
負債証券合計^(*)	50,290,363	50,038,359	0	-80,298	49,949,778	50,209,169

(*) うち現金および現金同等物9,575,785千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。取引1件について、2019年12月31日現在で評価損益が計上されている（2018年：なし）。

債券保有における欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBおよびEIFの優先債権者の地位ならびにEIB定款による保護を考慮し、また評価調整要件の詳細な見直しの結果、グループは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2018年度および2019年度に評価損益を計上しなかった。

次の表は、2019年および2018年12月31日現在のグループの負債証券ポートフォリオにおける、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2019年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	212,258	209,854	206,600	210,632
ベルギー	51,202	50,938	50,873	51,000
チェコ共和国	552,405	513,116	496,193	556,695
クロアチア	23,011	22,762	22,254	22,765
キプロス	2,085	2,009	2,000	2,008
エストニア	15,034	15,016	15,000	15,008
フィンランド	41,510	40,652	40,000	40,652
フランス	2,340,660	2,332,787	2,319,329	2,337,655
ドイツ	912,098	908,248	876,259	971,908
ハンガリー	158,293	155,907	155,513	156,222
アイルランド	412,339	410,643	409,900	410,522
イタリア	159,705	154,017	152,050	180,244
ラトビア	9,770	9,791	9,792	9,778
リトアニア	99,294	95,954	95,161	96,185
ルクセンブルク	5,161	5,006	5,000	5,071
オランダ	402,096	391,972	374,023	404,009
ポーランド	101,743	99,685	96,531	99,842
ポルトガル	288,130	287,603	287,000	287,508
ルーマニア	52,861	52,232	50,463	52,209
スロバキア	13,919	14,159	14,120	14,504
スロベニア	4,994	5,000	5,000	5,012
スペイン	2,107,127	2,096,592	2,086,123	2,097,304
スウェーデン	54,420	54,324	53,409	54,324
	8,020,115	7,928,267	7,822,593	8,081,057
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	39,089,026	38,945,449	38,887,398	39,238,004
合計	47,109,141	46,873,716	46,709,991	47,319,061

2018年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	57,000	55,553	55,000	56,791
ベルギー	408,282	407,068	407,000	407,159
チェコ共和国	529,612	495,950	474,767	547,591
デンマーク	172,023	171,746	171,548	171,744
フィンランド	17,782	17,354	17,467	17,354
フランス	2,210,979	2,196,740	2,190,154	2,200,842
ドイツ	577,725	578,347	573,804	642,180
ギリシャ	6,134	5,070	5,000	5,212
ハンガリー	346,004	342,851	342,856	343,789
アイルランド	82,972	81,355	78,800	81,358
イタリア	281,352	274,766	271,950	293,556
ルクセンブルク	5,161	5,022	5,000	5,271
オランダ	227,277	223,200	212,061	234,714
ポーランド	83,804	81,594	80,993	83,230
ポルトガル	1,751,201	1,742,097	1,734,500	1,743,014
ルーマニア	50,619	50,103	50,000	50,088
スロバキア	23,330	21,341	21,193	22,232
スロベニア	25,845	25,755	25,716	25,870
スペイン	1,521,747	1,518,515	1,517,658	1,519,941
	8,378,849	8,294,427	8,235,467	8,451,936
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	41,911,514	41,743,932	41,714,311	41,757,233
合計	50,290,363	50,038,359	49,949,778	50,209,169

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
定期預金	28,994,453	41,133,177
要求払預金	238,000	238,000
リバース・レボ	24,622,226	10,023,071
金融機関貸付金および預け金	53,854,679	51,394,248
対顧客貸付金および預け金	964,644	452,890
その他の貸付金および預け金合計	54,819,323	51,847,138
うち現金および現金同等物	48,036,922	47,821,814

注D：貸付金明細表

D.1. 貸付金総額（単位：千ユーロ）

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に 対して実行される 貸付金	最終受益者に 直接実行される 貸付金	2019年12月31日	2018年12月31日
実行済金額	109,827,271	317,235,957	427,063,228	430,471,171
未実行金額	29,652,661	82,918,317	112,570,978	105,569,748
貸付金総額	139,479,932	400,154,274	539,634,206	536,040,919
分割貸付債権	3,426	168,091	171,517	209,897
代替貸付金ポートフォリオ ⁽¹⁾			20,665,498	20,724,905
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額（注D.3）			560,471,221	556,975,721

(1) 2019年度に175,348千ユーロ（2018年：280,000千ユーロ）が未実行金額として計上された。

D.2. 貸付金に係る評価損益（単位：千ユーロ）

評価損益の推移の詳細は、以下のとおりである。

	2019年	2018年
1月1日現在	530,174	465,507
当期取崩額	-148,421	-69,708
当期目的使用額	-31,212 ⁽¹⁾	-66,036
当期繰入額	123,213	197,117
為替調整額	6,005	3,294
12月31日現在⁽²⁾	479,759	530,174

- (1) 2019年、グループは貸付金事業1件について、全額が引当済のリストラクチャリングを完了した。このリストラクチャリングの結果、7,426千ユーロ（2018年：66,036千ユーロ）が既存の引当金から目的使用された。また、グループは一部引当金が設定されている不良債権事業の売却取引を完了した。この結果、資産売却損20,206千ユーロに既存の引当金が充当された。最後に、グループは貸付先企業の清算を受けて、貸付金事業1件におけるエクスポージャーを償却し、この結果、清算時に3,580千ユーロが既存の引当金から目的使用された。
- (2) 評価損益は、延滞を含む実行済貸付金のみに関連している。また、グループは追加的に「前払金および未収収益」に計上されている未収利息について、総額7,189千ユーロ（2018年：6,763千ユーロ）の評価損益を計上している。

D.3. プロジェクトが行われている国別に表示した貸付金の地域別内訳（単位：千ユーロ）

D.3.1. 欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金	2018年貸付金
				合計額に 対する割合	合計額に 対する割合
スペイン	87,792,660	80,711,617	7,081,043	15.67%	16.11%
イタリア	63,181,451	50,524,139	12,657,312	11.28%	11.37%
フランス	57,521,274	44,548,304	12,972,970	10.27%	10.14%
ドイツ	44,729,856	34,906,743	9,823,113	7.98%	7.75%
ポーランド	41,977,061	32,297,948	9,679,113	7.49%	7.59%
イギリス	39,230,726	36,989,687	2,241,039	7.00%	7.31%
ギリシャ	18,783,704	16,232,831	2,550,873	3.35%	3.25%
ポルトガル	17,280,892	15,152,816	2,128,076	3.08%	3.23%
オランダ	16,018,057	11,970,833	4,047,224	2.86%	2.72%
オーストリア	14,816,716	13,069,044	1,747,672	2.64%	2.70%
ベルギー	13,914,722	10,698,536	3,216,186	2.48%	2.34%
スウェーデン	11,545,691	8,431,946	3,113,745	2.06%	1.99%
フィンランド	11,281,849	8,604,580	2,677,269	2.01%	1.92%
ハンガリー	9,776,571	7,637,528	2,139,043	1.74%	1.77%
アイルランド	7,183,066	5,705,604	1,477,462	1.28%	1.20%
チェコ共和国	7,160,491	5,815,519	1,344,972	1.28%	1.22%
ルーマニア	6,703,627	3,789,691	2,913,936	1.20%	1.27%
スロバキア	4,864,974	3,431,277	1,433,697	0.87%	0.88%
クロアチア	4,496,703	3,134,928	1,361,775	0.80%	0.79%
スロベニア	3,297,725	2,676,658	621,067	0.59%	0.60%
デンマーク	3,074,128	2,697,968	376,160	0.55%	0.51%
キプロス	2,691,427	2,074,162	617,265	0.48%	0.46%
ブルガリア	2,244,675	1,667,360	577,315	0.40%	0.41%
リトアニア	1,980,495	1,852,416	128,079	0.35%	0.38%
エストニア	1,417,167	1,113,749	303,418	0.25%	0.23%
ラトビア	1,164,617	709,301	455,316	0.21%	0.21%
ルクセンブルク	902,218	450,220	451,998	0.16%	0.13%
マルタ	473,550	305,908	167,642	0.08%	0.09%
小計	495,506,093	407,201,313	88,304,780	88.44%	88.60%

D.3.2. 欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金

D.3.2.1. 候補国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金	2018年貸付金
				合計額に 対する割合	合計額に 対する割合
トルコ	13,881,361	13,067,608	813,753		
セルビア	3,281,243	2,356,719	924,524		
モンテネグロ	586,425	422,724	163,701		
北マケドニア	405,535	262,689	142,846		
アルバニア	306,331	263,831	42,500		
小計	18,460,895	16,373,571	2,087,324	3.29%	3.73%

D.3.2.2. アフリカ、カリブ海および太平洋（ACP）諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
マダガスカル	447,210	231,525	215,685		
ザンビア	437,884	115,767	322,117		
ケニア	376,483	152,654	223,829		
セネガル	364,169	117,391	246,778		
ギニア	255,000	34,491	220,509		
タンザニア連合共和国	197,143	66,169	130,974		
レソト	175,016	93,016	82,000		
マラウイ	171,025	34,342	136,683		
ドミニカ共和国	165,407	46,482	118,925		
コートジボワール	152,700	24,024	128,676		
ニジェール	137,370	9,000	128,370		
ベナン	134,276	44,960	89,316		
ウガンダ	122,101	95,994	26,107		
アンゴラ	100,000	0	100,000		
西アフリカ地域	91,578	86,432	5,146		
モザンビーク	87,421	71,276	16,145		
ブルキナファソ	86,123	63,123	23,000		
ブルンジ	70,000	36,500	33,500		
フィジー	66,762	0	66,762		
リベリア	66,355	46,355	20,000		
カーボベルデ	61,218	48,049	13,169		
カメルーン	58,192	53,192	5,000		
ガンビア	57,000	0	57,000		
パプア・ニューギニア	53,367	0	53,367		
マリ	48,909	34,909	14,000		
ガーナ	46,169	33,669	12,500		
ルワンダ	45,000	0	45,000		
シント・マールテン	44,228	0	44,228		
エスワティニ王国	41,726	5,326	36,400		
セーシェル	40,497	27,997	12,500		
エチオピア	40,000	5,000	35,000		
コンゴ民主共和国	35,585	35,585	0		
モーリシャス	28,110	28,110	0		
サントメ・プリンシペ	24,500	0	24,500		
モーリタニア	18,760	3,760	15,000		
ナミビア	17,401	17,401	0		
トーゴ	13,775	2,405	11,370		
カリブ海地域	12,976	12,976	0		
コンゴ	12,585	12,585	0		
ハイチ	12,000	0	12,000		
ベリーズ	7,879	1,114	6,765		
ドミニカ	3,414	3,414	0		
ボツワナ	1,768	1,768	0		
ジャマイカ	1,093	1,093	0		
セント・ヴィンセント・グレナディン	1,093	1,093	0		
小計	4,431,268	1,698,947	2,732,321	0.79%	0.72%

D.3.2.3. アジア

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
インド	2,551,182	1,352,936	1,198,246		
中国	2,329,040	1,001,644	1,327,396		
バングラデシュ	385,000	109,833	275,167		
ベトナム	384,107	153,107	231,000		
カザフスタン	326,705	0	326,705		
ウズベキスタン	200,000	0	200,000		
ネパール	186,534	29,964	156,570		
スリランカ	184,991	134,991	50,000		
ラオス人民民主共和国	180,020	42,217	137,803		
カンボジア	140,515	0	140,515		
キルギス	112,000	10,000	102,000		
タジキスタン	109,028	17,700	91,328		
モンゴル	90,496	56,519	33,977		
パキスタン	50,000	0	50,000		
モルディブ	46,649	10,526	36,123		
インドネシア	3,011	3,011	0		
小計	7,279,278	2,922,448	4,356,830	1.30%	1.13%

D.3.2.4. 潜在的候補国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,573,165	1,152,837	420,328		
コソボ	132,000	17,000	115,000		
小計	1,705,165	1,169,837	535,328	0.30%	0.31%

D.3.2.5. ラテンアメリカ諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ブラジル	1,320,034	594,900	725,134		
エクアドル	612,705	385,470	227,235		
パナマ	558,723	452,557	106,166		
ニカラグア	438,202	115,085	323,117		
アルゼンチン	296,891	106,656	190,235		
中央アメリカ地域	289,022	166,522	122,500		
パラグアイ	194,401	90,852	103,549		
ボリビア	190,115	78,879	111,236		
コロンビア	184,280	908	183,372		
メキシコ	162,480	162,480	0		
ペルー	133,523	133,523	0		
ホンジュラス	79,402	65,380	14,022		
チリ	73,055	73,055	0		
コスタリカ	58,816	58,816	0		
ラテンアメリカ地域	53,409	0	53,409		
小計	4,645,058	2,485,083	2,159,975	0.83%	0.73%

D.3.2.6. 欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ノルウェー	1,141,970	941,420	200,550		
アイスランド	559,824	519,824	40,000		
スイス	48,755	32,929	15,826		
小計	1,750,549	1,494,173	256,376	0.31%	0.32%

D.3.2.7. 地中海沿岸諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
エジプト	5,466,111	3,263,992	2,202,119		
モロッコ	4,784,201	3,108,790	1,675,411		
チュニジア	3,202,784	2,116,448	1,086,336		
レバノン	1,617,628	548,602	1,069,026		
イスラエル	826,688	826,688	0		
ヨルダン	615,012	391,972	223,040		
アルジェリア	353,050	353,050	0		
シリア・アラブ共和国	160,821	160,821	0		
ガザ・西岸地区	99,987	38,964	61,023		
地中海沿岸地域	11,902	0	11,902		
小計	17,138,184	10,809,327	6,328,857	3.06%	2.96%

D.3.2.8. 海外の属国および属領 (OCT)

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ニューカレドニア	16,667	16,667	0		
仏領ポリネシア	16,295	8,795	7,500		
小計	32,962	25,462	7,500	0.01%	0.01%

D.3.2.9. 東欧諸国、南コーカサス諸国およびロシア

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ウクライナ	5,080,573	1,284,260	3,796,313		
ジョージア	1,634,280	593,808	1,040,472		
モルドバ共和国	684,037	280,838	403,199		
ベラルーシ	530,000	75,000	455,000		
アルメニア	339,279	200,218	139,061		
ロシア連邦	74,950	74,950	0		
アゼルバイジャン	6,275	6,275	0		
小計	8,349,394	2,515,349	5,834,045	1.49%	1.32%

D.3.2.10. 南アフリカ

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
南アフリカ	1,000,858	857,868	142,990		
小計	1,000,858	857,868	142,990	0.18%	0.17%
欧州連合域外のプロジェクトに 対する貸付金合計	64,793,611	40,352,065	24,441,546	11.56%	11.40%
2019年貸付金合計 ⁽¹⁾	560,299,704	447,553,378	112,746,326	100.00%	
2018年貸付金合計 ⁽¹⁾	556,765,824	450,916,076	105,849,748		100.00%

(1) 代替貸付金（注B.2およびD.1）を含み、分割貸付債権（2019年：172百万ユーロ、2018年：210百万ユーロ）を除く貸付金総額。

D.4. 保証業務に係る引当金

グループが付与した保証に係る引当金は、受益者に対して支払義務を負うと見込まれる損失に対応して認識されている。2019年12月31日現在、こうした引当金は19,815千ユーロにのぼる（2018年：30,014千ユーロ）。

注E：グループの構成、株式、その他の変動利付証券および参加持分

E.1. グループの構成

E.1.1. 欧州投資基金

欧州投資基金（「EIF」）は、1994年6月14日にルクセンブルクで国際金融機関として設立された。
登記上の事務所所在地は、37B, avenue J.F. Kennedy, L-2968 Luxembourgである。

EIFの主要任務は、十分な自己資本利益率を提供しつつ、以下を通じて欧州連合の目的追求に貢献することである。

- 金融機関に対する中小企業（「SME」）向け融資保証の提供
- 持分投資の取得、保有、運用および処分
- 第三者から受託した特別財源の管理
- 関連業務

EIBは、EIFの応募済資本金の58.53%（2018年：58.64%）を保有している。

E.2. 株式、その他の変動利付証券および参加持分（単位：千ユーロ）

	参加持分		株式およびその他の変動利付証券			
	ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	EBRD持分 ⁽²⁾	投資基金 ⁽¹⁾	その他の持 分投資	合計 ⁽³⁾
取得原価：						
2019年1月1日現在	297,878	5,208,491	157,500	1,376,701	0	6,742,692
当期取得額	96,468	1,359,366	0	895,080	266	2,254,712
当期売却額	-29,196	-438,441	0	-212,395	0	-650,836
2019年12月31日現在	365,150	6,129,416	157,500	2,059,386	266	8,346,568
評価損益：						
2019年1月1日現在	-26,767	-431,624	0	-41,364	0	-472,988
当期取得額	-5,210	-71,764	0	-20,101	0	-91,865
当期減少額	3,672	148,211	0	9,200	0	157,411
2019年12月31日現在	-28,305	-355,177	0	-52,265	0	-407,442
純帳簿価額：						
2019年12月31日現在	336,845	5,774,239	157,500	2,007,121	266	7,939,126
2018年12月31日現在	271,111	4,776,867	157,500	1,335,337	0	6,269,704

(1) オフ・バランスシートで開示されている契約済の未実行額は、それぞれ次のとおりである。

株式およびその他の変動利付証券に関連して：

- ・ ベンチャー・キャピタル事業：4,754,819千ユーロ（2018年：5,095,491千ユーロ）
- ・ 投資基金：3,587,184千ユーロ（2018年：3,362,284千ユーロ）

参加持分に関連して：

- ・ ベンチャー・キャピタル事業：657,168千ユーロ（2018年：604,438千ユーロ）

(2) 157,500千ユーロ（2018年：157,500千ユーロ）は、EBRD（欧州復興開発銀行）の資本金に対するEIBの応募額900,440千ユーロに係る2019年12月31日現在のEIBの払込資本である。

(3) 合計額は、株式およびその他の変動利付証券のみを含む。

2019年12月31日現在、EIBは、EBRDの応募済資本金の3.03%を所有している。国際財務報告基準に準拠して作成されたEBRDの監査済2018年度財務書類に基づいた、EBRDにおけるEIBの正味資本持分は493百万ユーロ（2018年：490百万ユーロ）である。

（単位：百万ユーロ）	持分比率（％）	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EBRD（2018年12月31日） ^(*)	3.03	16,283	210	61,852

(*) データはEBRDの最新の監査済財務書類に基づいている。

注F：無形・有形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品 および設備	有形資産合計	無形資産合計
取得原価：					
2019年1月1日現在	20,145	387,943	88,317	496,405	36,919
当期取得額	0	9,939	9,876	19,815	18,184
当期除却額	0	0	-26,067	-26,067	-11,737
2019年12月31日現在	20,145	397,882	72,126	490,153	43,366
減価償却／償却累計額					
2019年1月1日現在	0	-186,758	-53,079	-239,837	-13,121
当期減価償却／償却額	0	-9,792	-19,193	-28,985	-15,597
当期除却額	0	0	26,067	26,067	11,007
2019年12月31日現在	0	-196,550	-46,205	-242,755	-17,711
純帳簿価額：					
2019年12月31日現在	20,145	201,332	25,921	247,398	25,655
2018年12月31日現在	20,145	201,185	35,238	256,568	23,798

ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価55,153千ユーロ（2018年：45,214千ユーロ）が含まれており、新棟は、2023年に完成予定である。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

その他の資産	2019年12月31日	2018年12月31日
未収金およびその他債権	25,828	23,814
保証履行請求債権	25,633	21,775
デリバティブの公正価値	1,638	6,874
職員住宅ローンおよび預け金 ^(*)	1,038	1,552
保証に係る受取手数料	112	0
ベンチャー・キャピタル事業売却代金未収金	0	16,573
その他	2,477	4,297
合計	56,726	74,885

(*) 上記残高は、過年度にEIBがEIB職員に供与した職員住宅ローンに関連するものである。1999年以降、こうした住宅ローンに代わり、常勤職員によるグループ職員規程に準拠した職員住宅ローン利用を可能にする外部金融機関との取決めが導入された。該当職員全員に対して、同一の利率と条件が適用される。

その他の負債	2019年12月31日	2018年12月31日
任意補足年金制度（注L）	643,232	585,017
ファースト・ロス一部負担金	132,676	52,575
未払人件費	105,707	117,579
未払金およびその他債務	48,674	51,268
貸付金の未達勘定	15,105	13,750
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用	13,596	13,596
デリバティブの公正価値	8,094	3,428
西バルカン諸国のインフラ基金	393	393
その他	63,847	26,241
合計	1,031,324	863,847

注H：応募済資本金、グループ自己資本および利益処分⁽¹⁾

連結自己資本変動計算書（単位：千ユーロ）	2019年	2018年
資本金：		
- 応募済資本金	243,284,155	243,284,155
- 払込未請求資本金	-221,585,020	-221,585,020
- 払込請求済資本金	21,699,135	21,699,135
準備金および当期純利益：		
準備基金：		
- 期首残高	24,328,415	24,328,415
- 期末残高	24,328,415	24,328,415
その他準備金：		
- 期首残高	10,995,618	10,312,322
- 前年度利益処分額 ^(2,3)	1,807,726	700,540
- 所有持分の変動 ⁽⁴⁾	-11,037	-17,244
- 期末残高	12,792,307	10,995,618
特別活動準備金：		
- 期首残高	9,626,707	7,504,091
- 前年度利益処分額 ⁽²⁾	1,150,968	2,122,616
- 期末残高	10,777,675	9,626,707
一般貸倒準備金：		
- 期首残高	2,736,047	2,700,556
- 前年度利益処分額 ⁽²⁾	-565,870	35,491
- 期末残高	2,170,177	2,736,047
EIB株主に帰属する当期純利益	2,418,836	2,392,824
EIB株主に帰属する連結自己資本合計	74,186,545	71,778,746
少数株主に帰属する持分（単位：千ユーロ）	2019年	2018年
- 1月1日現在の残高	857,685	899,004
- 準備金の変動	18,688	-55,359
- 少数持分に対する配当金の支払	-4,331	-4,519
- 当期損益処分	38,938	18,559
12月31日現在の少数株主に帰属する持分合計	910,980	857,685

(1) A.1.3.を参照のこと。

(2) 2019年4月24日、総務会は、2018年12月31日終了年度のEIBの当期純利益2,339,052千ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが行われたということは、基本的な運用のリスクが変動したということの結果である。

(3) EIBの法定利益とグループの連結当期純利益との差額（53,772千ユーロ）は、「EIB株主に帰属するその他準備金」に配分された。

(4) この差額は、EIF株式の購入および売却、ならびに2018年のEUMPFの連結除外に関連するものであった。

注I：前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益（単位：千ユーロ）

前払金および未収収益	2019年12月31日	2018年12月31日
通貨スワップ契約に係る外国為替	8,262,158	8,652,346
未収利息および手数料	7,638,811	7,847,367
繰延借入費用	394,304	412,424
委託の受取手数料	208,495	189,716
スワップに係る未収償還プレミアム ^(*)	154,804	154,285
その他	3,037	11,348
合計	16,661,609	17,267,486

未払金および繰延収益	2019年12月31日	2018年12月31日
未払利息および手数料	8,107,194	8,259,577
通貨スワップ契約に係る外国為替	7,127,931	9,014,183
スワップに係る未払償還プレミアム ^(*)	816,284	788,671
繰延借入収益	686,322	718,796
貸付金に係る繰延収益	268,236	272,178
前受運用報酬	130,088	88,778
前受利子補助金	101,457	103,385
その他	7,240	26,612
合計	17,244,752	19,272,180

(*) スワップの未収および未払に係る償還プレミアムは、そのような特性が盛り込まれた契約に係る原スワップ契約の最終支払額を示す。

注J：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

J.1. 金融機関に対する債務

	2019年12月31日	2018年12月31日
要求払	6,287,270	4,122,978
短期預かり金	2,761	93,390
金融機関とのレボ取引	1,182,750	0
合計	7,472,781	4,216,368

J.2. 顧客に対する債務

	2019年12月31日	2018年12月31日
翌日物預金	4,013	7,665
欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	397,313	374,376
- 預金口座	1,193,182	1,409,042
短期預かり金	15,554	10,976
合計	1,610,062	1,802,059

注K：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるグループの目標の1つとして、特に通貨に関し、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。次の表は、2019年および2018年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日をまとめたものである。

支払通貨	2019年 12月31日 現在残高	平均利率 2019年 ^(*)	満期日	2018年 12月31日現在 残高	平均利率 2018年 ^(*)
ユーロ	242,241,423	1.73	2020/2057	242,302,683	1.88
米ドル	111,884,458	2.20	2020/2058	118,381,750	2.14
英ポンド	45,613,342	2.61	2020/2054	45,514,776	2.67
オーストラリア・ドル	9,947,726	3.77	2020/2042	11,158,821	4.40
スウェーデン・クローナ	5,873,569	2.28	2020/2040	5,871,397	2.45
ノルウェー・クローネ	5,739,674	1.98	2020/2037	4,092,659	1.97
スイス・フラン	5,430,993	2.09	2020/2036	6,543,349	2.10
カナダ・ドル	5,313,621	2.02	2020/2045	4,753,954	2.10
ポーランド・ズロチ	4,994,362	2.48	2021/2029	3,605,803	2.38
日本円	3,282,503	1.12	2020/2053	3,768,843	1.02
南アフリカ・ランド	2,774,494	8.16	2020/2032	3,059,007	7.66
トルコ・リラ	2,266,647	8.76	2020/2027	2,937,200	8.94
メキシコ・ペソ	1,887,353	5.66	2020/2027	1,689,482	5.63
デンマーク・クローネ	525,216	0.82	2024/2031	123,760	3.46
ニュージーランド・ドル	388,435	2.49	2020/2023	469,043	3.37
チェコ・コルナ	347,462	2.45	2021/2034	379,935	2.57
ハンガリー・フォリント	272,895	0.22	2020/2021	281,014	0.18
人民元	230,164	2.80	2020/2022	63,491	3.88
ロシア・ルーブル	164,388	6.16	2020/2022	213,259	6.71
香港ドル	105,175	2.14	2020/2021	116,152	2.47
ルーマニア・レイ	37,633	2.87	2020/2020	57,468	2.66
合計	449,321,533			455,383,846	

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

仕組借入の中には、その元本および利息が株価指数に連動しているものもある（実行時の価額：2019年は500百万ユーロ、2018年は500百万ユーロ）。借入金はすべて、仕組スワップ・オペレーションにより十分にヘッジされている。

次の表は、2019年度および2018年度の債務証券借入（短期コマーシャル・ペーパーを含む）の変動を示したものである。

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年
1月1日現在の残高	455,384	449,585
当期発行額	141,610	102,839
契約に基づく償還	-151,818	-99,771
期限前償還および買戻し	-1,073	-749
為替差額	5,219	3,480
12月31日現在の残高	449,322	455,384

注L：引当金 - 年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

グループの主な年金制度は職員とグループからの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。グループおよびその職員の全拠出額がグループの資産へ投資されている。

年金制度および健康保険制度の引当金は、以下のとおりである。（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
職員年金制度：		
1月1日現在の引当額	2,676,508	2,416,081
期中支給額	-87,460	-90,346
保険数理損失の認識	122,809	119,596
年間の拠出金および利息	255,751	231,177
職員年金制度小計	2,967,608	2,676,508
経営委員会年金制度		
経営委員会年金制度	35,652	37,226
保険数理損失の認識	1,913	1,465
経営委員会年金制度小計	37,565	38,691
健康保険制度：		
1月1日現在の引当額	366,530	312,083
期中支給額	-22,254	-19,836
保険数理損失の認識	11,589	25,337
年間の拠出金および利息	48,026	48,946
健康保険制度小計	403,891	366,530
12月31日現在引当金合計	3,409,064	3,081,729

上記金額は、任意補足年金制度（確定拠出年金制度）加入者への債務を含んでいない。それに対応する債務643百万ユーロ（2018年：585百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

将来の退職給付および健康保険給付に対する引当金は、2019年9月30日付で、独立した保険数理士により、予測単位積立方式を用いて評価された。この保険数理評価は、2019年12月31日現在の実勢市

場金利および以下の（職員年金制度および健康保険制度に関する）仮定に基づいて2019年度の最後の3ヵ月を推定し（「ロール・フォワード」法）、2019年12月31日付で更新された。

- ・ 23.8年（2018年：21.9年）の期間に対応する年金制度および健康保険制度における未払給付の保険数理上の現在価値を算定するための割引率 1.30%（2018年：2.18%）
- ・ 過去の経験を踏まえて、EIBでは、退職給付積立金からの予想支給総額は「上記割引率+1.5%（2018年：1.5%）」に設定されると見積っている。
- ・ 退職年齢 55～65歳での段階的退職（2018年と同じ）
- ・ 物価および賃金の平均的上昇率 3.5%（2018年：3.5%）
- ・ 予想退職率 30%～0%で変動し、年齢とともに低下（2018年と同じ）
- ・ 年金調整率（年） 1.75%（2018年と同じ）
- ・ ICSLT生命表 2018年度版を使用（2018年：ICSLT生命表2013年度版）
- ・ 医療費上昇率（年） 3.75%（2018年：3.75%）
- ・ 年齢ごとの医療費プロファイルは、2019年に過去の実績に加えて2020年1月1日より適用される新しい私戻基準を反映して修正された。

このようなスキームのための引当金は、上記の表のとおり、保険数理評価に従って、必要に応じて調整される（注A.2.11）。退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識される。

2018年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、2,621,374千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は2,051,063千ユーロで、2019年1月1日から制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識された。これにより、2019年度に認識された純損失は、136,311千ユーロである。

2019年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、4,483,224千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は3,693,994千ユーロで、2020年度に認識される純損失は248,189千ユーロとなる。

注M：当期純利益

2019年12月31日終了年度の法定損益計算書に計上された当期純利益2,363,586千ユーロの処分案は、承認を受けるため2020年4月24日までに総務会に提出される。当事業年度のEIB剰余金の処分案の詳細については、EIBの財務書類の前書きを参照のこと。

注N：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用**N.1. 正味受取利息（単位：千ユーロ）**

	2019年	2018年
受取利息および類似収益：		
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに負債証券 （確定利付証券を含む）	548,378	805,337
金融機関および対顧客貸付金および預け金	7,474,587	7,438,463
デリバティブ	16,478,785	16,480,225
有利子負債に係るマイナス金利	12,854	624
その他	5,280	5,084
合計	24,519,884	24,729,733
支払利息および類似費用：		
金融機関および顧客に対する債務	-8,063	-28,799
債務証券借入	-10,042,103	-10,380,600
デリバティブ	-10,902,103	-10,355,209
利付資産に係るマイナス金利	-371,024	-641,941
その他	-153,251	-132,313
合計	-21,476,544	-21,538,862
正味受取利息	3,043,340	3,190,871

N.2. 「受取利息および類似収益」の国別分析（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
欧州連合加盟国		
イギリス	1,036,312	981,885
スペイン	933,252	972,929
ポーランド	584,905	571,235
イタリア	566,622	570,335
フランス	522,539	503,253
ギリシャ	501,055	515,074
ドイツ	325,439	413,010
オーストリア	272,891	269,685
ポルトガル	216,107	236,249
オランダ	172,535	163,925
ベルギー	163,252	174,325
ハンガリー	160,942	154,918
スウェーデン	128,533	75,017
アイルランド	89,693	79,558
ルーマニア	84,679	90,401
フィンランド	71,528	71,241
チェコ共和国	69,263	48,779
スロバキア	65,378	66,514
クロアチア	59,335	65,822
スロベニア	45,894	48,635
ブルガリア	42,119	44,158
リトアニア	33,812	44,605
デンマーク	26,505	23,416
ラトビア	15,077	15,137
キプロス	12,699	12,909
マルタ	9,960	10,571
エストニア	4,165	4,712
ルクセンブルク	2,887	2,589
欧州連合加盟国の合計	6,217,378	6,230,887
欧州連合域外	1,063,416	1,025,007
合計	7,280,794	7,255,894
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	17,239,090	17,473,839
受取利息および類似収益の合計	24,519,884	24,729,733

(1) 国別分析の対象外の収益は以下のとおり：

・ 長期ヘッジ・ポートフォリオ、代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオからの収益	207,986	220,473
・ 有価証券流動性ポートフォリオおよびEIF運用ポートフォリオからの収益	83,495	105,642
・ 短期金融市場証券からの収益	256,883	479,222
・ その他有価証券からの収益	14	0
・ 短期金融市場オペレーションからの収益	206,647	183,193
・ デリバティブからの収益	16,478,785	16,480,225
・ その他	5,280	5,084
	17,239,090	17,473,839

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
保証手数料	146,693	109,179
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	52,748	49,993
Jaspers手数料	33,538	34,994
EFSIの手数料	29,892	27,559
InnovFinの手数料	16,330	12,367
貸付金手数料収益	13,542	10,644
Jeremie / ESIFの手数料	11,999	12,068
Jessicaの手数料	8,878	8,931
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	5,412	1,754
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	5,128	1,773
ヤウンデ / ロメ協定の手数料	1,888	2,027
その他の委託に係る手数料	103,427	90,268
合計	429,475 (*)	361,557
支払手数料	-252,282 (**)	-180,975

(*) 2018年度中に、グループは繰延収益のメカニズムを改正し、その結果、一定の委託の手数料の当年度の収益認識にマイナス11,118千ユーロ（2018年：マイナス12,984千ユーロ）の影響があった。

(**) この項目における差異は、主に2019年に提供された信用補完におけるリスク対価の増加に関連している。

注P：金融業務損益（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
株式およびその他の変動利付証券に係る純損益 ^(*)	100,346	-9,081
貸借対照表上のポジションの換算に係る純損益	3,090	-959
債務証券借入買戻に係る純損益	0	-1,195
デリバティブの純損益	6,164	-14,823
負債証券ポートフォリオの純損益（有価証券のみ）	2,950	-65,148
金融業務損益合計	112,550	-91,206

(*) 2019年、グループは投資基金3件における参加持分の流通市場における売却を完了した。この売却の結果、グループは102,576千ユーロの売却益を計上した。

注Q：その他の業務収益（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
過年度未使用引当金の戻入れ	3,209	4,311
賃貸料収益	91	25
その他	2,625	2,969
合計	5,925	7,305

注R：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
給与および手当 ^(*)	-492,631	-471,251
福利厚生費およびその他人件費	-367,586	-378,523
人件費	-860,217	-849,774
その他の一般管理費	-286,971	-283,921
一般管理費合計	-1,147,188	-1,133,695

(*) このうち経営委員会委員に対する金額は、2019年12月31日現在が2,706千ユーロ、2018年12月31日現在は2,927千ユーロである。

グループの職員数は、2019年12月31日現在、3,964名（2018年12月31日現在は3,899名）であった。

注S：オフ・バランスシートの借入債務支払に係る特別預け金

この項目は、グループが支払代理人に支払ったが、グループが発行した債券の保有者による支払いのための提示がなされていない、期日到来済みのクーポンおよび債券の金額に相当する。

注T：金融商品の公正価値^(*)

グループは貸借対照表日において、（有価証券流動性ポートフォリオを除き）負債の場合は受領額、資産の場合は取得のための支払額を示す外貨建ての取得原価に基づき、貸借対照表の金融商品を計上している。次の表は、資産または負債に計上されている金融商品（主として貸付金、財務、有価証券、借入）の公正価値と帳簿価額とを比較したものである。

2019年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	947	947
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	482,119	515,795
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）	46,874	47,425
株式、その他の変動利付証券および参加持分	8,276	11,600
金融資産合計	538,216	575,767
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	9,083	9,079
債務証券借入	449,322	497,376
金融負債合計	458,405	506,455

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注V.を参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

2018年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	142	142
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	482,943	506,591
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）	50,038	50,337
株式、その他の変動利付証券および参加持分	6,541	8,991
金融資産合計	539,664	566,061
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	6,018	6,017
債務証券借入	455,384	492,081
金融負債合計	461,402	498,098

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注V.を参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

注U：リスク管理

本注記は、グループのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 決済リスク等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 金利リスク - 金利感応商品に影響を及ぼす金利の不利な変動から生じるEIBの投資の利益および経済価値の両方に対するリスクで、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクを含む。
- 流動性および資金調達リスク - EIBが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動が原因で、EIBのポジションから得られる経済価値または収益の変動性から生じるリスク。
- オペレーショナル・リスク - 不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

U.1. リスク管理組織

グループ内の各事業体は、独自のリスクの管理および統制を実行している。本注記に記載するリスク管理情報はEIBとEIFを分けて表示する。

また、EIBはリスク管理部門の中に、グループ全体のリスク管理を強化するために、規制およびEIBグループ・リスク部を設置した。EIBの連結レベルでのリスク管理の概括的な原則は、グループ・リスク管理憲章に示されている。グループ・リスク管理憲章は、グループのリスクのグループ全体からの見方およびリスク管理の統合的なアプローチを規定することを目的としている。

グループは現在、グループ最高リスク責任者（「GCRO」）により機能されるグループ・リスク部門を設置するプロセスを進めている。総裁およびEIB経営委員会のそれぞれの、法定責任が影響を受けることなく、GCROはグループ・リスクについて、リスク担当の経営委員会委員の監督の下、EIB経営委員会に報告するものとする。グループ・リスクに関連した主要なリスク方針の事項に関して、GCROはEIB経営委員会および他のEIBの統治機関の関連するすべての会議に参加し、EIF取締役会の関連する会議およびEIF経営陣との協議に招待されるものとする。EIFは、GCROを通じてグループ・リスク事項をEIBに報告するものとする。

U.1.1. EIBのリスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは一般にEUの機関、機構および局によって発令または採択される商業銀行に適用される法や指針（「EU法および指針」）の適用を受けないが、EIBは公表しているとおり、その任意の決定により、そのベスト・バンキング・プラクティスの指針的原則で特定されるEU法および指針を遵守することとしている。

EIB内では、リスク管理部門（「RM」）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。職務分掌を維持するために、RMは、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。RM担当のディレク

ター・ジェネラルは、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびにオペレーショナル・リスクについて経営委員会に報告し、定期的に監査委員会と会合を持ち、これらのリスクに関する議題を協議している。また、同ディレクター・ジェネラルは、経営委員会、リスク方針委員会および理事会へのリスク報告についても監督の任にある。

契約締結後の貸付金の管理およびモニタリングは、ポートフォリオの重要な部分に関しては、RMから独立している部門である取引管理・再編部門（「TMR」）が担当する。TMRは、よりリスクが高いカウンターパーティー、および特定の形の担保のモニタリングに注力するとともに、特に注意を要する取引の管理も行う。信用リスクの兆候に係るTMRの提言は、すべてRMによる独立した立場からのセカンド・オピニオンの対象となる。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

U.1.1.1. リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびにオペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する詳細な情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

U.1.1.2. EIBのリスク許容度

EIBは、リスク許容度を定めており、事業戦略の追求によって生じるリスクに関して慎重な限度額を設定している。限度額を設定するにあたり、EIBは、EIBのリスク特性を事業戦略および利害関係者の期待に適合させるようにしている。さらに、EIBの戦略の長期的な資本の持続可能性は、これらの限度額との比較で評価および監視され、利用可能な資本が現在および大局的な事業目的および政策目的を支えるために十分であることを確実にする。

EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な市場リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

U.1.1.3. 収益の持続可能性および自己資金力

EIBの資産負債管理方針は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、資産負債管理方針では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBのALM戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

U.1.2. EIFのリスク管理組織

EIFの使命は、基本的に欧州連合内で設立、成長および発展をするためのリスク・ファイナンスへのアクセスを中小企業（「SME」）に提供することである。グループの両事業体のプライベート・エクイティ（「PE」）業務、ベンチャー・キャピタル事業ならびにポートフォリオ保証、証券化およびマイクロファイナンス（「GSM」）業務の大半は、EIFが管理・運営している。

EIFも、変化する経済情勢に合わせて、リスク管理システムを調整している。そのため市場のベスト・プラクティスが発達するにつれ、EIFも継続的にそれらを適応させている。EIFの業務に内在する主なリスクを統制し、報告するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの管理システムを導入している。

リスク管理は、EIFの企業文化に組み込まれており、EIFのすべての事業機能およびプロセスに浸透した、(i) フロント・オフィス、(ii) 独立したリスクおよびコンプライアンス部門および、(iii) 監査および保証の3つの防衛線モデルに基づいている。事務総局長が委員長を務める投資およびリスク委員会（「IRC」）は、CEOおよび副CEOにあらゆる取引に関して助言を行う。最高リスク責任者が議長を務めるIRCの四半期ごとの会議はまた、EIFポートフォリオのリスクおよび投資関連の面、特に取引格付の承認、減損および引当についての措置、関連する市場リスク事象および潜在的なストレスのテストを監視する。最後に、IRCは、ファンド・マネージャーとしてのEIFの役割から生じる全社的リスクも監視する。リスクおよびポートフォリオ管理の措置は、EIFの監査役会が統括する保証プロセスの一部を構成する。

さらに、EIBグループとの関連で見た場合、EIFのリスク管理部門は、特に、グループ・リスク管理憲章、ならびに保証・証券化業務、EIBのリスク資本財源マンドート（「RCR」）に基づくPE業務、EIBグループ・リスク補完マンドート（「EREM」）に基づくEIBの様々な機会、およびEIFの方針に関する一般的な問題に関連するグループのリスク・エクスポージャーについて、EIBのリスク管理部門と定期的に連絡を取りながら業務を運営している。

EIFの財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、大部分がEIBに委託されている。この管理は、契約に付属する財務ガイドラインに従って行われるが、当該ガイドラインはEIB自身の財務ガイドラインの関連箇所を密接に反映するものになっている。

U.1.2.1. リスク評価 プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ業務では、EIFは、ファンド・オブ・ファンズの手法を採っており、広範囲の投資家からの出資契約を促すため、主として独立した立場のチームが運用するベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンドおよびメザニン・ファンドへの少数持分参加を行うか、または共同投資契約に従って行動している。EIFのPE業務には、シード・キャピタル投資やアーリーステージ・キャピタル投資だけでなく、低いリスク特性を有すると一般的に言われているミッドステージ投資、レイトステージ投資、およびメザニン投資を運用対象とする安定したファンドへの投資も含まれている。

EIFは、PE市場の動きに応じたPEファンド・ポートフォリオを設計し、運用し、モニタリングするための一連のツールを、過去数年間かけて開発した。これらのツールはグループ内のモデルであるグレーディング・ベスト・エコノミック・モデル（「GEM」：格付に基づく経済モデル）に基づいており、これを使用することにより、EIFは各ファンドおよび各ファンド・ポートフォリオの評価、リスク、予想される将来のキャッシュ・フローとパフォーマンスの査定ならびに妥当性検査を改善することができる。EIFでは、取引チームが実施しリスク管理チームが審査した広範囲にわたるデューデリジェンスの結果に基づき、格付を割り当ててから、PEファンドと出資契約を交わしている。この格付は、リスク水準に応じた頻度と厳格さで、ファンド残存期間にわたって定期的に審査される。

独自のITシステムと（フロント・オフィスからバック・オフィスに至るまでの）統合ソフトウェアの開発に下支えされたこうした取り組みによって、投資判断プロセスならびにポートフォリオの財務リスクと流動性の管理も改善され、特に将来を見据えた、およびストレス・テストに基づいた意思決定が可能となる。

U.1.2.2. リスク評価 保証

EIFは、中小企業向け融資に従事する金融仲介機関に対し、ポートフォリオ保証を提供し、中小企業の証券化取引の信用補完を行っている。このようなリスクを取ることで、EIFは資金へのアクセスを容易にすることで、中小企業の資金調達を支援している。

保証・証券化業務に関しても、EIFは過去数年間をかけて一連のツールを開発した。これは、市場のベスト・プラクティスに従って、ポートフォリオ保証と仕組金融取引を分析するためのものである。EIFは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針およびモデル審査指針に準拠して、自らリスクを負担する新規の保証取引それぞれに内部格付を割り当ててから、法律上正式に保証取引を行っている。この格付は、定量パラメーターだけでなく定性面も考慮して、取引の信用の質（予想損失概念）を分析し集約するグループ内のモデルに基づく。保証取引は、定期的に（少なくとも四半期ごとに）モニターし、その状況は、EIFのIRCが定期的に見直している。その際、委員会は、業績次第で、内部格付を見直すことがある。このプロセスではその全領域において、フロント・オフィスがアクションを起こしリスク管理部門がレビューを行うという、「4つの目」の原則が適用されている。

保証ポートフォリオは、「モデルに基づいた価格」手法によって評価される。ポートフォリオの取引の評価に対する主な影響は、付与された格付とその後起こりうる格付の変更により生じる。

EIFのモニタリングは、潜在的な格付の悪化を監視し、適切な取引の管理の基礎を提供する。EIFのストレス・テスト方法、すなわちポートフォリオの格下げおよび債務不履行、ならびにそれに伴う資本配分、予想損失および損益計算書への影響に関するシナリオ分析は、取引の開始時およびポートフォリオの期間全体にわたって適用される。PEの場合同様、保証ポートフォリオに関するストレス・テストの結果は定期的にEIFの理事会に提出されている。

U.2. 信用リスク

信用リスクは主にグループの貸付業務に関するものであるが、程度の差はあるものの、負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品ならびにグループのデリバティブおよび保証取引に関するものも含まれている。

デリバティブの使用に関する信用リスクについては、「デリバティブ」のセクション（注V）で分析する。

信用リスクは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。EU加盟国業務と非EU加盟国業務ではリスク・プロファイルが異なる場合があり、EU加盟国の活動と非EU加盟国の活動には別々の指針が設けられている。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容範囲内とみなされる担保種類も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。加えて、カウンターパーティー別と業種別に限度枠を設けるシステムを通じて、信用リスク管理指針は、貸付金ポートフォリオの許容可能な分散の実現を図っている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。また同指針は、デリバティブ取引および財務取引の相手の信用の質に関する最低限の基準、ならびに取引種類ごとの契約の枠組みも規定している。

EIFは、法に基づく規定、およびEIF理事会の承認を受けた信用リスク運用指針、またはマンドートに基づき定められた指針を受けた、保守的な方針の枠組み内で、エクスポージャーとリスクを管理している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境を盛り込み、グループ株主からの新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

信用リスクの管理は、カウンターパーティーに関する信用リスクの水準およびカウンターパーティーの支払不能に備えてグループに供された担保の水準の評価に基づいている。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「AD」）の枠組みによるデータを使用している。2019年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU会計指令準拠の単独財務書類に基づく204.5%、EU会計指令準拠の連結財務書類に基づく208.9%であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

U.2.1. 貸付金

貸付金に関する信用リスクを測定・管理するために、グループは一般に認められた基準に基づいて、債務者および適当な場合は差し入れられた担保の質に応じて貸付業務の格付を行っている。

次の表は、未実行分も含め、2019年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの債務者と保証人の構成を分析したものである。

欧州連合域外への貸付金（EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証^(*)に基づくものを除く）は、最終的には、欧州連合予算や加盟国（ACP諸国およびOCTへの貸付金の場合）の保証により担保されている。こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

- (*) EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証は、総務会によって決定された地理別またはテーマ別の貸付フレームワークである。EIBの自己のリスク負担のファシリティ群に基づく貸付およびコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証は、EIBの自己資金での取引であり、EIBは全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する。

以下の表は、自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証およびリスク・シェアリング業務に基づいて供与された欧州連合域内および域外のプロジェクトに対する契約済貸付金を示している（単位：百万ユーロ）。

債務者	保証人	国	公共機関	銀行	企業	無保証 ⁽¹⁾	2019年の 合計	2018年の 合計
国		0	0	0	0	57,489	57,489	57,688
公共機関		33,530	22,821	274	185	83,850	140,660	136,624
銀行		36,880	23,674	22,188	20,064	29,882	132,688	134,774
企業		9,282	4,712	10,133	34,487	104,915	163,529	163,911
2019年の合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾		79,692	51,207	32,595	54,736	276,136	494,366	
2018年の合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾		79,597	49,260	35,375	59,134	269,631		492,997

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、グループが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2019年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）における貸付金は、3,965百万ユーロ（2018年：4,528百万ユーロ）であった。
- (3) この金額に、契約済代替貸付金（2019年：20,665百万ユーロ、2018年：20,725百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるグループ資産の全額回収を保証すると思われるため、グループは期末現在の欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2018年においても、2019年においても、評価損益を計上しなかった。

保証を含むグループの貸付業務を通じた英国に所在している債務者に対する実行済のエクスポージャーは、2019年12月31日現在、378億ユーロ（2018年：377億ユーロ）であり、英国の保証人が存在する外国の債務者に対する実行済のエクスポージャーは、13億ユーロ（2018年13億ユーロ）であった。2019年12月31日および2018年12月31日のいずれの時点でも、グループは、イギリスを債務者とする直接的なエクスポージャーを有しておらず、またイギリスが保証する実行済の貸付金は、2019年12月31日現在で22億ユーロ（2018年：21億ユーロ）であった。

以下の表は、EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証およびリスク・シェアリング業務に基づいて欧州連合域内外で供与された貸付金に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年			2018年		
	債務者となっているもの		保証人となっ ているもの	債務者となっているもの		保証人となっ ているもの
	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
国名						
オーストリア	0	0	39	0	0	45
ベルギー	0	0	75	0	0	90
ブルガリア	878	300	110	846	350	0
クロアチア	599	300	3,058	623	300	2,889
キプロス	931	242	1,423	915	239	1,440
チェコ共和国	1,515	453	16	1,679	0	43
デンマーク	0	0	244	0	0	45
エストニア	597	0	106	454	215	114
フィンランド	11	0	70	20	0	84
フランス	0	0	2,930	0	0	2,905
ドイツ	0	0	1,395	0	0	1,459
ギリシャ	7,640	769	7,978	7,714	414	7,571
ハンガリー	5,726	1,381	958	5,798	1,040	1,216
アイルランド	1,295	370	1,291	1,195	470	1,154
イタリア	2,957	1,100	4,543	3,108	1,150	3,075
ラトビア	345	400	30	349	200	38
リトアニア	1,529	0	53	1,289	300	54
ルクセンブルク	300	0	248	300	0	59
マルタ	0	72	319	0	72	285
オランダ	0	0	80	0	0	80
ポーランド	8,073	540	17,140	8,958	852	16,561
ポルトガル	1,229	400	4,129	1,264	400	4,520
ルーマニア	1,526	2,130	0	1,682	2,130	0
スロバキア	1,951	989	50	1,895	1,140	50
スロベニア	569	400	1,769	589	400	1,757
スペイン	5,506	400	24,302	4,873	1,200	26,159
スウェーデン	0	0	45	0	0	44
イギリス	0	0	2,174	0	0	2,068
非EU加盟国	1,525	2,541	5,117 ⁽¹⁾	1,379	1,886	5,792
合計	44,702	12,787	79,692	44,930	12,758	79,597

(1) うち、1,419百万ユーロは、欧州連合域内業務に係る欧州連合加盟国政府債の担保である（2018年：1,560百万ユーロ）。

以下の表は、欧州連合域外のプロジェクトに対する契約済貸付金を示している（EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証に基づいて供与された物を除く）（単位：百万ユーロ）。

以下による保証：	2019年12月31日	2018年12月31日
加盟国	4,267	4,064
欧州連合予算 ⁽¹⁾	44,966	43,508
合計⁽²⁾⁽³⁾	49,233	47,572

- (1) このうち3,965百万ユーロ（2018年：4,528百万ユーロ）は、上記で説明したリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）による。
- (2) 現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されている貸付金を含む。
- (3) グループが供与した総額462.9百万ユーロ（2018年：454.1百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金（単位：百万ユーロ）

（新規加盟国で加盟以前に実行された貸付金を含む。）

契約済貸付金の保証形態別内訳

協定	2019年12月31日	2018年12月31日
加盟国による75%グローバル保証		
- ACP/OCT第4次口メ協定 - 第2次財務議定書	36	58
加盟国による75%グローバル保証合計	36	58
加盟国による75%保証		
- コトヌー・パートナーシップ協定	355	371
- 第2次コトヌー・パートナーシップ協定	1,419	1,479
- コトヌー議定書3 - OR/ACP	2,396	2,138
- コトヌー議定書3 - OR/OCT	61	18
加盟国による75%保証合計	4,231	4,006
加盟国による保証合計	4,267	4,064
欧州連合予算による100%保証		
- ロシア - 100百万・2001年 - 2005年	22	25
- ロシア - 500百万・2004年 - 2007年	163	179
欧州連合予算による100%保証合計	185	204
欧州連合予算による75%保証		
- 地中海議定書	14	28
欧州連合予算による75%保証合計	14	28
欧州連合予算による70%保証		
- 南アフリカ - 375百万・1997年1月29日決定	20	22
- ALA II - 900百万	0	4
- ボスニア・ヘルツェゴビナ - 100百万・1999年 / 2001年	25	32
- ユーロメッド (EIB) - 2,310百万・1997年1月29日決定	36	56
- FYROM (マケドニア旧ユーゴスラビア共和国) - 150百万・1998年 / 2000年	16	19
- CEEC - 3,520百万 - 1997年1月29日決定	167	223
欧州連合予算による70%保証合計	264	356
欧州連合予算による65%保証		
- 南アフリカ - 825百万・2000年7月 - 2007年7月	125	132
- 南アフリカ - 2007年2月 - 2013年12月決定	396	415
- ALA III - 2,480百万・2000年2月 - 2007年7月	139	187
- ALAデシジョン - 2007年2月 - 2013年12月	1,929	2,140
- ユーロメッド II - 6,520百万・2000年2月 - 2007年1月	1,541	1,936
- 南東近隣諸国 - 9,185百万・2000年2月 - 2007年7月	3,172	3,548
- トルコ・スペシャル・アクション - 450百万・2001年 - 2006年	111	116
- トルコ - TERRA - 600百万・1999年11月 - 2002年11月	282	300
- PEV EE/CAS/RUS 2007年2月1日 - 2013年12月31日	2,096	2,291
- PEV MED 2007年2月1日 - 2013年12月31日	6,347	6,847
- 加盟候補国 - 8,700百万・2007年 - 2013年	6,123	6,918
- 気候変動マンデート・2011年 - 2013年	1,210	1,353
- ELMアジア2014年 - 2020年	1,046	837
- ELM中央アジア2014年 - 2020年	224	182
- ELM東口シア2014年 - 2020年	5,853	4,659
- ELMラテンアメリカ諸国2014年 - 2020年	2,192	1,550
- ELM MED2014年 - 2020年	5,847	5,818
- ELM加盟候補国2014年 - 2020年	3,219	2,994
- ELM RSA2014年 - 2020年	373	272
- ELM ERI 民間マンデート	1,077	325
- ELM ERI 公共機関マンデート	1,201	100
欧州連合予算による65%保証合計	44,503	42,920
欧州連合予算による保証合計	44,966	43,508
合計⁽¹⁾	49,233	47,572

- (1) グループが供与した総額462.9百万ユーロ（2018年：454.1百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

貸付金に付する担保（単位：百万ユーロ）

その他の信用リスク軽減手段の中の一つとして、グループは、金融有価証券に質権を設定する手法を使用している。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは20,110百万ユーロ（2018年：22,969百万ユーロ）であり、その内訳は以下の通りである。

2019年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）							
	債券						現金	合計
	同等のムーディーズ格付	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および 社債		
Aaa	450	5	1	136	303	0	0	895
Aa1からAa3	1,180	83	30	891	206	0	0	2,390
A1	81	0	0	1,121	51	0	0	1,253
A1未満	11,683	0	385	1,351	973	0	0	14,392
格付なし	40	0	0	0	757	0	383	1,180
合計	13,434	88	416	3,499	2,290	0	383	20,110

2018年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）							
同等のムーディーズ格付	債券						現金	合計
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および 社債	資産担保 証券		
Aaa	18	33	5	181	117	361	0	715
Aa1からAa3	1,225	89	4	962	164	0	0	2,444
A1	124	0	0	2,729	118	0	0	2,971
A1未満	14,476	0	412	32	824	0	0	15,744
格付なし	38	0	0	0	732	0	325	1,095
合計	15,881	122	421	3,904	1,955	361	325	22,969

12月31日現在の実行済貸付残高の債務者の契約業種別明細（単位：百万ユーロ）は以下のとおりである。

	2019年	2018年
業種		
運輸	128,786	131,009
グローバル・ローン ⁽¹⁾	81,412	85,666
エネルギー	64,540	65,820
医療・教育	34,512	33,087
その他インフラ	29,425	28,505
上下水道施設	28,986	28,393
工業	26,501	26,477
サービス	17,491	16,413
電気通信	11,750	11,462
農業・漁業・林業	3,660	3,639
合計 ⁽²⁾	427,063	430,471

- (1) グローバル・ローンとは、金融仲介機関または銀行に提供する融資枠で、その後にそれらの機関または銀行が、自らリスクを負担してその資金を官民が請け負う中小規模のプロジェクトに転貸するというものである。
- (2) この金額に、実行済代替貸付金（2019年：20,490百万ユーロ、2018年：20,445百万ユーロ）は算入されていない。

貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。これらの延滞のフォローアップに関する手続きは、EIBが管理しているすべての貸付金に一貫して適用されている。

1. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞：

2019年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものは、146.0百万ユーロ（2018年：176.4百万ユーロ）である。

2019年12月31日現在のこれらの延滞が生じている貸付金に関連する元本金額は、200.0百万ユーロ（2018年：214.5百万ユーロ）である。これらの延滞が生じている貸付金は、貸倒引当金164.9百万ユーロ（2018年：177.6百万ユーロ）によりカバーされている。

2a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証（請求可能）により担保されている貸付金の延滞：

このような貸付金については、期限が経過した場合に、可能であればまず第一次保証の履行の請求が行われ、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証の履行が正式に請求される。

2019年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.3百万ユーロ（2018年：2.3百万ユーロ）であった。

2b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されている貸付金の延滞についての保証請求：

2019年中、54.8百万ユーロの欧州連合による保証の履行の請求が行われ、加盟国保証の履行の請求はなかった。2018年における対応する金額は、それぞれ134.0百万ユーロおよびゼロであった。

2019年中、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づく請求が行われた金額のうち、0.1百万ユーロが返金された。2018年における対応する金額は、4.9百万ユーロであった。

貸付金の再交渉と支払猶予

グループは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はグループの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、グループが決定するものである。エクスポージャーは、(i)延滞の有無、(ii)当該エクスポージャーが減損に分類されているか否か、または(iii)当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付（LG）は低下しており、貸付金は要注意リストに入れられている。再交渉された場合、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、EIBは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。LGが「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討され、LGが「F」の貸付金は、すべて評価損計上の対象とされる。貸付金のLGが十分に回復した場合には、EIBの手続きに沿って、当該貸付金はその段階で要注意リストから除かれる。

グループが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
支払猶予措置の対象となった契約件数	74	61
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	3,570	3,030
うち評価調整の対象となった貸付金	1,218	1,008
認識された評価損益	379	393
支払猶予された契約に係る受取利息	119	95
償却されたエクスポージャー（取引終了 / 貸付金売却後）	28	66

(単位：百万ユーロ)	支払猶予措置						2019年 12月31日
	2018年 12月31日	返済期限の 延期	元本および 利息の繰延	重大な 財務制限 条項の破棄	その他	契約上の 返済および 契約終了 ⁽¹⁾	
公共機関	957	0	0	10	133	-89	1,011
銀行	139	0	0	179	10	-20	308
企業	1,934	10	36	455	113	-297	2,251
合計	3,030	10	36	644	256	-406	3,570

(1) 減少は、(i) 元本、利息および延滞金額の返済 (ii) 2018年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した償却、ならびに(iii) 当期中の契約終了による。

U.2.2. 財務ポートフォリオ

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオおよび財務商品残高の構成割合につき、経営陣が限度枠を設定している。この限度枠は、リスク管理部門により定期的に見直しが行われる。

グループは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。グループは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、グループに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間レポおよびリバース・レポ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証
- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

以下の表は、財務ポートフォリオの有価証券および短期金融市場商品（預金およびリバース・レポ）に係る信用リスク構成比を、カウンターパーティーおよび発行体の信用格付別を示したものである。

同等のムーディーズ格付	有価証券ポートフォリオ (単位：％)		短期金融市場商品 (単位：％)	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
Aaa	10	8	12	40
Aa1からAa3	36	29	34	22
A1からA3	50	53	54	36
A3未満	4	10	0	2
合計	100	100	100	100

財務取引に供する担保

受取担保

財務取引には、24,622百万ユーロ（2018年：10,023百万ユーロ）の二者間および三者間リバース・リパーチェス契約が含まれており、グループはこのうち18,008百万ユーロ（2018年：8,482百万ユーロ）について財務担保、6,614百万ユーロ（2018年：1,541百万ユーロ）についてコモディティを受領している。二者間および三者間リパーチェス契約は、2019年12月31日現在1,183百万ユーロ（2018年：ゼロ）であった。この残高は全額について担保が供されており、原契約に従い、その後に追加担保の請求または担保の返還が行われる。財務担保ポートフォリオの時価は、2019年12月31日現在、18,544百万ユーロ（2018年：8,786百万ユーロ）であり、以下のように分類される。

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）							
2019年12月31日現在	債券						合計
	政府債	国際機関債	政府機関債 ^(*)	担保付債券 (カバード・ボンド)	銀行債 および社債	資産担保証券	
同等のムーディーズ格付							
Aaa	995	136	267	5,879	1,851	417	9,545
Aa1からAa3	573	100	277	226	877	0	2,053
A1	419	0	44	0	329	0	792
A1未満	5,029	0	4	36	913	0	5,982
格付なし	53	0	14	0	105	0	172
合計	7,069	236	606	6,141	4,075	417	18,544

(*) 2019年から開始された新しい担保債券のカテゴリー。

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）						
2018年12月31日現在	債券					合計
	政府債	国際機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債および 社債	資産担保証券	
同等のムーディーズ格付						
Aaa	310	118	3,596	226	587	4,837
Aa1からAa3	561	170	0	368	0	1,099
A1	127	0	0	294	0	421
A1未満	1,844	0	0	585	0	2,429
合計	2,842	288	3,596	1,473	587	8,786

預託有価証券

ユーロ制度の通貨政策の運用との関連で、グループは、2019年12月31日現在、時価31億ユーロの有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託している（2018年：31億ユーロ）。

二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保（ルクセンブルク中央銀行への差し入れを除く）の時価は、2019年12月31日現在、1,182百万ユーロ（2018年：ゼロ）であった。

U.2.3. 第三者が供与した貸付金に関してグループが付与した保証

自らの財源を原資とするグループの保証および証券化取引から生じる信用リスクは、定款および統治機関の承認を受けた詳細な行内指針で定めるリスク管理方針によって管理されている。

2019年末現在、グループにより保証された契約済エクスポージャーは205億ユーロ（2018年：185億ユーロ）であり、このうち87億ユーロ（2018年：89億ユーロ）は保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーで、その保証引当金は19.8百万ユーロ（2018年：30.0百万ユーロ）であった。

統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に沿って管理されていることにより、グループが、商品範囲、対象地域、カウンターパーティー別のエクスポージャー、債務者別のエクスポージャー、業種別の集中度という点で分散している保証ポートフォリオを引き続き展開するよう徹底されている他、エクスポージャーの格付に基づく資本配分規則も規定されている。

グループの取引が細分化していることから、集中リスクは限定的である。通常、組入れているポートフォリオは、単一の債務者への集中度、業種セクター、地域の多様化という点において高度に分散化している。集中リスクに対処するため、グループは（資本配分に基づき）取引ごとに原債権者レベルで厳格な限度額（原債権者（群）に対するエクスポージャー合計の上限）を設けている。

グループの保証業務においては、当初から案件ごとに信用リスクを追跡管理する一方、組入れられているポートフォリオのグラニュラリティ（分散度）や同質度に応じて、異なるモデル分析法を採用している。業種セクター別エクスポージャーは、グループが各取引または各トランシェに付与した格付に及ぼす影響を通じて、案件ごとに分析される。例えば、取引分析用の財務モデルによって、業種別エクスポージャーは黙示的な相関として反映され、あるいはモデルに入力する主要変数としてのデフォルト率の変動性の仮定を通して間接的に捕捉することができる。

さらに、ポートフォリオ内で集中度が高い業種セクターの現状や予想等の定性指標を用いて、それぞれの案件ごとに集中度に対するエクスポージャーを分析している。例外的に、一部の案件では、同一の（広義の）業種セクターにエクスポージャーが集中している。その場合は、通常、グループに有益な信用補完の強化（優先劣後構造設定等）によって対処する。信用補完という特性を有する案件は、通常、単一の債務者に対するエクスポージャーの上限、債務者上位5者に対する合計エクスポ

ジャーの上限、業種別集中度の上限等、ポートフォリオ基準を設けている。グループ全体のポートフォリオ分析の一環として、業種セクター別のエクスポージャーも検討している。

カウンターパーティー・リスクに関しては、グループのカウンターパーティー（通常は主要市場参加者）の質に注意を払うことによって、リスクを軽減している。残存期間中の手続きやプロセスの遵守状況を確認するため、監視目的の現地調査を別途行っている。また極端な場合の仮定を含めた保証ポートフォリオ・ストレステストのシナリオで定期的にテストを実施し、悪影響に耐えうる資本基盤であるかを判定している。

U.3. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りや金利の期間構造の不利な動きによる、グループのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

金利リスクの測定および管理にあたり、グループはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）および欧州銀行監督機構（「EBA」）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベーシスリスクおよびオプションリスクである。グループに特に関係がある金利リスクはギャップリスクである。ギャップリスクとは、グループの金利感応商品の金利変動のタイミングの差異による、当該の金利感応商品の期間構造の経済価値または同商品からの収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。

グループは、概念上の参考ポートフォリオに基づいて、グローバルの構造的金利ポジションを管理している。同ポートフォリオ以外の他の業務に関する財務リスク指標および統制は、振替価格設定システムを通じて同ポートフォリオに振替えられないため各業務に残存するリスクに関係したものに限られる。その一例が、ベンチャー・キャピタル事業の株価リスクや、主として利回り向上を目的に運用されている財務ポートフォリオで負担する金利リスクや信用リスクである。

U.3.1. グループの自己資金の経済価値に対する金利リスク

グループのALM戦略は、グループの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。またグループ成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特性に沿ったグループの自己資金投資によって達成されており、これは4.5～5.5年の範囲の自己資金の目標投資期間を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、グループの貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達が図られるべきだとされている。しかしながら、運用上の理由から、若干の逸脱は認められている。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ポジション純額は、市場リスクを最低限の水準に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

グループレベルでの定期的なストレス・テストがEBAの標準化されたショックシナリオ⁽¹⁾に基づいて実施されている。2019年12月31日現在、金利カーブに対するEBAの上方平行移動ショックの影響は、自己資金の経済価値を78.8億ユーロ（2018年：78.0億ユーロ）⁽²⁾減少させる。

(1) EBA/GL/2018/02.

(2) ストレス・テストは、年金債務を含むすべてのリスク感応度の高い銀行勘定商品について実施されている。

グループのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、LiborまたはEuriborに連動する合成変動利付債とみなすことができる。

以下は、2019年12月31日現在および2018年12月31日現在のグループの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2019年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	英ポンド	米ドル	合計 ^(*)
ユーロ建想定元本	-2,263	-59	-2,360	-4,682
平均満期日	2046年10月21日	2022年6月20日	2037年8月4日	2041年11月8日
平均予想償還日	2028年8月25日	2021年1月8日	2024年10月6日	2026年8月6日

(*) 2019年に日本円はゼロであった。

2018年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	合計 ^(*)
ユーロ建想定元本	-2,645	-23	-2,660	-5,328
平均満期日	2043年8月6日	2032年2月9日	2038年2月5日	2040年10月20日
平均予想償還日	2028年4月15日	2030年11月26日	2027年7月30日	2027年12月11日

(*) 2018年に英ポンドはゼロであった。

関係するリスク・パラメーター別：

2019年12月31日	リスク・パラメーター			
(単位：百万ユーロ)	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	金利カーブの 勾配	合計
ユーロ建想定元本	-533	-4,088	-61	-4,682
平均満期日	2037年 5 月21日	2042年 8 月10日	2030年 9 月16日	2041年11月 8 日
平均予想償還日	2027年 2 月20日	2026年 8 月12日	2020年 9 月16日	2026年 8 月 6 日

2018年12月31日	リスク・パラメーター			
(単位：百万ユーロ)	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	金利カーブの 勾配	合計
ユーロ建想定元本	-651	-4,538	-139	-5,328
平均満期日	2037年11月 1 日	2041年 7 月15日	2030年 9 月16日	2040年10月20日
平均予想償還日	2027年11月 9 日	2028年 3 月 5 日	2020年10月 4 日	2027年12月11日

U.3.2. グループの金利リスク管理（利益面）

利益の感応度は、金利カーブ全体が1パーセンテージ・ポイント上昇した場合、あるいは低下した場合の向こう12ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でグループが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2019年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベース・ポイント上昇すると、利益が76.4百万ユーロ（2018年：123.3百万ユーロ）増加し、金利が100ベース・ポイント低下すると、利益が82.3百万ユーロ（2018年：118.7百万ユーロ）減少する計算である。

グループは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、グループは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して適時に行われる月次のシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、グループ業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

EIFの感応度は、グループが運用するEIFの財務および貸付金ポートフォリオに組入れられている全ポジションを考慮して、案件ごとに算出される。各固定利付財務資産は、その満期日に、年度末における残存期間が従前資産と同じである新規資産に再投資されると仮定している。変動利付財務資産のポジションの場合、四半期ごとに利率が更改されるとの仮定に基づいている。

U.4. 流動性および資金調達リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うグループの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、グループのポジションの経済価値あるいはグループのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関係している。

EIBの流動性リスク管理

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクの管理が行われている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務返済上のニーズ、貸付金の実行、および貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク管理方針には、資金水準の下限も盛り込まれている。EIBの全体的な流動性比率（翌12ヵ月間の見積ネット・キャッシュ・フローに対する比率としての流動性）は、常に25%を上回っていることが義務付けられている。

EIBは非常時資金調達計画（CFP）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。CFPは定期的にバーゼル銀行監督委員会の原則およびその他の適切なベスト・プラクティスを基準にテストおよび評価されている。CFPは理事会によって毎年承認される。

EIBの特定の事業モデルに合わせて策定された定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBの流動性バッファの規模を決定する。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIBは日次で流動性カバレッジ比率（「LCR」）を欧州連合CRR要件に沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。EIBは、過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることを確実にしている。2019年末現在、流動性カバレッジ比率は483.4%（2018年：182.4%）であった。

EIFの流動性リスク管理

払込資本金の価値を損なうことなく、今後生じうる保証請求、プライベート・エクイティ・コミットメント、および一般管理費の支出に対応する適切な水準のEIFの流動性を確保し、かつリスク最小化に配慮しながら投資資産で合理的な収益を獲得できるような方法で、流動性リスクは管理されている。

流動性リスクの測定

以下の表は、貸借対照表日から契約上の満期日までの残存期間別にグループの資産および負債を示している。契約によって定められた満期日のない資産および負債は、「満期日未確定」に区分されている。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2019年12月31日時点における満期	3 ヶ月 以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2019年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	947	0	0	0	0	947
中央銀行担保適格国庫証券およびそ の他短期証券	7,118	9,159	11,361	6,799	0	34,437
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	544	0	0	0	0	544
- 金融機関	47,073	6,782	0	0	0	53,855
- 対顧客	965	0	0	0	0	965
	48,582	6,782	0	0	0	55,364
貸付金：						
- 金融機関	3,341	12,123	53,884	40,415	3	109,766
- 対顧客	5,393	20,108	101,149	190,294	45	316,989
	8,734	32,231	155,033	230,709	48	426,755
確定利付証券を含む負債証券 株式、その他の変動利付証券	4,515	2,409	2,436	3,077	0	12,437
および参加持分	0	0	0	0	8,276	8,276
その他の資産	1,092	1,436	4,290	1,657	8,516	16,991
資産合計	70,988	52,017	173,120	242,242	16,840	555,207
負債：						
金融機関に対する債務	7,473	0	0	0	0	7,473
顧客に対する債務	1,610	0	0	0	0	1,610
債務証券借入	31,215	49,549	207,844	160,714	0	449,322
資本金、準備金、利益および						
少数株主持分	0	0	0	0	75,098	75,098
その他の負債	566	2,425	3,392	1,561	13,760	21,704
負債合計	40,864	51,974	211,236	162,275	88,858	555,207

借入金および関連するスワップの一部は、投資家あるいはヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、EIBにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。グループが債券に係るすべてのコール・オプションを契約で定められた次回権利行使日に行使した場合、2020年から2022年の期限前償還累計額は31億ユーロとなる。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2018年12月31日時点における満期	3 ヶ月 以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2018年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	142	0	0	0	0	142
中央銀行担保適格国庫証券およびそ の他短期証券	6,654	8,065	12,154	6,909	0	33,782
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	945	0	0	0	0	945
- 金融機関	47,417	3,977	0	0	0	51,394
- 対顧客	405	48	0	0	0	453
	48,767	4,025	0	0	0	52,792
貸付金：						
- 金融機関	3,088	11,581	56,595	44,353	10	115,627
- 対顧客	4,374	19,126	98,497	192,468	59	314,524
	7,462	30,707	155,092	236,821	69	430,151
確定利付証券を含む負債証券 株式、その他の変動利付証券	5,560	4,932	3,489	2,275	0	16,256
および参加持分	0	0	0	0	6,541	6,541
その他の資産	1,067	770	4,280	2,747	8,758	17,622
資産合計	69,652	48,499	175,015	248,752	15,368	557,286
負債：						
金融機関に対する債務	4,216	0	0	0	0	4,216
顧客に対する債務	1,802	0	0	0	0	1,802
債務証券借入	34,308	36,857	209,204	175,015	0	455,384
資本金、準備金、利益および						
少数株主持分	0	0	0	0	72,636	72,636
その他の負債	1,046	1,741	5,313	1,703	13,445	23,248
負債合計	41,372	38,598	214,517	176,718	86,081	557,286

U.5. 為替リスク

為替（「FX」）リスクは、為替レートの不利益な変動が原因で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産、負債およびヘッジ手段の間で通貨のミスマッチがある場合に、グループは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

グループの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、厳しい限度額内に維持されている。

ユーロ以外の通貨で発生する金利マージンに内在する為替リスクは、通常ヘッジされている。ヘッジ・プログラムは、今後3年間の米ドルおよび英ポンド建ての貸付金の金利マージンにローリング・ベースで対応している。

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2019年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2019年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	947	0	0	0	0	947
中央銀行担保適格国庫証券およびその						
他短期証券	26,830	3,227	4,380	0	7,607	34,437
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	420	33	8	83	124	544
- 金融機関	37,311	2,606	5,139	8,799	16,544	53,855
- 対顧客	375	0	0	590	590	965
	38,106	2,639	5,147	9,472	17,258	55,364
貸付金：						
- 金融機関	87,637	1,972	12,979	7,178	22,129	109,766
- 対顧客	251,875	35,218	9,430	20,466	65,114	316,989
	339,512	37,190	22,409	27,644	87,243	426,755
確定利付証券を含む負債証券	4,914	253	1,726	5,544	7,523	12,437
株式、その他の変動利付証券						
および参加持分	6,458	914	626	278	1,818	8,276
その他の資産	13,277	1,373	1,316	1,025	3,714	16,991
資産合計	430,044	45,596	35,604	43,963	125,163	555,207
負債：						
金融機関に対する債務	7,355	0	118	0	118	7,473
顧客に対する債務	1,474	2	58	76	136	1,610
債務証券借入：						
- 負債証券	233,518	45,599	111,047	45,520	202,166	435,684
- その他	8,725	15	838	4,060	4,913	13,638
	242,243	45,614	111,885	49,580	207,079	449,322
資本金、準備金、利益および						
少数株主持分	75,098	0	0	0	0	75,098
その他の負債	17,244	1,912	1,362	1,186	4,460	21,704
負債合計	343,414	47,528	113,423	50,842	211,793	555,207
オフ・バランスシートの通貨スワップ	-86,769	2,006	77,838	6,925	86,769	
ポジション（純額）	-139	74	19	46	139	

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2018年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2018年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	142	0	0	0	0	142
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	28,863	2,478	2,416	25	4,919	33,782
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	861	44	7	33	84	945
- 金融機関	38,245	616	5,249	7,284	13,149	51,394
- 対顧客	409	0	0	44	44	453
	39,515	660	5,256	7,361	13,277	52,792
貸付金：						
- 金融機関	93,864	2,024	12,174	7,565	21,763	115,627
- 対顧客	250,342	35,263	9,269	19,650	64,182	314,524
	344,206	37,287	21,443	27,215	85,945	430,151
確定利付証券を含む負債証券株式、その他の変動利付証券および参加持分	4,101	1,966	2,771	7,418	12,155	16,256
その他の資産	5,205	712	421	203	1,336	6,541
	16,652	372	338	260	970	17,622
資産合計	438,684	43,475	32,645	42,482	118,602	557,286
負債：						
金融機関に対する債務	3,877	1	251	87	339	4,216
顧客に対する債務	1,671	4	70	57	131	1,802
債務証券借入：						
- 負債証券	234,328	45,409	117,355	44,611	207,375	441,703
- その他	7,974	106	1,027	4,574	5,707	13,681
	242,302	45,515	118,382	49,185	213,082	455,384
資本金、準備金、利益および少数株主持分	72,636	0	0	0	0	72,636
その他の負債	21,523	919	382	424	1,725	23,248
負債合計	342,009	46,439	119,085	49,753	215,277	557,286
オフ・バランスシートの通貨スワップポジション（純額）	-96,633	2,937	86,426	7,270	96,633	
	42	-27	-14	-1	-42	

U.6. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、または市場関連でも信用関連でもない外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

オペレーショナル・リスクはグループの活動に内在しており、人的要因、不適切な従業員の行動、サイバーおよびテクノロジー関連事象、不適切もしくは機能不全のプロセス、事業の中断もしくは保全措置、情報システムの障害、第三者外部委託での障害または不正行為を含む様々な態様で現れる可能性がある。オペレーショナル・リスクをグループの財務強度、事業の性格および業務を遂行する市場の観点から最低水準に維持することが目標となる。

EIBのオペレーショナル・リスク部門（「OPR」）、EIFのリスク管理および内部統制ならびにEIBの財務統制におけるアサーション部門が、オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針を決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はグループのすべての部署が担う。バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）が勧告するベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）の枠組みの主要な要素は、リスクの特定、評価、監視ならびにリスクの統制および軽減である。

グループでは、特に一連のオペレーショナル・リスク指標を通じて、内部損害履歴、シナリオ分析ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。特に、OPRは、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながるまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および現れつつあるリスク分野を分析する。

EIBは、主要な事業プロセスごとにオペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよび損害事象を継続的に監視するために、統計的分析システム（「SAS」）を使用している。

オペレーショナル・リスク管理はグループのあらゆるレベルで実施され、すべての部署の職責とされる。報告に関しては、EIBではオペレーショナル・リスク報告書は監査委員会、経営委員会および総務会に提出される。加えて、0.1百万ユーロを超える損失は、即座に総裁に報告される。EIFでは、OPRは監査役会、EIF各種委員会および経営陣に定期報告を提供する。

注V：デリバティブ

グループは、予定取引から発生するエクスポージャーを含む金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品を主に資産負債管理活動の一環として使用している。デリバティブは契約金融商品であり、その価値は、原資産、利率、為替そして種々のインデックス動向により変動する。デリバティブ取引は売買目的で利用されるのではなく、資金調達関連の場合および市場リスク・エクスポージャーを低減するためのみに限られている。

グループのスワップの大部分は、資金調達オペレーション（資金調達活動）の一環として、債券発行をヘッジする目的で締結されている。借入ポートフォリオに関連したすべてのスワップは満期が関連借入債務に対応しており、このため長期の性質を持つ。

またグループは、貸付金や財務のヘッジ・オペレーションの一環として、またはグローバルな資産負債管理（「ALM」）ポジションのヘッジ（ALMヘッジ活動）のために、スワップを行っている（注V.1を参照）。

グループは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップも行っている（注V.2を参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている。

EIBは短期財務ポジションの金利リスクをヘッジするために、金利先渡契約を使用する。

V.1. 資金調達およびALMデリバティブ

資金調達およびALMヘッジとの関連で使用されるデリバティブには以下のものがある。

通貨スワップ

金利スワップ

ストラクチャード・スワップ

V.1.1. 通貨スワップ

通貨スワップとは、調達されたある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための為替予約を締結する契約である。

グループは、主に資金調達業務の一環として、開始時に借入資金を別の通貨に交換し、その後借入返済に必要な資金を元の通貨でグループが入手することとなる、通貨スワップを締結している。

以下の表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、短期通貨スワップ（注V.2.を参照）を除く）の満期を示している。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2019年12月31日現在の通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2019年の 合計
想定元本（受取）	40,347	116,134	39,584	23,675	219,740
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび COLVA）を含む割引価値（純額） ^(*)	-197	1,537	1,990	1,248	4,578

2018年12月31日現在の通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2018年の 合計
想定元本（受取）	40,522	107,503	41,882	20,958	210,865
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび COLVA）を含む割引価値（純額） ^(*)	-617	-244	2,124	1,435	2,698

(*) 2019年12月31日現在1,350百万ユーロ（2018年：1,513百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

V.1.2. 金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利スワップの利用により、グループは、顧客からの要求に応じて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利構造を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をカウンターパーティと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

以下の表は、金利スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、外貨建てで計算された利息を合成的にユーロ建てに交換するシンセティック・スワップを含む）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2019年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2019年の 合計
想定元本	65,329	215,856	125,751	133,743	540,679
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび COLVA）を含む割引価値（純額） ^(*)	231	5,260	5,683	1,208	12,382

2018年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2018年の 合計
想定元本	58,521	207,711	137,869	131,579	535,680
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび COLVA）を含む割引価値（純額） ^(*)	248	3,110	5,350	152	8,860

(*) 2019年12月31日現在マイナス803百万ユーロ（2018年：マイナス406百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

V.1.3. ストラクチャード・スワップ

グループは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場で、より低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、グループは、主に金利オプションまたは株価指数オプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

以下の表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、価額および想定元本の詳細を示している。

	期限前解約が 組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに 基づくクーポンまたは 類似するもの	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
取引件数	138	156	1	1	264	266
想定元本 (単位：百万ユーロ)	5,049	5,796	500	500	19,770	21,420
公正価値(すなわち、CVA、DVA およびCOLVA)を含む割引価値(純 額))(単位：百万ユーロ)	681	376	17	-28	-2,627	-2,473

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用する収益還元法により算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入に組込まれている、もしくは借入に関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。ストラクチャード・ディールとしては、金利、為替レート、インフレ率、株価指数、および金利のボラティリティに左右される様々な取引がある。

V.1.4. デリバティブ取引における信用リスクの軽減方針

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にグループが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してグループを保護するための一連の手続きが整備されている。

・ 取引契約の枠組み

グループのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの取引契約の枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。

・ カウンターパーティーの選択

取引開始時の格付は、A3以上と定められている。格付がある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

・ 担保設定

- （限度枠を超過した）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

スワップについて受け取った担保の時価は、2019年12月31日現在、21,104百万ユーロ（2018年：15,174百万ユーロ）で、担保の性質および同等のムーディーズの格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			2019年の合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	1,509	2,765	0	4,274
Aa1からAa3	4,643	0	0	4,643
A1からA3	674	0	0	674
Baa1からBaa3	4,605	0	0	4,605
Baa3未満	621	0	0	621
格付なし	0	0	6,287	6,287
2019年の合計	12,052	2,765	6,287	21,104

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			2018年の合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	1,870	1,628	0	3,498
Aa1からAa3	3,684	0	0	3,684
A1からA3	1,355	0	0	1,355
Baa1からBaa3	2,046	0	0	2,046
Baa3未満	468	0	0	468
格付なし	0	0	4,123	4,123
2018年の合計	9,423	1,628	4,123	15,174

・ デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。

BISのバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）の勧告に従い、グループは、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用し、資本配分には信用リスク相当額を使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。

グループは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、破綻取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2019年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは816百万ユーロ（2018年12月31日現在：746百万ユーロ）であった。

さらにグループは、リスクのマージン期間中（取引ポートフォリオにより10日間から20日間）にネットティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2019年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは10,354百万ユーロ（2018年12月31日現在：10,137百万ユーロ）であった。

・ 限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下記の表は、カウンターパーティーの内部格付別内訳を示している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー		ポテンシャル・ フューチャー・ エクスポージャー	
			(単位：百万ユーロ)		(単位：百万ユーロ)	
同等のムーディーズ格付	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
Aaa	0.48%	0.49%	448	61	994	61
Aa1からAa3	25.47%	24.13%	204	490	2,696	2,748
A1からA3	65.94%	65.41%	113	168	6,364	7,036
A3未満	8.11%	9.97%	51	27	300	292
合計	100.00%	100.00%	816	746	10,354	10,137

V.2. 流動性管理の一環として

グループはまた、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップを行っている。

短期通貨スワップ（受取）の想定元本は、2019年12月31日現在で35,633百万ユーロであり、これに対して2018年12月31日現在は41,161百万ユーロであった。短期通貨スワップの公正価値は、2019年12月31日現在445百万ユーロ（2018年：36百万ユーロ）であった。

短期為替予約取引の想定元本は、2019年12月31日現在528百万ユーロ（2018年：539百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2019年12月31日現在マイナス37百万ユーロ（2018年：マイナス2百万ユーロ）であった。

注W：換算レート

2019年12月31日現在および2018年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2019年12月31日	2018年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	25.4080	25.7240
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4715	7.4673
英ポンド(GBP)	0.8508	0.8945
クロアチア・クーナ(HRK)	7.4395	7.4125
ハンガリー・フォリント(HUF)	330.5300	320.9800
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.2568	4.3014
ルーマニア・レイ(RON)	4.7830	4.6635
スウェーデン・クローナ(SEK)	10.4468	10.2548
欧州連合加盟国以外の通貨		
オーストラリア・ドル(AUD)	1.5995	1.6220
アゼルバイジャン・マナト(AZN)	1.9004	1.9358
カナダ・ドル(CAD)	1.4598	1.5605
スイス・フラン(CHF)	1.0854	1.1269
中国人民元(CNY)	7.8205	7.8751
ドミニカ・ペソ(DOP)	59.3644	57.4037
エジプト・ポンド(EGP)	17.9584	20.4229
エチオピア・ブル(ETB)	35.6810	31.9590
ジョージア・ラリ(GEL)	3.1927	3.0417
香港ドル(HKD)	8.7473	8.9675
アイスランド・クローナ(ISK)	135.8000	133.0500
日本円(JPY)	121.9400	125.8500
ケニア・シリング(KES)	113.6300	116.2400
モロッコ・ディルハム(MAD)	10.7263	10.9402
モルドバ・レウ(MDL)	19.2000	19.4400
メキシコ・ペソ(MXN)	21.2202	22.4921
ノルウェー・クローネ(NOK)	9.8638	9.9483
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.6653	1.7056
ロシア・ルーブル(RUB)	69.9563	79.7153
チュニジア・ディナール(TND)	3.1122	3.4210
トルコ・リラ(TRY)	6.6843	6.0588
台湾ドル(TWD)	33.5463	34.9831
ウクライナ・グリブナ(UAH)	26.5849	31.6750
米ドル(USD)	1.1234	1.1450
中央アフリカCFAフラン(XAF)	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	15.7773	16.4594

注X：関連当事者取引

X.1. 参加持分

以下に、連結財務書類に含まれる参加持分に関連する金額を表示している。

(単位：千ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
参加持分	336,845	271,111
参加持分からの損益	-636	-9,270
払込未請求参加持分	657,168	604,438

X.2. 主要経営陣

グループは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびEIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

一般管理費（注R）に算入されている主要経営陣の当該報告期間の報酬は、次の表のとおりである。

(単位：千ユーロ)	2019年	2018年
短期給付 ⁽¹⁾	9,574	10,445
退職後給付 ⁽²⁾	915	968
退職手当 ⁽³⁾	-1,504	720
合計	8,985	12,133

- (1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。
- (2) 退職後給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。
- (3) 2019年度について、グループは過年度に関連する退職手当引当金の取り崩しを計上したことにより、純利益を計上した。2019年度に費用計上された手当は744千ユーロであった。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っておらず、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2019年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

(単位：千ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
年金制度および健康保険制度（注L）	60,727	68,383
その他の負債（注G）	16,095	20,161

注Y：後発事象

COVID-19のパンデミックに伴いグローバル金融市場の一般的情勢が不確実であるにもかかわらず、EIBは、主にEIBの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、現在も引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。さらに、EIBが十分な水

準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠していることから、EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も高くされている。COVID-19のパンデミックのEIBに対する最終的な影響を現段階で予測することは困難である。EIBは状況を注視し、パンデミックに対応したその他の支援策およびプログラムを検討し続けていく。

上記の要因を除き、2019年12月31日現在の本財務書類の調整または本財務書類における開示を要する、決算日後に発生した重要な事象はない。

注Z：第三者資金の管理

Z.1. インベストメント・ファシリティ-コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.2. ギランティー・ファンド

域外活動のためのギランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。EIBは、ギランティー・ファンドの個別財務書類を作成している。

Z.3. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i) EUの割当量単位（EUA）の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

Z.4. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年 - 2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）N1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザリー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（「R&I」）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

Z.5. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

Z.6. ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」）

ファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品（「DFI」）で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

Z.7. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業（「SME」）や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

Z.8. JESSICA（「保有基金」）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

Z.9. EU - アフリカ・インフラ（「EUAI」）信託基金

EUAI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUAI信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.10. COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）

中小企業の資金調達の困難に対処するため、COSMEは、借入保証ファシリティ（「LGF」）および成長株式投資ファシリティ（「EFG」）を設立している。LGFおよびEFGは、中小企業が借入またはエクイティの形で資金調達の利用可能性を向上させることを目的としている。当該金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出制度が含まれている。EFGは、域内企業の成長および研究・イノベーションを支援する持分金融商品の形で組成されている。LGFは、直接的または間接的な保証金融商品の形で組成されている。LGFの目的は、中小企業向けの資金調達市場の構造的な欠陥の軽減に貢献し、中小企業向けのより多様な資金調達市場の創生を支援することである。直接的または間接的な保証を通じて、LGFは、成長力のある中小企業が資金調達の際に直面するとりわけ困難な状況に対処するため、借入による資金調達時に保証を行うことを目的としている。さらに、適格かつ透明性の高い証券化取引のメ

ザニン・トランシェを保証することによって、LGFは中小企業の資金調達に新たな手段を提供することを目指している。EIFは、COSME LGFおよびEFGの個別財務書類を作成している。

Z.11. 欧州構造投資基金（「ESIF」）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した2件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、ESIFの個別財務書類を作成している。

Z.12. 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）

JEREMIE（中小企業向け欧州共同財源）は、欧州委員会の地域政策総局（DG Regio）とEIBグループによるイニシアチブである。EIFは、JEREMIEの個別財務書類を作成している。

Z.13. ルーマニア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ルーマニア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.14. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

Z.15. イタリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、イタリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.16. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の

未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

Z.17. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ

企業および起業のためのマルチ・アニュアル・プログラム（MAP）に基づき、EIFは欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいてリソースの管理を行っている。EIFは、MAPエクイティの個別財務書類を作成している。

Z.18. InnovFin中小企業保証

ホライズン2020の「リスク・ファイナンスへのアクセス・プログラム」との関連で、このプログラムは負債性金融商品および持分金融商品の設定を規定している。InnovFin 中小企業保証と呼ばれるリスク・シェアリング・ファシリティは、保証の形で組成され、EUの拠出金を一次的に不履行金額の補てんに使用し、EIFのリスク・テイク能力を二次的に不履行金額の補てんに使用する。この制度の目的は、研究・開発およびイノベーションにおいて顕著な活動を行っている中小企業および中堅企業に、金融仲介機関が貸付またはファイナンス・リースを提供する動機を与えることである。EIFは、InnovFin中小企業保証の個別財務書類を作成している。

Z.19. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

Z.20. 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために金融の流れを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

Z.21. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（「SME」）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIFが実行および展開する保証枠ウィンドウは、各国の仲介銀行がより多くのリスクを取り、各国経済で十分なサービスを受けていないセグメントに支援を差し伸べる動機を与えるための、SMEポートフォリオ・ファースト・ロス保証で構成される。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

Z.22. ブルガリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の

適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ブルガリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.23. InnovFinプライベート・エクイティ

ホライズン2020金融商品は、対象となる研究およびイノベーションを支援するために、最終受領者がリスクを伴う資金調達を活用しやすくすることを目的としている。当該金融商品には、貸付、保証、株式その他のリスク・ファイナンスの形が含まれる。また、ホライズン2020金融商品は、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展の促進、知的財産に係る知識移転および市場の改善、ベンチャー・キャピタル市場への資金の呼び込み、ならびに全体として、新しい製品およびサービスの構想、開発およびデモンストレーションから商品化につなげるための支援も目的としている。ホライズン2020負債性金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出実施制度が含まれている。

アーリーステージ向けInnovFinエクイティ・ファシリティは、革新的な企業に対し、特にアーリーステージのベンチャー・キャピタルまたはメザニン・キャピタルの形によるエクイティ・ファイナンスを提供することにより、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展を促進することを目的としている。EIFは、InnovFinプライベート・エクイティの個別財務書類を作成している。

Z.24. REG

これは、2つの地域マנדートであるマルタにおけるスマートビルディング向けスマートファイナンス（「SFSB」）およびアイルランド経済構造安定性投資プラットフォーム（「アイルランドSME」）に対応している。アイルランドSMEは、アイルランド政府とEIFの間で締結された、アイルランドの国立産業振興銀行との間で、主に中期貸付およびすべてのSME向けに注力し、SMEイニシアチブと類似した構造によって裏付けられた上限を設けない当事者間債務・権利共通保証契約を結ぶためのマンドートである。国家資金がファースト・ロスを担当し、EIBグループが中位リスク（EFSIを通じたEIB）および優先リスク（EIBおよび潜在的にEIF）を担当する。

スマートビルディング向けスマートファイナンス（「SFSB」）は、世帯向けおよび事業向け両方の建物に関連したエネルギー効率向上手段への投資を育成することを目的とした欧州委員会とEIBの共同イニシアチブである。しかし、マルタの市場規模により、このマンドートの範囲は厳格には建物に関連しないエネルギー効率向上手段、すなわちSFSBにおける焦点以外にも拡大される可能性がある。

Z.25. GIF 2007

競争力および革新枠組みプログラムと技術移転パイロット・プロジェクトに基づくGIF 2007（CIP/GIF 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、投資の取得、管理および処分を行う権限を与えられている。EIFは、GIF 2007の個別財務書類を作成している。

Z.26. NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）

EIFならびにKfW、フランス公的投資銀行（bpifrance）、CDP、マルタ開発銀行ワーキンググループ、IFD、ICOおよびBBBを含めたいくつかの国家開発機関（「NPI」）は、中小企業（「SME」）への資本市場を通じた資金提供の増加を目的とした協力およびリスク・シェアリング・プラットフォームであるEIF-NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）を開始した。このSME証券化取引における相互協力の目的は、民間セクターからの資金を触媒としてSME証券化市場を活性化することによって、欧州のSME向

けファイナンスの利用可能性を高める点にある。これは、より広範囲にSMEの支援を行き渡らせようとする欧州戦略投資基金の考えを反映したものである。

Z.27. フィンランド向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、フィンランド向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.28. SMEG 2007

競争力および革新枠組みプログラムに基づくSMEG 2007 (CIP/SMEG 2007)において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEG 2007の個別財務書類を作成している。

Z.29. 国際開発協力機構 (「AECID」)

このパートナーシップ契約は、スペイン王国 (スペインの国際開発協力機構 (「AECID」)) とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国 (「南地中海沿岸地域」) の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

Z.30. 雇用および社会イノベーション・プログラム (「EaSI」)

EaSI保証金融商品は、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティ (「プログレス・マイクロファイナンス」) に基づくマイクロクレジット保証の後継制度であるEaSIマイクロファイナンス保証を中心に構成されている。プログレス・マイクロファイナンスに基づきマイクロクレジット提供者に対する支援が拡大される予定である。

また、EaSI保証金融商品は、EaSIソーシャル・アントレプレナーシップ保証で構成される。これは新しい商品であり、社会的企業の資金調達を促進し、社会的投資市場の発展を支援していくものである。EIFは、EaSIの個別財務書類を作成している。

Z.31. 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ (WB EDIF)

西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ (「WB EDIF」) は、2012年12月にEC拡大総局 (「DG ELARG」)、EIBグループおよび欧州復興開発銀行 (「EBRD」) の間で締結された共同イニシアチブである。同イニシアチブは、加盟候補国向け支援制度 (「IPA」) 基金の展開を通じて、西バルカン諸国の中小企業の資金へのアクセスの改善および同地域の経済発展を育成することを目的としている。WB EDIFにおいて、EIFはプラットフォーム・コーディネーター、企業拡大基金 (「ENEF」) におけるECのトラスティー、企業育成基金 (「ENIF」) におけるECのトラスティーおよびギャランティー・ファシリティの管理者としての役割を果たす。EIFは、WB EDIFの個別財務書類を作成している。

Z.32. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.33. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。EIFは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

Z.34. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（「FEMIP」）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.35. 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ

この金融商品は、文化・クリエイティブ部門向けに力を注ぐ欧州連合の主要プログラムであるクリエイティブ・ヨーロッパの下で設定され、欧州連合に代わってEIFにより運用される。このイニシアチブは、EIFが保証や念書を選定金融仲介機関に提供することを認め、これにより金融仲介機関が文化・クリエイティブ分野の企業家に対するデット・ファイナンスの提供を増やすことを可能とする。生成された貸付金により、10,000社を超えるオーディオビジュアル（映画、テレビ、アニメーション、ビデオゲーム、マルチメディアを含む）、フェスティバル、音楽、文学、建築、記録資料、図書館、博物館、美術工芸、文化遺産、デザイン、芸能、出版、ラジオ、視覚芸術など、広範囲のセクターのSMEが支援を受けると予想される。EIFは、文化・クリエイティブ部門保証ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.36. 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

HIPCイニシアチブ（「イニシアチブ」）とは、世界の最貧国に特別支援を供与する国際的な債務救済制度である。世界銀行と国際通貨基金からの申入れを受けて、1996年に設立された。主な目的は、貧困国の債務負担を維持可能な水準にまで削減することにある。EIBは、同イニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.37. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー

この原資は、プライベート・エクイティと保証商品に等分されている。ESU 1998（「G&E」）およびESU 2001（「MAP」）と呼ばれるエクイティ部門は、ETFの起業投資を取り扱っている。SMEG 1998

G&EおよびSMEG 2001 MAPと呼ばれる保証部門は、受益者の事業に対して保証を提供する。EIFは、MAPギャランティーの個別財務書類を作成している。

Z.38. グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ(「GAGF」)

2010年5月に調印されたGAGFに基づき、EIFは欧州連合およびトルコによって地域競争力戦略プログラムに割り当てられた加盟候補国向け支援制度(IPA)の資金管理をしている。このファシリティは、トルコで最も開発が遅れている地域の中小企業および零細企業に対し、トルコの大手銀行と連携して実態に合わせた金融支援を提供するものである。EIFは、GAGFの個別財務書類を作成している。

Z.39. 加盟候補国向け支援制度II(「IPA II」)

加盟候補国向け支援制度(「IPA」)に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に117億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

Z.40. 近隣インベストメント・ファシリティ(「NIF」)リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ(「NIF」)リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.41. マルタ向けSMEイニシアチブ

2015年1月19日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、SMEイニシアチブに対応する専用ウィンドウの一部の条項に適用される諸条件およびH2020金融商品の当該専用ウィンドウに対する欧州連合の拠出について定めたホライズン2020委任契約の修正に調印した。スペインおよびマルタ向けのSMEイニシアチブは、前年に開始された。EIFは、マルタ向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.42. EPTA信託基金

EPTA(東方パートナーシップ技術支援)信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.43. 欧州戦略投資基金(「EFSI」)

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約(「EFSI契約」)、および欧州投資アドバイザー・ハブ(「EIAH」)の実施に関する契約(「EIAH契約」)を締結した。

EFSI契約に基づき、ECIは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素であるa) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザリー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザリー・サービスの強化もしくは拡大または未対応のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

Z.44. 多地域保証プラットフォーム・イタリア（「AGRI」）

イタリアの農業プラットフォームは、EIFとイタリアの6地域（ヴェネト、エミリア・ロマーニャ、ウンブリア、カンパニア、カラブリア、プーリア）との間の資金提供契約の締結で正式に開始された。イタリアにおける農業プラットフォームは、欧州農業農村振興基金（「EARFD」）からの構造基金を使用して、各加盟農村開発プログラム（「RDP」）の財源を使用してファースト・ロスをカバーする金融商品を展開している。このプラットフォームの目的は、地域レベルで新規事業を育成し、同時に農民および農業関連事業への新規貸付けを支援するために、地域実行官庁を標準的商品の方向に導くことである。

Z.45. 国家開発機関（「NPI」）

これは、EIFとイタリアの預託貸付公庫（CDP）の間のパートナーシップの枠組みにおけるCDPの社会インパクト投資の2つ目のプログラムである。2017年11月29日に署名されたこのプログラムの焦点は、イタリアにおける社会融資の領域である。これは仲介者への持分投資、直接の持分投資および負債投資を含むそれぞれの条件に適合した複数商品の投資プログラムである。

Z.46. 学生ローン保証ファシリティ（エラスムス計画）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した2件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、学生ローン保証の個別財務書類を作成している。

Z.47. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

Z.48. ポーランド・グロス・ファンド・オブ・ファンズ（「PGFF」）

2013年4月に署名されたポーランド・グロス・ファンド・オブ・ファンズ（「PGFF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、ポーランドに重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。同ファンドは、EIBグループとBank Gospodarstwa Krajowegoが共同出資している。EIFは、PGFFの個別財務書類を作成している。

Z.49. GEEREF（「基金および技術支援ファシリティ」）

GEEREF（グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金）は、ECのイニシアチブで設定されたファンド・オブ・ファンズである。その目的は、新興市場（ACP、ALAおよび欧州近隣諸国）における再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の分野を重点とするプライベート・エクイティ・ファンドに投資することである。EIFも、GEEREFフロント・オフィスが実施する関連業務の対象となる技術援助の提供を委任されている。

Z.50. 連邦経済技術省

EIFは、ドイツ連邦経済技術省および欧州復興計画のために資金を管理している。

Z.51. 欧州議会準備行動（「EPPA」）

2010年、EIFは、DG RegioとEPPAに調印した。EIFは、幾つかの選別されたマイクロファイナンス金融機関が有意な規模に達し、事業継続の見通しを改善することができるよう支援するため、キャパシティ・ビルディングのためのリスク資本と金融支援を提供している。EIFは、EPPAの個別財務書類を作成している。

Z.52. バルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）

2012年9月に署名されたバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、バルト海沿岸地域に重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。この基金は、EIBグループならびにエストニアのFund KredEx、ラトビアのLatvijas Garantiju AgentiiraおよびリトアニアのInvesticiju ir verslo garantijosinというバルト諸国の国家機関から共同出資を受けている。EIFは、BIFの個別財務書類を作成している。

Z.53. アルプス地域成長投資プラットフォーム（「AlpGIP」）

2017年9月、EIFは革新的な、EUのアルプス・マクロ・リージョンにおける最近のベンチャー・キャピタルおよび成長セグメントを対象とした、地域持分投資プラットフォーム（非法人構造）を立ち上げた。イタリアのロンバルディア、ピエモンテ、ヴァッレ・ダオスタ、アルト・アディジェ（ボルツァーノ地域）の各州は、すでにこのプラットフォームに投資しており、他の地域も後の段階での参加が見込まれている。

Z.54. 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）

中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）は、オーストリア、チェコ共和国、スロバキア、ハンガリーおよびスロベニア（CE諸国）の政府および国家機関との緊密な協力の下で欧州投資基金（「EIF」）によって創設されたファンド・オブ・ファンズ・イニシアチブであり、これらの地域全体にわたって中小企業（「SME」）へのエクイティ投資を促進し、健全な市場に基づくリスク資金

調達インフラストラクチャーを確立し、事業投資における最良市場標準を導入し、中央ヨーロッパに機関投資家および投資マネージャーを呼び込むことを目的としている。

Z.55. 技術移転アクセラレーター (TTA) トルコ

TTAトルコは、EIFが科学産業技術省(「MoSIT」)、トルコ科学研究審議会(「TUBITAK」)、駐トルコ欧州連合代表部および欧州委員会地域政策ディレクター・ジェネラルと協力して計画したイニシアチブである。TTAトルコは、加盟候補国向け支援制度(「IPA」)の資金に係る協定書の地域開発項目に基づき、EUとトルコ共和国が共同融資し、EIFが管理している。TTAトルコは、2つの目的を達成すること、すなわち、大学および研究センターに限定されている科学的な研究開発(「R&D」)の事業化の促進による、財務的に持続可能なファンドの設立、ならびに特にトルコの後進地域および発展途上地域への波及効果に重点を置いた、トルコにおける技術移転市場の発展を促進することを目指している。

Z.56. 欧州技術ファシリティ (「ETF」)

ETFスタートアップ・ファシリティでは、EIFは自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、ETFスタートアップ投資を取得、運用、処分する権限を与えられている。

Z.57. スペイン向けSMEイニシアチブ

2015年1月26日、スペイン王国と欧州投資基金との間で委任契約が締結された。EIFは、適格な中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオ、ならびに中小企業および従業員が500名未満のその他の企業向けの既存のデット・ファイナンスの証券化および/または中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオの証券化に対して、上限を設けず保証を提供する予定である。スペイン向けSMEイニシアチブに対するEUの拠出は、EIFが受領し、EIBが実施する国庫資産運用の対象となる。当該運用については、欧州投資基金と欧州投資銀行との間で締結された資産運用サイド・レターに準拠する。EIFは、スペイン向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.58. グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金 (GEEREF)

グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金(「GEEREF」)の下で、EIFは2007年12月より投資アドバイザーの機能を果たしている。GEEREFは、EC、ドイツ連邦政府およびノルウェー王国の支援を受けており、その目的は主に、エネルギー効率および再生可能エネルギーに関与し、開発途上国および市場経済移行国におけるクリーン・エネルギーの利用可能性を高めるプロジェクトおよび企業を資産に持つ、地域のファンドに投資することである。GEEREF事業の開拓は、サブアドバイザー契約の下で、正式にEIBに委任されている。

Z.59. LfA-EIFファシリティ

LfA-EIFファシリティは、2009年に調印されたもので、ドイツ・ババリア地方における技術志向の初期および拡大段階にある企業を支援するために投資を提供するEIFおよびLfAフォルダーバンク・バイエルンの共同ベンチャーである。

Z.60. ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド (「MDD」)

MDDは2013年6月に調印された投資プログラムであり、ドイツの中堅企業に投資するハイブリッド債および株式ファンドを引き受けるために、ドイツ連邦経済技術省(「BMWi」)および州の様々な機関が資金を供出している。

Z.61. 技術移転パイロット・プロジェクト（「TTP」）

欧州委員会の資金提供を受けて2008年11月に調印されたTTPに基づき、EIFはシード前およびシード段階における資金提供を通じて技術移転体制を支援している。EIFは、TTPの個別財務書類を作成している。

Z.62. G43信託基金

EIFは、2012年8月に署名されたG43アナトリア・ベンチャー・キャピタル・ファンドの下で、トルコ・セントラル・ファイナンス・ユニット（「CFCU」）から委託を受けている。このファンドは、トルコの南東アナトリア地方の中小企業への投資を専門にしている。EIFは、G43の個別財務書類を作成している。

Z.63. グリーン・フォー・グロース・ファンド（「GGF」）

グリーン・フォー・グロース・ファンドはEIFによって2009年12月に設立され、トルコを含む欧州東南部諸国のエネルギー効率改善に特化して資金提供を行っている。

Z.64. SMEギャランティー・ファシリティ

EIFは、欧州連合を代理して欧州連合のリスクにおいて、欧州連合との間で締結した受託管理契約に従って、自己の名義で、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEギャランティー・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.65. 研究・開発・イノベーション・アドバイザー（「RDIアドバイザー」）

RDIアドバイザーは、ホライズン2020に基づくInnovFinプログラムの一環として、2014年6月に締結された7年間の包括協定に基づいて設立された欧州委員会とのパートナーシップである。RDIアドバイザーには2系統の活動があり、(i) アドバイザーに関連した立ち上げ段階のプロジェクト、および(ii) RDI投資の全体的な枠組みの状況の改善を取り扱う並列活動ならびにホライズン2020に基づく金融手段である。EIFは、RDIアドバイザーの個別財務書類を作成している。

Z.66. 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）

JASPERS（欧州地域のサポート計画に対する共同支援）は、EIB、欧州委員会およびEBRDの間における技術支援ファシリティである。欧州構造投資基金の融資を申請する大型プロジェクトの質が向上するように、EUおよび候補国の多くを支援する。JASPERSによる支援には、EUの融資に関する身分確認から申請に至るプロジェクト準備支援、独立した立場でのプロジェクトの品質レビュー、均等な割り当て、戦略支援、能力の構築（能力センターを含む）、実行支援が含まれることがある。JASPERSの業務は、7つの部門（道路、鉄道・航空・海事、水道・ごみ、エネルギー・固形廃棄物、スマート開発、ネットワーキング能力センター、独立品質レビュー）に分かれている。運営期間の最初の10年（2005年 - 2015年）において、JASPERSは1,000を超えるプロジェクトを支援してきた。JASPERSが支援し、欧州委員会が資金供与を承認したプロジェクトの投資価値は、720億ユーロ超である。EIFは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書⁽¹⁾

2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2019年12月31日	2018年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	13,073	24,483
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,614	29,260
- 実行済金額	32,978	38,168
	54,592	67,428
合計⁽²⁾	67,665	91,911
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに加盟国の属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
実行済貸付金	71	71
リスク資本による業務		
- 実行済金額	419	419
合計⁽³⁾	490	490
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	135,357	163,907
合計⁽⁴⁾	135,357	163,907
合計	203,512	256,308

特別部門計算書⁽¹⁾ (続き)

2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

負債	2019年12月31日	2018年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	46,051	62,651
- ヤウンデ協定	490	490
- ロメ協定	135,357	163,907
受託管理資金の合計	181,898	227,048
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,614	29,260
未実行金額の合計	21,614	29,260
合計	203,512	256,308

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

- a) 2019年12月31日現在における第1次、第2次および第3次ロメ協定に基づくもの：256,081千ユーロ
(2018年：277,143千ユーロ)
- b) 2019年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの：41,578千ユーロ
(2018年：47,968千ユーロ)

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年8月20日に締結された。2019年に受けた履行請求後の、2019年12月31日現在に発行済EU保証はゼロ(2018年：4,280千ユーロ)であった。EU保証の総額は、2019年12月31日現在で38,920千ユーロ(2018年：38,920千ユーロ)である。

注(1)： 特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価損益は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：		840,457
減算：	為替差額	55,409
	解約額	176,927
	返済額	539,337
		<u>-771,673</u>
		<u>68,784</u>

注(3)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金	139,483	
リスク資本形成拠出金	2,503	
実行時の金額：		141,986
加算：	資産計上された利息	1,178
	為替差額	9,823
		<u>11,001</u>
減算：	解約額	3,310
	返済額	149,187
		<u>-152,497</u>
		<u>490</u>

注(4)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：		
条件付劣後貸付金	3,116,097	
出資	121,002	
実行時の金額：		3,237,099
加算：	資産計上された利息	9,548
減算：	解約額	741,842
	返済額	2,313,728
	為替差額	55,720
		-3,111,290
		135,357

【EU会計指令に基づく個別財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBの2019年12月31日現在の貸借対照表およびオフ・バランスシート、ならびに同日に終了した事業年度の損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書（以下「個別財務書類」という。）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州経済共同体理事会指令（86/635/EEC）の一般原則（一部の銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関して、2001年9月27日付欧州共同体指令2001/65/EC、2003年6月18日付欧州共同体指令2003/51/ECおよび2006年6月14日付欧州共同体指令2006/46/ECにより改正済み）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2019年12月31日	2018年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金（注B.1）	947,155	141,830
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券（注B.2）	33,367,671	32,671,192
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	361,613	709,023
b) その他の貸付金および預け金（注C）	53,795,817	51,302,834
c) 貸付金（注D.1）	109,824,530	115,696,071
d) 評価損益（注D.2）	-64,413	-73,705
	163,917,547	167,634,223
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金（注C）	964,644	452,890
b) 貸付金（注D.1）	317,404,048	314,980,169
c) 評価損益（注D.2）	-415,346	-456,469
	317,953,346	314,976,590
5. 確定利付証券を含む負債証券（注B.2）		
a) 公共機関による発行	3,873,908	3,876,481
b) その他による発行	8,150,263	12,078,666
	12,024,171	15,955,147
6. 株式およびその他の変動利回証券（注E.1）	7,399,276	5,872,615
7. 参加持分（注E.1）	312,191	248,918
8. 関係会社株式（注E.2）	805,044	806,572
9. 無形資産（注F）	25,655	23,798
10. 有形資産（注F）	247,064	256,189
11. その他の資産（注G）	65,000	69,232
12. 前払金および未収収益（注I）	16,496,940	17,136,543
資産合計	553,561,060	555,792,849

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

貸借対照表（続き）

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2019年12月31日	2018年12月31日
1. 金融機関に対する債務（注J）		
a) 要求払	6,287,270	4,122,978
b) 期日払または通知払	1,185,511	93,390
	7,472,781	4,216,368
2. 顧客に対する債務（注J）		
a) 要求払	1,595,557	1,791,001
b) 期日払または通知払	15,554	10,976
	1,611,111	1,801,977
3. 債務証券借入（注K）		
a) 負債証券	435,684,081	441,703,219
b) その他	13,637,452	13,680,627
	449,321,533	455,383,846
4. その他の負債（注G）	1,143,167	968,150
5. 未払金および繰延収益（注I）	17,124,002	19,177,059
6. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注L）	3,192,066	2,903,610
b) 保証業務に係る引当金（注D.4）	8,118	17,143
	3,200,184	2,920,753
7. 応募済資本金（注H）		
a) 応募済資本金	243,284,155	243,284,155
b) 払込未請求資本金	-221,585,020	-221,585,020
	21,699,135	21,699,135
8. 準備金（注H）		
a) 準備基金	24,328,415	24,328,415
b) その他準備金	12,349,294	10,595,340
c) 特別活動準備金	10,777,675	9,626,707
d) 一般貸倒準備金	2,170,177	2,736,047
	49,625,561	47,286,509
9. 当期純利益（注M）	2,363,586	2,339,052
負債合計	553,561,060	555,792,849

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

オフ・バランスシート

2019年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
契約債務：		
- EIF払込未請求資本（注E.2およびX.1）	2,107,200	2,111,200
- 未実行貸付金（注D.1）		
- 金融機関	29,629,661	24,716,642
- 対顧客	82,918,317	80,850,579
	112,547,978	105,567,221
- 株式およびその他の変動利回証券への未実行額		
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.1）	4,162,444	4,568,044
- 未実行投資基金（注E.1）	3,587,184	3,362,284
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
	8,462,258	8,642,958
- 参加持分未実行額		
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.1）	605,346	565,274
	605,346	565,274
- 受取有価証券	122,000	0
- 決済未了のローンチ済借入	223,950	223,950
- 未実行代替貸付金	175,348	280,000
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの	9,998,967	9,937,563
第三者に代わって保有している資産^(*)（注Z）：		
- インベストメント・ファシリティ-コトヌー	3,407,481	3,127,175
- ギランティー・ファンド	2,829,065	2,609,882
- NER300	2,004,715	2,054,311
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	1,310,055	1,106,574
- EIF	1,238,605	1,220,176
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）	707,189	597,955
- ファンド・オブ・ファンズ（JESSICA II）	652,115	517,813
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツルメント（RSI）を含む）	607,413	731,063
- JESSICA（保有基金）	585,587	594,262
- EU - アフリカ・インフラ信託基金	534,457	573,012
- 特別部門	203,512	256,308
- GF ギリシャ	161,243	310,120

オフ・バランスシート（続き）

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	120,824	120,574
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	105,351	91,123
- 国際開発協力機構（AECID）	66,951	73,776
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	53,007	53,009
- 近隣インベストメント・ファシリティ （NIF）信託基金	44,025	44,857
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナ ンス商品	43,528	34,469
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度 （FEMIP）信託基金	37,713	42,757
- 重債務貧困国（HIPC）イニシアチブ	35,348	35,378
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	31,682	10,535
- 近隣インベストメント・ファシリティ （NIF）リスク資本ファシリティ	23,923	23,720
- EPTA信託基金	20,870	21,711
- 欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバ イザリー・ハブ（EIAH）	20,029	16,674
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	11,318	11,574
- 研究・開発・イノベーション（RDI）アドバ イザリー	0	2,847
- 欧州地域のサポート計画に対する共同支援 （JASPERS）	0	1,720
	14,856,006	14,283,375
その他の項目：		
- 金利スワップの想定元本（注V.1.2）	540,678,886	535,680,055
- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注 V.1.1）	219,739,726	210,865,395
- 通貨スワップ契約（支払）の想定元本	218,941,502	211,111,136
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本 （注V.2）	35,632,792	41,160,710
- 短期通貨スワップ契約（支払）の想定元本	35,156,452	41,088,252
- EIFの少数株主に付与されたブット・オブ ション（注E.2）	821,272	816,824
- 為替予約取引（注V.2）	528,280	539,296
- 借入債務支払に係る特別預け金（注S）	9,035	7,135

(*) 運用資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映するために修正再表示されることがあり得る。

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

損益計算書

2019年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
1. 受取利息および類似収益（注N）	24,500,030	24,705,916
2. 支払利息および類似費用（注N）	-21,468,309	-21,538,269
3. 証券からの収益		
a) 株式およびその他の変動利回証券からの収益	256,415	387,405
b) 関係会社株式からの収益	6,140	6,715
	262,555	394,120
4. 受取手数料（注O）	284,624	249,706
5. 支払手数料（注O）	-317,840	-240,919
6. 金融業務損益（注P）	117,699	-58,330
7. その他の業務収益（注Q）	18,355	17,917
8. 一般管理費（注R）		
a) 人件費（注L）	-763,656	-748,077
b) その他の管理費	-256,518	-254,375
	-1,020,174	-1,002,452
9. 有形・無形資産に係る評価損益（注F）		
a) 有形資産	-28,940	-30,467
b) 無形資産	-15,597	-12,347
	-44,537	-42,814
10. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る（再）評価損益	-1,671	-8,722
11. 貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	32,854	-137,101
12. 当期純利益（注M）	2,363,586	2,339,052

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益（注M）	2,363,586	2,339,052
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-32,854	137,101
有形・無形資産に係る評価損益および償却	45,267	42,814
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式、その他の 変動利回証券および参加持分に係る（再）評価損益	-56,846	1,800
正味受取利息	-3,031,721	-3,167,647
為替調整額	-1,862	-5,180
営業活動による利益 / （損失）	-714,430	-652,060
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-43,587,772	-46,725,519
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	46,502,444	50,692,010
中央銀行預け金の変動額	30,808	20,650
財務ポートフォリオの変動額	5,270,385	-1,105,370
金融機関および顧客に対する債務の変動額	3,065,547	-923,920
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額	288,456	283,463
保証業務に係る引当金の変動額	-9,025	611
短期国庫証券デリバティブの評価の変動額	9,902	-6,707
その他の資産およびその他の負債の変動額	169,347	106,402
前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益の変動額	776,163	1,582,123
利息受取額	23,433,552	22,533,125
利息支払額	-20,379,119	-20,055,572
営業活動による / （で使用した）正味現金	14,856,258	5,749,236
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
EIF株式購入	0	-4,758
EIF株式売却	2,201	1,298
EUMPFに係る売却	0	33,923
期中に購入した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	-720,000	-524,088
期中に満期が到来した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	139,600	16,800
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の購入	-3,775,031	-3,637,981
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の償還	3,767,452	3,010,924
株式およびその他の変動利回証券取得額	-2,034,051	-2,032,608
株式およびその他の変動利回証券売却額	566,173	882,637
参加持分取得額	-90,319	-70,362
参加持分売却額	26,517	51,208
有形・無形資産の購入	-37,999	-36,637
投資活動による / （で使用した）正味現金	-2,155,457	-2,309,644

キャッシュ・フロー計算書（続き）

2019年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行	141,610,413	102,838,534
債務証券借入の償還	-152,891,158	-100,519,723
加盟国の拠出	0	25,983
財務活動による / （で使用した）正味現金	-11,280,745	2,344,794
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	57,923,146	51,450,201
以下による正味現金：		
営業活動	14,856,258	5,749,236
投資活動	-2,155,457	-2,309,644
財務活動	-11,280,745	2,344,794
保有現金に係る為替調整	578,658	688,559
現金および現金同等物期末残高	59,921,860	57,923,146
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の 最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	836,165	32
3ヵ月内満期の短期金融市場証券（注B.2）	10,746,022	9,477,609
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	361,613	709,023
その他の貸付金および預け金（注C）	47,978,060	47,736,482
	59,921,860	57,923,146

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行

財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, Luxembourgである。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 会計原則

欧州投資銀行の個別財務書類（「本財務書類」）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州共同体理事会86/635/EEC指令書（特定の業種の会社、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する2001年9月27日付2001/65/EC指令書、2003年6月18日付2003/51/EC指令書および2006年6月14日付2006/46/EC指令書により改正済）（以下、「指令書」と総称する）の一般原則に準拠して作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2020年3月18日に本財務書類を採択し、2020年4月24日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

EIBは、本年次財務書類と同日付の連結財務書類も公表している。

A.1.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

貸付金および預け金に係る評価損益

EIBでは、報告日ごとに貸付金および預け金を検証し、評価調整に係る引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金の変動する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金または預け金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、EIBは集合的な引当金を計上するためのテストも実施している（注A.2.6を参照）。

保証業務に係る引当金

EIBは、金融保証契約を、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識している。その後金融保証は、対応する損失引当金と、当初認識時の受取プレミアムから認識済収益を控除した額のいずれか高い方の金額により、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される（注A.2.13を参照）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.2.10を参照）。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャーおよびEIBの英国との関係

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替えは、EIBにおける英国の応募済資本金の払込部分に加え、未請求部分も対象とするものであった。EIBの準備金を払込応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

なお、英国のEU離脱に伴うEIB定款の数多くの変更がすでに効力を生じた。EIB定款変更の第一群は、2020年2月1日に効力を生じた。英国がEIBの構成員でなくなったことを反映するこれらの法定の変更には、EIB定款における英国への言及の削除が含まれた。ガバナンス条項のいくつかの変更も同時に効力を生じ、かかる変更には、EIB理事会の代理メンバーの増員、ならびにEIBの業務計画、手続規則および経営委員会の委員の任命の承認に係る特定多数決方式の導入が含まれた。EIB定款変更の第二群は、ポーランドおよびルーマニアからの増資ならびに関連するガバナンスの変更に関するものであり、2020年3月1日に効力を生じた。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

英国のEU離脱およびその結果としてのEIBの構成員でなくなること、ならびに当該離脱およびEIBの構成員でなくなるための準備は、EIBの2019年12月31日現在および同日に終了した事業年度の連結財務書類に重要な影響は与えなかった。

A.2. 重要な会計方針の要旨

A.2.1. 外国通貨の換算

EIBは、加盟国の資本勘定の測定単位として、そしてグループの財務書類の表示にユーロ（「EUR」）を使用している。

EIBは、各欧州連合加盟国の通貨、ユーロおよび非欧州連合通貨で業務を行っている。

EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。EIBのユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レート（終値）に基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は損益計算書に計上される。

A.2.2. デリバティブ

EIBは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品（主に通貨スワップおよび金利スワップ）を資産負債管理（「ALM」）活動の一環として使用している。すべてのデリバティブ取引は、想定元本により、取引日にオフ・バランス項目として計上されている。

EIBのスワップの大部分は、債券発行をヘッジする目的で締結されている。EIBは、金利スワップに加えて通貨スワップを締結し、これにより借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手する。

またEIBは、貸付金のヘッジの一環として、またはグローバルなALMポジションのために通貨スワップ、金利スワップおよびオーバーナイト・インデックス・スワップを行っている。これに関する利息は、関連期間に対する比例配分で計上されている。

EIBは、財務オペレーションの一部としての為替スワップを主とした短期デリバティブ金融商品を使用するほか、売買目的ポートフォリオ（流動性証券ポートフォリオ）をヘッジする手段としてのデリバティブも利用している。

A.2.2.1. 売買目的ポートフォリオのデリバティブ

有価証券流動性ポートフォリオの一部として、売買目的のデリバティブが締結され、貸借対照表に時価で計上される。すなわち、その時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。時価は、市場の公表価格、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルにより入手している。オプション価格モデルには、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」で相殺されている。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では

「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。通貨スワップの時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

金利スワップ

金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。金利スワップの時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

A.2.2.2. その他すべてのデリバティブ

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」で相殺されている。通貨スワップの先渡レッグは決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の決済差額として生ずるプレミアム/ディスカウントは、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

金利スワップ

ヘッジ金利スワップは、再評価していない。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。

金利先渡契約

金利先渡契約はヘッジ目的で締結され、取引日現在ではオフ・バランスシート項目とされる。契約上の先渡金利と年度末金利の差異は、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。

為替予約取引

為替予約取引は、将来の通貨ポジションを調整するために締結される。先渡レッグは、決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の差額は、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

A.2.3. 金融資産

金融資産は決済日基準で計上されている。

A.2.4. 現金および現金同等物

現金および現金同等物はキャッシュ・フロー計算書で開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金残高、要求払い預金、流動性の高い短期金融市場証券または価値の変動リスクに重要性がなく、容易に現金化が可能でEIBが短期コミットメントの管理に用いている定期預金で構成される。

A.2.5. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券

A.2.5.1. 長期ヘッジ・ポートフォリオ

長期ヘッジ・ポートフォリオは、満期日まで保有する目的で購入した有価証券で構成されている。これらの有価証券は、下記の機関が発行または保証している。

- 欧州連合加盟国政府、G10諸国、およびそれらの政府機関
- 多国籍開発銀行を含む国際公的機関

これらの有価証券は、当初、購入価額で計上される。一時的でない評価損益は計上されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。

A.2.5.2. 運用ポートフォリオ

短期財務ポートフォリオ「TMP」

適切な水準の流動性を維持するため、EIBは満期が12ヵ月以内の短期金融商品、特に短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券を購入している。短期財務ポートフォリオの有価証券は、最終満期日まで保有されるもので、当初は購入価格で計上され、償却原価で本財務書類に計上される。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

有価証券流動性ポートフォリオP1およびP2

P1「固定利付」およびP2「変動利付」ポートフォリオは、政府、国際機関、金融機関および企業が発行もしくは保証している債券で構成されている売買目的ポートフォリオである。これらのポートフォリオの有価証券は、購入当初においては、取得原価で計上され、本財務書類には、時価で計上される。時価の変動は、損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者から提示価格、および/または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

A.2.5.3. 代替貸付金

代替貸付金ポートフォリオは、主に特別目的事業体（「SPV」）、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。これらの有価証券は満期保有目的として分類されており、当初購入価格で計上された上、償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

代替貸付金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.5.4. 優先債権者の地位（「PCS」）

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接收および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発

生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項（「CAC」）に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.2.6. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

A.2.6.1. 貸付金および預け金

貸付金および預け金は、正味実行額をもってEIBの資産に計上される。会計年度終了時における貸付金および預け金残高について、その全額または一部の金額につき回収不能のリスクがある場合、評価損益が計上されている。これらの評価損益は、関連資産と同じ通貨で把握される。

評価損益は「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」として損益計算書に計上されており、貸借対照表の対応する資産項目から減算されている。

貸付金および預け金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.6.2. 貸付金利息

貸付金利息は、発生主義で、すなわち貸付期間にわたって、損益計算書に計上される。未収利息は、貸借対照表の資産の「前払金および未収収益」勘定に計上される。これらの貸付金利息の評価損益は、EIBの経営陣が個別に決定し、貸借対照表の適当な資産項目から控除される。

不良債権に関しては、評価損益が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.2.6.3. リバース・リパーチェス取引（リバース・レポ）

リバース・リパーチェス取引は、担保有価証券を提供する金融機関に対してEIBが流動資金を貸し出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、EIBの保管業者に有価証券を引き渡すのである。これによってEIBに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、EIBの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レポは、法定貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金：b) その他の貸付金および預け金」に計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、法定貸借対照表において認識されない。EIBは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

リバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり受取利息または支払利息として計上される。

A.2.6.4. 利子補助金

前受利子補助金（注Iを参照）は繰り延べられ、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって、損益計算書で認識される。

A.2.7. 株式、その他の変動利付証券、参加持分および関係会社株式

A.2.7.1. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

EIBは、ベンチャー・キャピタル事業開始、インフラ基金設定または投資基金設定時に、株式、その他の変動利付証券および参加持分を取得する。これらの投資は当初は取得原価で記録され、返済によ

る資金の還流額が減額される。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

ファンド・マネージャーから受けた報告に基づき、投資ポートフォリオは、取得原価もしくはEIBに帰属する分の純資産価額（「NAV」）のどちらか低い方の値で個々に評価されるため、ポートフォリオに含まれている可能性があるEIB帰属分の未実現利益は除外される。EIB帰属分のNAVは、年度末前の最新の報告で示されたNAVに当該事業体におけるEIBの所有持分比率を乗じた値、もしくは入手可能な場合は各ファンド・マネージャーが提出した同日の1株当たり価値に基づいて、算定される。また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と思われる場合に限り、EIB帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。貸借対照表日現在、2年に満たないベンチャー・キャピタル、インフラ基金、投資基金の管理費や運用報酬だけに起因する未実現損失は、EIB帰属分のNAVを算定する際には考慮されない。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値でオフバランスシート・コミットメントに計上される。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

参加持分

EIBが自己勘定で取得した株式は、通常ベンチャー・キャピタル事業、インフラ基金および投資基金への投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が応募する投資であり、どの投資家も当該基金の日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。結果として、ある投資家がそのような基金の統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がその基金の日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、ベンチャー・キャピタル事業、インフラ基金または投資基金の個別投資家は、資本の払戻しまたはその他の分配に関する分配方針等、基金の方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、基金の経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、基金の経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家が基金との間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。EIBは、株式を取得したこうした事業体に対して重要な影響力または共同支配を有しているかを判定するために、判断を伴う包括的な分析を通じて上記の判定基準を評価している。当該事業体に対する重要な影響力または共同支配が存在する場合、当該投資は、「参加持分」として開示される。

EIBにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、オフ・バランスシート項目として記録されている。

A.2.7.2. 関係会社株式

関係会社株式は、中長期投資に相当し、取得原価で計上されている。一時的でない評価損益は計上されている。

A.2.8. 有形資産

有形資産には、土地、EIBが使用している不動産、その他機械および設備が含まれる。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具事務機器ならびに自動車は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で貸借対照表に計上されている。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

A.2.9. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

A.2.10. 年金制度および健康保険制度

A.2.10.1. 職員年金制度

EIBは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

退職給付債務は、適正な引当水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。直近の評価は2019年9月30日付で実施され、2019年度の最後の3ヵ月を推定し（ロール・フォワード法）、2019年12月31日付で更新された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Lを参照。

退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたって定額法で認識される。

A.2.10.2. 健康保険制度

EIBは職員のため、EIBおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。この健康保険制度は、注A.2.10.1.に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。直近の評価は2019年9月30日付で実施され、2019年度の最後の3ヵ月を推定し（ロール・フォワード法）、2019年12月31日付で更新された。

A.2.10.3. 経営委員会年金制度

経営委員会年金制度は確定給付年金制度で、EIBのみからの拠出金を原資とし、経営委員会委員全員を対象としている。EIBからの拠出金は全額EIBの資産に投資される。この経営委員会年金制度は、注A.2.10.1.に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。

A.2.10.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.2.11. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、財務書類において償還額で表示される。金融機関および顧客に対する負債の利息は、発生主義により、「支払利息および類似費用」または、マイナス金利の場合に「受取利息および類似収益」として損益計算書に計上される。経過利息は、負債勘定の「未払金および繰延収益」に含まれる。

A.2.11.1. リパーチェス取引（レボ）

リパーチェス取引は、金融機関からEIBが流動資金を借り入れ、担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A2.6.3に記載されている。

こうした種類の業務は、EIBの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レボは連結貸借対照表上、「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」の下で負債側に計上される。

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり支払利息または受取利息として計上される。

A.2.12. 債務証券借入

債務証券借入は、償却原価で表示されるゼロ・クーポン債を除き、償還金額で表示されている。取引費用およびプレミアム / ディスカウントは、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」を通じて債務の残存期間にわたって定額法により損益計算書で償却される。負債性金融商品の支払利息は、損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上されている。

A.2.13. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の当初条件または修正後条件に基づいて期日に支払いを履行できない場合に、発行者に、その商品の保有者に発生した損失を補償するための所定の支払を行うことを義務付ける契約である。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証による負債純額は、貸借対照表上で「保証業務に係る引当金」に表示されている。保証引当金は、金融仲介機関に対するEIBの保証業務または第三者が供与した貸付金に関する保証に内在するリスクに対応するためのものである。

金融保証は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識される。

当初認識後、金融保証は以下のうちの高い方の金額に対する、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される。

- 予想信用損失の額
- 当初認識された公正価値から、認識された収益 / 償却累計額を控除した額

将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

金融保証に関連する純負債の増加または減少は、損益計算書上、「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

受取プレミアムは、損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は貸借対照表の「未払金および繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で損益計算書において償却される。

A.2.14. 契約債務引当金

この引当金は、貸付金、投資基金およびベンチャー・キャピタル事業に対するEIBの契約済・未実行契約債務に内在するリスクに対応するためのものである。

A.2.15. 準備金

A.2.15.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.2.15.2. その他準備金

その他準備金には、EIBの残りの留保利益が含まれている。

A.2.15.3. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.15.4. 一般貸倒準備金

2009年、EIBの方針ガイドラインにより、EIBの貸付金および保証ポートフォリオから生じる可能性のある損失に対し、「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.16. 前払金および未収収益

当期の支出であるが翌期に関わる費用、および原商品の満期日まで支払いがなされない収益。

A.2.17. 未払金および繰延収益

貸借対照表日以前に支払いを受けるが翌期に帰属する収益、および当期に関連するが翌期に支払う費用。

A.2.18. 受取利息および類似収益

「受取利息および類似収益」には、主に金融機関および対顧客貸付金および預け金、財務項目およびデリバティブに係る利息が含まれる。

A.2.19. 支払利息および類似費用

「支払利息および類似費用」には、主に金融機関および顧客に対する負債の利息、ならびに負債性金融商品およびデリバティブに係る支払利息が含まれる。

A.2.20. 証券からの収益

「証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.2.21. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金ならびに負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2019年12月31日現在947,155千ユーロ（2018年：141,830千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2019年12月31日現在110,990千ユーロ（2018年：141,798千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ

負債証券ポートフォリオは、長期ヘッジ・ポートフォリオ（「LTHP」）、短期財務ポートフォリオ（「TMP」）、有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）P1およびP2ならびに代替貸付金ポートフォリオにより構成されている。

これらの負債証券ポートフォリオの2019年および2018年12月31日現在の内訳は、以下のとおりである。

	2019年12月31日	2018年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	33,367,671	32,671,192
確定利付証券を含む負債証券	12,024,171	15,955,147
負債証券合計^(*)	45,391,842	48,626,339

(*) うち非上場分は、2019年12月31日現在8,763,906千ユーロ（2018年：8,980,732千ユーロ）であった。

	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム ／ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
2019年12月31日現在						
LTHP	1,744,425	1,713,229	0	-92,241	1,620,988	1,823,635
TMP						
- 短期金融市場証券	19,311,479	19,280,195	0	-24,916	19,255,279	19,277,771
SLP						
- P1：固定利付ポートフォリオ	3,526,414	3,521,150	0	0	3,501,947	3,521,150
- P2：変動利付ポートフォリオ	388,861	388,260	0	0	387,865	388,260
代替貸付金（注D）	20,529,156	20,489,008	1,142	-15,152	20,474,998	20,812,673
負債証券合計^(*)	45,500,335	45,391,842	1,142	-132,309	45,241,077	45,823,489

(*) うち現金および現金同等物10,746,022千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム/ ディスカウント	償還価値	時価 ^(**)
2018年12月31日現在						
LTHP	<u>1,089,939</u>	<u>1,068,912</u>	<u>0</u>	<u>-28,324</u>	<u>1,040,588</u>	<u>1,170,026</u>
TMP						
- 短期金融市場証券	21,358,424	21,312,716	0	-20,868	21,291,848	21,306,540
SLP						
- P1：固定利付ポートフォリオ	4,332,777	4,315,498	0	0	4,308,446	4,315,498
- P2：変動利付ポートフォリオ	<u>1,491,634</u>	<u>1,484,308</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1,483,077</u>	<u>1,484,308</u>
代替貸付金（注D）	<u>20,479,034</u>	<u>20,444,905</u>	<u>0</u>	<u>-23,428</u>	<u>20,421,477</u>	<u>20,504,695</u>
負債証券合計^(*)	<u>48,751,808</u>	<u>48,626,339</u>	<u>0</u>	<u>-72,620</u>	<u>48,545,436</u>	<u>48,781,067</u>

(*) うち現金および現金同等物9,477,609千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。取引1件について、2019年12月31日現在で評価損益が計上されている（2018年：なし）。

債券保有における欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBの優先債権者の地位およびEIB定款による保護を考慮し、また評価調整要件の詳細な見直しの結果、EIBは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2018年度および2019年度に評価損益を計上しなかった。

次の表は、2019年および2018年12月31日現在のEIBの負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）における、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2019年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	186,004	184,668	181,600	184,754
ベルギー	51,202	50,938	50,873	51,000
チェコ共和国	552,405	513,116	496,193	556,695
クロアチア	23,011	22,762	22,254	22,765
キプロス	2,085	2,009	2,000	2,008
エストニア	15,034	15,016	15,000	15,008
フィンランド	41,510	40,652	40,000	40,652
フランス	2,322,708	2,314,826	2,301,329	2,319,312
ドイツ	884,561	880,296	848,259	943,353
ハンガリー	158,293	155,907	155,513	156,222
アイルランド	412,339	410,643	409,900	410,522
イタリア	77,849	74,041	72,500	99,155
ラトビア	9,770	9,791	9,792	9,778
リトアニア	93,206	89,900	89,461	90,057
オランダ	402,096	391,972	374,023	404,009
ポーランド	64,164	63,556	63,031	63,923
ポルトガル	288,130	287,603	287,000	287,508
ルーマニア	52,861	52,232	50,463	52,209
スロバキア	9,159	9,168	9,120	9,452
スペイン	2,056,000	2,045,500	2,036,123	2,045,427
スウェーデン	54,420	54,324	53,409	54,324
	7,756,807	7,668,920	7,567,843	7,818,133
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	37,743,528	37,722,922	37,673,234	38,005,356
合計	45,500,335	45,391,842	45,241,077	45,823,489

2018年12月31日現在

EU加盟国ソブリン債

	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
オーストリア	30,746	30,199	30,000	30,198
ベルギー	408,282	407,068	407,000	407,159
チェコ共和国	529,612	495,950	474,767	547,591
デンマーク	172,023	171,746	171,548	171,744
フィンランド	17,782	17,354	17,467	17,354
フランス	2,147,250	2,133,689	2,127,154	2,137,186
ドイツ	542,981	543,435	538,804	606,113
ギリシャ	6,134	5,070	5,000	5,212
ハンガリー	346,004	342,851	342,856	343,789
アイルランド	82,972	81,355	78,800	81,358
イタリア	189,608	184,364	182,400	200,481
オランダ	227,277	223,200	212,061	234,714
ポーランド	61,911	61,326	60,993	62,647
ポルトガル	1,751,201	1,742,097	1,734,500	1,743,014
ルーマニア	50,619	50,103	50,000	50,088
スロバキア	4,867	4,980	5,000	5,504
スロベニア	20,851	20,756	20,716	20,620
スペイン	1,487,875	1,484,640	1,483,808	1,484,816
	8,077,995	8,000,183	7,942,874	8,149,588
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	40,673,813	40,626,156	40,602,562	40,631,479
合計	48,751,808	48,626,339	48,545,436	48,781,067

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
定期預金	28,935,591	41,041,763
要求払預金	238,000	238,000
リバース・レポ	24,622,226	10,023,071
その他の金融機関貸付金および預け金合計	53,795,817	51,302,834
その他の対顧客貸付金および預け金合計	964,644	452,890
その他の貸付金および預け金合計	54,760,461	51,755,724
うち現金および現金同等物	47,978,060	47,736,482

注D：貸付金明細表

D.1. 貸付金総額（単位：千ユーロ）

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に対し て実行される貸付金	最終受益者に直接実 行される貸付金	2019年12月31日	2018年12月31日
実行済金額	109,821,128	317,235,957	427,057,085	430,466,343
未実行金額	29,629,661	82,918,317	112,547,978	105,567,221
貸付金総額	139,450,789	400,154,274	539,605,063	536,033,564
分割貸付債権	3,402	168,091	171,493	209,897
代替貸付金ポートフォリオ ⁽¹⁾			20,665,498	20,724,905
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額（注D.3）			560,442,054	556,968,366

(1) 2019年度に175,348千ユーロ（2018年：280,000千ユーロ）が未実行金額として計上された。

D.2. 貸付金に係る評価損益（単位：千ユーロ）

評価損益の推移の詳細は、以下のとおりである。

	2019年	2018年
1月1日現在	530,174	457,603
当期取崩額	-148,421	-61,794
当期目的使用額 ⁽¹⁾	-31,212	-66,036
当期繰入額	123,213	197,117
為替調整額	6,005	3,284
12月31日現在⁽²⁾	479,759	530,174

- (1) 2019年、EIBは貸付金事業1件について、全額が引当済のリストラクチャリングを完了した。このリストラクチャリングの結果、7,426千ユーロ（2018年：66,036千ユーロ）が既存の引当金から目的使用された。また、EIBは一部引当金が設定されている不良債権事業の売却取引を完了した。この結果、資産売却損20,206千ユーロに既存の引当金が充当された。最後に、EIBは貸付先企業の清算を受けて、貸付金事業1件におけるエクスポージャーを償却し、この結果、清算時に3,580千ユーロが既存の引当金から目的使用された。
- (2) 評価損益は、延滞を含む実行済貸付金のみに関連している。また、EIBは追加的に「前払金および未収収益」に計上されている未収利息について、総額7,189千ユーロ（2018年：6,763千ユーロ）の評価損益を計上している。

D.3. プロジェクトが行われている国別に表示した貸付金の地域別内訳（単位：千ユーロ）

D.3.1. 欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年 貸付金 合計額に 対する割合	2018年 貸付金 合計額に 対する割合
スペイン	87,792,660	80,711,617	7,081,043	15.68%	16.11%
イタリア	63,179,944	50,522,632	12,657,312	11.29%	11.38%
フランス	57,521,274	44,548,304	12,972,970	10.27%	10.16%
ドイツ	44,729,341	34,906,228	9,823,113	7.99%	7.75%
ポーランド	41,977,061	32,297,948	9,679,113	7.49%	7.59%
イギリス	39,230,726	36,989,687	2,241,039	7.00%	7.31%
ギリシャ	18,783,704	16,232,831	2,550,873	3.35%	3.25%
ポルトガル	17,280,892	15,152,816	2,128,076	3.08%	3.23%
オランダ	16,018,057	11,970,833	4,047,224	2.86%	2.72%
オーストリア	14,816,128	13,068,456	1,747,672	2.64%	2.70%
ベルギー	13,914,722	10,698,536	3,216,186	2.48%	2.34%
スウェーデン	11,545,103	8,431,358	3,113,745	2.06%	1.99%
フィンランド	11,281,849	8,604,580	2,677,269	2.01%	1.92%
ハンガリー	9,776,571	7,637,528	2,139,043	1.74%	1.77%
アイルランド	7,183,066	5,705,604	1,477,462	1.28%	1.20%
チェコ共和国	7,160,491	5,815,519	1,344,972	1.28%	1.22%
ルーマニア	6,702,644	3,788,708	2,913,936	1.20%	1.27%
スロバキア	4,864,974	3,431,277	1,433,697	0.87%	0.88%
クロアチア	4,496,703	3,134,928	1,361,775	0.80%	0.79%
スロベニア	3,297,725	2,676,658	621,067	0.59%	0.60%
デンマーク	3,074,128	2,697,968	376,160	0.55%	0.51%
キプロス	2,691,427	2,074,162	617,265	0.48%	0.46%
ブルガリア	2,244,675	1,667,360	577,315	0.40%	0.41%
リトアニア	1,979,956	1,851,877	128,079	0.35%	0.38%
エストニア	1,416,286	1,112,868	303,418	0.25%	0.23%
ラトビア	1,164,617	709,301	455,316	0.21%	0.21%
ルクセンブルク	879,218	450,220	428,998	0.16%	0.13%
マルタ	473,008	305,366	167,642	0.08%	0.09%
小計	495,476,950	407,195,170	88,281,780	88.44%	88.60%

D.3.2. 欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金

D.3.2.1. 候補国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年 貸付金 合計額に 対する割合	2018年 貸付金 合計額に 対する割合
トルコ	13,881,361	13,067,608	813,753		
セルビア	3,281,243	2,356,719	924,524		
モンテネグロ	586,425	422,724	163,701		
北マケドニア	405,535	262,689	142,846		
アルバニア	306,331	263,831	42,500		
小計	18,460,895	16,373,571	2,087,324	3.29%	3.73%

D.3.2.2. アフリカ、カリブ海および太平洋（ACP）諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
マダガスカル	447,210	231,525	215,685		
ザンビア	437,884	115,767	322,117		
ケニア	376,483	152,654	223,829		
セネガル	364,169	117,391	246,778		
ギニア	255,000	34,491	220,509		
タンザニア連合共和国	197,143	66,169	130,974		
レソト	175,016	93,016	82,000		
マラウイ	171,025	34,342	136,683		
ドミニカ共和国	165,407	46,482	118,925		
コートジボワール	152,700	24,024	128,676		
ニジェール	137,370	9,000	128,370		
ベナン	134,276	44,960	89,316		
ウガンダ	122,101	95,994	26,107		
アンゴラ	100,000	0	100,000		
西アフリカ地域	91,578	86,432	5,146		
モザンビーク	87,421	71,276	16,145		
ブルキナファソ	86,123	63,123	23,000		
ブルンジ	70,000	36,500	33,500		
フィジー	66,762	0	66,762		
リベリア	66,355	46,355	20,000		
カーボベルデ	61,218	48,049	13,169		
カメルーン	58,192	53,192	5,000		
ガンビア	57,000	0	57,000		
パプア・ニューギニア	53,367	0	53,367		
マリ	48,909	34,909	14,000		
ガーナ	46,169	33,669	12,500		
ルワンダ	45,000	0	45,000		
シント・マールテン	44,228	0	44,228		
エスワティニ王国	41,726	5,326	36,400		
セーシェル	40,497	27,997	12,500		
エチオピア	40,000	5,000	35,000		
コンゴ民主共和国	35,585	35,585	0		
モーリシャス	28,110	28,110	0		
サントメ・プリンシペ	24,500	0	24,500		
モーリタニア	18,760	3,760	15,000		
ナミビア	17,401	17,401	0		
トーゴ	13,775	2,405	11,370		
カリブ海地域	12,976	12,976	0		
コンゴ	12,585	12,585	0		
ハイチ	12,000	0	12,000		
ベリーズ	7,879	1,114	6,765		
ドミニカ	3,414	3,414	0		
ボツワナ	1,768	1,768	0		
ジャマイカ	1,093	1,093	0		
セント・ヴィンセント・ グレナディン	1,093	1,093	0		
小計	4,431,268	1,698,947	2,732,321	0.79%	0.72%

D.3.2.3. アジア

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
インド	2,551,182	1,352,936	1,198,246		
中国	2,329,040	1,001,644	1,327,396		
バングラデシュ	385,000	109,833	275,167		
ベトナム	384,107	153,107	231,000		
カザフスタン	326,705	0	326,705		
ウズベキスタン	200,000	0	200,000		
ネパール	186,534	29,964	156,570		
スリランカ	184,991	134,991	50,000		
ラオス人民民主共和国	180,020	42,217	137,803		
カンボジア	140,515	0	140,515		
キルギス	112,000	10,000	102,000		
タジキスタン	109,028	17,700	91,328		
モンゴル	90,496	56,519	33,977		
パキスタン	50,000	0	50,000		
モルディブ	46,649	10,526	36,123		
インドネシア	3,011	3,011	0		
小計	7,279,278	2,922,448	4,356,830	1.30%	1.13%

D.3.2.4. 潜在的候補国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,573,165	1,152,837	420,328		
コソボ	132,000	17,000	115,000		
小計	1,705,165	1,169,837	535,328	0.30%	0.31%

D.3.2.5. ラテンアメリカ諸国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ブラジル	1,320,034	594,900	725,134		
エクアドル	612,705	385,470	227,235		
パナマ	558,723	452,557	106,166		
ニカラグア	438,202	115,085	323,117		
アルゼンチン	296,891	106,656	190,235		
中央アメリカ地域	289,022	166,522	122,500		
パラグアイ	194,401	90,852	103,549		
ボリビア	190,115	78,879	111,236		
コロンビア	184,280	908	183,372		
メキシコ	162,480	162,480	0		
ペルー	133,523	133,523	0		
ホンジュラス	79,402	65,380	14,022		
チリ	73,055	73,055	0		
コスタリカ	58,816	58,816	0		
ラテンアメリカ地域	53,409	0	53,409		
小計	4,645,058	2,485,083	2,159,975	0.83%	0.73%

D.3.2.6. 欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ノルウェー	1,141,970	941,420	200,550		
アイスランド	559,824	519,824	40,000		
スイス	48,755	32,929	15,826		
小計	1,750,549	1,494,173	256,376	0.31%	0.32%

D.3.2.7. 地中海沿岸諸国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
エジプト	5,466,111	3,263,992	2,202,119		
モロッコ	4,784,201	3,108,790	1,675,411		
チュニジア	3,202,784	2,116,448	1,086,336		
レバノン	1,617,628	548,602	1,069,026		
イスラエル	826,688	826,688	0		
ヨルダン	615,012	391,972	223,040		
アルジェリア	353,050	353,050	0		
シリア・アラブ共和国	160,821	160,821	0		
ガザ・西岸地区	99,987	38,964	61,023		
地中海沿岸地域	11,902	0	11,902		
小計	17,138,184	10,809,327	6,328,857	3.06%	2.96%

D.3.2.8. 海外の属国および属領 (OCT)

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ニューカレドニア	16,667	16,667	0		
仏領ポリネシア	16,295	8,795	7,500		
小計	32,962	25,462	7,500	0.01%	0.01%

D.3.2.9. 東欧諸国、南コーカサス諸国およびロシア

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
ウクライナ	5,080,573	1,284,260	3,796,313		
ジョージア	1,634,280	593,808	1,040,472		
モルドバ共和国	684,037	280,838	403,199		
ベラルーシ	530,000	75,000	455,000		
アルメニア	339,279	200,218	139,061		
ロシア連邦	74,950	74,950	0		
アゼルバイジャン	6,275	6,275	0		
小計	8,349,394	2,515,349	5,834,045	1.49%	1.32%

D.3.2.10. 南アフリカ

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2019年貸付金 合計額に 対する割合	2018年貸付金 合計額に 対する割合
南アフリカ	1,000,858	857,868	142,990		
小計	1,000,858	857,868	142,990	0.18%	0.17%
欧州連合域外のプロジェクト に対する貸付金合計	64,793,611	40,352,065	24,441,546	11.56%	11.40%
2019年貸付金合計 ⁽¹⁾	560,270,561	447,547,235	112,723,326	100.00%	
2018年貸付金合計 ⁽¹⁾	556,758,469	450,911,248	105,847,221		100.00%

(1) 代替貸付金（注B.2およびD.1）を含み、分割貸付債権（2019年：171百万ユーロ、2018年：210百万ユーロ）を除く
貸付金総額

D.4. 保証業務に係る引当金

EIBが付与した保証に係る引当金は、受益者に対して支払義務を負うと見込まれる損失に対応して認識されている。2019年12月31日現在、こうした引当金は8,118千ユーロにのぼる（2018年：17,143千ユーロ）。

注E：株式およびその他の変動利付証券、参加持分ならびに関係会社株式（単位：千ユーロ）

E.1. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

	参加持分		株式およびその他の変動利付証券			合計 ⁽³⁾
	ベン チャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	ベン チャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	EBRD持分 (2)	投資基金 (1)	その他 の持分 投資	
取得原価：						
2019年1月1日現在	275,137	4,774,714	157,500	1,376,701	0	6,308,915
当期取得額	90,319	1,138,971	0	895,080	266	2,034,317
当期売却額	-26,517	-353,778	0	-212,395	0	-566,173
2019年12月31日現在	338,939	5,559,907	157,500	2,059,386	266	7,777,059
評価損益：						
2019年1月1日現在	-26,219	-394,936	0	-41,364	0	-436,300
当期取得額	-4,045	-64,900	0	-20,101	0	-85,001
当期減少額	3,516	134,318	0	9,200	0	143,518
2019年12月31日現在	-26,748	-325,518	0	-52,265	0	-377,783
純帳簿価額：						
2019年12月31日現在	312,191	5,234,389	157,500	2,007,121	266	7,399,276
2018年12月31日現在	248,918	4,379,778	157,500	1,335,337	0	5,872,615

(1) オフ・バランスシートで開示されている契約済の未実行額は、それぞれ次のとおりである。

株式およびその他の変動利付証券に関連して：

- ・ ベンチャー・キャピタル事業：4,162,444千ユーロ（2018年：4,568,044千ユーロ）
- ・ 投資基金：3,587,184千ユーロ（2018年：3,362,284千ユーロ）

参加持分に関連して：

- ・ ベンチャー・キャピタル事業：605,346千ユーロ（2018年：565,274千ユーロ）

(2) 157,500千ユーロ（2018年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（「EBRD」）の資本金に対するEIBの応募額900,440千ユーロに係る2019年12月31日現在のEIBの払込資本である。

(3) 合計額は、株式およびその他の変動利付証券のみを含む。

2019年12月31日現在、EIBは、EBRDの応募済資本金の3.03%を所有している。国際財務報告基準に準拠して作成されたEBRDの監査済2018年度財務書類に基づいた、EBRDにおけるEIBの正味資本持分は492.8百万ユーロ（2018年：489.6百万ユーロ）である。

	(単位：百万ユーロ)			
	持分比率(%)	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EBRD(2018年12月31日) ^(*)	3.03	16,283	210	61,852

(*) データはEBRDの最新の監査済財務書類に基づいている。

E.2. 関係会社株式

欧州投資基金

残高805,044千ユーロ（2018年：806,572千ユーロ）は、登記上の事務所所在地がルクセンブルクにある欧州投資基金（「EIF」）の資本金に対するEIBの応募額2,634,000千ユーロ（2018年：2,639,000千ユーロ）に係るEIBの払込済額に相当する。

EIBは、EIFの応募済資本金45億ユーロ（2018年：45億ユーロ）の58.53%（2018年：58.64%）を保有している。

他のEIF投資家が引き受けたEIF株式1,866株について、EIBは、株式交換購入保証に基づき、これらの株式を1株当たり440,124.21ユーロで随時買い取る旨申し入れている。この価格は、EIF払込請求済資本金に、資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金および当期純利益を加えた値に当期配当金を調整した値の1株当たり金額に相当する。合意された算式が、オプションが行使される会計年度のEIFの承認済かつ監査済年次財務書類に適用されている。

2019年12月31日現在のEIFの応募済資本金は、45億ユーロである。2019年度中に、EIBはEIF株式5株を他の投資家に売却した。この結果、EIBが保有するEIFの株数は2019年1月1日時点の2,639株から、2019年12月31日時点では2,634株へと減少した。

オフ・バランスシートに表示されているEIFの少数株主に付与されたプット・オプションの名目金額821,272千ユーロ（2018年：816,824千ユーロ）は、国際財務報告基準に準拠して作成された2018年度のEIFに監査済法定決算書に基づいて計算されている。

（単位：千ユーロ）

	持分比率（％）	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EIF（2018年12月31日） ^(*)	58.64	1,991,030	127,561	2,664,667
EIF（2019年12月31日） ^(**)	58.53	1,814,403	161,615	2,951,185

(*) データはEIFの最新の監査済財務書類に基づいている。

(**) データはEIFの未監査財務書類の速報に基づいている。

注F：無形・有形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品 および設備	有形資産 合計	無形資産 合計
取得原価：					
2019年1月1日現在	20,145	387,943	80,862	488,950	36,919
当期取得額	0	9,939	9,876	19,815	18,184
当期除却額	0	0	-26,067	-26,067	-11,737
2019年12月31日現在	20,145	397,882	64,671	482,698	43,366
減価償却／償却累計額					
2019年1月1日現在	0	-186,758	-46,003	-232,761	-13,121
当期減価償却／償却額	0	-9,792	-19,148	-28,940	-15,597
当期除却額	0	0	26,067	26,067	11,007
2019年12月31日現在	0	-196,550	-39,084	-235,634	-17,711
純帳簿価額：					
2019年12月31日現在	20,145	201,332	25,587	247,064	25,655
2018年12月31日現在	20,145	201,185	34,859	256,189	23,798

ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価55,153千ユーロ（2018年：45,214千ユーロ）が含まれており、新棟は、2023年に完成予定である。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

その他の資産	2019年12月31日	2018年12月31日
未収金およびその他債権	33,627	21,382
保証履行請求債権	25,633	21,775
デリバティブの公正価値	1,638	6,874
前払給与および手当	1,077	1,312
職員住宅ローンおよび預け金 ^(*)	1,038	1,552
保証に係る受取手数料	112	171
ベンチャー・キャピタル事業売却代金未収金	0	13,181
その他	1,875	2,985
合計	65,000	69,232

(*) 上記残高は、過年度にEIBがEIB職員に供与した職員住宅ローンに関連するものである。1999年以降、こうした住宅ローンに代わり、常勤職員によるEIB職員規程に準拠した職員住宅ローン利用を可能にする外部金融機関との取決めが導入された。該当職員全員に対して、同一の利率と条件が適用される。

その他の負債	2019年12月31日	2018年12月31日
任意補足年金制度（注L）	580,741	536,879
EIF年金制度	193,135	163,674
ファースト・ロス一部負担金	132,676	52,575
未払金およびその他債務	56,284	51,268
未払人件費	82,978	87,777
貸付金の未達勘定	15,093	13,750
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用	13,596	13,596
デリバティブの公正価値	8,094	3,428
西バルカン諸国のインフラ基金	393	393
その他	60,177	44,810
合計	1,143,167	968,150

注H：EIB応募済資本金、自己資本および利益処分

H.1. EIB応募済資本金明細表

2019年および2018年12月31日現在

(単位：ユーロ)

加盟国	応募済資本金	払込未請求資本金 ^(*)	払込請求済資本金
ドイツ	39,195,022,000	35,699,118,050	3,495,903,950
フランス	39,195,022,000	35,699,118,050	3,495,903,950
イタリア	39,195,022,000	35,699,118,050	3,495,903,950
イギリス ^(**)	39,195,022,000	35,699,118,050	3,495,903,950
スペイン	23,517,013,500	21,419,470,925	2,097,542,575
オランダ	10,864,587,500	9,895,547,225	969,040,275
ベルギー	10,864,587,500	9,895,547,225	969,040,275
スウェーデン	7,207,577,000	6,564,714,700	642,862,300
デンマーク	5,501,052,500	5,010,399,750	490,652,750
オーストリア	5,393,232,000	4,912,195,875	481,036,125
ポーランド	5,017,144,500	4,569,652,475	447,492,025
フィンランド	3,098,617,500	2,822,243,850	276,373,650
ギリシャ	2,946,995,500	2,684,145,675	262,849,825
ポルトガル	1,899,171,000	1,729,779,000	169,392,000
チェコ共和国	1,851,369,500	1,686,240,975	165,128,525
ハンガリー	1,751,480,000	1,595,260,900	156,219,100
アイルランド	1,375,262,000	1,252,598,750	122,663,250
ルーマニア	1,270,021,000	1,156,744,700	113,276,300
クロアチア	891,165,500	811,680,000	79,485,500
スロバキア	630,206,000	573,996,175	56,209,825
スロベニア	585,089,500	532,903,925	52,185,575
ブルガリア	427,869,500	389,706,625	38,162,875
リトアニア	367,127,000	334,381,950	32,745,050
ルクセンブルク	275,054,500	250,521,650	24,532,850
キプロス	269,710,500	245,654,325	24,056,175
ラトビア	224,048,000	204,064,750	19,983,250
エストニア	173,020,000	157,587,900	15,432,100
マルタ	102,665,000	93,508,025	9,156,975
合計	243,284,154,500	221,585,019,550	21,699,134,950

(*) 理事会の決議により、EIBの債務弁済に必要な金額の範囲内で、請求が行われうる。

(**) A.1.3.を参照のこと。

H.2. 自己資本および利益処分

自己資本変動計算書（単位：千ユーロ）	2019年	2018年
資本金：		
- 応募済資本金	243,284,155	243,284,155
- 払込未請求資本金	-221,585,020	-221,585,020
- 払込請求済資本金	<u>21,699,135</u>	<u>21,699,135</u>
準備金および当期純利益：		
準備基金：		
- 期首残高	24,328,415	24,328,415
- 期末残高	<u>24,328,415</u>	<u>24,328,415</u>
その他準備金：		
- 期首残高	10,595,340	9,947,736
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	1,753,954	647,604
- 期末残高	<u>12,349,294</u>	<u>10,595,340</u>
特別活動準備金：		
- 期首残高	9,626,707	7,504,091
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	1,150,968	2,122,616
- 期末残高	<u>10,777,675</u>	<u>9,626,707</u>
一般貸倒準備金：		
- 期首残高	2,736,047	2,700,556
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	-565,870	35,491
- 期末残高	<u>2,170,177</u>	<u>2,736,047</u>
当期純利益	<u>2,363,586</u>	<u>2,339,052</u>
自己資本合計	<u>73,688,282</u>	<u>71,324,696</u>

- (1) 2019年4月24日、総務会は、2018年12月31日終了年度のEIBの当期純利益2,339,052千ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが行われたということは、基本的な運用のリスクが変動したということの結果である。

注1：前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益（単位：千ユーロ）

前払金および未収収益	2019年12月31日	2018年12月31日
通貨スワップ契約に係る外国為替の中立化	8,262,158	8,652,346
未収利息および手数料	7,602,672	7,836,993
スワップに係る未収償還プレミアム ^(*)	154,804	154,285
繰延借入費用	394,304	412,424
委託の受取手数料	79,962	69,146
その他	3,040	11,349
合計	16,496,940	17,136,543
未払金および繰延収益	2019年12月31日	2018年12月31日
未払利息および手数料	8,107,194	8,259,577
通貨スワップ契約に係る外国為替の中立化	7,127,931	9,014,183
スワップに係る未払償還プレミアム ^(*)	816,284	788,671
繰延借入収益	686,322	718,796
貸付金に係る繰延収益	268,236	272,178
前受利子補助金	101,457	103,385
前受運用報酬	9,338	11,958
その他	7,240	8,311
合計	17,124,002	19,177,059

(*) スワップの未収および未払に係る償還プレミアムは、そのような特性が盛り込まれた契約に係る原スワップ契約の最終支払額を示す。

注J：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

J.1. 金融機関に対する債務

	2019年12月31日	2018年12月31日
要求払	6,287,270	4,122,978
短期預かり金	2,761	93,390
金融機関とのレポ取引	1,182,750	0
合計	7,472,781	4,216,368

J.2. 顧客に対する債務

	2019年12月31日	2018年12月31日
翌日物預金	4,013	7,665
欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	397,313	374,376
- 預金口座	1,194,231	1,408,960
短期預かり金	15,554	10,976
合計	1,611,111	1,801,977

注K：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるEIBの目標の1つとして、特に通貨に関し、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。次の表は、2019年および2018年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日をまとめたものである。

支払通貨	2019年 12月31日 現在残高	平均利率 2019年 ^(*)	満期日	2018年 12月31日 現在残高	平均利率 2018年 ^(*)
ユーロ	242,241,423	1.73	2020/2057	242,302,683	1.88
米ドル	111,884,458	2.20	2020/2058	118,381,750	2.14
英ポンド	45,613,342	2.61	2020/2054	45,514,776	2.67
オーストラリア・ドル	9,947,726	3.77	2020/2042	11,158,821	4.40
スウェーデン・クローナ	5,873,569	2.28	2020/2040	5,871,397	2.45
ノルウェー・クローネ	5,739,674	1.98	2020/2037	4,092,659	1.97
スイス・フラン	5,430,993	2.09	2020/2036	6,543,349	2.10
カナダ・ドル	5,313,621	2.02	2020/2045	4,753,954	2.10
ポーランド・ズロチ	4,994,362	2.48	2021/2029	3,605,803	2.38
日本円	3,282,503	1.12	2020/2053	3,768,843	1.02
南アフリカ・ランド	2,774,494	8.16	2020/2032	3,059,007	7.66
トルコ・リラ	2,266,647	8.76	2020/2027	2,937,200	8.94
メキシコ・ペソ	1,887,353	5.66	2020/2027	1,689,482	5.63
デンマーク・クローネ	525,216	0.82	2024/2031	123,760	3.46
ニュージーランド・ドル	388,435	2.49	2020/2023	469,043	3.37
チェコ・コルナ	347,462	2.45	2021/2034	379,935	2.57
ハンガリー・フォリント	272,895	0.22	2020/2021	281,014	0.18
人民元	230,164	2.80	2020/2022	63,491	3.88
ロシア・ルーブル	164,388	6.16	2020/2022	213,259	6.71
香港ドル	105,175	2.14	2020/2021	116,152	2.47
ルーマニア・レイ	37,633	2.87	2020/2020	57,468	2.66
合計	449,321,533			455,383,846	

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

仕組借入の中には、その元本および利息が株価指数に連動しているものもある（実行時の価額：2019年は500百万ユーロ、2018年は500百万ユーロ）。借入金はすべて、仕組スワップ・オペレーションにより十分にヘッジされている。

次の表は、2019年度および2018年度の債務証券借入（短期コマーシャル・ペーパーを含む）の変動を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
1月1日現在の残高	455,384	449,585
当期発行額	141,610	102,839
契約に基づく償還	-151,818	-99,771
期限前償還および買戻し	-1,073	-749
為替差額	5,219	3,480
12月31日現在の残高	449,322	455,384

注L：引当金 - 年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

EIBの主な年金制度は職員とEIBからの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

年金制度および健康保険制度の引当金は、以下のとおりである。（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
職員年金制度：		
1月1日現在の引当額	2,534,865	2,293,753
期中支給額	-90,303	-86,483
保険数理損失の認識	112,829	110,516
年間の拠出金および利息	237,937	217,079
職員年金制度小計	2,795,328	2,534,865
経営委員会年金制度		
経営委員会年金制度	35,652	37,226
保険数理損失の認識	1,913	1,465
経営委員会年金制度小計	37,565	38,691
健康保険制度		
1月1日現在の引当額	330,054	288,420
期中支給額	-22,238	-19,821
保険数理損失の認識	11,396	23,645
年間の拠出金および利息	39,961	37,810
健康保険制度小計	359,173	330,054
12月31日現在引当金合計	3,192,066	2,903,610

上記金額は、任意補足年金制度（確定拠出年金制度）加入者への債務を含んでいない。それに対応する債務581百万ユーロ（2018年：537百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

将来の退職給付および健康保険給付に対する引当金は、2019年9月30日付で、独立した保険数理士により、予測単位積立方式を用いて評価された。この保険数理評価は、2019年12月31日現在の実勢市場金利および以下の（職員年金制度および健康保険制度に関する）仮定に基づいて2019年度の最後の3ヵ月を推定し（「ロール・フォワード」法）、2019年12月31日付で更新された。

- ・ 23.8年（2018年：21.9年）の期間に対応する年金制度および健康保険制度における未払給付の保険数理上の現在価値を算定するための割引率 1.30%（2018年：2.18%）
- ・ 過去の経験を踏まえて、EIBでは、退職給付積立金からの予想支給総額は「上記割引率+1.5%（2018年：1.5%）」に設定されると見積っている。
- ・ 退職年齢 55～65歳での段階的退職
（2018年と同じ）
- ・ 物価および賃金の平均的上昇率 3.5%（2018年：3.5%）
- ・ 予想退職率 26%～0%（2018年：30%～0%）で変動し、年齢とともに低下
- ・ 年金調整率（年） 1.75%（2018年と同じ）
- ・ ICSLT生命表 2018年度版を使用（2018年：ICSLT生命表2013年度版）
- ・ 医療費上昇率（年） 3.75%（2018年：3.75%）
- ・ 年齢ごとの医療費プロファイルは、2019年に過去の実績に加えて2020年1月1日より適用される新しい払戻基準を反映して修正された。

このようなスキームのための引当金は、上記の表のとおり、保険数理評価に従って、必要に応じて調整される（注A.2.10.1）。退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識される。

2018年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、2,412,799千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は 1,881,158千ユーロで、2019年1月1日から制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識された。これにより、2019年度に認識された純損失は、126,137千ユーロである。

2019年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、4,101,107千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は3,371,789千ユーロで、2020年度に認識される純損失は228,779千ユーロとなる。

注M：当期純利益

2019年12月31日終了年度の当期純利益2,363,586千ユーロの処分案は、承認を受けるため2020年4月24日までに総務会に提出される。当事業年度の剰余金の処分案は以下のとおりである。

- 準備基金 ゼロ
- その他準備金 1,438.7百万ユーロ
- 特別活動準備金 959.2百万ユーロ
- 一般貸倒準備金 -34.3百万ユーロ

注N：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用

N.1. 正味受取利息（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
受取利息および類似収益：		
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに負債証券 （確定利付証券を含む）	534,941	789,320
金融機関および対顧客貸付金および預け金	7,473,450	7,435,747
デリバティブ	16,478,785	16,480,225
有利子負債に係るマイナス金利	12,854	624
合計	24,500,030	24,705,916
支払利息および類似費用：		
金融機関および顧客に対する債務	-8,063	-28,799
債務証券借入	-10,042,103	-10,380,600
デリバティブ	-10,902,103	-10,355,209
利付資産に係るマイナス金利	-370,732	-641,732
その他	-145,308	-131,929
合計	-21,468,309	-21,538,269
正味受取利息	3,031,721	3,167,647

N.2. 「受取利息および類似収益」の国別分析（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
欧州連合加盟国		
イギリス	1,036,312	981,864
スペイン	933,252	972,751
ポーランド	584,905	571,210
イタリア	566,604	570,219
フランス	522,539	503,229
ギリシャ	501,055	515,074
ドイツ	325,436	413,007
オーストリア	272,889	269,683
ポルトガル	216,107	236,005
オランダ	172,535	163,925
ベルギー	163,252	174,325
ハンガリー	160,942	154,906
スウェーデン	128,531	75,015
アイルランド	89,693	79,558
ルーマニア	84,662	90,239
フィンランド	71,528	71,241
チェコ共和国	69,263	48,779
スロバキア	65,378	66,514
クロアチア	59,335	65,796
スロベニア	45,894	48,378
ブルガリア	42,119	44,085
リトアニア	33,808	44,513
デンマーク	26,505	23,416
ラトビア	15,077	15,004
キプロス	12,699	12,909
マルタ	9,956	10,567
エストニア	4,159	4,662
ルクセンブルク	2,887	2,589
欧州連合加盟国の合計	6,217,322	6,229,463
欧州連合域外	1,063,416	1,025,007
合計	7,280,738	7,254,470
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	17,219,292	17,451,446
受取利息および類似収益の合計	24,500,030	24,705,916

(1) 国別分析の対象外の収益は以下のとおり：

・ 長期ヘッジ・ポートフォリオおよび代替貸付金 ポートフォリオからの収益	206,131	218,838
・ 有価証券流動性ポートフォリオからの収益	71,913	91,260
・ 短期金融市場証券からの収益	256,883	479,222
・ その他有価証券からの収益	14	0
・ 短期金融市場オペレーションからの収益	205,566	181,901
・ デリバティブからの収益	16,478,785	16,480,225
	17,219,292	17,451,446

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
受取手数料：		
保証手数料	90,080	64,519
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	52,748	49,993
Jaspers手数料	33,538	34,994
EFSIの手数料	14,461	13,690
InnovFinの手数料	13,725	5,755
貸付金手数料収益	13,542	10,644
Jessicaの手数料	8,878	8,931
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	5,412	1,754
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	5,128	1,773
ヤウンデ/ロメ協定の手数料	1,888	2,027
その他の委託に係る手数料	45,224	55,626
受取手数料合計	284,624	249,706
支払手数料	-317,840 (*)	-240,919

(*) この項目における差異は、主に2019年に提供された信用補完におけるリスク対価の増加に関連している。

注P：金融業務損益（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
株式およびその他の変動利付証券に係る純損益 ^(*)	109,582	-6,327
貸借対照表上のポジションの換算に係る純損益	-997	-1,899
債務証券借入買戻に係る純損益	0	-1,195
デリバティブの純損益	6,164	-14,823
負債証券ポートフォリオの純損益（有価証券のみ）	2,950	-34,086
金融業務損益合計	117,699	-58,330

(*) 2019年、EIBは投資基金3件における参加持分の流通市場における売却を完了した。この売却の結果、EIBは102,576千ユーロの売却益を計上した。

注Q：その他の業務収益（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
賃貸料収益	12,591	11,551
過年度未使用引当金の戻入れ	3,209	4,311
EIF株式売却（注E.2）	672	381
その他	1,883	1,674
合計	18,355	17,917

注R：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
給与および手当 ^(*)	-441,465	-422,056
福利厚生費およびその他人件費	-322,191	-326,021
人件費	-763,656	-748,077
その他の一般管理費	-256,518	-254,375
一般管理費合計	-1,020,174	-1,002,452

(*) このうち経営委員会委員に対する金額は、2019年12月31日現在が2,706千ユーロ、2018年12月31日現在は2,927千ユーロである。

EIBの職員数は、2019年12月31日現在、3,439名（2018年12月31日現在は3,410名）であった。

注S：オフ・バランスシートの借入債務支払に係る特別預け金

この項目は、EIBが支払代理人に支払ったが、EIBが発行した債券の保有者による支払いのための呈示がなされていない期日の到来したクーポンおよび債券の金額に相当する。

注T：金融商品の公正価値^(*)

EIBは貸借対照表日において、（有価証券流動性ポートフォリオを除き）負債の場合は受領額、資産の場合は取得のための支払額を示す外貨建ての取得原価に基づき、貸借対照表の金融商品を計上している。次の表は、資産または負債に計上されている金融商品（主として貸付金、財務、有価証券、借入）の公正価値と帳簿価額とを比較したものである。

2019年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	947	947
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	481,871	515,548
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ （代替貸付金を含む）	45,392	45,921
株式、その他の変動利付証券および参加持分	7,711	10,826
金融資産合計	535,921	573,242
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	9,084	9,080
債務証券借入	449,322	497,376
金融負債合計	458,406	506,456

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注V.を参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

2018年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	142	142
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	482,611	506,259
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ （代替貸付金を含む）	48,626	48,898
株式、その他の変動利付証券および参加持分	6,122	8,673
金融資産合計	537,501	563,972
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	6,018	6,017
債務証券借入	455,384	492,081
金融負債合計	461,402	498,098

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注V.を参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

注U：リスク管理

本注記は、EIBのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 決済リスク等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 金利リスク - 金利感応商品に影響を及ぼす金利の不利な変動から生じるEIBの投資の利益および経済価値の両方に対するリスクで、ギャップリスク、ベーススリスクおよびオプションリスクを含む。
- 流動性および資金調達リスク - EIBが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動が原因で、EIBのポジションから得られる経済価値または収益の変動性から生じるリスク。
- オペレーショナル・リスク - 不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、または外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

リスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは概してEUの機関、機構および局によって発行または採択される商業銀行に適用される法や指針の適用は受けないが、EIBが公表しているベスト・バンキング・プラクティスの指針の原則で特定されている範囲において、任意でこれらのEU法および指針を遵守することを決定している。

リスク管理部門（「RM」）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスクならびにオペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。職務分掌を維持するために、RMは、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。RM担当のディレクター・ジェネラルは、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびにオペレーショナル・リスクについて経営委員会に報告し、定期的に監査委員会と会合を持ち、これらのリスクに関する議題を協議している。また、同ディレクター・ジェネラルは、経営委員会、リスク方針委員会および理事会へのリスク報告についても監督の任にある。

契約締結後の貸付金の管理およびモニタリングは、ポートフォリオの重要な部分に関しては、RMから独立している部門である取引管理・再編部門（「TMR」）が担当する。TMRは、よりリスクが高いカウンターパーティー、および特定の形の担保のモニタリングに注力するとともに、特に注意を要する取引の管理も行う。信用リスクの兆候に係るTMRの提言は、すべてRMによる独立した立場からのセカンド・オピニオンの対象となる。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびにオペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利

益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する詳細な情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

EIBのリスク許容度

EIBは、リスク許容度を定めており、事業戦略の追求によって生じるリスクに関して慎重な限度額を設定している。限度額を設定するにあたり、EIBは、EIBのリスク特性を事業戦略および利害関係者の期待に適合させるようにしている。さらに、EIBの戦略の長期的な資本の持続可能性は、これらの限度額との比較で評価および監視され、利用可能な資本が現在および大局的な事業目的および政策目的を支えるために十分であることを確実にする。

EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な市場リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

収益の持続可能性および自己資金力

EIBの資産負債管理方針は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、資産負債管理方針では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBのALM戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

U.1. 信用リスク

信用リスクは主にEIBの貸付業務に関するものであるが、程度の差はあるものの、デリバティブ取引ならびに負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品に関するものも含まれている。デリバティブの使用に関する信用リスクについては、注Vで分析する。

信用リスクは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。EU加盟国業務と非EU加盟国業務ではリスク・プロファイルが異なる場合があり、EU加盟国の活動と非EU加盟国の活動には別々の

指針が設けられている。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容範囲内とみなされる担保種類も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。加えて、カウンターパーティー別と業種別に限度枠を設けるシステムを通じて、これらの指針は、EIBが保有する貸付金ポートフォリオの許容可能な分散の実現を図っている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。また同指針は、デリバティブ取引および財務取引の相手の信用の質に関する最低限の基準、ならびに取引種類ごとの契約の枠組みも規定している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境を盛り込み、EIBが受領する新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

信用リスクの管理は、カウンターパーティーに関する信用リスクの水準およびカウンターパーティーの支払不能に備えてEIBに供された担保の水準の評価に基づいている。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「AD」）の枠組みによるデータを使用している。2019年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU会計指令準拠の単独財務書類に基づく204.5%、EU会計指令準拠の連結財務書類に基づく208.9%であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

U.1.1. 貸付金

貸付金に関する信用リスクを測定・管理するために、EIBは一般に認められた基準に基づいて、債務者および適当な場合は提供された担保の質に応じて貸付業務の格付を行っている。

次の表は、未実行分も含め、2019年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの債務者と保証人の構成を分析したものである。

欧州連合域外への貸付金（EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証^(*)に基づくものを除く）は、最終的には、欧州連合予算や加盟国（ACP諸国およびOCTへの貸付金の場合）の保証により担保されている。こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

(*) EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証は、総務会によって決定された地理別またはテーマ別の貸付フレームワークである。EIBの自己のリスク負担のファシリティ群に基づく貸付およびコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証は、EIBの自己資金での取引であり、EIBは全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する。

以下の表は、自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証およびリスク・シェアリング業務に基づいて供与された欧州連合域内および域外のプロジェクトに対する契約済貸付金を示している（単位：百万ユーロ）。

債務者	保証人					2019年の 合計	2018年の 合計
	国	公共機関	銀行	企業	無保証 ⁽¹⁾		

国	0	0	0	0	57,489	57,489	57,688
公共機関	33,530	22,821	274	185	83,850	140,660	136,624
銀行	36,880	23,674	22,188	20,064	29,853	132,659	134,767
企業	9,282	4,712	10,133	34,487	104,915	163,529	163,911
2019年の合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾	79,692	51,207	32,595	54,736	276,107	494,337	
2018年の合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾	79,597	49,260	35,375	59,134	269,624		492,990

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、EIBが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2019年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）における貸付金は、3,965百万ユーロ（2018年：4,528百万ユーロ）であった。
- (3) この金額に、契約済代替貸付金（2019年：20,665百万ユーロ、2018年：20,725百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。

EIBの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるEIB資産の全額回収を保証すると思われるため、EIBは、期末現在の欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2018年においても、2019年においても、評価損益を計上しなかった。

保証を含むEIBの貸付業務を通じた英国に所在している債務者に対する実行済のエクスポージャーは、2019年12月31日現在、377億ユーロ（2018年：374億ユーロ）であり、英国の保証人が存在する外国の債務者に対する実行済のエクスポージャーは、13億ユーロ（2018年13億ユーロ）であった。2019年12月31日および2018年12月31日のいずれの時点でも、EIBは、英国を債務者とする直接的なエクスポージャーを有しておらず、また英国が保証する実行済の貸付金は、2019年12月31日現在で22億ユーロ（2018年：21億ユーロ）であった。

以下の表は、EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証およびリスク・シェアリング業務に基づいて欧州連合域内外で供与された貸付金に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している。

国名	(単位：百万ユーロ)					
	2019年			2018年		
	債務者となっているもの		保証人となっているもの	債務者となっているもの		保証人となっているもの
	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
オーストリア	0	0	39	0	0	45
ベルギー	0	0	75	0	0	90
ブルガリア	878	300	110	846	350	0
クロアチア	599	300	3,058	623	300	2,889
キプロス	931	242	1,423	915	239	1,440
チェコ共和国	1,515	453	16	1,679	0	43
デンマーク	0	0	244	0	0	45
エストニア	597	0	106	454	215	114
フィンランド	11	0	70	20	0	84
フランス	0	0	2,930	0	0	2,905
ドイツ	0	0	1,395	0	0	1,459
ギリシャ	7,640	769	7,978	7,714	414	7,571
ハンガリー	5,726	1,381	958	5,798	1,040	1,216
アイルランド	1,295	370	1,291	1,195	470	1,154
イタリア	2,957	1,100	4,543	3,108	1,150	3,075
ラトビア	345	400	30	349	200	38
リトアニア	1,529	0	53	1,289	300	54
ルクセンブルク	300	0	248	300	0	59
マルタ	0	72	319	0	72	285
オランダ	0	0	80	0	0	80
ポーランド	8,073	540	17,140	8,958	852	16,561
ポルトガル	1,229	400	4,129	1,264	400	4,520
ルーマニア	1,526	2,130	0	1,682	2,130	0
スロバキア	1,951	989	50	1,895	1,140	50
スロベニア	569	400	1,769	589	400	1,757
スペイン	5,506	400	24,302	4,873	1,200	26,159
スウェーデン	0	0	45	0	0	44
英国	0	0	2,174	0	0	2,068
非EU加盟国	1,525	2,541	5,117 ⁽¹⁾	1,379	1,886	5,792
合計	44,702	12,787	79,692	44,930	12,758	79,597

(1) うち、1,419百万ユーロは、欧州連合域内業務に係る欧州連合加盟国政府債の担保である（2018年：1,560百万ユーロ）。

以下の表は、欧州連合域外のプロジェクトに対する契約済貸付金を示している（EIBの自己のリスク負担のファシリティ群またはコトヌー・インフラストラクチャー・パッケージ保証に基づいて供与された物を除く）（単位：百万ユーロ）。

	2019年12月31日	2018年12月31日
以下による保証：		
加盟国	4,267	4,064
欧州連合予算 ⁽¹⁾	44,966	43,508
合計 ⁽²⁾⁽³⁾	49,233	47,572

- (1) このうち3,965百万ユーロ（2018年：4,528百万ユーロ）は、上記で説明したリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）による。
- (2) 現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されている貸付金を含む。
- (3) EIBが供与した総額462.9百万ユーロ（2018年：454.1百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金（単位：百万ユーロ）

（新規加盟国で加盟以前に実行された貸付金を含む。）

契約済貸付金の保証形態別内訳

協定	2019年12月31日	2018年12月31日
加盟国による75%グローバル保証		
- ACP/OCT第4次ロメ協定 - 第2次財務議定書	36	58
加盟国による75%グローバル保証合計	36	58
加盟国による75%保証		
- コトヌー・パートナーシップ協定	355	371
- 第2次コトヌー・パートナーシップ協定	1,419	1,479
- コトヌー議定書3 - OR/ACP	2,396	2,138
- コトヌー議定書3 - OR/OCT	61	18
加盟国による75%保証合計	4,231	4,006
加盟国による保証合計	4,267	4,064
欧州連合予算による100%保証		
- ロシア - 100百万・2001年 - 2005年	22	25
- ロシア - 500百万・2004年 - 2007年	163	179
欧州連合予算による100%保証合計	185	204
欧州連合予算による75%保証		
- 地中海議定書	14	28
欧州連合予算による75%保証合計	14	28
欧州連合予算による70%保証		
- 南アフリカ - 375百万・1997年1月29日決定	20	22
- ALA II - 900百万	0	4
- ボスニア・ヘルツェゴビナ - 100百万・1999年 / 2001年	25	32
- ユーロメッド (EIB) - 2,310百万・1997年1月29日決定	36	56
- FYROM (マケドニア旧ユーゴスラビア共和国) - 150百万・1998年 / 2000年	16	19
- CEEC - 3,520百万 - 1997年1月29日決定	167	223
欧州連合予算による70%保証合計	264	356
欧州連合予算による65%保証		
- 南アフリカ - 825百万・2000年7月 - 2007年7月	125	132
- 南アフリカ - 2007年2月 - 2013年12月決定	396	415
- ALA III - 2,480百万・2000年2月 - 2007年7月	139	187
- ALAデシジョン - 2007年2月 - 2013年12月	1,929	2,140
- ユーロメッド II - 6,520百万・2000年2月 - 2007年1月	1,541	1,936
- 南東近隣諸国 - 9,185百万・2000年2月 - 2007年7月	3,172	3,548
- トルコ・スペシャル・アクション - 450百万・2001年 - 2006年	111	116
- トルコ - TERRA - 600百万・1999年11月 - 2002年11月	282	300
- PEV EE/CAS/RUS 2007年2月1日 - 2013年12月31日	2,096	2,291
- PEV MED 2007年2月1日 - 2013年12月31日	6,347	6,847
- 加盟候補国 - 8,700百万・2007年 - 2013年	6,123	6,918
- 気候変動マンデート・2011年 - 2013年	1,210	1,353
- ELMアジア2014年 - 2020年	1,046	837
- ELM中央アジア2014年 - 2020年	224	182
- ELM東ロシア2014年 - 2020年	5,853	4,659
- ELMラテンアメリカ諸国2014年 - 2020年	2,192	1,550
- ELM MED2014年 - 2020年	5,847	5,818
- ELM加盟候補国2014年 - 2020年	3,219	2,994
- ELM RSA 2014年 - 2020年	373	272
- ELM ERI民間マンデート	1,077	325
- ELM ERI公共機関マンデート	1,201	100
欧州連合予算による65%保証合計	44,503	42,920
欧州連合予算による保証合計	44,966	43,508
合計⁽¹⁾	49,233	47,572

- (1) EIBが供与した総額462.9百万ユーロ（2018年：454.1百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

貸付金に付する担保（単位：百万ユーロ）

その他の信用リスク軽減手段の中のひとつとして、EIBは、金融有価証券に質権を設定する手法を使用している。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは20,110百万ユーロ（2018年：22,969百万ユーロ）であり、その内訳は以下の通りである。

2019年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）							
	債券						現金	合計
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債	資産担保 証券		
同等のムーディーズ格付								
Aaa	450	5	1	136	303	0	0	895
Aa1からAa3	1,180	83	30	891	206	0	0	2,390
A1	81	0	0	1,121	51	0	0	1,253
A1未満	11,683	0	385	1,351	973	0	0	14,392
格付なし	40	0	0	0	757	0	383	1,180
合計	13,434	88	416	3,499	2,290	0	383	20,110

2018年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）							合計
	債券						現金	
	同等のムーディーズ格付	政府債	国際機関債	政府機関債	担保付債券 （カバード・ボンド）	銀行債 および社債		
Aaa	18	33	5	181	117	361	0	715
Aa1からAa3	1,225	89	4	962	164	0	0	2,444
A1	124	0	0	2,729	118	0	0	2,971
A1未満	14,476	0	412	32	824	0	0	15,744
格付なし	38	0	0	0	732	0	325	1,095
合計	15,881	122	421	3,904	1,955	361	325	22,969

12月31日現在の実行済貸付残高の債務者の契約業種別明細（単位：百万ユーロ）は以下のとおりである。

	2019年	2018年
業種		
運輸	128,786	131,009
グローバル・ローン ⁽¹⁾	81,406	85,661
エネルギー	64,540	65,820
医療・教育	34,512	33,087
その他インフラ	29,425	28,505
上下水道施設	28,986	28,393
工業	26,501	26,477
サービス	17,491	16,413
電気通信	11,750	11,462
農業・漁業・林業	3,660	3,639
合計⁽²⁾	427,057	430,466

- (1) グローバル・ローンとは、金融仲介機関または銀行に提供する融資枠で、その後にそれらの機関または銀行が、自らリスクを負担してその資金を官民が請け負う中小規模のプロジェクトに転貸するというものである。
- (2) この金額に、実行済代替貸付金（2019年：20,490百万ユーロ、2018年：20,445百万ユーロ）は算入されていない。

貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。これらの延滞のフォローアップに関する手続きは、EIBが管理しているすべての貸付金に一貫して適用されている。

1. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞：

2019年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものは、146.0百万ユーロ（2018年：176.4百万ユーロ）である。

2019年12月31日現在のこれらの延滞が生じている貸付金に関連する元本金額は、200.0百万ユーロ（2018年：214.5百万ユーロ）である。これらの延滞が生じている貸付金は、貸倒引当金164.9百万ユーロ（2018年：177.6百万ユーロ）によりカバーされている。

2a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証（請求可能）により担保されている貸付金の延滞：

このような貸付金については、期限が経過した場合に、可能であればまず第一次保証の履行の請求が行われ、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証の履行が正式に請求される。

2019年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.3百万ユーロ（2018年：2.3百万ユーロ）であった。

2b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されている貸付金の延滞についての保証請求：

2019年中、54.8百万ユーロの欧州連合による保証の履行の請求が行われ、加盟国保証の履行の請求はなかった。2018年における対応する金額は、それぞれ134.0百万ユーロおよびゼロであった。

2019年中、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づく請求が行われた金額のうち、0.1百万ユーロが返金された。2018年における対応する金額は、4.9百万ユーロであった。

貸付金の再交渉と支払猶予

EIBは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はEIBの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、EIBが決定するものである。エクスポージャーは、(i)延滞の有無、(ii)当該エクスポージャーが減損に分類されているか否か、または(iii)当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付（LG）は低下しており、貸付金は要注意リストに入れられている。再交渉された場合、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、EIBは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。LGが「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討され、LGが「F」の貸付金は、すべて評価損計上の対象とされる。貸付金格付が十分に回復した場合には、EIBの手続きに沿って、当該貸付金はその段階で要注意リストから除かれる。

EIBの再編チームが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
支払猶予措置の対象となった契約件数	74	61
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	3,570	3,030
うち評価調整の対象となった貸付金	1,218	1,008
認識された評価損益	379	393
支払猶予された契約に係る受取利息	119	95
償却されたエクスポージャー （取引終了 / 貸付金売却後）	28	66

(単位：百万ユーロ)	支払猶予措置						2019年 12月31日
	2018年 12月31日	返済期限の 延期	元本および 利息の繰延	重大な財務 制限条項の 破棄	その他	契約上の 返済および 契約終了 ⁽¹⁾	
公共機関	957	0	0	10	133	-89	1,011
銀行	139	0	0	179	10	-20	308
企業	1,934	10	36	455	113	-297	2,251
合計	3,030	10	36	644	256	-406	3,570

(1) 減少は、2018年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した元本、利息および延滞金額の返済ならびに償却、ならびに当期中の契約終了による。

U.1.2. 財務ポートフォリオ

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオの構成および財務商品残高に適用される限度枠は、経営陣が設定している。この限度枠は、リスク管理部門により定期的に見直しが行われる。

EIBは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。EIBは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、EIBに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間レポおよびリバース・レポ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証
- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

以下の表は、財務ポートフォリオの有価証券および短期金融市場商品（預金およびリバース・レポ）に係る信用リスク構成比を、カウンターパーティーおよび発行体の信用格付別に示したものである。

同等のムーディーズ格付	有価証券ポートフォリオ (単位：％)		短期金融市場商品 (単位：％)	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
Aaa	10	7	12	40
Aa1からAa3	37	29	34	22
A1からA3	50	54	54	36
A3未満	3	10	0	2
合計	100	100	100	100

財務取引に供する担保

受取担保

財務取引には、24,622百万ユーロ（2018年：10,023百万ユーロ）の二者間および三者間リバース・リパーチェス契約が含まれており、EIBはこのうち18,008百万ユーロ（2018年：8,482百万ユーロ）について財務担保、6,614百万ユーロ（2018年：1,541百万ユーロ）についてコモディティを受領している。二者間および三者間リパーチェス契約は、2019年12月31日現在1,183百万ユーロ（2018年：ゼロ）であった。この残高は全額について担保が供されており、原契約に従い、その後に追加担保の請求または担保の返還が行われる。財務担保ポートフォリオの時価は、2019年12月31日現在、18,544百万ユーロ（2018年：8,786百万ユーロ）であり、以下のように分類される。

2019年12月31日現在	リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）						合計
	債券						
同等のムーディーズ格付	政府債	国際機関債	政府機関債 (*)	担保付債券 (カバード・ ボンド)	銀行債および 社債	資産担保証券	
Aaa	995	136	267	5,879	1,851	417	9,545
Aa1からAa3	573	100	277	226	877	0	2,053
A1	419	0	44	0	329	0	792
A1未満	5,029	0	4	36	913	0	5,982
格付なし	53	0	14	0	105	0	172
合計	7,069	236	606	6,141	4,075	417	18,544

(*) 2019年から開始された新しい担保債券のカテゴリー。

	リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）					
2018年12月31日現在	債券					
同等のムーディーズ格付	政府債	国際機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債および 社債	資産担保証券	合計
Aaa	310	118	3,596	226	587	4,837
Aa1からAa3	561	170	0	368	0	1,099
A1	127	0	0	294	0	421
A1未満	1,844	0	0	585	0	2,429
合計	2,842	288	3,596	1,473	587	8,786

預託有価証券

ユーロ制度の通貨政策の運用との関連で、EIBは、2019年12月31日現在、時価31億ユーロの有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託している（2018年：31億ユーロ）。

二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保（ルクセンブルク中央銀行への差入れを除く）の時価は、2019年12月31日現在、1,182百万ユーロ（2018年：ゼロ）であった。

U.1.3. 第三者が供与した貸付金に関してEIBが付与した保証

自己資金を原資とするEIBの保証取引および証券化取引から生じる信用リスクは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に従って管理されている。

2019年末現在、EIBにより保証された契約済エクスポージャーは100億ユーロ（2018年：99億ユーロ）であり、このうち51億ユーロ（2018年：39億ユーロ）は保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーで、その保証引当金は8.1百万ユーロ（2018年：17.1百万ユーロ）であった。

統治機関の承認を受けた行内指針により、EIBが、商品範囲、対象地域、カウンターパーティー別のエクスポージャー、債務者別のエクスポージャー、業種別の集中度という点で分散している保証ポートフォリオを引き続き展開するよう徹底されている他、エクスポージャーの格付に基づく資本配分規則も規定されている。

EIBの取引が細分化していることから、集中リスクは限定的である。通常、組入れているポートフォリオは、単一の債務者への集中度、業種セクター、地域の多様化という点において高度に分散化している。集中リスクに対処するため、EIBは（資本配分に基づき）取引ごとに原債権者レベルで厳格な限度額（原債権者および原債権者銀行に対するエクスポージャー合計の上限）を設けている。

EIBの保証業務においては、当初から案件ごとに信用リスクを追跡管理する一方、組入れられているポートフォリオのグラニュラリティ（分散度）や同質度に応じて、異なるモデル分析法を採用している。業種セクター別エクスポージャーは、EIBが各取引または各トランシェに付与した格付に及ぼす影響を通じて、案件ごとに分析される。例えば、取引分析用の財務モデルによって、業種別エクスポージャーは黙示的な相関として反映され、あるいはモデルに入力する主要変数としてのデフォルト率の変動性の仮定を通して間接的に捕捉することができる。

さらに、ポートフォリオ内で集中度が高い業種セクターの現状や予想等の定性指標を用いて、それぞれの案件ごとに集中度に対するエクスポージャーを分析している。例外的に、一部の案件では、同一の（広義の）業種セクターにエクスポージャーが集中している。その場合は、通常、EIBに有益な信用補完の強化（優先劣後構造設定等）によって対処する。信用補完という特性を有する案件は、通常、単一の債務者に対するエクスポージャーの上限、債務者上位5者に対する合計エクスポージャー

の上限、業種別集中度の上限等、ポートフォリオ基準を設けている。EIB全体のポートフォリオ分析の一環として、業種セクター別のエクスポージャーも検討している。

カウンターパーティー・リスクに関しては、EIBのカウンターパーティー（通常は主要市場参加者）の質に注意を払うことによって、リスクを軽減している。残存期間中の手続きやプロセスの遵守状況を確認するため、監視目的の現地調査を別途行っている。また極端な場合の仮定を含めた保証ポートフォリオ・ストレステストのシナリオで定期的にテストを実施し、悪影響に耐えうる資本基盤であるかを判定している。

U.2. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りや金利の期間構造の不利な動きによる、EIBのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

金利リスクの測定および管理にあたり、EIBはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）および欧州銀行監督機構（「EBA」）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベーシスリスクおよびオプションリスクである。EIBに特に関係がある金利リスクはギャップリスクである。ギャップリスクとは、EIBの金利感応商品の金利変動のタイミングの差異による、当該の金利感応商品の期間構造の経済価値または同商品からの収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。

EIBは、概念上の参考ポートフォリオに基づいて、グローバルの構造的金利ポジションを管理している。

U.2.1. 自己資金の経済価値に対する金利リスク

EIBのALM戦略は、EIBの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。また、EIB成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特性に沿ったEIBの自己資金投資によって達成されており、これは4.5～5.5年の範囲の自己資金の目標投資期間を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、EIBの貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達が図られるべきだとされている。しかしながら、運用上の理由から、若干の逸脱は認められている。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ポジション純額は、市場リスクを最低限の水準に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

EIBは、EBAの標準化されたショックシナリオ⁽¹⁾に基づいて定期的なストレステストを実施している。2019年12月31日現在、金利カーブに対するEBAの上方平行移動ショックの影響は、自己資金の経済価値を79.8億ユーロ（2018年：77.5億ユーロ）⁽²⁾減少させる。

(1) EBA/GL/2018/02.

(2) ストレステストは、保険数理プロバイダーの計算による年金債務（DB0）を含む、すべてのリスク感応度の高い銀行勘定商品について実施されている。

EIBのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、LiborまたはEuriborに連動する合成変動利付債とみなすことができる。

以下は、2019年12月31日現在および2018年12月31日現在のEIBの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2019年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	英ポンド	米ドル	合計 ^(*)
ユーロ建想定元本	-2,263	-59	-2,360	-4,682
平均満期日	2046年10月21日	2022年6月20日	2037年8月4日	2041年11月8日
平均予想償還日	2028年8月25日	2021年1月8日	2024年10月6日	2026年8月6日

(*) 2019年に日本円はゼロであった。

2018年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	合計 ^(*)
ユーロ建想定元本	-2,645	-23	-2,660	-5,328
平均満期日	2043年8月6日	2032年2月9日	2038年2月5日	2040年10月20日
平均予想償還日	2028年4月15日	2030年11月26日	2027年7月30日	2027年12月11日

(*) 2018年に英ポンドはゼロであった。

関係するリスク・パラメーター別：

2019年12月31日	リスク・パラメーター			
(単位：百万ユーロ)	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	金利カーブの 勾配	合計
ユーロ建想定元本	-533	-4,088	-61	-4,682
平均満期日	2037年 5 月21日	2042年 8 月10日	2030年 9 月16日	2041年11月 8 日
平均予想償還日	2027年 2 月20日	2026年 8 月12日	2020年 9 月16日	2026年 8 月 6 日

2018年12月31日	リスク・パラメーター			
(単位：百万ユーロ)	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	金利カーブの 勾配	合計
ユーロ建想定元本	-651	-4,538	-139	-5,328
平均満期日	2037年11月 1 日	2041年 7 月15日	2030年 9 月16日	2040年10月20日
平均予想償還日	2027年11月 9 日	2028年 3 月 5 日	2020年10月 4 日	2027年12月11日

U.2.2. 金利リスク管理（利益面）

利益の感応度は、金利カーブ全体が1パーセンテージ・ポイント上昇した場合、あるいは低下した場合の向こう12ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でEIBが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2019年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベース・ポイント上昇すると、利益が75.1百万ユーロ（2018年：121.6百万ユーロ）増加し、金利が100ベース・ポイント低下すると、利益が81.0百万ユーロ（2018年：117百万ユーロ）減少する計算である。

EIBは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、EIBは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して適時に行われる月次のシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。EIBの現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、EIB業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

U.3. 流動性および資金調達リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うEIBの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義

務の履行に関する差し迫ったリスクおよびそれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、EIBのポジションの経済価値あるいはEIBのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関連している。

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクの管理が行われている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務返済上のニーズ、貸付金の実行、および貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク管理方針には、資金水準の下限も盛り込まれている。EIBの全体的な流動性比率（翌12ヵ月間の見積ネット・キャッシュ・フローに対する比率としての流動性）は、常に25%を上回っていることが義務付けられている。

EIBは非常時資金調達計画（CFP）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。CFPは定期的にバーゼル銀行監督委員会の原則およびその他の適切なベスト・プラクティスを基準にテストおよび評価されている。CFPは理事会によって毎年承認される。

EIBの特定の事業モデルに合わせて策定された定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施される。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIBは日次で流動性カパレッジ比率（「LCR」）を欧州連合CRR要件に沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。EIBは、過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることを確実にしている。2019年末現在、流動性カパレッジ比率は483.4%（2018年末は182.4%）であった。

以下の表は、貸借対照表日から契約上の満期日までの残存期間別にEIBの資産および負債を示している。契約によって定められた満期日のない資産および負債は、「満期日未確定」に区分されている。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2019年12月31日時点における満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2019年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および 郵便局預け金	947	0	0	0	0	947
中央銀行担保適格国庫証券 およびその他短期証券 その他の貸付金および 預け金：	7,048	8,936	10,794	6,590	0	33,368
- 当座預金	362	0	0	0	0	362
- 金融機関	47,014	6,782	0	0	0	53,796
- 対顧客	965	0	0	0	0	965
	48,341	6,782	0	0	0	55,123
貸付金：						
- 金融機関	3,341	12,123	53,880	40,413	3	109,760
- 対顧客	5,393	20,108	101,149	190,294	45	316,989
	8,734	32,231	155,029	230,707	48	426,749
確定利付証券を含む 負債証券 株式、その他の変動利回 証券および参加持分	4,513	2,384	2,209	2,918	0	12,024
関係会社株式	0	0	0	0	805	805
その他の資産	1,092	1,436	4,290	1,657	8,359	16,834
資産合計	70,675	51,769	172,322	241,872	16,923	553,561
負債：						
金融機関に対する債務	7,473	0	0	0	0	7,473
顧客に対する債務	1,611	0	0	0	0	1,611
債務証券借入	31,215	49,549	207,844	160,714	0	449,322
資本金、準備金および利益	0	0	0	0	73,689	73,689
その他の負債	566	2,425	3,392	1,561	13,522	21,466
負債合計	40,865	51,974	211,236	162,275	87,211	553,561

借入金および関連するスワップの一部は、投資家あるいはヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、EIBにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。EIBが債券に係るすべてのコール・オプションを契約で定められた次回権利行使日に行使した場合、2020年から2022年の期限前償還累計額は31億ユーロとなる。

2018年12月31日時点における満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2018年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および 郵便局預け金	142	0	0	0	0	142

中央銀行担保適格国庫証券

およびその他短期証券	6,556	7,908	11,401	6,806	0	32,671
------------	-------	-------	--------	-------	---	--------

その他の貸付金および

預け金：

- 当座預金	709	0	0	0	0	709
- 金融機関	47,332	3,971	0	0	0	51,303
- 対顧客	405	48	0	0	0	453
	48,446	4,019	0	0	0	52,465

貸付金：

- 金融機関	3,088	11,580	56,593	44,351	10	115,622
- 対顧客	4,374	19,126	98,497	192,468	59	314,524
	7,462	30,706	155,090	236,819	69	430,146

確定利付証券を含む

負債証券	5,560	4,896	3,281	2,218	0	15,955
------	-------	-------	-------	-------	---	--------

株式、その他の変動利回

証券および参加持分	0	0	0	0	6,122	6,122
-----------	---	---	---	---	-------	-------

関係会社株式	0	0	0	0	807	807
--------	---	---	---	---	-----	-----

その他の資産	1,067	770	4,280	2,747	8,621	17,485
--------	-------	-----	-------	-------	-------	--------

資産合計	69,233	48,299	174,052	248,590	15,619	555,793
-------------	---------------	---------------	----------------	----------------	---------------	----------------

負債：

金融機関に対する債務	4,216	0	0	0	0	4,216
------------	-------	---	---	---	---	-------

顧客に対する債務	1,802	0	0	0	0	1,802
----------	-------	---	---	---	---	-------

債務証券借入	34,308	36,857	209,204	175,015	0	455,384
--------	--------	--------	---------	---------	---	---------

資本金、準備金および利益	0	0	0	0	71,325	71,325
--------------	---	---	---	---	--------	--------

その他の負債	1,046	1,741	5,313	1,703	13,263	23,066
--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

負債合計	41,372	38,598	214,517	176,718	84,588	555,793
-------------	---------------	---------------	----------------	----------------	---------------	----------------

U.4. 為替リスク

為替（「FX」）リスクは、為替レートの不利な変動が原因で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産、負債およびヘッジ手段の間で通貨のミスマッチがある場合に、EIBは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

EIBの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、厳しい限度額内に維持されている。

ユーロ以外の通貨で発生する金利マージンに内在する為替リスクは、通常ヘッジされている。ヘッジ・プログラムは、今後3年間の米ドルおよび英ポンド建ての貸付金の金利マージンにローリング・ベースで対応している。

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2019年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2019年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	947	0	0	0	0	947
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	25,761	3,227	4,380	0	7,607	33,368
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	246	30	7	79	116	362
- 金融機関	37,257	2,606	5,134	8,799	16,539	53,796
- 対顧客	375	0	0	590	590	965
	37,878	2,636	5,141	9,468	17,245	55,123
貸付金：						
- 金融機関	87,631	1,972	12,979	7,178	22,129	109,760
- 対顧客	251,875	35,218	9,430	20,466	65,114	316,989
	339,506	37,190	22,409	27,644	87,243	426,749
確定利付証券を含む負債証券	4,501	253	1,726	5,544	7,523	12,024
株式、その他の変動利付証券および参加持分	6,008	864	586	253	1,703	7,711
関係会社株式	805	0	0	0	0	805
その他の資産	13,120	1,373	1,316	1,025	3,714	16,834
資産合計	428,526	45,543	35,558	43,934	125,035	553,561
負債：						
金融機関に対する債務	7,355	0	118	0	118	7,473
顧客に対する債務	1,475	2	58	76	136	1,611
債務証券借入：						
- 負債証券	233,518	45,599	111,047	45,520	202,166	435,684
- その他	8,725	15	838	4,060	4,913	13,638
	242,243	45,614	111,885	49,580	207,079	449,322
資本金、準備金および利益	73,689	0	0	0	0	73,689
その他の負債	17,006	1,912	1,362	1,186	4,460	21,466
負債合計	341,768	47,528	113,423	50,842	211,793	553,561
オフ・バランスシートの通貨スワップ	-86,769	2,006	77,838	6,925	86,769	
ポジション（純額）	-11	21	-27	17	11	

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2018年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2018年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	142	0	0	0	0	142
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	27,752	2,478	2,416	25	4,919	32,671
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	629	41	6	33	80	709
- 金融機関	38,173	616	5,230	7,284	13,130	51,303
- 対顧客	409	0	0	44	44	453
	39,211	657	5,236	7,361	13,254	52,465
貸付金：						
- 金融機関	93,859	2,024	12,174	7,565	21,763	115,622
- 対顧客	250,342	35,263	9,269	19,650	64,182	314,524
	344,201	37,287	21,443	27,215	85,945	430,146
確定利付証券を含む負債証券	3,800	1,966	2,771	7,418	12,155	15,955
株式、その他の変動利付証券および参加持分	4,786	712	421	203	1,336	6,122
関係会社株式	807	0	0	0	0	807
その他の資産	16,530	365	337	253	955	17,485
資産合計	437,229	43,465	32,624	42,475	118,564	555,793
負債：						
金融機関に対する債務	3,877	1	251	87	339	4,216
顧客に対する債務	1,671	4	70	57	131	1,802
債務証券借入：						
- 負債証券	234,328	45,409	117,355	44,611	207,375	441,703
- その他	7,974	106	1,027	4,574	5,707	13,681
	242,302	45,515	118,382	49,185	213,082	455,384
資本金、準備金および利益	71,325	0	0	0	0	71,325
その他の負債	21,407	890	362	407	1,659	23,066
負債合計	340,582	46,410	119,065	49,736	215,211	555,793
オフ・バランスシートの通貨スワップポジション（純額）	-96,633	2,937	86,426	7,270	96,633	
	14	-8	-15	9	-14	

U.5. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、または市場関連でも信用関連でもない外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

オペレーショナル・リスクはEIBの活動に内在しており、人的要因、不適切な従業員の行動、サイバーおよびテクノロジー関連事象、不適切もしくは機能不全のプロセス、事業の中断もしくは保全措置、情報システムの障害、第三者外部委託での障害または不正行為を含む様々な態様で現れる可能性がある。オペレーショナル・リスクをEIBの財務強度、事業の性格および業務を遂行する市場の観点から最低水準に維持することが目標となる。

リスク管理および内部統制のオペレーショナル・リスク部門（「OPR」）、ならび財務統制におけるアサーション部門が、オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針を決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はEIBの部署が担う。バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）が勧告するベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）の枠組みの主要な要素は、リスクの特定、評価、監視ならびにリスクの統制および軽減である。

EIBでは、スコアカードにまとめられた一連のオペレーショナル・リスク指標を通じて、内部損害履歴、シナリオ分析ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。特に、オペレーショナル・リスクは、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながるまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および現れつつあるリスク分野の監視を提供する。EIBは、主要な事業プロセスごとにオペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよび損害事象を継続的に監視するために、統計的分析システム（「SAS」）を使用している。

オペレーショナル・リスク管理は組織のあらゆるレベルで実施され、EIBの各種部署すべての職責とされる。

報告に関しては、オペレーショナル・リスク報告書は監査委員会、経営委員会および総務会に提出される。加えて、0.1百万ユーロを超える損失は、即座に総裁に報告される。

注V：デリバティブ

EIBは、予定取引から発生するエクスポージャーを含む金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品を主に資産負債管理活動の一環として使用している。デリバティブは契約金融商品であり、その価値は、原資産、利率、為替そして種々のインデックス動向により変動する。デリバティブ取引は売買目的で利用されるのではなく、資金調達関連の場合および市場リスク・エクスポージャーを低減するためのみに限られている。

EIBのスワップの大部分は、資金調達オペレーション（資金調達活動）の一環として、債券発行をヘッジする目的で締結されている。借入ポートフォリオに関連したすべてのスワップは満期が関連借入債務に対応しており、このため長期の性質を持つ。

またEIBは、貸付金や財務のヘッジ・オペレーションの一環として、またはグローバルな資産負債管理（「ALM」）ポジションのヘッジ（ALMヘッジ活動）のために、スワップを行っている（注V.1を参照）。

EIBは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップも行っている（注V.2を参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている。

EIBは短期財務ポジションの金利リスクをヘッジするために、金利先渡契約を使用する。

V.1. 資金調達および資産負債管理（「ALM」）デリバティブ

資金調達およびALMヘッジとの関連で使用されるデリバティブには以下のものがある。

- 通貨スワップ
- 金利スワップ
- ストラクチャード・スワップ

V.1.1. 通貨スワップ

通貨スワップとは、調達されたある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための為替予約を締結する契約である。

EIBは、主に資金調達業務の一環として、開始時に借入資金を別の通貨に交換し、その後借入返済に必要な資金を元の通貨でEIBが入手することとなる、通貨スワップを締結している。

以下の表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、短期通貨スワップ（注V.2.を参照）を除く）の満期を示している。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2019年12月31日現在の 通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2019年の 合計
想定元本（受取）	40,347	116,134	39,584	23,675	219,740
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよびCOLVAを含む割引価値（純額）） ^(*)	-197	1,537	1,990	1,248	4,578

2018年12月31日現在の 通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2018年の 合計
想定元本（受取）	40,522	107,503	41,882	20,958	210,865
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよびCOLVAを含む割引価値（純額）） ^(*)	-617	-244	2,124	1,435	2,698

(*) 2019年12月31日現在1,350百万ユーロ（2018年：1,513百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

V.1.2. 金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利スワップの利用により、EIBは、顧客からの要求に応じて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利構造を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をカウンターパーティーと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

以下の表は、金利スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、外貨建てで計算された利息を合成的にユーロ建てに交換するシンセティック・スワップを含む）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2019年12月31日現在の 金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2019年の 合計
想定元本	65,329	215,856	125,751	133,743	540,679
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよびCOLVAを含む割引価値（純額）） ^(*)	231	5,260	5,683	1,208	12,382

2018年12月31日現在の 通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2018年の 合計
想定元本	58,521	207,711	137,869	131,579	535,680
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよびCOLVAを含む割引価値（純額）） ^(*)	248	3,110	5,350	152	8,860

(*) 2019年12月31日現在マイナス803百万ユーロ（2018年：マイナス406百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

V.1.3. ストラクチャード・スワップ

EIBは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場で、より低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、EIBは主に金利オプションまたは株価指数オプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

以下の表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、価額および想定元本の詳細を示している。

	期限前解約が組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに基づくクーポンまたは類似するもの	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
取引件数	138	156	1	1	264	266
想定元本 (単位：百万ユーロ)	5,049	5,796	500	500	19,770	21,420
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよびCOLVAを含む割引価値（純額）） (単位：百万ユーロ)	681	376	17	-28	-2,627	-2,473

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用する収益還元法により算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入に組込まれている、もしくは借入に関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。ストラクチャード・ディールとしては、金利、為替レート、インフレ率、株価指数、および金利のボラティリティに左右される様々な取引がある。

V.1.4. デリバティブ取引における信用リスクの軽減方針

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にEIBが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してEIBを保護するための一連の手続きが整備されている。

・ 取引契約の枠組み

EIBのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの取引契約の枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。

・ カウンターパーティーの選択

取引開始時の格付は、A3以上と定められている。格付がある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

・ 担保設定

- (限度枠を超過した)エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

スワップについて受け取った担保の時価は、2019年12月31日現在、21,104百万ユーロ(2018年:15,174百万ユーロ)で、担保の性質および同等のムーディーズの格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

同等のムーディーズ格付	スワップ担保(単位:百万ユーロ)			
	債券			2019年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	1,509	2,765	0	4,274
Aa1からAa3	4,643	0	0	4,643
A1からA3	674	0	0	674
Baa1からBaa3	4,605	0	0	4,605
Baa3未満	621	0	0	621
格付なし	0	0	6,287	6,287
2019年の合計	12,052	2,765	6,287	21,104

同等のムーディーズ格付	スワップ担保(単位:百万ユーロ)			
	債券			2018年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	1,870	1,628	0	3,498
Aa1からAa3	3,684	0	0	3,684
A1からA3	1,355	0	0	1,355
Baa1からBaa3	2,046	0	0	2,046

Baa3未満	468	0	0	468
格付なし	0	0	4,123	4,123
2018年の合計	9,423	1,628	4,123	15,174

・ デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。

BISのバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）の勧告に従い、EIBは、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用し、資本配分には信用リスク相当額を使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。

EIBは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、破綻取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2019年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは816百万ユーロ（2018年12月31日現在：746百万ユーロ）であった。

さらにEIBは、リスクのマージン期間中（取引ポートフォリオにより10日間から20日間）にネットティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2019年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは10,354百万ユーロ（2018年12月31日現在：10,137百万ユーロ）であった。

・ 限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下記の表は、カウンターパーティーの内部格付別内訳を示している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー		ポテンシャル・ フューチャー・ エクスポージャー	
			(単位：百万ユーロ)		(単位：百万ユーロ)	
同等のムーディーズ格付	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
Aaa	0.48%	0.49%	448	61	994	61
Aa1からAa3	25.47%	24.13%	204	490	2,696	2,748
A1からA3	65.94%	65.41%	113	168	6,364	7,036
A3未満	8.11%	9.97%	51	27	300	292

合計	100.00%	100.00%	816	746	10,354	10,137
----	---------	---------	-----	-----	--------	--------

V.2. 流動性管理の一環として

EIBはまた、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップを行っている。

短期通貨スワップ（受取）の想定元本は、2019年12月31日現在で35,633百万ユーロであり、これに対して2018年12月31日現在は41,161百万ユーロであった。短期通貨スワップの公正価値は、2019年12月31日現在445百万ユーロ（2018年：36百万ユーロ）であった。

短期為替予約取引の想定元本は、2019年12月31日現在528百万ユーロ（2018年：539百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2019年12月31日現在マイナス37百万ユーロ（2018年：マイナス2百万ユーロ）であった。

注W：換算レート

2019年12月31日現在および2018年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2019年12月31日	2018年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	25.4080	25.7240
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4715	7.4673
英ポンド(GBP)	0.8508	0.8945
クロアチア・クーナ(HRK)	7.4395	7.4125
ハンガリー・フォリント(HUF)	330.5300	320.9800
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.2568	4.3014
ルーマニア・レイ(RON)	4.7830	4.6635
スウェーデン・クローナ(SEK)	10.4468	10.2548
欧州連合加盟国以外の通貨		
オーストラリア・ドル(AUD)	1.5995	1.6220
アゼルバイジャン・マナト(AZN)	1.9004	1.9358
カナダ・ドル(CAD)	1.4598	1.5605
スイス・フラン(CHF)	1.0854	1.1269
中国人民元(CNY)	7.8205	7.8751
ドミニカ・ペソ(DOP)	59.3644	57.4037
エジプト・ポンド(EGP)	17.9584	20.4229
エチオピア・ブル(ETB)	35.6810	31.9590
ジョージア・ラリ(GEL)	3.1927	3.0417
香港ドル(HKD)	8.7473	8.9675
アイスランド・クローナ(ISK)	135.8000	133.0500
日本円(JPY)	121.9400	125.8500
ケニア・シリング(KES)	113.6300	116.2400
モロッコ・ディルハム(MAD)	10.7263	10.9402
モルドバ・レウ(MDL)	19.2000	19.4400
メキシコ・ペソ(MXN)	21.2202	22.4921
ノルウェー・クローネ(NOK)	9.8638	9.9483
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.6653	1.7056
ロシア・ルーブル(RUB)	69.9563	79.7153
チュニジア・ディナール(TND)	3.1122	3.4210
トルコ・リラ(TRY)	6.6843	6.0588
台湾ドル(TWD)	33.5463	34.9831
ウクライナ・グリブナ(UAH)	26.5849	31.6750
米ドル(USD)	1.1234	1.1450
中央アフリカCFAフラン(XAF)	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	15.7773	16.4594

注X：関連当事者取引

X.1. 関係会社株式および参加持分

欧州投資基金（「EIF」）との関連当事者取引は、主として、EIFに代わってEIBがその財務、IT、年金基金、その他の役務を管理・運営することに関する取引である。一方EIFは、EIBのベンチャー・キャピタル事業（参加持分を含む）を管理・運営している。

EIBの関連当事者取引に関連して、本財務書類に計上されている金額は、次のとおりである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年12月31日	2018年12月31日
資産：		
関係会社株式	805,044	806,572
参加持分	312,191	248,918
前払金および未収収益	5,212	3,039
その他の資産	12,076	3,272
資産合計	1,134,523	1,061,801
負債：		
顧客に対する債務	-1,049	82
その他の負債	-258,739	-203,965
負債合計	-259,788	-203,883
損益計算書：		
関係会社株式からの収益	6,140	6,715
参加持分からの損益	-529	-8,722
受取手数料	725	13,272
支払手数料	-65,558	-59,971
その他の業務収益	12,478	11,527
一般管理費	219	757
損益計算書計上額合計	-46,525	-36,422
オフ・バランスシート：		
EIF払込未請求資本	2,107,200	2,111,200
EIF資金の管理	1,238,605	1,220,176
EIFの少数株主に付与されたプット・オプション	821,272	816,824
払込未請求参加持分	605,346	565,274
EIFに供与された保証	4,982,193	4,246,929
オフ・バランスシート項目合計	9,754,616	8,960,403

X.2. 主要経営陣

EIBは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびEIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

一般管理費（注R）に算入されている主要経営陣の当該報告期間の報酬は、次の表のとおりである。

（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
短期給付 ⁽¹⁾	9,574	10,445
退職後給付 ⁽²⁾	915	968
退職手当 ⁽³⁾	-1,504	720
合計	8,985	12,133

- (1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。
- (2) 退職後給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。
- (3) 2019年度について、EIBは過年度に関連する退職手当引当金の取り崩しを計上したことにより、純利益を計上した。2019年度に費用計上された手当は744千ユーロであった。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っておらず、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2019年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

（単位：千ユーロ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
年金制度および健康保険制度（注L）	60,727	68,383
その他の負債（注G）	16,095	20,161

注Y：後発事象

COVID-19のパンデミックに伴いグローバル金融市場の一般的情勢が不確実であるにもかかわらず、EIBは、主にEIBの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、現在も引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。さらに、EIBが十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠していることから、EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も高くされている。COVID-19のパンデミックのEIBに対する最終的な影響を現段階で予測することは困難である。EIBは状況を注視し、パンデミックに対応したその他の支援策およびプログラムを検討し続けていく。

上記の要因を除き、2019年12月31日現在の本財務書類の調整または本財務書類における開示を要する、決算日後に発生した重要な事象はない。

注Z：第三者資金の管理

Z.1. インベストメント・ファシリティ-コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.2. ギランティー・ファンド

域外活動のためのギランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。EIBは、ギランティー・ファンドの個別財務書類を作成している。

Z.3. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i) EUの割当量単位（EUA）の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

Z.4. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年 - 2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）N1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザリー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（「R&I」）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

Z.5. EIF資金

EIF資金は、EIBとEIFとの間で2000年12月に締結された資金管理契約に従い、EIBによって管理されている。

Z.6. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ

(「PBI」)の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

Z.7. ファンド・オブ・ファンズ(「JESSICA II」)

ファンド・オブ・ファンズ(「FoF」)は、欧州構造投資基金(「ESIF」)が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品(「DFI」)で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給(拠出)の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

Z.8. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ(「RSFF」)

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業(SME)および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント(「RSI」)を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業(「SME」)や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

Z.9. JESSICA(保有基金)

JESSICA(都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援)は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。

EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

Z.10. EU - アフリカ・インフラ(「EUAI」)信託基金

EUAI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUAI信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.11. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

Z.12. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

Z.13. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

Z.14. 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために金融の流れを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

Z.15. 国際開発協力機構（「AECID」）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（「AECID」））とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

Z.16. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（「SME」）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

Z.17. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.18. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと

欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

Z.19. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（「FEMIP」）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.20. 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

HIPCイニシアチブ（「イニシアチブ」）とは、世界の最貧国に特別支援を供与する国際的な債務救済制度である。世界銀行と国際通貨基金からの申入れを受けて、1996年に設立された。主な目的は、貧困国の債務負担を維持可能な水準にまで削減することにある。EIBは、同イニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.21. 加盟候補国向け支援制度II（「IPA II」）

加盟候補国向け支援制度（「IPA」）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に117億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

Z.22. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.23. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.24. 欧州戦略投資基金（「EFSI」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（「EFSI契約」）、および欧州投資アドバイザー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（「EIAH契約」）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。承認を受けたプロジェクトおよびEIBのエクスポージャーに関する詳細な情報については、注D.1を参照のこと。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素であるa) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザー・サービスの強化もしくは拡大または未対応のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

Z.25. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

Z.26. 研究・開発・イノベーション・アドバイザー（「RDIアドバイザー」）

RDIアドバイザーは、ホライズン2020に基づくInnovFinプログラムの一環として、2014年6月に締結された7年間の包括協定に基づいて設立された欧州委員会とのパートナーシップである。RDIアドバイザーには2系統の活動があり、(i) アドバイザーに関連した立ち上げ段階のプロジェクト、および(ii) RDI投資の全体的な枠組みの状況の改善を取り扱う並列活動ならびにホライズン2020に基づく金融手段である。EIBは、RDIアドバイザーの個別財務書類を作成している。

Z.27. 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）

JASPERS（欧州地域のサポート計画に対する共同支援）は、EIB、欧州委員会およびEBRDの間における技術支援ファシリティである。欧州構造投資基金の融資を申請する大型プロジェクトの質が向上するよう、EUおよび候補国の多くを支援する。JASPERSによる支援には、EUからの資金供与に係る申請の把握から提出まで、プロジェクトの準備の支援、独立した立場でのプロジェクトの品質レビュー、均等な割り当て、戦略支援、能力の構築（能力センターを含む）、実行支援が含まれることがある。JASPERSの業務は、7つの部門（道路、鉄道・航空・海事、水道・ごみ、エネルギー・固形廃棄物、スマート開発、ネットワーキング能力センター、独立品質レビュー）に分かれている。運営期間の最初の10年（2005年 - 2015年）において、JASPERSは1,000を超えるプロジェクトを支援してきた。JASPERSが支援し、欧州委員会が資金供与を承認したプロジェクトの投資価値は、720億ユーロ超である。EIBは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書⁽¹⁾

2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2019年12月31日	2018年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	13,073	24,483
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,614	29,260
- 実行済金額	32,978	38,168
	54,592	67,428
合計⁽²⁾	67,665	91,911
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに加盟国の属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
実行済貸付金	71	71
リスク資本による業務		
- 実行済金額	419	419
合計⁽³⁾	490	490
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	135,357	163,907
合計⁽⁴⁾	135,357	163,907
合計	203,512	256,308

特別部門計算書⁽¹⁾ (続き)

2019年および2018年12月31日現在

(単位 : 千ユーロ)

負債	2019年12月31日	2018年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	46,051	62,651
- ヤウンデ協定	490	490
- ロメ協定	135,357	163,907
受託管理資金の合計	181,898	227,048
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,614	29,260
未実行金額の合計	21,614	29,260
合計	203,512	256,308

付記 :

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計 :

- a) 2019年12月31日現在における第 1 次、第 2 次および第 3 次ロメ協定に基づくもの : 256,081千ユーロ
(2018年 : 277,143千ユーロ)
- b) 2019年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの : 41,578千ユーロ (2018年 : 47,968千ユーロ)

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年 8 月20日に締結された。2019年に受けた履行請求後の、2019年12月31日現在に発行済EU保証はゼロ (2018年 : 4,280千ユーロ) であった。EU保証の総額は、2019年12月31日現在で38,920千ユーロ (2018年 : 38,920千ユーロ) である。

注(1) 特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価損益は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2) 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：		840,457
減算：	為替差額	55,409
	解約額	176,927
	返済額	539,337
		<u>-771,673</u>
		<u>68,784</u>

注(3) 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金	139,483	
リスク資本形成拠出金	2,503	
実行時の金額：		141,986
加算：	資産計上された利息	1,178
	為替差額	9,823
		<u>11,001</u>
減算：	解約額	3,310
	返済額	149,187
		<u>-152,497</u>
		<u>490</u>

注(4) 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（「ACP-OCT」）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：

条件付劣後貸付金	3,116,097	
出資	121,002	
実行時の金額：		3,237,099
加算： 資産計上された利息		9,548
減算： 解約額	741,842	
返済額	2,313,728	
為替差額	55,720	
		-3,111,290
		135,357

【EU会計指令に基づく連結財務書類とIFRSに基づくものとの差異】

EU会計指令に基づき作成されたEIBグループの2019年12月31日現在の連結貸借対照表および2019年12月31日終了年度の損益計算書ならびにIFRSに基づき作成されたそれらとの間における差異

連結貸借対照表

2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

	EU会計指令	調整 参照	IFRS
資産			
1 現金、中央銀行および郵便局預け金	947,155	0	947,155
2 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	34,436,433	132,900 A.1, B.1, C	34,569,333
3 金融機関貸付金および預け金			
a) 要求払	544,317	0	544,317
b) その他の貸付金および預け金	53,854,679	275 A.2, B.4	53,854,954
c) 貸付金	109,830,697	2,027,998 A.2, B.4	111,858,695
d) 貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）	-64,413	-94,633 C	-159,046
	164,165,280		166,098,920
4 対顧客貸付金および預け金			
a) その他の貸付金および預け金	964,644	-405 A.2, B.4	964,239
b) 貸付金	317,404,048	21,948,001 A.2, B.4	339,352,049
c) 貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）	-415,346	-181,794 C	-597,140
	317,953,346		339,719,148
5 確定利付証券を含む負債証券			
a) 公共機関による発行	3,873,908	47,677 A.1, B.1, C	3,921,585
b) その他による発行	8,563,375	34,746 A.1, B.1, C	8,598,121
	12,437,283		12,519,706
6 株式およびその他の変動利回証券	7,939,126	3,660,436 B.2, B.3	11,599,562
7 参加持分	336,845	-336,845 B.3	0
8 デリバティブ資産	0	49,788,848 B.5	49,788,848
9 有形固定資産	247,398	156,465 G	403,863
10 無形資産	25,655	0	25,655
11 その他の資産	56,726	25,541 B.5, H	82,267
		A.1, A.2, A.4,	
12 前払金	16,661,609	-16,400,403 B.1, B.4, B.5	261,206
資産合計	555,206,856		616,015,663

連結貸借対照表

2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

	EU会計指令	調整	参照	IFRS
負債および資本				
1 金融機関に対する債務				
a) 要求払	6,287,270	-2,801	A.3	6,284,469
b) 期日払または通知払	1,185,511	-779	A.3	1,184,732
	7,472,781			7,469,201
2 顧客に対する債務				
a) 要求払	1,594,508	0		1,594,508
b) 期日払または通知払	15,554	-14	A.3	15,540
	1,610,062			1,610,048
3 債務証券借入				
a) 負債証券	435,684,081	40,696,338	A.4	476,380,419
b) その他	13,637,452	3,309,245	A.4	16,946,697
	449,321,533			493,327,116
4 デリバティブ負債	0	32,525,648	B.5	32,525,648
			A.2, B.5, E, G,	
5 その他の負債	1,031,324	1,066,839	H	2,098,163
			A.1, A.2, A.3,	
			A.4, B.1, B.4,	
6 繰延収益	17,244,752	-16,871,680	B.5, F	373,072
7 引当金				
a) 年金制度および健康保険制度	3,409,064	4,483,225	D	7,892,289
b) 保証引当金	19,815	54,276	C	74,091
	3,428,879			7,966,380
負債合計	480,109,331			545,369,628
8 資本金				
a) 応募済資本金	243,284,155	0		243,284,155
b) 払込未請求資本金	-221,585,020	0		-221,585,020
	21,699,135			21,699,135
9 連結準備金				
a) 準備基金	24,328,415	0		24,328,415
b) その他準備金	12,792,307	-4,791,710	A-H	8,000,597
c) 公正価値準備金	0	712,446	A.4 B.2, B.5	712,446
d) 特別活動準備金	10,777,675	0		10,777,675
e) 一般貸倒準備金	2,170,177	0		2,170,177
	50,068,574			45,989,310
10 当期純利益	2,418,836	538,754	A-H	2,957,590
11 非支配持分に帰属する資本	910,980	-910,980	E	0
資本合計	75,097,525			70,646,035
負債および資本合計	555,206,856			616,015,663

連結損益計算書

2019年12月31日終了事業年度
 (単位：千ユーロ)

	EU会計指令	調整 参照	IFRS
1 受取利息および類似収益	24,519,884	A.1, A.2, -50,154 B.1, B.4	24,469,730
2 支払利息および類似費用	-21,476,544	A.4, B.5, D, -73,871 E, G	-21,550,415
3 株式およびその他の変動利回証券からの収益	278,533	0	278,533
4 受取手数料	429,475	11,118 F	440,593
5 支払手数料	-252,282	0	-252,282
6 金融業務損益	112,550	A.1, A.2, A.4, B.1, B.2, B.3, 588,943 B.4, B.5, G	701,493
7 その他の業務収益	5,925	0	5,925
8 貸付金および預け金の減損ならびに保証引当 金の変動(戻入れ控除後)	33,781	61,691 C, H	95,472
9 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証 券、株式およびその他の変動利回証券の減損 の変動(戻入れ控除後)	-1,778	585 C, B.3	-1,193
10 一般管理費			
a) 人件費	-860,217	-39,088 D	-899,305
b) その他の管理費	-286,971	39,150 G	-247,821
	-1,147,188		-1,147,126
11 減価償却費および償却費：有形固定資産およ び無形資産			
a) 有形固定資産	-28,985	-38,558 G	-67,543
b) 無形資産	-15,597	0	-15,597
	-44,582		-83,140
12 当期純利益	2,457,774		2,957,590
少数株主に帰属する当期利益	38,938	-38,938 E	0
EIB株主に帰属する当期利益	2,418,836		2,957,590

評価および収益認識におけるIFRSおよびEU会計指令の間の差異

A 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたまたは償却原価で計上される金融資産および負債（ヘッジ会計を含む。）

1 負債証券ポートフォリオ

EU会計指令において、負債証券ポートフォリオは、購入価格で計上され償却原価で測定される。経過利息は、貸借対照表の「前払金および未収収益」の項目に計上される。未収割戻金は、貸借対照表の「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

IFRSに基づき、グループは、適格なヘッジ対象の負債証券にヘッジ会計を適用している。これらの有価証券の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の負債証券は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息および未収割戻金は、貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

ヘッジ対象負債証券の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

2 貸付金および預け金

EU会計指令において、すべての貸付金および預け金は、償却原価で計上されている。経過利息は貸借対照表の「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。貸付金に係るアップフロント・フィーは償却され、損益計算書の「受取利息および類似収益」に認識される。

IFRSにおいては、グループは、適格なヘッジ対象の貸付金にヘッジ会計を適用している。これらの貸付金の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の貸付金は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、損益を通じて公正価値で測定される。

貸付金の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、貸借対照表上で関連する資産の残高として報告される。

信用減損している貸付金および預け金に係る経過利息は、「受取利息および類似収益」に戻入れがなされる。

IFRSにおいては、貸付金に係るアップフロント・フィーは、

- ・ 公正価値オプションに指定された貸付金に関して損益計算書上の「金融業務損益」の項目で即時認識される。
- ・ 貸付金の満期までの期間にわたり償却され、ヘッジ会計および／または償却原価で測定に指定された貸付金については、貸借対照表の「金融機関および対顧客貸付金および預け金」の項目で認識される。

IFRSにおいては、償却原価で測定される金融資産のキャッシュ・フローについて大幅な契約の変更がなされた場合、条件変更に係る損益の影響額を連結損益計算書の「金融業務損益」に計上する。

貸付金の仮勘定は、「その他の負債」から当該貸付金仮勘定が関連する貸付金残高に再分類される。

3 金融機関および顧客に対する債務

EU会計指令において、「金融機関に対する債務」は、財務書類において償還額で表示される。

金融機関および顧客に対する債務の利息は、発生主義により、損益計算書の「支払利息および類似費用」または利息がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」に計上される。経過利息は、「未払金および繰延収益」に含められる。

IFRSにおいては、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」は、当初は取得原価で計上され、財務書類では償却原価で表示される。

金融機関および顧客に対する債務の利息は、実効金利法を用いて損益計算書の「支払利息および類似費用」または「受取利息および類似収益」に計上される。

経過利息は、貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

4 債務証券借入

EU会計指令において、債務証券借入は償却原価で計上される。経過利息は貸借対照表の「未払金および繰延収益」の項目に計上される。「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」における発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは定額法で償却され、その後損益計算書の「支払利息および類似費用」の項目に認識される。

IFRSにおいては、グループは、適格である場合は常にそのヘッジ対象の発行債務の大部分にヘッジ会計を適用する。これらの債務証券借入の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の債務証券借入は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、損益を通じて公正価値で測定される。

債務証券借入の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、貸借対照表上で関連する負債性金融商品の残高として報告される。

発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは、貸借対照表で関連する金融商品の項目において報告され、関連する債務証券借入の満期までの期間にわたって償却される。ただし、債務証券借入が損益を通じて公正価値で測定され、償却はされず、手数料が損益計算書の「金融業務損益」に即時認識される場合を除く。

公正価値オプションに指定された債務証券借入については、IFRS第13号に従い自己信用リスクを反映した自己信用調整（「OCA」）が「公正価値準備金」としてOCIに計上される。

IFRSにおいて、グループは金融資産および金融負債の相殺基準を充たす1件の取引を有している。

B 強制的に損益を通じて公正価値で分類される金融資産

1 負債証券ポートフォリオ

EU会計指令においては、有価証券流動性ポートフォリオを除く負債証券ポートフォリオは、購入価格で計上され、償却原価で測定される。経過利息は、貸借対照表の「前払金および未収収益」の項目に計上される。

IFRSにおいては、一部の負債証券は償却原価で測定することができないため公正価値で計上しなければならず、公正価値変動は直接損益に反映される。

これらの負債証券の公正価値変動は、損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告されるが、関連手数料は、損益計算書の「金融業務損益」に即時認識される。

2 株式およびその他の変動利回証券

EU会計指令においては、株式およびその他の変動利回証券は、当初は取得原価で計上され、返済による資金の還流額が減額される。これらの帳簿価額は、その後取得原価または各貸借対照表日現在の時価のいずれか低い方の額に調整される。

個々の評価損益は「金融業務損益」に計上される。

IFRSにおいては、株式およびその他の変動利回証券は公正価値で計上され、公正価値変動は損益計算書の「金融業務損益」に直接反映される。ただし、公正価値変動が「公正価値準備金」としてOCIに反映されている欧州復興開発銀行（「EBRD」）に対する投資を除く。

3 参加持分

EU会計指令においては、「参加持分」は、グループの会計方針と一致した手法に基づき、EU会計指令に定める持分法を用いて会計処理されている。個々の評価損益は、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益」に計上される。

IFRSにおいては、参加持分は「株式およびその他の変動利回証券」に含められ、個々の公正価値調整は「金融業務損益」に計上される。

4 貸付金および預け金

EU会計指令においては、すべての貸付金および預け金は償却原価で計上される。経過利息は、貸借対照表の「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。貸付金に係るアップフロント・フィーは償却され、損益計算書の「受取利息および類似収益」に認識される。

IFRSにおいては、償却原価での測定に適合でない貸付金は、損益を通じて公正価値で測定に分類される。これらの貸付金に係るアップフロント・フィーは、契約時に損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

貸付金の公正価値変動は、損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

5 デリバティブ資産および負債

a 財務デリバティブ

EU会計指令において、売買目的ポートフォリオに含まれるデリバティブ金融商品は、時価で評価され、「その他の資産」または「その他の負債」に計上される。

アップフロント・フィーは、「金融業務損益」および「支払利息および類似費用」に表示される。

IFRSにおいては、すべてのデリバティブ資産および負債は貸借対照表で認識され、損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息は、貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

信用評価調整（「CVA」）、債務評価調整（「DVA」）および担保評価調整（「CollIVA」）は、デリバティブの公正価値評価に含まれている。

デリバティブの公正価値変動は損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

b デリバティブおよびヘッジ活動

EU会計指令において、ヘッジ・デリバティブ金融商品は貸借対照表で認識されない。これらはオフ・バランスシートにおいて額面価額で報告される。

デリバティブ金融商品について発生する利息は、「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」に表示される。

アップフロント・フィー、償還プレミアムまたはプレミアム/ディスカウントは、「支払利息および類似費用」として、関連するデリバティブの満期までの期間にわたり償却される。

IFRSにおいては、すべてのデリバティブ資産および負債は貸借対照表で認識され、損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息は、貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

CVA、DVAおよびCoIIVAは、デリバティブの公正価値評価に含まれている。

為替スワップおよび外国為替予約のプレミアムおよびディスカウントの償却は、「金融業務損益」に計上される。

ヘッジ会計におけるデリバティブについては、ヘッジ手段に指定された部分の利得または損失が損益計算書に認識される。加えて、グループは、通貨ベース・スプレッド（「CBS」）の公正価値をヘッジ手段指定から分離し、特定の会計処理を適用している。当初ヘッジ手段の指定日に測定されたCBSの金額は「その他の包括利益」（「OCI」）に計上され、損益計算書においてヘッジ期間にわたり定額法で償却される。CBSのその後の公正価値変動は、OCIに直接認識される。

ヘッジ会計におけるデリバティブのアップフロント・フィーまたは償却プレミアムは、関連するデリバティブの満期までの期間にわたり償却される。ただし、これらのデリバティブがヘッジ会計に指定されておらず、「金融業務損益」に即時認識される場合を除く。

IFRSにより、グループは、金融資産および金融負債の相殺基準を充たす2件の取引を有している。

C 償却原価で測定される金融資産および貸付コミットメントの減損

EU会計指令において、貸付金および預け金の評価損益は、それらの金額のすべてまたは一部が回収できないリスクが存在する場合にのみ計上される。これらの評価損益は、損益計算書の「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」として会計処理され、貸借対照表上の適切な資産項目から控除される。

負債証券の評価損益は、それが一時的でない場合に計上される。これらの評価損益は、損益計算書の「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益」として会計処理され、貸借対照表上の適切な資産項目から控除される。

IFRSにより、グループは、償却原価で測定されるすべての貸付金および負債証券の損失引当金に加え、オフ・バランスシートの貸付コミットメントの損失引当金を認識することが要求されている。この引当金は、当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合、または当該金融商品が信用減損していると判断された場合は全期間予想信用損失（「ECL」）に基づき、そうでない場合は12ヵ月ECLに基づき計上される。

金融商品の性質に応じて、ECL引当金は、貸借対照表の適切な資産項目から控除される。オフ・バランスシート項目については、貸倒引当金は「引当金 b) 保証および契約債務引当金」の項目で報告される。

ECL引当金の変動は、損益計算書の以下のいずれかの項目に計上される。

- ・ 貸付金および貸付コミットメントについては、「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」
- ・ 負債証券については、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利回証券の減損の変動（戻入れ控除後）」

D 年金基金

EU会計指令においては、10%回廊方式が採用されており、退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の差異の累積額は、制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で「一般管理費 a) 人件費」に認識される。

IFRSにおいて、グループは、退職後確定給付制度に関連する収益または費用を決定するために改訂されたIAS第19号を適用している。

数理計算上の差異の累積額は、全額が「その他準備金」として「その他の包括利益」で認識される。人件費の調整は、損益計算書の「一般管理費 a)人件費」で、利息費用の調整は「支払利息および類似費用」で認識される。

E 非支配持分の調整

EIB」および欧州投資基金（「EIF」）は総称して「グループ」と定義されている。

EIBはその子会社の1つであるEIFの少数株主の全所有株式を対象としてプット・オプションを付与した。

EU会計指令において、非支配持分は連結貸借対照表上、別の項目として計上される。プット・オプションは、グループのオフ・バランスシートに計上される。

IFRSにおいては、非支配持分は組み替えられ、対応する金融負債がオプションの行使価格の公正価値により「その他の負債」に認識されて親会社の株主に帰属する。その後、当該金融負債はIFRS第9号に従って測定される。すなわち、取得日後の金融負債の公正価値変動は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に認識される。非支配持分の合意価格に対する超過額または不足額は「連結準備金」に戻入れがなされる。

F 受取手数料

グループは、EU会計指令およびIFRSに基づき、一定期間にわたり履行義務が充足される収益からの受取手数料を、サービス期間にわたり発生主義で認識している。一時点でのサービスの提供またはその履行により稼得した受取手数料（例えば業績運動）は、サービスが完了した時点で認識される。

グループは、一定のマンドートについて、収入を受領する時期と各マンドートの全期間にグループにおいてサービス/コストが発生する時期との間のずれに対応するために、繰延収益方針を確立している。対応する調整が「受取手数料」に対して貸借対照表の「繰延収益」に計上される。

EU会計指令において、一定の期間にわたりこの繰延メカニズムを将来に向かって適用し当会計年度の繰延収益を認識したが、IFRSにおいては、グループは修正遡及アプローチを使用し、IFRS第15号への移行時に累積的影響額を資本に認識した。この結果、繰延収益とそれに対応する個々の年度に計上される収益に差異が生じた。

G リース

EU会計指令に基づき、賃借料は「一般管理費 b)その他の管理費」に計上される。

グループは従前、リース取引により原資産の所有に付随して発生するリスクおよび経済価値がグループに移転するか否かの評価に基づき、リースをオペレーティングリースに分類した。IFRS第16号の適用により、グループは、従前IAS第17号およびIFRIC第4号を適用してリースと識別していた契約の使用権資産およびリース負債をオンバランス処理する。ただし、免除規定の対象となるもの（短期リース資産および新規の取得原価を基準とした少額リース）を除く。

グループは、2019年1月よりIFRS第16号を適用し修正遡及アプローチを用いている。適用開始日には、新基準適用による累積的影響額を認識し、使用権資産をリース負債と同額として計上した。適用開始日直前に財政状態計算書において、当該リースに係る前払または未払リース料は認識されなかったため、認識された留保利益の調整はなかった。上記の使用権資産は「有形固定資産」に認識され、対応するリース負債は「その他の負債」に認識された。

事後測定においては、グループは、原価モデルを適用して使用権資産を計上し、使用権資産を開始日からリース契約終了時まで減価償却するとともに毎年減損評価を行う。使用権資産の減価償却は、「減価償却費および償却費：有形固定資産および無形資産 a)有形固定資産」に計上される。リース負債の帳簿価額は、リース料およびリース負債に係る割引の巻戻しによる利息を反映して調整され、再評価またはリースの条件変更を反映するため再測定が行われる。リース負債に係る割引の巻戻しによる利息は、損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。再評価の金額は、損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

H 金融保証契約

EU会計指令に基づき、金融保証による負債純額は、貸借対照表の「引当金 b)保証業務に係る引当金」に表示されている。将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

純負債の増加または減少は、損益計算書の「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

IFRSにおいて、金融保証による未実現利益は、金融保証契約の測定の結果として正味資産ポジションとなった場合、貸借対照表の「その他の資産」に計上される。金融保証契約の測定の結果として正味負債ポジションとなった場合、償却後の当初NPVが12ヵ月ECLまたは全期間ECLよりも高い契約については、「その他の負債」に表示される。信用減損があり、全期間ECLに基づいた損失引当金が認識されている保証契約については、「保証および契約債務引当金」に表示される。金融保証に関連する「その他の資産」または「その他の負債」の増加または減少は、損益計算書の「金融業務損益」に認識される。保証履行請求に対する決済以外の金融保証に伴う「保証および契約債務引当金」の増加または減少は、損益計算書の「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」に認識される。

(6) 【その他】

当会計年度の末日後、本有価証券報告書提出日までに生じた重要な事実はない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当なし